

平成28年
11 月

宮崎県定例県議会会議録

平成28年11月25日開会

平成28年12月13日閉会

平成28年11月宮崎県定例県議会会議録 目 次

11月25日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 議長挨拶 -----	4
1. 開 会 -----	4
1. 議席の一部変更 -----	4
1. 新議員紹介 -----	4
濱砂 守議員挨拶 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
黒木正一議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	5
1. 議長の報告（常任委員会委員及び特別委員会委員の選任） -----	5
1. 議案第1号から第17号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自11月26日（土曜日）	
至11月29日（火曜日） 休 会	
11月30日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 議案第18号から第25号まで追加上程 -----	12
1. 知事提案理由説明 -----	12
1. 一般質問 -----	12
丸山裕次郎議員質問 -----	12
・ 国立公園満喫プロジェクトについて	
・ 日本遺産について	
・ 国民文化祭について	
・ 若年者県内就職支援について	
・ ストレスチェックについて	
・ 骨髄バンクについて	
・ 畜産振興について	
・ 県立宮崎病院再整備について	
島田俊光議員質問 -----	25

<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光振興について ・ 道徳教育の充実について ・ 福祉人材の確保について ・ 林業振興について ・ 教育行政について ・ 過疎地域における買い物弱者対策について ・ 農水産業の振興について ・ 森林の管理・保全について ・ 公共事業関連について ・ 津波対策について 	37
野崎幸士議員質問 -----	37
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年問題について ・ 農政問題について ・ 子供の貧困について ・ 環境問題について 	
黒木正一議員質問 -----	50
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域対策について ・ 職員の採用について ・ 水害対策などについて 	
12月1日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	65
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	65
1. 一般質問 -----	66
新見昌安議員質問 -----	66
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 子育て環境の充実について ・ 高齢者を取り巻く諸問題等について ・ 県民に寄り添う取り組みについて ・ 交通事故の未然防止について ・ 過去の質問のその後について 	
井上紀代子議員質問 -----	78
<ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方改革について ・ 記紀編さん1300年～2巡目国体について ・ 農政問題について ・ 林業問題について 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ D V のない地域社会について ・ 子供の貧困問題について 	91
前屋敷恵美議員質問 -----	91
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 特別支援学校の環境整備について ・ 国民健康保険の医療費減額免除制度について ・ 地域医療構想について 	
西村 賢議員質問 -----	101
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ ひきこもり問題について ・ 宮崎県東京ビルについて ・ 台風被害対策について ・ 医師不足対策について ・ 空き家対策と移住政策について 	
12月2日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	115
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	115
1. 一般質問 -----	116
日高陽一議員質問 -----	116
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外戦略について ・ 農地中間管理事業について ・ 全共3連覇について ・ 松くい虫について ・ グローバル人材の育成について ・ W B C キャンプ等の受け入れについて ・ 2巡目国体に向けて 	
二見康之議員質問 -----	129
<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー政策について ・ 韓国訪問団について ・ 航空交通政策について ・ J R 九州民営化について ・ 子育て支援について ・ 宮崎県政史について 	
岩切達哉議員質問 -----	142
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働問題について 	

・福祉行政について	
・野菜価格の高騰について	
・福祉視点に立った土木行政の課題について	
・人事評価制度について	
・技術士について	
・交通安全対策について	
河野哲也議員質問	154
・働き方改革の推進について	
・アセットマネジメントについて	
・特別支援教育について	
・子供の交通事故防止について	
・取り調べの可視化について	
自12月3日（土曜日）	休　　会
至12月4日（日曜日）	
12月5日（月曜日）	
1. 出席議員	169
1. 地方自治法第121条による出席者	169
1. 一般質問	170
田口雄二議員質問	170
・知事の政治姿勢について	
・防災対策について	
・人口減少対策について	
・延岡南道路について	
・商工行政について	
有岡浩一議員質問	182
・知事の政治姿勢について	
・日本版DMOについて	
・公共施設等総合管理について	
・アダプト制度について	
・河川管理について	
・空き家対策について	
・高病原性鳥インフルエンザ対策について	
・有機農産物について	
・食品ロス削減について	
・健康長寿日本一について	

・ 社会教育の充実について	
高橋 透議員質問 -----	194
・ 知事の政治姿勢について	
・ 医療・介護行政について	
・ 観光振興について	
・ 農水産業の振興について	
・ 教育問題について	
井本英雄議員質問 -----	206
・ 知事の政治姿勢について	
・ 地方創生と人口減少について	
・ 公務員のあり方について	
・ 教育問題について	
・ 県立宮崎病院再整備について	
・ 林業問題について	
・ 国体のあり方について	
・ 土木行政について	
・ 警察行政について	
12月6日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	223
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	223
1. 一般質問 -----	224
中野廣明議員質問 -----	224
・ 当初予算・景気浮揚策について	
・ 中小企業対策について	
・ 農業産出額（畜産）の付加価値向上について	
・ 災害対策について	
・ 学力向上について	
・ いじめ防止対策について	
坂口博美議員質問 -----	237
・ 知事の政治姿勢について	
・ 県立宮崎病院再整備について	
・ 財政問題について	
・ グローバル戦略について	
・ 農政問題について	
・ 土木問題について	

太田清海議員質問	251
・知事の政治姿勢について	
・特急列車のワンマン化について	
・現物支給と国保財政について	
・地域医療調整会議の編成について	
・共生型福祉事業所「ゆるま〜れ」について	
・山林の管理について	
・公共事業の発注について	
・高齢者の交通事故対策について	
1. 議案第14号から第17号まで採決	261
1. 議案第1号から第13号まで及び第18号から第25号まで並びに請願委員会 付託	262
自12月7日（水曜日）	
常任委員会	
至12月8日（木曜日）	
12月9日（金曜日）	
特別委員会	
自12月10日（土曜日）	
休 会	
至12月12日（月曜日）	
12月13日（火曜日）	
1. 出席議員	265
1. 地方自治法第121条による出席者	265
1. 常任委員長審査結果報告	266
二見康之総務政策常任委員長	266
太田清海厚生常任委員長	267
清山知憲商工建設常任委員長	269
右松隆央環境農林水産常任委員長	270
渡辺 創文教警察企業常任委員長	271
1. 討 論	273
前屋敷恵美議員	273
1. 議案第1号採決	275
1. 議案第2号から第13号まで及び第18号から第25号まで採決	275
1. 請願第18号及び第19号採決	276
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	276
1. 議員発議案送付の通知	276
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程	277
1. 議員発議案第1号提案理由説明	277

黒木正一議会運営委員長	277
1. 議員発議案第1号採決	278
1. 討 論	278
来住一人議員	278
後藤哲朗議員	280
1. 議員発議案第4号採決	281
1. 議員発議案第2号、第3号及び第5号採決	281
1. 議員派遣の件	281
1. 選挙管理委員及び同補充員の選挙	281
1. 閉 会	282
<hr/>	
1. 資 料	283
平成28年11月定例県議会日程	285
議案送付文書	286
一般質問時間割	288
議案・請願委員会審査結果表	290
閉会中の継続審査・調査申出一覧	292
1. 議案議決件名一覧表	293
1. 議員発議案等	297
新田原飛行場に係る騒音区域見直しに対する意見書	299
骨髄移植ドナーに対する支援の充実についての意見書	300
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	301
資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書	302
北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書	303
議員派遣（九州・沖縄未来創造会議 第2回PT会議）	304
議員派遣（平成28年度九州各県議会議員交流セミナー）	305
1. 請願一覧表	307
1. 議事経過	317

11月25日（金）

平成 28 年 11 月 25 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (39 名)

1 番 西 村 賢 (自由民主党 青の国)
2 番 有 岡 浩 一 (愛みやざき)
3 番 来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番 重 松 幸 次 郎 (公明党宮崎県議団)
5 番 渡 辺 創 (県民連合宮崎)
6 番 岩 切 達 哉 (同)
7 番 二 見 康 之 (宮崎県議会自由民主党)
8 番 清 山 知 憲 (同)
9 番 島 田 俊 光 (同)
10 番 日 高 博 之 (同)
11 番 野 崎 幸 士 (同)
12 番 日 高 陽 一 (同)
13 番 星 原 透 (同)
14 番 濱 砂 守 (ひむかの会)
15 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
16 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
18 番 田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
19 番 高 橋 透 (同)
20 番 丸 山 裕 次 郎 (宮崎県議会自由民主党)
21 番 中 野 一 則 (同)
22 番 中 野 廣 明 (同)
23 番 黒 木 正 一 (同)
24 番 横 田 照 夫 (同)
25 番 山 下 博 三 (同)
26 番 右 松 隆 央 (同)
27 番 井 上 紀 代 子 (県民の声)
28 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民クラブ)
29 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
30 番 満 行 潤 一 (県民連合宮崎)
31 番 太 田 清 海 (同)
32 番 緒 嶋 雅 晃 (宮崎県議会自由民主党)
33 番 後 藤 哲 朗 (同)
34 番 外 山 衛 (同)
35 番 松 村 悟 郎 (同)
36 番 坂 口 博 美 (同)
37 番 蓬 原 正 三 (同)
38 番 井 本 英 雄 (同)
39 番 宮 原 義 久 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事 河 野 俊 嗣
副 知 事 稲 用 博 美
副 知 事 内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長 永 山 英 也
総 務 部 長 桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監 畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長 日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長 大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長 中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長 郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長 東 憲 之 介
会 計 管 理 者 高 原 み ゆ き
企 業 局 長 関 師 雄 一
病 院 局 長 土 持 正 弘
財 政 課 長 川 畑 充 代
教 育 長 四 本 孝 子
公 安 委 員 長 藤 田 紀 子
警 察 本 部 長 野 口 泰
代 表 監 査 委 員 高 橋 博
人 事 委 員 長 村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長 甲 斐 正 文
事 務 局 次 長 奥 野 信 利
議 事 課 長 長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長 小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐 伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹 松 吉 浩
議 事 課 主 査 沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事 森 本 征 明

◎ 議長挨拶

○星原 透議長 開会前に一言申し上げます。

今日は、執行部、関係団体の御協力をいただき、古代衣装を着用し、本会議を開催させていただきます。

この取り組みは、平成24年から記紀編さん1300年記念事業の一環として実施しております。県議会としまして、「神話のふるさとみやざき」のブランドイメージの一層の浸透が図られることを期待するものであります。

◎ 開 会

○星原 透議長 これより平成28年11月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○星原 透議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 新議員紹介

○星原 透議長 ここで、去る10月16日、西都市・西米良村選出議員補欠選挙で当選されました濱砂守議員を御紹介いたします。

濱砂守議員、御登壇を願います。

○濱砂 守議員〔登壇〕 おはようございます。去る10月16日、宮崎県議会西都市・西米良村選挙区におきまして、補欠選挙で当選をさせていただきました濱砂守でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今後は、西都市民、そして西米良村民、宮崎

県民の皆様方の負託に応えられるよう、県政の場で誠心誠意努力をしておりますので、どうぞ議員の皆様方、そして県執行部の皆様方、いろいろと御指導賜りますようによろしく願いを申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。(拍手)〔降壇〕

◎ 会議録署名議員指名

○星原 透議長 会議録署名議員に、黒木正一議員、田口雄二議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○星原 透議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る11月18日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成28年11月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計17件、その内訳は、補正予算5件、条例4件、予算・条例以外8件であります。このほか2件の報告があります。また、さらに給与関係の議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から12月13日までの19日間とすることに決定いたしました。

会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、11月30日から5日間の日程で

一般質問を行います。一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

12月7日から2日間の日程で各常任委員会を開催していただき、13日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。さらに、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○星原 透議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔卷末参照〕

◎ 議長の報告(常任委員会委員及び特別委員会委員の選任)

○星原 透議長 ここで、御報告を申し上げます。

去る10月18日、委員会条例第6条第1項ただし書きの規定により、議長において、濱砂守議員を文教警察企業常任委員会委員及びみやざき創生対策特別委員会委員に選任いたしましたことを御報告申し上げます。

◎ 議案第1号から第17号まで上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第1号から第17号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔卷末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成28年11月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に一言御礼を申し上げます。

本日は、県議会の御発案により、記紀編さん1300年記念事業を盛り上げる取り組みといたしまして、古代衣装をまとっての本会議となりました。この取り組みも記紀編さん記念事業がスタートした平成24年度から数えて5回目となりますが、古代に思いをはせつつ、先人と今を生きる私たちが深いきずなで結ばれたような気持ちになります。改めまして、「神話の源流みやざき」を県内外へ発信していく上で、このような大変貴重な機会を設けていただいたことに対しまして、星原議長を初め県議会の皆様に厚く御礼を申し上げます。

また、関連しまして、1点、御報告をさせていただきます。

国民文化祭についてであります。

今月1日、文化庁より、平成32年度に開催される第35回国民文化祭開催地の内定を受けました。記紀編さん1300年記念事業の集大成として、日本書紀編さん1300年に当たるこの年に本県で開催することを目指して、国への要望活動を展開してきたところであり、今回の内定について大変うれしく思っているところであります。

「文化の国体」とも言われる国民文化祭の開催が、文化芸術のすばらしさや地域の文化資源に対する認識を一層深め、本県文化のさらなる振興・活性化につながるよう全力で取り組んでまいります。

また、この年は、世界中の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される年でもあります。この絶好の機会に、宮崎の多彩な魅力を国内外に発信し、参加者の皆様を初め、本県を訪れる全ての方々をおもてなしの心でお迎えできるよう準備を進めてまいります。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

今回の補正予算案は、経済対策に伴う国の平成28年度第2次補正予算に係る経費及びその他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計312億4,081万円、このうち国の経済対策の実施に伴う経費が305億3,962万円となっております。また、特別会計が6,167万5,000円、公営企業会計が2億5,968万5,000円であります。

なお、一般会計の歳入財源は、分担金・負担金7億4,138万7,000円、国庫支出金188億5,049万9,000円、繰入金5億2,732万7,000円、諸収

入13億1,839万7,000円、県債98億320万円であり、この結果、平成28年度の一般会計歳入歳出予算規模は6,250億5,959万3,000円となります。

以下、主な事業の概要について御説明申し上げます。

まず、国の経済対策の実施に伴うものについてであります。国から補助を受けて実施する道路や河川、土地改良、造林等の補助・交付金事業と、道路や河川、高速道路等の国直轄事業への負担金を合わせまして、公共事業を約215億円措置することとしております。

また、公共事業以外の事業としまして、本県農林業の収益力向上や競争力強化を図るため、耐候性ハウスや集出荷貯蔵施設、牛舎、木材加工流通施設等の施設整備及び牛の自動競りシステムや高性能林業機械の導入の支援等を行うこととしております。

さらに、神奈川県相模原市の障がい者施設で発生した事件を受け、社会福祉施設等が防犯対策を強化するために行う防犯装置の設置等に対する支援や、熊本地震で被災した子供の就学・就園支援、台風等による海岸漂着物の回収・処理等も行うこととしております。

次に、国の経済対策に伴うもの以外としましては、熊本地震を受けて実施した緊急点検の結果を踏まえ、緊急輸送道路ののり面防災対策を行うための県単公共事業の追加、また、地方創生推進交付金を活用した農水産物の機能性解析体制の整備や、ビジネス情報の一元化等による食品製造業者の販売力の強化などを行うこととしております。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第6号「警察関係使用料及び手数料徴収

条例の一部を改正する条例」は、道路交通法の一部改正に伴い、準中型自動車免許の新設や新たな高齢者講習制度が実施されること等から、手数料の新設等を行うものであります。

議案第7号「職員の退職手当に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法等の一部改正に伴い、失業給付の対象者の拡大が図られること等から、失業者の退職手当に関する規定の改正を行うものであります。

議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、煙火の消費に係る事務等について、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するための改正等を行うものであります。

議案第9号「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例」は、県民生活のさらなる安全と平穏の確保を図る観点から、卑わいな行為、粗暴行為及びつきまとい行為等に対する規制を強化するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第10号は、えびの警察署庁舎建設主体工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第11号は、宮崎港マリーナ施設、宮崎県サンビーチツ葉及び県立阿波岐原森林公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号は、平成28年2月定例県議会で議決を経た畑地帯総合整備事業及び小規模湛水防除事業の執行に伴う市町村負担金の徴収について、国費がかさ上げされることから、議決内容

の一部を変更するものであります。

議案第13号は、平成29年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第14号及び議案第15号につきましては、収用委員会委員2名が平成28年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

このうち議案第14号は、田中寛氏の後任委員として大迫敏輝氏を、議案第15号は、山本圭吾氏の後任委員として、現在、収用委員会予備委員の宮永博美氏をそれぞれ任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第16号につきましては、収用委員会予備委員河野喜和氏が平成28年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任予備委員として高島俊一氏を任命いたしたく、議案第17号は、収用委員会予備委員宮永博美氏から収用委員会予備委員を辞任したい旨の申し出がありましたので、その後任予備委員として持原道雄氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

〔傍聴席で発言する者あり〕

○星原 透議長 傍聴人は静かに願います。

知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす26日から29日までは、議案調査等のた

平成28年11月25日(金)

め、本会議を休会いたします。

次の本会議は、30日午前10時開会、一般質問
であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時16分散会

11月30日（水）

平成 28 年 11 月 30 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	西村賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有岡浩一	(愛みやざき)
3 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡辺創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清山知憲	(同)
9 番	島田俊光	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	星原透	(同)
14 番	濱砂守	(ひむかの会)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
19 番	高橋透	(同)
20 番	丸山裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	黒木正一	(同)
24 番	横田照夫	(同)
25 番	山下博三	(同)
26 番	右松隆央	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	徳重忠夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満行潤一	(県民連合宮崎)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後藤哲朗	(同)
34 番	外山衛	(同)
35 番	松村悟郎	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	蓬原正三	(同)
38 番	井本英雄	(同)
39 番	宮原義久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	永山英也
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	畑山栄介
福祉保健部長	日隈俊郎
環境森林部長	大坪篤史
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	郡司行敏
県土整備部長	東憲之介
会計管理者	高原みゆき
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教育長	四本孝
警察本部長	野口泰
代表監査委員	高橋博
人事委員会事務局長	金子洋士

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	奥野信利
議事課長	長倉健一
政策調査課長	小田博之
議事課長補佐	伊豆雅広
議事担当主幹	松吉浩
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本征明

◎ 議案18号から第25号まで追加上程

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第18号から第25号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第18号から第25号までの各号議案を一括上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました議案は、先般の県人事委員会の勧告等を踏まえ、一般職及び特別職の給与改定を行うための補正予算案及び関係条例の一部改正案であります。

まず、議案第18号から第22号までにつきましては、一般会計及び4つの公営企業会計の補正予算案であります。

補正額は、一般会計9億5,544万7,000円、公営企業会計9,308万6,000円であります。このうち、一般会計の歳入財源は、地方交付税8億3,292万8,000円、国庫支出金1億2,251万9,000円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,260億1,504万円となります。

次に、議案第23号及び第24号は、県職員及び市町村立学校職員の給料及び勤勉手当等を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

最後に、議案第25号は、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○星原 透議長 ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。今回は大変ありがたいことに、一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。知事初め執行部の皆様には明快な答弁をお願いし、通告に従い一般質問を行います。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるに当たり、政府は、東京だけでなく、またスポーツだけでなく、日本の雄大な自然や有形無形の文化、さらに日本食を初めとする日本伝統の産業技術など日本のすばらしさを世界にアピールし、オールジャパンのプロジェクトを始動し始めております。今回は幾つかのプロジェクトについてお伺いいたします。

まず初めに、国立公園満喫プロジェクトについてお伺いいたします。

この事業は環境省が中心になり立ち上げたプロジェクトであります。日本の国立公園を、世界の旅行者が長期滞在したいと憧れる destinations へ展開するため、インバウンドの受け入れ環境整備や質の高いガイドの養成、保護すべき区域と観光に活用する区域の明確化を図り、ビューポイントを核とした優先改善やナショナルパークにふさわしいまちなみ景観の形成を行うことにしております。

環境省としましては、2020年までに訪日外国人の国立公園利用者数を1,000万人という大きな目標を掲げております。その国立公園満喫プロジェクトに霧島錦江湾国立公園が選定されたことは、非常にうれしく感じております。地元自治体・住民も大変期待しております。そこで、県としてのこれまでの検討状況と今後の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

次に、文化庁が取り組んでいる日本遺産についてお伺いします。

文化財行政はこれまで、文化財保護法に基づき、国宝・重要文化財、史跡名勝天然記念物など文化財の類型ごとに指定を行い、いわば「点」として保存・活用を図ることを中心に展開してきました。近年は、世界文化遺産への登録を通じた取り組みも見られるように、地域に所在する文化財について、まちづくりの核として潜在的な可能性が見出され、それらを積極的に活用する機運が高まっております。

有形無形のすぐれた文化財が全国各地に数多く存在しているのを、ストーリー性などの付加価値をつけつつ魅力を発信する体制を整備するとともに、文化財を核とした当該地域の産業振興・観光振興や人材育成などと連動して一体的なまちづくり政策を推進する地域を「日本遺

産」として指定し、施設整備や情報発信・人材育成や普及啓発など総合的に支援していく事業に昨年から取り組んでおりますけれども、ことしまでに37件が認定されております。

九州では、太宰府市の「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」、長崎県の対馬市等の「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」、熊本県の人吉市等の「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～」、佐賀県・長崎県の「日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」が認定されております。文化庁としては、2020年までに100件程度を全国各地に認定したいと考えているようでありますけれども、本県はこれまで数件申請したものの、残念ながら認定に至っておりません。そこで、これまでの日本遺産に対する取り組みと今後の方策について、教育長にお伺いいたします。

次に、我が県が取り組んでいる記紀編さん1300年記念事業の集大成と位置づけている国民文化祭についてお伺いします。

11月1日に、2020年に行われる国民文化祭の内定が正式におり、安堵しております。これまで誘致活動に取り組まれた県執行部初め、関係各位に敬意を表します。先ほど述べましたように、スポーツだけでなく、東京だけでなく、オールジャパンで元気で活力のある日本にしていきたいとさまざまなプロジェクトが行われている中で、2020年に国民文化祭が本県で開催されることは、大変ありがたいと感じております。

しかし、国民文化祭は「文化の国体」と言われているようでありますけれども、県民の認知度は余り高くないのではないかと感じております。これまで開催された国民文化祭よりも、地

域活性化につながる事業にしないといけないと考えております。そこで、2020年に開催される国民文化祭をどのように地域活性化につなげていこうと考えているのか、推進体制を含め知事にお伺いいたします。

次に、若年者県内就職支援についてお伺いします。

本格的な人口減少社会に入り、地域経済の疲弊、地域社会の維持、高齢化に伴う社会保障費の増など、さまざまな課題に立ち向かうため、近年、人口減少対策が各県で取り組まれるようになりました。本県でも人口ビジョンを昨年策定し、2060年までの人口推計を示し、人口減少要因である社会動態が流出超過、いわゆる就職や進学に伴う県外流出が多い状況を2030年までに30%抑止し、人口減少率を緩めていきたいという考えのようであります。

私も基本的にはこの考え方に賛成しておりますが、実態は、高校生の県内就職率は2年連続最下位という極めて厳しい状況です。仕事観、賃金などさまざまなことがあり、県内就職が一番だとは言えませんが、人口減少により宮崎県の経済等が疲弊しないためにも、積極的な県内就職支援の取り組みが必要だと考えております。そこで、石川県、富山県の高校生の県内就職率が極めて高いということで、我々県議会自民党の商工建設部会では、石川県、富山県に行き、調査してまいりました。

石川県金沢商業高校では、OB会組織が生徒や学校をバックアップする体制になっており、金商ブランド（金沢商業高校ブランド）を構築しており、昨年就職した153名のうち1名が県外に就職ただけで、ほかの生徒は全て県内に就職したということで、99%以上の県内就職率でありました。驚きの数字で、このような状況が

毎年続いているということでありました。

富山県では、県内企業の協力により、7割以上の生徒がインターンシップを体験したり、県内企業を紹介するガイドブックを作成し、生徒に県内企業の情報提供をしっかりと行っておりました。また、親に対する就職セミナーも行っておりました。さまざまなことに取り組んだ結果、県内就職率は95%と非常に高い状況でありました。石川県、富山県の取り組みは、人口減少を抑制したい本県にとって非常に参考になると思います。知事に両県の取り組みについて見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下の質問は質問者席からいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、国民文化祭についてであります。国民文化祭は、国民の文化活動への機運を高め、新しい芸術文化の創造を促す文化の祭典であります。世界の注目が日本に集まります東京オリンピック・パラリンピックの開催される年は、我が国も独特の高揚感に包まれるのではないかと考えておりますが、こうした記紀編さん1300年記念事業の集大成として開催できますことを、大変うれしく思っているところであります。国民文化祭の開催により、県民の芸術文化に親しむ機会を拡大し、主体的な文化活動を活発化するとともに、開催を通じて、神話や神楽を初めとする本県のさまざまな文化や地域資源を、積極的に全国に発信してまいりたいと考えております。

また、これを契機として、将来の本県文化を支える人材の育成や、新たな文化資源の掘り起こしなどに努めることにより、本県文化力の向上を図り、これを生かした持続的な地域の活性

化につなげてまいりたいと考えております。特に、市町村や文化団体などは、これは一つのチャンスであると捉えて、主体的にいろいろな取り組みをしていただくことが、地域の活性化にもつながるものと大いに期待しておるところであります。内定を受けまして、今年度中に市町村や文化団体との意見交換を行い、来年度には、関係機関による実行委員会を設置し、基本構想、実施計画を策定するなど、開催に向けて、県を挙げて準備してまいりたいと考えております。

次に、石川県、富山県における高校生の県内就職促進に向けた取り組みについてであります。本県の人口減少の大きな要因は、進学や就職時の若年層人口の流出などによる社会減であります。人口減少に歯どめをかけるためには、若者の県内就職の促進が不可欠であると考えております。

このような中、本県の高校生の県内就職率が全国最下位という結果を受けまして、県では昨年、教育委員会と合同で、県内就職率が高い両県の取り組みを調査いたしました。地元企業と学校が密接に連携しながら、インターンシップなどのキャリア教育や生徒の進路指導に取り組んでおり、高校生に地元企業の魅力がしっかり伝わっていることが、県内就職率の高さにつながっているものと考えております。

昨日、世界最先端の技術を有する航空関連産業メーカーの工場の立地が決まったところですが、県外企業に目が行きがちな県内の若者が、こういうことをきっかけに、県内就職について考え直す、よいきっかけになるのではないかと期待しておるところであります。

県としましては、こうした両県の取り組みを参考にしながら、これまで以上に企業と学校、

企業と生徒の接点をふやしていくため、現在、教育委員会や宮崎労働局等とも連携し、企業と学校のネットワークの強化や、高校生が地元企業の魅力に直接触れる機会の拡大に取り組んでいるところであります。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（大坪篤史君）〔登壇〕 お答えいたします。

国立公園満喫プロジェクトについてであります。霧島錦江湾国立公園につきましては、去る9月8日に、環境省や宮崎・鹿児島両県、そして関係市町等から成る地域協議会を設置しまして、そこで12月末までに満喫プロジェクトの取り組み方針となります「ステップアッププログラム」を策定することになっています。その中で、現在、重点的に取り組みを行いますビューポイントやアクセスルートの設定などの計画内容について協議を進めているところであります。

本県でのビューポイントとしましては、3つの地域を考えておまして、1カ所目がえびの高原から白鳥温泉に至る地域、2カ所目が御池から高千穂峰に至る地域、そして3カ所目が夷守台から生駒高原に至る地域ですが、こういったビューポイントを中心としまして、施設整備やソフト対策などについて、民間活力の導入も含めて検討しているところであります。今後は、このプログラムに基づいて、できるものから順次具体化を図りながら、より多くの方に当地域の魅力を満喫していただけるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えいたします。

日本遺産のこれまでの取り組みと、今後の認

定に向けての方策についてであります。御質問のとおり、日本遺産は、地域の文化財をさまざまな観光資源などと結びつけて地域の活性化を目指す文化庁の認定事業であり、私どもも大いに注目しているところであります。県内からは、認定に向けて、平成27年度に2件、28年度に2件の合わせて4件の申請がなされましたが、いずれも認定には至りませんでした。

現在、複数の市町村が来年度の日本遺産認定に向けて取り組んでいるところであり、県といたしましては、市町村と共同してストーリー案を検討するなどの支援を行っているところであります。日本遺産は、地域活性化はもとより、文化資源の再評価や新たな掘り起こしにつながるものでありますので、今後とも、観光部局や関係市町村等と連携を強化しながら、また、文化庁の御指導もいただきながら、日本遺産の認定に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 それぞれ答弁ありがとうございますございました。

国立公園満喫プロジェクトについて再質問を行います。

先ほど壇上から述べましたとおり、環境省は、2020年までに訪日外国人の国立公園利用者数を1,000万人という大変大きな目標を掲げております。多くの訪日外国人が高千穂峰を登山していただき、神話の源流を体感し、宮崎のよさを理解していただける日が来るのを楽しみにしておりますが、登山客が安全に登山するためにも、山頂の避難施設の再整備が必要だと考えておりますけれども、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 高千穂峰山頂の避難施設になっております山小屋は、昭和32

年に改修されたもので、現在、高原町が管理しているところです。建設から相当の年数が経過しまして、かなり老朽化が進んでいますので、高千穂峰の登山を楽しむ旅行者の安全確保等が図られるよう、ステップアッププログラムにこの山小屋の改修等を盛り込む方向で、現在検討しているところであります。

○丸山裕次郎議員 ぜひよろしくお伺いいたします。

今回の霧島錦江湾国立公園における満喫プロジェクトは、御池がビューポイントとなると思われましても、残念ながら、御池周辺の自然遊歩道は、数年前の災害で一部区間が通行止めとなっております。これまで地元の高原町からも早急な改修の要望が県に届いていると思われましても、一日も早い整備が必要だと思っております。そこで、国立公園満喫プロジェクトにおける御池の整備について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 御池につきましては、従来から県では、遊歩道や野鳥の森、さらにはキャンプ場など、国や関係市町と連携して整備を行ってまいりました。しかしながら、議員おっしゃいましたように、遊歩道につきましては、平成24年に大規模な崩壊が発生しまして、現在、1周約3.6キロございますが、その中の900メートルが通行できない状況になっています。御池は、豊かな自然とすばらしい景観を備えている場所ですので、今回のプロジェクトの中で、ビューポイントの一つに位置づけたいと考えているところでございます。今後、御池の魅力を十分満喫できるように、整備の具体的内容につきまして、国や関係市町と検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひこれもよろしくお伺い

しておきます。

次に、若年者県内就職支援について再質問を行います。

今年度から、高校生の県内就職を促進するため、これまで以上に学校と企業との接点を強化し、地元企業を知る機会の提供やキャリア教育の支援に取り組むことにより、本県の産業発展を担う人材の確保・育成を図る目的で、「さあ、みやざきで働こう！高校生県内就職促進事業」に取り組んでおりますけれども、具体的にはどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 高校生の県内就職の促進に向けた取り組みといたしましては、まず、企業と高校のネットワーク強化を図るため、県内就職支援員を配置いたしますとともに、学校・企業関係者によるワークショップを県内3地区で開催しております。教職員と企業の人事担当者との接点の広がりも生まれてきているところでございます。

また、生徒と企業の出会いの場を提供するため、宮崎労働局との共催で、6月に3年生向けの県内企業説明会を開催したところでございますが、参加者からは、地元にも全国的に活躍している企業があることを初めて知ったなどの声もいただいているところでございます。さらに、今後、2年生を対象とした企業ガイダンスや、1年生を対象とした県内企業・進学先体験フェアの開催も予定しているところでございます。今後とも、教育委員会等と連携しながら、高校生の県内就職の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 富山県では、県外の大学に進学した生徒に対しまして、学校側から生徒に承諾をとった上で実家の住所を把握し、就職活

動が始まる前に、県が独自に作成した県内企業のガイドブックを3,000件程度送付してございました。事業効果がどの程度上がっているかは把握していないということでありまして、富山県の県内就職への意気込みを強く感じました。そこで、Uターンを促進するため、県外に進学した大学生等に対して、県内企業の情報を積極的に提供すべきではないかと考えておりますけれども、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県外に進学した大学生のUターンを促進するためには、県内企業の魅力をしっかり発信することが重要であります。このため、昨年度から教育委員会と連携し、県外進学者の保護者への県内企業情報の提供に取り組んでおりまして、今年度は、大学1・2年生の保護者約2,000名に対し、就職情報紹介冊子等を送付する予定にしております。

また、東京に設置しております「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」におきまして、就職支援セミナーや県内企業との交流会を開催しておりますほか、首都圏の大学訪問や大学主催のセミナーへの参加を通しまして、本県出身学生への情報発信に取り組んでいるところでございます。今後とも、県外進学者に対し、積極的に県内企業情報を提供し、本県へのUターンを促進してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 若年者の県内就職支援については、本県でもようやく、石川県、富山県と同等の取り組みは行い始めてはおりますけれども、生徒の参加数や企業の参加数、さらには保護者の協力数は、まだまだ少ないと思っております。人口減少を抑制するため、さらなる努力と新たな取り組みが必要だと思っておりますの

で、強く要望しておきます。

次に、ストレスチェックについてお伺いいたします。

精神疾患による労災件数が3年連続で過去最多を更新している大きな社会問題を解消するため、2014年6月に労働安全衛生法が改正され、2015年12月から、従業員50名以上の事業所に、従来の過重労働の緩和などの量的施策に加え、質にフォーカスした心の健康状態をチェックできるストレスチェックが義務化されました。

義務化された12月に大手広告代理店の新入社員が自殺し、これは長時間労働による精神障がい原因だとして労災認定されたことで、大きく報道されております。もっと早くストレスチェックが始まっていたら、このような悲惨な事件は起こらなかったのではと思いますと、大変残念であります。

本県は、残念ながら自殺率が全国ワースト3位という不名誉な状態ですが、このストレスチェックにより、少しでも自殺予防につながってほしいと考えております。労働局が監督省庁だと思いますが、県内の民間事業所におけるストレスチェックの実施状況はどうなっているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

また、知事部局、教育委員会、警察本部それぞれの回答率を含めた実施状況はどうなっているのか、総務部長、教育長、警察本部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 事業規模50人以上の民間事業所におけるストレスチェックにつきましては、議員御指摘のとおり、法施行によりまして、12月から翌年の11月までに毎年1回行うことが義務化されており、本年の実施状況につきましては、現在、宮崎労働局において調査中でございます。

こうした中で、労働局におきましては、中間時点の本年5月に、県内の事業規模50人から99人までの574事業所における実施状況につきまして独自に調査しており、その調査結果によりま

すと、有効回答510事業所のうち、12.9%に当たる66事業所から、実施済みまたは実施中との回答がなされております。労働局といたしましては、ストレスチェックの実施率が低調であったことから、県内の各労働基準監督署におきまして、未実施の事業所に対し、研修会及び個別指導等を実施しているところでございます。

○総務部長（桑山秀彦君） 知事部局におきましては、今年度から、職員が自分のパソコンを使って、いつでも自分のストレス状況をチェックできるシステムを導入しております。その中で、8月をストレスチェックの実施強化月間といたしまして、議会事務局、各種委員会の職員を含む全職員を対象に、一斉受検を実施したところでございます。対象人数は4,596人で、そのうち受検者数は4,480人、受検率は97.5%となっております。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、教育委員会事務局職員と県立学校職員を対象に、よりきめ細かにストレス状態を把握するため、年2回のストレスチェックを実施しております。9月に実施いたしました1回目の状況は、対象人数が4,272人、受検者数が2,846人、受検率は66.6%であります。なお、現在、2回目の実施期間中でありまして、改めて、全職員に受検を促し、メンタルヘルス不調の未然防止や職場の環境改善に役立ててまいりたいと考えております。

○警察本部長（野口 泰君） 県警のストレス

チェックは、警察本部と県内13警察署の全職員及び非常勤職員を対象に、7月11日から8月10日の間に、卓上パソコンからストレスチェックシステムに入力し、実施しております。実施結果は、対象人数が2,445人、実施率100%であります。このストレスチェックの実施結果は、職員自身のメンタルヘルス不調の気づきや集団分析結果による職場環境改善に活用し、職員の心の健康づくり対策に生かしてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ストレスチェックでは、約1割の方が高ストレスと判断されると聞いております。高ストレスと判断された方が相談しやすい体制や個人情報管理が重要になってくると思われまます。そこで、高ストレスと判断された職員への対応について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(桑山秀彦君) ストレスチェックの結果、ストレスの度合いが高いと判断された職員に対しましては、担当の保健師等がプライバシーの保護に十分留意しながら、直接その職員とメール等で連絡をとりまして、相談専門員などによる相談あるいは健康管理医による面接を促すなど、職員のメンタルダウンの未然防止に向けた対応を行っているところでございます。

○丸山裕次郎議員 今回のストレスチェックでは、個人の結果をもとに、集団ごとに集計・分析することが可能ということで、職場環境の改善につなげることが、努力義務ではありますが、掲げられております。ぜひ職場改善につなげてほしいと思っておりますが、職場改善の取り組みについて、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(桑山秀彦君) 知事部局におきま

しては、職場ごとの分析の結果、例えばストレスの度合いが全国平均を上回った職場などにつきまして、相談専門員等が訪問いたしまして、分析結果の内容を説明した上で、職場環境の改善に向けた助言などを行っております。今回が初めての試みとなりますので、今後、こうした取り組みの成果・課題等を検証いたしまして、職場環境の改善に向けた取り組みの一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 先ほど述べましたとおり、自殺率がワースト3位という不名誉な県として、今回導入されたストレスチェックを生かし、自殺予防につなげてほしいと考えております。今回、50人以上の事業所は義務化されましたけれども、50人未満の事業所は努力義務ということであります。小規模な事業所が多い本県の実態に合わせて、50人未満の事業所への普及啓発も必要だと考えておりますが、県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 事業規模50人未満の事業所におけるストレスチェックにつきましては、ただいま議員御指摘のとおり、努力義務となっておりますが、全ての事業所において実施することが望ましいとの観点から、国におきましては、ストレスチェックを行った場合の費用などを助成する制度を設けて、その実施促進のための支援を行っております。

県といたしましては、ストレスチェックを実施することが従業員のメンタルヘルス不調の未然防止につながることから、県の広報紙やホームページなどを通じて、その重要性や助成金制度について、労働局とも連携しながら、県内事業所に周知してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ストレスチェックは今回が初年度で、民間事業所も自治体もとりあえずやってみた感じで、本格的なメンタルヘルス不調の未然防止や職場改善につながっていないと思っておりますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。知事部局、教育委員会、警察本部では、休職される方が毎年度100名程度いるとのことですので、ストレスチェックを生かしていただいて、休職者が減少し、県勢発展のために全ての職員が元気に仕事ができるような職場改善が図られることを要望しておきます。

次に、骨髄バンクについてお伺いいたします。

私は、10数年前に地元で、血液のがん、いわゆる白血病になった患者の知り合いから、ボランティア活動で骨髄バンク登録を行っている「みやざき骨髄バンク推進連絡会議」を紹介され、それ以来、一緒に骨髄バンク推進に取り組んでおります。現在は、皆様の御協力のおかげで、全国の骨髄バンク登録者数は45万7,000名余になっております。

御案内のとおり、骨髄バンクに登録できる年齢は18歳から54歳までとなっており、55歳になると登録抹消になる規定になっているため、2012年には1万6,356人、2013年には1万8,356人、2014年には1万9,962人が取り消しになっております。年々取り消し者数が増加傾向になっております。逆に新規登録者数は、2012年は3万8,050人、2013年は3万2,753人、2014年は2万6,380人と、ここ数年、減少傾向にあります。

新規登録者数と取り消し者数がほぼ拮抗し始めており、このままいくと登録者数全体が減少に転じてしまい、骨髄移植を望んでいる患者に

十分に対応できなくなると心配しております。そこで、これまでの骨髄バンク登録支援の取り組みと今後の取り組みについて、どのように考えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 県におきましては、骨髄ドナー登録数をふやすため、保健所に毎月定期的に登録窓口を開設するとともに、休日には登録会等も開催しているところであります。また、10月の骨髄バンク推進月間には、大型商業施設において、宮崎県赤十字血液センターと協力しまして、集中的に県民へのドナー登録の呼びかけを行っているところであります。さらに、ドナー登録がしやすい環境づくりを図るため、事業所の人事労務担当者等を対象とした講演会で、ドナー休暇制度に関する啓発等も行っております。

白血病などでつらい思いをされている患者さんを一人でも多く救うためには、ドナー登録や骨髄の提供の推進が重要であると考えておりますので、今後とも、日本骨髄バンク等と連携しながら、登録拡大の取り組みを続けてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 全国の骨髄バンクの登録状況を見ますと、40代が2万人を超えている反面、20代の登録者数が少ない傾向にあります。本県の状況を見ますと、40代が1,486人に対して、20代は何と4分の1以下の369人で、全国同様、若者・20代の登録者数が伸び悩んでいる状況です。これまで県としても、教育委員会や日赤等と連携し、さまざまな啓発活動を行ってきたと思いますが、これまで以上の取り組みが必要だと感じております。そこで、若者に対する今後の取り組みを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましており、本県におきましても、ドナー登録のできる年齢の上限であります54歳を超えたことを理由に登録が抹消される件数が増加傾向にありますことから、若年層への働きかけが重要であると考えております。

このため、これまでも、骨髄ドナーへの登録可能年齢であります18歳となる県立高校の3年生の生徒を対象に、ドナー登録の重要性や登録の流れなどを記載した啓発資料を配付してきたところではありますが、さらに、ことし1月から配付先を私立高校まで拡大したところでもあります。今後とも、日本骨髄バンク、日本赤十字社、教育委員会等関係機関と協力しながら、新たな啓発資料の配付の検討など、さらなる若年層への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 骨髄バンク事業を維持発展するためには、若者・20代の登録拡充が不可欠であります。ぜひ、県、教育委員会、日赤、関係団体のこれまで以上の連携協力をお願いしておきます。部長のほうからもありましたけれども、新たな対策、取り組みをやっていききたいということでありますので、ぜひ、もう一步踏み込んだ啓発活動を教育委員会等と連携しながらお願いしたいと思っております。

次に、畜産振興についてお伺いたします。

昨年から本県は、宮崎牛などのすぐれた食材を売り込むため、ミラノ食の博覧会への出展やドイツでの商談会に積極的に取り組み、EU諸国への農産物の輸出展開を進めております。

しかし、宮崎牛をEUに輸出するには、鹿児島県の食肉処理場を使っていることは残念で、ぜひ宮崎でもEU対応の食肉処理場の整備が必要ではという昨年の質問に対し、「県内の既存

施設の改修では認定の取得は難しいことや、施設整備には多額の費用を要することから、県内食肉センターの意向を踏まえ、関係者ともしっかりと議論を進めながら、具体的な検討を行ってまいりたい」という前向きな答弁をいただいておりますけれども、今回の補正で、ミヤチク都農工場を整備する予算が提案されており、非常に期待しております。そこで、今回の整備の具体的な概要と、食肉加工量の目標や輸出量拡大の目標などをどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県畜産の成長産業化を図る上で、EU輸出に対応できる食肉処理施設の整備は、輸出の促進や畜産関連産業の活性化に向けて大変重要であり、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画にもしっかりと位置づけ、これまで取り組みを進めてきたところでもあります。今回のミヤチク都農工場につきましては、平成28年度からの3カ年で約80億円をかけて整備し、牛・豚の食肉処理の完全分離化など、EUへの輸出基準を満たす衛生基準の高い輸出拠点施設となります。

今回の整備によりまして、平成33年度の都農工場の食肉加工量につきましては、牛・豚合わせまして、平成27年度と比較いたしますと、約2割増の1万4,000トン、輸出量につきましては、約3割増の100トンを目指しているところであります。

○丸山裕次郎議員 今回のミヤチク都農工場の再整備により、県内での食肉処理や輸出拡大につなげることにより、県が策定している第七次長期計画の目標達成や、さらに県勢発展につながると考えております。しかし、今回の補正は国庫補助のみの計上であり、県としての今後の支援策が必要と思っておりますけれども、知事

に見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 畜産が盛んな本県にとりまして、食肉関連産業は、加工、流通、販売と裾野が広く、本県経済の活性化や雇用創出を図る上でも重要な産業でありまして、宮崎牛を初めとする畜産物の輸出拡大を図ることは、私が重点施策として進めております「みやざきフードビジネス振興構想」を牽引していくものであると考えております。

昨年のミラノ国際博覧会におきまして、私は、宮崎牛を試食された一般の消費者の皆様、また、レストランのシェフからも大変高い評価というものを伺いまして、改めて宮崎牛の持つ高いポテンシャルとEUへの輸出に大きな可能性を感じたところであり、県内にもEU輸出に対応できる食肉処理施設を整備し、新たな世界の舞台でアピールしたいという思いをこれまで以上に強く抱いているところであります。

このため、県としましては、国に対して、予算獲得に向け、要望活動を積み重ねてきたところではありますが、昨日、国からほぼ要望どおりの内示があったところであります。これを受けて、県としての支援のあり方につきましては、今後、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 知事の答弁にありまして、食肉関連産業は、加工、流通、販売と裾野が広く、本県経済の活性化や雇用促進を図る上で非常に重要な産業だと思っております。また、食肉関連産業の強化だけではなく、畜産生産の支援も非常に重要だろうと思っております。同時並行して宮崎の発展のために力を注いでいただくことを、また、適切な支援をしていただくことを要望しておきたいと思っております。

最後に、県立宮崎病院の再整備についてお伺いいたします。

県立宮崎病院は、施設の老朽化・狭隘化が進んでいることや、災害対策の強化、診療機能の向上など、さまざまな課題を改善するため、早急な再整備が必要不可欠ということで、平成24年度から県立宮崎病院の再整備についてさまざまな検討が重ねられ、平成27年3月に全面改築を行う「県立宮崎病院再整備基本構想」を策定しております。基本構想をもとに、平成27年6月議会では、県立宮崎病院改築工事基本設計に係る債務負担行為を議決し、平成27年10月には、公募型プロポーザルによる基本設計の設計者を選定し、順調に進んでいると思っております。

しかし、休会中に開催された常任委員会の報告事項として、基本構想時には185億円だったのが、基本設計後に120億円以上ふえて306億円余になり、また、基本構想時に未定であった立体駐車場や医療機器整備などを含めると、なんと390億円になるという報告がありました。東京オリンピックで問題になった国立競技場やボート競技場などの整備費増と全く同じではないかと強く感じております。なぜこのように大幅に経費が膨らんだのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 宮崎病院の再整備につきましては、事業費の増大等に伴いまして、県民の皆様、そして議会の議員の皆様にも多大な御心配をおかけしておりますことを、大変申しわけなく思っております。事業費が基本構想策定時から増加した理由といたしましては、東日本大震災からの復興事業や東京オリンピック開催決定等に伴う建設需要の高まりによりまして、人件費や資材費などの建設費が想定以上

に高騰していることが、最も大きな要因となっております。

具体的には、基本構想策定時には、平成23年から25年に着工した他の公的病院の事例を参考に、その後の物価上昇も見込んで、1平米当たり37万円の単価を想定しておりましたが、基本設計完了時に算定された1平米当たりの単価は、想定を大幅に上回り、53.6万円(53万6,000円)となったところであります。

また、基本設計を行うに当たり、宮崎病院に求められる高度・急性期医療、政策的医療などについて、将来にわたり対応できる施設整備の検討を進めた結果、基本構想時より床面積が増加しましたほか、基幹災害拠点病院として、大規模災害時にも継続して安定した医療を提供するための対策に要する費用や、第1種感染症病床を設置するための既存施設の改修費等が必要となったことなども要因となっているところであります。

○丸山裕次郎議員 いろいろ理由を言われていますけれども、東日本大震災からの復興や東京オリンピック等を考慮すると、非常に甘かったのではないかと感じております。病院局では、県立宮崎病院を再整備するに当たり、既存病棟の改修案や既存病棟改修プラス新棟改築案、さらには全面改築案の4つをもとに比較検討してきたことを報告している平成26年1月30日に開催された厚生常任委員会の議事録をチェックしたところ、当時の病院局次長が委員会の中でこのようなことを発言しております。「昨年12月20日に開催した第3回の(外部)委員会では、総括的に申し上げますと、収益を確保できて採算面で問題がないのであれば、D案(全面改築)がいいという意見が多い状況にありました」と述べております。

常任委員会の中でも、収益性が確保できるのでD案、全面改築が望ましいという方向になり、全面改築を行う県立宮崎病院再整備基本構想が策定されました。先ほども述べましたように、総体事業費が大幅増になっておりますので、本当に収益性の確保ができるのか疑念を抱いております。そこで、再整備後の収支計画について、一般会計からの繰り入れを含め十分に検討されたのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(土持正弘君) 宮崎病院の再整備に係る収支計画につきましては、今回算定した事業費をもとに、先般策定された地域医療構想の推計患者数や、これまでの宮崎病院の患者数、診療収入の実績など、現時点で想定し得る要因を可能な限り踏まえた上で、かために数字を見込んでいるところであります。

例えば、再整備後の延べ入院患者数につきましては、地域医療構想に示されている宮崎東諸県医療圏の推定入院患者数が、平成27年から47年の20年間に於いて約21%伸びているのに対しまして、宮崎病院につきましては、平均在院日数等を考慮し、約11%の伸び率で算定しているところであります。

また、費用につきましても、再整備に係る事業費は、基本設計費等を除く事業費の全てにつきまして、病院会計において企業債を発行し、約30年で償還していく計画としておりますが、その償還に係る利率も、現在の相場の0.3~0.45%に対しまして、基本構想時の想定と同じ1.5%で見込むなど、かための推計を行っているところであります。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、総務省の定める繰出基準では、事業費の2分の1が基本であります。これに対する国が

らの交付税措置の事業費の上限が、現在、原則1平米当たり36万円となっておりますので、基本構想時に想定した事業費の1平米当たり単価が37万円から、基本設計では53.6万円となったところでありまして、この増額部分については、病院の収入により償還していく計画で推計しているところであります。

私どもといたしましては、こうした推計をもとに、新病院を開院いたしまして6年目以降に総収支の黒字化を達成することを目標として、新病院の運営に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 県立宮崎病院の再整備後の収支計画は、病院局が現在の入院患者・外来患者数、また、地域医療構想等をもとにして試算した数字ということであります。地域医療構想でも、今後の人口減少を考慮し、推計入院患者数を出しておりますが、2030年がピークで、1日当たり1万5,109人になっており、その後は減少することになっております。地域医療構想では、基本的に高度急性期は増加、急性期は減少、回復期は増加、慢性期は減少する方針になっており、全体の病床を約3割、3,000床程度を削減する目標になっております。

地域医療構想の推進は、各医療圏での今後の調整会議で具体的になっていくということでありまして、県立宮崎病院の病院機能は、おそらく高度急性期と急性期を担うことになると思われませんが、宮崎大学医学部附属病院等との調整が必要になってくるのではないかと感じております。先ほどの答弁では、入院患者数の伸びをかために推計して、6年目には黒字化が図られると述べておりますが、余りにも楽観的過ぎますし、長期的な見直しが甘いのではないかと感じております。

また、今回の基本設計の段階では大幅に膨れ上がってしまいまして、もし実施設計に移れば、さらに膨れ上がるのではと心配しております。県立病院のない県西地区に住んでいる者として、地元の高原町立病院、小林市民病院の改築時には、わずかな医療機器の補助しかもらっていなかった県民としては、なぜ多額の県費を投じるのが県央だけなのかと改めて思います。余りにも増大しているの、これまでの議会への説明、また県民への説明に疑義が生じていると感じております。

老朽化対策や防災機能の強化の必要性は理解しておりますが、東京オリンピックで人件費・資材費が高騰するのはわかっているのに、なぜ今なのかと改めて思います。県立宮崎病院の必要性は理解しておりますけれども、いま一度、基本構想策定時点に戻って再整備計画を一から見直す考えはないか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 県立宮崎病院につきましては、総合的かつ高度の診療機能を持った全県レベルの基幹病院として、昭和58年に現在地で全面改築を行っておりますが、その後の医療技術の進展等に伴い、救命救急センターや手術室、集中治療室等が手狭になっているほか、排水管や蒸気配管からの水漏れ、外壁からの雨漏りが頻繁に発生するなど、施設の老朽化も進んできており、施設面での機能に支障を来す状況が続いております。

さらに、南海トラフ等の巨大地震や洪水などの災害発生時に備え、免震構造の採用や専用ヘリポートの設置、洪水対策の強化など、基幹災害拠点病院としての機能強化が求められております。これらの課題は、いずれも早急に対応する必要があります。また、県民の利便性を考慮し、

現在地での全面改築による再整備が最善であると判断したところであります。事業費はふえている状況であります。可能な限りコスト削減に努めながら、現在の計画による再整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 なかなかかみ合わない状況でありますので、知事にお伺いいたします。本県では、県立宮崎病院の再整備のほかに、防災拠点庁舎が約120億円、さらに平成38年に内定を受けている国体を開催するために、陸上競技場、プール、県立体育館などの整備が数百億円かかると推測されておまして、これが今回のように大幅に膨れ上がるようなことがあれば、現在でも高齢化の進展に伴う社会保障費等の増で非常に財政が厳しい状況がさらに厳しくなるのではないかと心配しております。知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、本県の財政状況につきましては、年々増加します社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国体開催に伴う施設整備等に多額の財政需要が見込まれておまして、引き続き厳しい状況が続くものと考えております。このような中、本県の抱えるさまざまな課題に対応しつつ、将来を見据えた施策を推進していくためには、限りある財源というものを効果的に活用していくことが重要であります。特に、今後見込まれるさまざまな施設整備につきましては、その具体的な計画内容やコストについて、十分に検討した上で総合的に判断し、進めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 病院会計でも知事の判断がないとできないなと私は思っております。知事が適切な判断をした際には、知事の言葉で説明

をしっかりとお願いしておきたいと思っております。

県立宮崎病院の再整備について質問させていただきましたが、病院経営や医療に対する知識が少ない私としては、まだまだ疑念が残っております。ぜひ、病院経営や医療に精通した方々で構成される第三者的な検討会議を早急に開催していただき、その結果を速やかに議会、県民に説明することをまず要望しておきたいと思っております。また、コスト削減に努めることはもとよりでありますけれども、県立宮崎病院は県央の病院ではなく県民全ての病院として活用されるという原点に戻り、じっくりと時間をかけて後世に禍根を残さないように検討していただくことを要望しておきます。

県立宮崎病院のほかに、先ほど言いましたとおり、防災庁舎、国体施設などの大型施設建設が予定されておりますが、担当部局がそれぞればらばらに議会に報告するために、全体のことが把握しがたい状況にあると思っております。ぜひ、これから10年間、かなり大規模な施設整備が進んでいくと思っておりますので、全体がわかるようなシステムを早急に構築していただいて、議会のほうにしっかりと説明していただくことをお願い申し上げまして、全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○星原 透議長 次は、島田俊光議員。

○島田俊光議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。串間市選出の自由民主党の島田でございます。本日は、早朝から、串間から大変多数の方たちにおいでいただきました。また、本日は、特別に傍聴席が多いようでございます。したがって、知事を初め執行部、明快な答弁をよろしくお願ひしたいと存じます。

まずは、県の観光振興についてお伺いいたします。

本県の経済対策、特にスポーツランドみやざきづくりやインバウンド対策など観光振興については、日ごろより知事が先頭に立って御尽力いただき、成果が出ていると高く評価しているところでございます。日豊海岸から日南海岸へと続く風光明媚な太平洋沿岸ルートは、本県が誇るすばらしい観光資源であろうかと思えます。この太平洋沿岸ルートの魅力を最大限に生かすことが、観光への大きな経済効果をもたらすと考えております。

その中で、私の地元の串間市都井岬は、すばらしいポテンシャルを持ちながら、残念なことに、現状では、その魅力を十分に生かしていないような感じがいたします。現在、再開発が始まり、今がチャンスと捉えているところでございます。油津港へのクルーズ船寄港の増加などインバウンドが増加する中、本県を代表する観光地の一つである都井岬の活用と魅力アップが重要かと存じます。知事のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、道德教育についてでございます。

さまざまな犯罪行為や痛ましい事件の根底にあるのは、道德心の欠如によるものではないかと考えております。学校教育においては、学力向上も目指すべきだと思えますが、特に義務教育段階において、人としてどう生きるべきかということを学ぶ道德教育を、これまで以上に重視する必要があると考えております。文部科学省も、道德教育の重要性を踏まえて、これまでの「道德の時間」を教科として位置づけ、平成30年度から実施すると聞いております。そこで、道德教育の充実を図るために、県としてどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺い

いたしたいと存じます。

続きまして、福祉人材の確保でございます。

現在、福祉の現場では、職員の労働条件が厳しい中、離職率の高さと相まって、人材確保が大変困難な状況になっていると聞いておりますが、このような中で将来の福祉人材を確保するためには、福祉分野を目指す方への支援が重要になっていると考えております。介護職を目指す学生のために、介護福祉士修学資金等貸付制度があり、この奨学金は、一定の条件で返還免除となる有利なものと同っております。そこで、将来の人材確保のため、福祉分野を目指す方への支援が重要と考えますが、介護福祉士修学資金等貸付制度の概要と、返還免除となる条件について、福祉保健部長にお伺いいたしたいと思います。

以上、壇上からの質問は終わりました、後の質問につきましては、質問者席からさせていただきます。よろしく願い申し上げます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

都井岬の活用と魅力アップについてであります。国の天然記念物である岬馬を間近で見ることができます都井岬は、本県を代表する観光地の一つであり、県としてはこれまで、展望広場などの環境整備や岬馬の保護育成のほか、多言語の観光パンフレットの作成など、串間市と連携して取り組んできたところであります。

また、都井岬におきましては、アウトドアリゾートをイメージした宿泊施設の建設など、民間企業と連携した再開発が進められることとなっております。この取り組みにより、新たな魅力が加わり、誘客効果や経済効果が高まるものと、大いに期待しているところであります。

都井岬の活用と魅力アップは、増加するインバウンド対策においても重要と考えております。特に海外からのお客様は、日本の美しい大自然を大変高く評価されているということでもありますので、しっかりPRしてまいりたいと考えておりますし、先日、私は、ある雑誌から県内の絶景を一つ紹介してほしいという依頼を受けまして、その中で都井岬を選んだところでありますが、もっともっと国内外にPRし、その魅力はしっかり活用できるのではないかと考えて期待しております。

県としましては、この機会を最大限に生かせるよう、すばらしい自然を活用した新たな体験型観光メニューの開発やさらなる情報発信などに、串間市とも連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（日隈俊郎君）〔登壇〕 お答えいたします。

福祉人材の確保についてであります。御質問の介護福祉士修学資金等貸付制度は、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を目的とした、大変重要な支援制度であります。具体的には、専門学校などの養成施設に在学し、介護福祉士や社会福祉士の資格取得を目指す学生を対象に、月額5万円以内の修学資金や20万円以内の入学準備金及び就職準備金などの無利子貸し付けを行っているものであります。この貸し付けを受けた学生は、卒業後1年以内に資格登録を行いまして、県内において5年間、介護または相談援助業務に従事するなどの一定の要件を満たせば、返還を免除される、そういう制度になっております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えいた

します。

道徳教育の充実についてであります。

他者への思いやりや生きることのすばらしさなどを学ぶ道徳教育は、子供たちの人格形成を図る上では欠かせないものであると同時に、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤ともなる、極めて重要な役割を担うものと考えております。このため、県教育委員会におきましては、市町村教育委員会と連携を図りながら、全ての小中学校に道徳教育推進教員を位置づけ、道徳教育の積極的な推進に努めているところであります。

加えて、平成30年度から「道徳の時間」が教科化されることに備え、本年度は、小学校の教諭等と管理職を対象に、新たな視点を加えた研修会を行っております。来年度には、中学校を対象として、同様の研修会を実施する予定であります。今後とも、このような研修会等を通して、教職員の指導力の向上を図るなど、道徳教育のさらなる充実に向けてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○島田俊光議員 それぞれの答弁ありがとうございました。知事がおっしゃるように、力強い御協力を賜りました。傍聴席の方もさぞ安心されたと思っております。

また、道徳教育につきましては、親子でありながら犯罪者にならないような、宮崎の人間は優しい人と言われるように教育していただきたいと思っております。

そしてまた、福祉保健部のほうには、今の制度を広くアピールしていただきまして、2025年問題、介護士の足りない部分がありますので、広くアピールして、介護士の確保に努めていただきたいと思っております。

次に、林業の振興についてお伺いいたしま

す。

林業公社は、昭和33年から国策によって進められた拡大造林を推進するため、森林所有者が自力で造林できない、特に山間部奥地の森林において、分収方式による造林に取り組んできました。これまで、昭和45年の約1,400ヘクタールをピークに、約1万2,000ヘクタールもの森林を造成し、現在の私有林の森林資源の充実に大きく寄与したと思っております。

公社は、造林という仕事を通じて、延べ約300万人の雇用を確保するなど、山間部における雇用を創出し、地域経済の振興に非常に大きく貢献したと思っております。そこで、本県の林業振興に対し、今後、林業公社が担う役割についてどう考えられるか、知事の見解をお伺いしたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 林業公社は、昭和42年の設立以来、民間の植栽困難な地域を中心に造林事業を推進してきましたほか、平成14年度からは、森林所有者からの受託によります植栽や保育等も実施してきたところであります。その結果、本県の森林保全や中山間地域の振興、雇用などにも重要な役割を担い、ことし本県が達成しました杉の素材生産量25年連続日本一にも大きく貢献してきたところであります。

私自身、公社の理事長でもありますので、公社の果たすべき役割を十分に認識しながら、今後一層の経営改善に努め、計画的な伐採によります木材の安定供給や、施業受託によります植栽等の事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、伐採跡地の再造林に向けました普及啓発活動にも努め、将来にわたって持続可能な循環型林業の推進について、その牽引役となれるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考

えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。私は、今まで公社が行った経緯につきましては、非常に大きな貢献度というのがあると思いません。さらに、最近では、山林所有者の放棄あるいはまた未植栽という問題が新たに発生しているわけですのでございますから、公共事業として、公社造林の今後の取り組みについて、非常に期待できるところでございます。また、運営につきましては、今後、環境税あるいはまた森林の恩恵を受けている企業局との連携をとりながら、日本一の林業県を目指していただきたいと思っております。

次に、宮崎県は、全国に名をはせた林業県で、人工林資源は充実し、既に利用段階に入っております。しかしながら、森林所有者の高齢化や相続等により、放置され管理されない森林が増加し、境界不明などで、違法伐採、誤伐なども発生しており、森林資源の循環利用の推進に支障を来すのではないかと考えております。このため、森林組合など林業事業体の職員を対象に、地域の森林管理でリーダーシップを発揮する人材の教育が必要ではないかと考えております。そこで、森林を管理する優秀な人材の育成を図る教育機関として、林業大学校を設置できないか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型の林業を進めておりますが、すぐれた担い手の育成は大変重要になってまいります。このため、現場での即戦力となる人材育成を目的に、「みやざき林業青年アカデミー」の研修を実施してございまして、本年度までの3カ年で合計23名の方が受講されております。また、森林組合などの職員を対象としました施業の集約化を推進します森林

施業プランナーのほか、県職員の中から地域の森林（もり）づくりを支援するフォレスターの養成も行っているところでもあります。

お尋ねの林業大学校につきましては、本県ではかつて、昭和41年度から47年度まで、県立農業大学校の中に営農林コースを設置して、林業についても指導した歴史がございます。現在、他県では、修業年限や形態などの異なるさまざまな林業大学校が設置されております。それらを参考にしながら、どのような現場のニーズがあるかということも把握しつつ、今後、林業大学校のあり方を含め、将来的な人材育成の仕組みづくりにつきまして、十分検討してまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。宮崎県は、全国に名をはせた林業県でございます。これからも日本一を守っていかねばならないと思いますので、人材育成をどうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

来年の春から、串間市の6校の中学校が1校に再編されます。新たな中学校の体制がスタートしますが、一方、学習環境も変わることから、中には学校生活に不安を持つ生徒や保護者がいるものと思っております。串間市の中学校再編に当たって、成果が十分に発揮されるように、串間市としても取り組んでいるようでございますが、県としてどのような支援を考えていかれるのか、教育長にお伺いしたいと思っております。

○教育長（四本 孝君） 来年4月より、串間市の中学校が再編され、新たに「串間中学校」としてスタートを切るということについては、学校の活力や魅力の向上を図るという点から、期待を寄せているところでもあります。県教育委

員会といたしましては、生徒や保護者が、新たな学校での生活に不安を抱かないよう、また、再編後も学校運営が円滑になされるよう、教職員の配置等について、十分検討してまいりたいと考えております。加えて、再編による教育的な効果が最大限発揮できるよう、県教育委員会による支援チームを随時派遣するなど、支援に努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。今後ふえていくだろう、こういう小学校、中学校の統廃合というのはあるわけでございますから、ぜひとも、串間市がモデル学校となるように、県としての指導が不可欠でございますので、よろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、スポーツ振興についてでございます。先月、岩手県で開催されました国民体育大会では、本県の天皇杯順位は39位となっております。昨年より順位は3つ上がりましたが、10年後の2巡目国体では、ぜひとも、本県選手団に活躍をしていただき、県民に大きな力を与えるとともに、全国にスポーツランドみやざきをアピールするべきだと考えております。

そのためには、競技力向上をさらに図ってほしいと考えておりますが、競技力向上には優秀な指導者の存在が不可欠でございます。そこで、2巡目国体に向けて、指導者育成にどのように取り組んでいかれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 2巡目国体に向け、競技力の向上を図るためには、指導者の育成は大変重要な課題であると認識しております。そのため、本県競技力向上の核となる有望な指導者を、高い競技力を有する企業や大学等へ派遣するとともに、強化推進校等の顧問に対して、

県外の優秀な講師による指導法等の研修会を行っているところであります。

さらに、本県において、競技人口の少ない競技の普及・振興や女子競技力の向上等が喫緊の課題でありますので、今後とも、競技団体や関係機関等と十分連携を図りながら、計画的な指導者の確保や育成に、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。宮崎はスポーツ合宿の誘致を行っております。プロ集団がせっかく来るわけですから——問題はあると思います。しかし、プロ集団と指導者との交流、コミュニケーションがとれば、さらに質の向上が図られるのではないかと思いますので、さらに検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、過疎地域での買い物支援についてお伺いしたいと思います。

近年、食料品店やスーパーマーケットの撤退等により、身近な場所で日常の食料品の買い物に支障を来す、いわゆる買い物弱者の増加が問題となっております。そこで、過疎地域における買い物支援について、どのような対策があるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 過疎地域におきましては、人口減少等に伴う店舗の廃止や移動手段を持たない高齢者の増加等に伴いまして、日常生活における買い物に困る集落がさらにふえることが懸念されております。

県ではこれまで、まちなか商業再生支援事業等によりまして、地域の商工会等によりまして買い物代行等に支援を行った事例がございます。また、幾つかの市町村では、過疎債等を活用いたしまして、宅配サービス等の取り組みが行われております。

また、買い物弱者等を含みます地域住民の移動手段を確保するため、県や市町村において、バス路線の維持やコミュニティバスの運行等を行っているところであります。さらに今年度は、買い物支援にも資する新たな交通・物流ネットワークを構築するためのモデル事業を実施しております。その成果等も見ながら、今後とも、市町村とも十分連携した上で、買い物弱者対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。これから過疎が進むと、このようなことが大きく取り沙汰されてくるのではないかと考えております。また、過疎地域においては、車でないと買い物に行けない、病院に行けないという問題があります。これは高齢者の交通事故の問題にも発展するだろうと思いますので、ぜひとも検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、本県の施設園芸の振興についてお伺いいたします。本県の施設園芸は、冬季の温暖多照という恵まれた気象条件を生かして、生産量全国1位のキュウリや第2位のピーマンなど、全国有数の産地として発展してまいりました。そのような中、県内においては、国富町の次世代施設園芸拠点のように、大規模経営やICTを活用した先端技術の導入など、新たな動きも見られるところでございます。そこで、本県農業の基幹である施設園芸の将来に向けた振興について、どのように取り組もうとされているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県の施設園芸は、畜産と並ぶ本県農業の柱であり、その振興は極めて重要であると考えております。しかしながら、近年、担い手の減少や高齢化の進行などにより、お話をありました、キュウリ、ピ

ーマン等の主要品目において、生産量の減少が見られるほか、ハウスの老朽化などの課題も顕在化しているところであります。

このため県では、本県施設園芸の進むべき方向を示す「宮崎県施設園芸振興計画」を本年度中に策定することとしておりまして、施設園芸の構造改革に向けた取り組みを具体化してまいりたいと考えております。

中でも、ICTを活用した高度な農業技術の導入、規模拡大や新たな担い手の確保、それから、ハウスの集約や団地化による経営の効率化などが重要であると考えておりまして、これらの取り組みを積極的に進めることで、儲かる施設園芸を実現し、担い手が夢を持てる産地づくりを推進してまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。国も進めているように、儲かる農業を行うためには、施設園芸が一番だろうと思いますが、先ほど言われたように、施設も老朽化いたしているわけでございます。経営が厳しい中に、施設を改善するという事は難しいわけでございます。どうかこの支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、施設園芸における技術の向上に向けた指導でございます。施設園芸の品目は、キュウリやピーマンなどのそれぞれの品目の特性に合った温度管理や肥培管理等の適切な栽培技術が求められ、その習得は容易でなく、農業者により栽培技術の習得状況に差があるように思います。今後、農業者の経営安定や産地の維持・発展のためには、かけたコスト以上の収入が得られるように、収量と品質向上を図る技術が必要だと思っております。そこで、本県の施設園芸における生産性を高めるための栽培技術指導について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県の施設園芸におきましては、農家間で収量や品質に大きな開きがあり、技術レベルの底上げが極めて重要な課題であると認識しております。このため県では、平成23年度から、生産者ごとの収量や単価等をグラフに落とし込み、生産者に示すことで、農家の意識改革を図り、あわせて、栽培技術や経営改善の指導を行う産地分析に取り組んでいるところであります。

その結果、例えば、JA都城のいちご専門部会では、10アール当たりの販売額が35%向上するなどの成果を上げている産地も出てきておりまして、これらの成果を県下全域に波及すべく、現在、県内66の品目部会で取り組みを行っているところであります。

さらに、タブレット端末を用いて、現場と試験場等をつなぎ、リアルタイムに病害虫を診断する新しい仕組みづくりや、県とJAが一体となった「宮崎方式の営農支援体制」の構築等により、指導体制の強化と指導力向上に努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。本当に施設園芸の坪単価を上げるためには、生産技術というのが一番大切であろうかと思えます。特に新たな作物栽培においては、マンゴー、ライチなどの技術が乏しいわけでございますから、経営者に対する支援対策あるいはまた指導が一番肝要ではないかと考えております。ぜひとも、技術指導については、県主導で組合員に対する指導をお願いしたいと思えます。

次に、水産業についてでございます。これまで、県と漁業者が連携して、魚類の保護培養に不可欠な藻場の回復に積極的に取り組み、成果も見られてきているところでございます。今後の本県沿岸漁業の振興のためには、水産資源の

維持・回復が必要だと考えております。そこで、本県沿岸の水産資源の現状と資源回復の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県沿岸の水産資源につきましては、主要な21の魚種の資源状況を把握した上で適切な管理を行います、宮崎方式の資源管理に取り組んでいるところであります。この中で、サワラ、ハモなどの8つの魚種では、資源が維持され、積極的な利用が期待される一方で、タチウオ、クルマエビなど、漁獲量が長期的には減少している12の魚種では、その回復に向けた取り組みが重要な課題となっております。

このため県では、定置網や底びき網での網目の拡大や、休漁日の設定等を内容とした資源管理計画に基づき、関係漁業者と一体となって、資源回復に取り組んでいるところであります。中でも特に、資源レベルが著しく低下しておりますカサゴ、アマダイにつきましては、このような資源管理に加えまして、稚魚の放流を行うなど、早急な資源回復に努めております。県といたしましては、今後とも、沿岸資源の持続的な利用に向けて、漁業者と協力しながら、適切な資源管理に努めてまいります。

○島田俊光議員 ありがとうございます。近年の漁獲量の低迷で、漁業組合員の高齢化あるいはまた担い手不足が加速しております。それは、やはり沿岸の資源枯渇が原因だと思っております。そこで、資源回復については、今後、強力にまた進めていただきますように、よろしくお願い申し上げます。

次に、森林の管理・保全についてお伺いいたします。

本県の森林は、本格的な収穫期を迎えてお

り、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働に伴う木材需要の高まりにより、森林の伐採面積も増加いたしております。このような中で、先日の新聞報道にありましたように、森林の誤伐や盗伐が発生しております。森林所有者が知らないうちに森林が伐採され、植林が行われず、放置される懸念もあります。このような森林の伐採が増加していますが、誤伐などの未然防止や森林の適正な管理・保全に、県はどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 県内では、近年、伐採の増加に伴いまして、誤伐等が発生している状況でございます。そこで、県では、市町村が伐採届け出を受理する際には、所有者等の確認を徹底するように注意喚起しますとともに、市町村や森林組合等と合同で、伐採現場のパトロールを実施しているところです。また、誤伐の防止や適正な森林施業の推進には、森林の境界明確化が不可欠でありますので、森林組合等が行っています測量などへの支援も実施しているところです。

さらに、本年5月の森林法の改正によりまして、市町村が森林の所在や所有者名を記載した林地台帳を整備することになりましたことから、今後、森林所有者等の情報収集を進める市町村を支援しながら、森林の適正な管理・保全に取り組んでまいります。

○島田俊光議員 ありがとうございます。部長が言われるように、今、伐採許可は行政が受け付けて判断しているわけですが、現地を一番把握しているのは森林組合じゃないかと私は思っているわけですが、したがって、山の番人あるいはまた管理者として、森林組合がそういうことを担っていくべきじゃない

かと思っておりますが、ただ、市町村との連携が必要でございます。そこで、今後の森林管理の監督としては、行政と森林組合が一体となって行うべきだろうと思っておりますので、今後、さらに検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、森林の管理・保全についてでございます。これからの森林整備につきましては、環境に配慮して、経済林と環境林を区別して進めていくことが重要であると考えております。環境林として山頂や稜線に広葉樹を植栽することは、肥沃な腐葉土層から成る健全な森林が形成されることになり、この森林からミネラル分を多く含んだ水を海へ供給することが可能となります。

また、実のなる広葉樹を植栽することにより、山頂付近に野生鳥獣の生息環境が確保され、山の中腹や麓に形成された経済林との共生が可能となります。木材生産機能だけでなく、水源の涵養や野生動物との共生などの環境に配慮した森林づくりも必要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺ひいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 本県では、森林・林業の長期計画の中で、資源循環型の森林づくりを展開するとともに、水源の涵養や多様な生物を育むなど、公益的機能に留意した森林づくりを進めるとしていただいております。具体的には、森林環境税を活用しまして、水源地の上流域の森林を対象に、実のなる広葉樹の植栽等を行っております。

さらに、主要な河川の流域ごとに定めております地域森林計画の中で、さまざまな公益的機能ごとに森林を管理する指針を示しておりますので、今後、天然林の保全や環境に配慮した森林

づくり等が進むよう、市町村や関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。部長就任以来、林業関係には、新たな計画、新規事業が採択されております。早生樹もしかりでございますが、杉は、経済林として40年、金になるまでに時間がかかるわけでございますが、一方、環境林というのは、10年生から公益的機能を発揮するわけでございますから、遠方から見る稜線伝いに実のなる広葉樹林帯を設けることによって、自然の公益的機能が発揮できるような林分ができるのではないかと考えておりますので、今後とも、そのような森林づくりに努めていただきますように、よろしくお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

次に、林業退職金制度でございます。雇用の安定化に取り組むことが必要であり、具体的には、労働者の福利厚生観点から、事業主が積極的に退職金制度や社会保険、労働保険への加入促進に取り組むことが重要であると考えております。特に退職金につきましては、退職される方が、これまで頑張ってきて本当によかったと思えるようなものになれば、担い手確保の大きなインセンティブになるのではないかと考えているところでございます。

このようなことから、林業担い手を確保するためには、林業退職金共済制度加入支援等の就労環境対策を充実すべきではないかと考えております。環境森林部長に見解をお伺ひいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 林業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づく退職金制度でございます。事業主が従事者の働いた日数に応じて掛金を負担しまして、退職金が支払われるものであります。例えば、月17日

で20年間働いた場合には、約200万円が支給されることとなります。

県としましては、林業従事者の退職金制度の充実が図られるように、林業担い手対策基金等を活用しまして、年間131日を上限として、認定林業事業体等が負担する掛金の4分の1相当の助成を行いますとともに、中核認定林業事業体の新規雇用者に対しましては、さらに4分の1の補助を行っているところであります。

このほか、就労環境の改善が図られるように、社会保険や労働保険の掛金、振動障害の特殊健康診断や、今年度からは新たに、蜂のアレルギー検査などへも支援しているところであります。林業の現場は、ほかの産業に比べて多くの危険が伴いまして、自然条件も厳しい環境にありますので、今後とも、関係機関と連携を図りながら、就労環境改善に努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。林業従事者ほど本当にきつい仕事はないと思っております。そこで働いてよかったと言ってもらえるようにするには、成果報酬といえますか、林業退職金制度の充実というのが一番肝要ではないかと思っておりますので、さらなる支援をしていただきますように、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、公共事業関連について何点か伺いたいと思っております。

まずは、災害時の迂回路の安全対策についてでございます。先般の台風16号では、県内の道路で、崩土や倒木、冠水などが発生し、多くの路線が通行どめとなり、交通に大きな影響が生じたところでございます。このような台風等により、国道や県道を通行どめにされた場合には、緊急に通行を確保するため、迂回路が設定

されます。迂回路には周辺の道路を設定しているようですが、迂回路は道路の幅が狭く、ふだんは余り車が通らない場所も多いと思っておりますので、安全に配慮すべきではないかと考えております。そこで、災害時の迂回路の安全対策について、どのように対応しているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 災害時の迂回路につきましては、市町村などの道路管理者から、被災状況や道路の幅員などの情報を入手し、必要に応じて現地の確認を行い、通行可能かどうかを判断した上で、ルートを選定しているところであります。

また、幅員が狭いなど通行に注意を要する場合には、迂回路となる期間や幅員が狭い区間の距離などを踏まえた上で、必要に応じて注意を促す看板や信号機の設置を行うなど、迂回路の安全確保に努めております。

このほか、道路利用者が迷わずに迂回路を利用できるよう、案内看板の設置や交通誘導員の配置も行っているところであります。今後とも、道路の状況や交通量などの把握に努めるとともに、市町村や関係機関と連携を図りながら、より安全な迂回路の確保に努めてまいりたいと存じます。

○島田俊光議員 ありがとうございます。緊急に行う迂回路、災害時の通行どめというのは、通勤・通学あるいはまた病院に行かれる方たちもいらっしゃるわけですから、事前に調査して確認しておかなければ——迂回路対策については、確認のできない場所については、自治会にそれぞれ迷惑をかけている部分がございますので、どうかこの点については検討していただきたいと思っております。

次に、公共事業予算の確保と発注の平準化に

ついてであります。本県は、社会資本の整備がおこなわれている状況にあり、その整備や災害対応の役割も担う地域の重要な産業である建設産業の育成を図るためには、1年間を通して、ある程度の公共事業量が必要だと思います。厳しい財政状況にある本県にとって、まずは国の公共事業の予算を確保することが大事だと思います。

また、建設業者から、4月から6月の工事が少なく、年度末に集中しているという話も聞いております。確保した予算の発注時期については、その平準化にも取り組む必要があると思います。そこで、地域の重要な産業である建設産業を育成していくためには、国の公共事業予算の確保と発注の平準化が必要だと考えますが、県土整備部の取り組みについて伺いたと思います。よろしくお願いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） まず、国の公共事業予算の確保につきましては、知事を先頭に、全力で要望などに取り組んでおりまして、今回の国の経済対策では、国土交通省から昨年度の2倍以上の配分があり、11月補正予算で約135億円の補助公共・交付金事業を計上したところであります。

次に、発注の平準化につきましては、従来から早期発注に努めており、今年度上半期の契約済み額は、目標の80%程度に対し、85%を達成したところであります。また、翌年度の予算を前倒しして発注するためのゼロ県債につきましては、昨年度、約10億円を設定しましたが、今年度は、国の交付金事業も加え、今回の補正予算で約24億7,000万円の設定をお願いしております。

さらに、施工時期の平準化を図るため、余裕期間を設定した建設工事の試行にも取り組んで

いるところであります。今後とも、社会資本の整備や防災・減災を担い、地域の経済と雇用に貢献する建設産業の育成に、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○島田俊光議員 ありがとうございます。南海トラフ地震もささやかれているわけですから、土木業者の育成というのは一番肝心ではないかと思っております。できれば、県は、各市町村とも連携をとりながら、入札・発注の平準化というものをやっていただければ助かると思いますので、よろしく願い申し上げます。

次に、福島港の堆積土砂のしゅんせつについてでございます。福島港は、串間市の地域振興の拠点として整備され、木材チップ等の国内輸送や水産業に利用されるほか、平成27年度には、中国や韓国向けの本木輸出も始まるなど、地域産業の活性化に貢献いたしております。しかしながら、善田川河口の今町地区などでは、台風などの出水により土砂の堆積が進むと、船舶の航行に支障が生じる場合があります。

県においては、これまでもしゅんせつをしてもらっておりますが、何年かするとまた堆積するため、土砂の処分場所などの問題も思いますが、安心して福島港を利用するためには、その都度しゅんせつが必要だと思っております。そこで、福島港の堆積土砂のしゅんせつについて、県はどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 福島港におきましては、利用者からの情報をもとに、堆積の状況を確認した上で、しゅんせつを行ってきたところであります。最近では、平成26年度に、港の中の3カ所で実施しております。

現在の状況としましては、今月実施した測量

結果によりますと、今町地区などにおいて、一部土砂が堆積していることが確認されたことから、しゅんせつの実施時期や土砂の処分方法などについて検討を行っているところであります。今後とも、安全に港湾を利用していただけるよう、利用者と緊密に連携を図りながら、適切な維持管理に努めてまいります。

○島田俊光議員 ありがとうございます。確実に、堆積した部分を2年ないし3年ごとにしゅんせつするというのであれば安心できるわけですが、堆積して、申請しなければできないということになりますと、なかなか安心して港を使うことができないと思います。この件については、洪水などの霞堤にも利用できるわけですから、なるべくしゅんせつについては、県の今後の計画に準じた対策を講じていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、津波対策についてお伺いいたします。

東日本大震災では、当時、異常な揺れだったにもかかわらず、外出先から避難所ではなく自宅に戻った人、海の様子を見に行った人、散乱した室内の後片づけをしていた人など、理由はさまざまですが、津波からの避難がおくれたことが、被害を大きくする要因になったと言われております。

本県では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、県全体で死者約3万5,000人、その9割が津波による死者と想定されております。私の地元串間市でも、県内で最大の約17メートルの津波が発生すると言われております。沿岸地域の避難対策が大変重要かと思っております。そこで、津波から命を守るために、住民一人一人が迅速かつ的確な避難を行うために、県はどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いいた

します。

○危機管理統括監(畑山栄介君) 津波から身を守るためには、住民一人一人が直ちに安全な場所に避難するということが何よりも大切でございます。このため県では、住民の迅速な避難行動を促すため、各種メディアを使った啓発に加え、防災フェアなどのイベント、地域や民間団体等に対する防災出前講座など、さまざまな機会を通じて、津波からの避難に対する知識や心構えの周知・啓発に取り組んでいるところでございます。

また、沿岸の市や町が行う、避難場所や避難路の整備に対する支援を行うとともに、津波に関する情報を確実に伝えるため、防災・防犯情報メールサービスによる住民への情報配信や、宮崎県防災行政無線による市町村などへの津波警報等の一斉送信により、情報伝達手段の確保にも努めているところでございます。今後とも、住民の迅速な避難につながるよう、沿岸の市や町などとも連携しながら、津波避難対策に努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。地震災害はいつ発生するかわかりません。したがって、発生しても、一人一人が的確な判断と対応能力を持たなければ、災害から身を守ることができません。災害時は、電柱の倒壊、住宅の崩壊、火事とガス爆発、逃げる道路も指定しておく混雑するわけでございます。ありとあらゆる災害を前提とした、臨機応変の指導というのが大切であろうかと思っておりますので、今後とも、よろしくお願い申し上げておきたいと存じます。

次に、保育所の津波対策についてでございます。5年前の東日本大震災では、1万5,000人を超えるとうとい人命が失われ、その9割の方

が、想像をはるかに超えた大津波による溺死と
言われております。その中で、宮城県石巻の大
川小学校では、74人の、これからの未来を担う
かけがえのない子供たちの命が津波により失わ
れ、当時の学校の対応が大きく問題視されてい
るところでございます。

万が一、本県が南海トラフ地震による大津波
に襲われた場合、乳幼児も在籍する保育所にお
いては、園児が自力で避難することは困難であ
るため、同様の事態も起こり得るのではないかと
、危惧いたしているところでございます。

そこで、沿岸部の保育所では、津波から園児
の命を守るために、避難訓練の実施やライフ
ジャケット等の防災用品の購入など、事前の備
えが重要であると思っておりますが、県の考えを福祉
保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） さきの東日本
大震災の教訓を踏まえ、県では、地震や津波対
策のための「防災マニュアル作成の手引き」を
策定・配付したところでありまして、保育所
においては、マニュアル等をもとに、市町村や保
護者、関係機関と連携して、津波を想定した避
難訓練などが行われております。訓練を通し
て、多くの乳幼児を連れて高台へ避難すること
が想像以上に困難であるなど、さまざまな課題
が見つかり、避難方法等その後の対策に生かさ
れているというお話も伺っているところであり
ます。

また、訓練とあわせて、災害時に必要とされ
る防災ずきんなど、防災用品の整備も行われて
おりますが、特に沿岸部におきましては、ライ
フジャケットなど地域の実情に応じた配備も進
められているところであります。県といたしま
しては、今後とも、国や市町村、地域と十分な
連携を図りながら、子供たちの命を守る備えに

万全を期すよう、保育所等と一体となって防災
対策に取り組んでまいりたいと考えておりま
す。

○島田俊光議員 ありがとうございます。災
害時は、みんなが災害に遭い、身動きが困難な
状況にあるわけでございます。保育士が何人
の子供たちを安全なところに避難させることが
できるのかということが、一番大事であろうか
と思っております。そのためには、隣接する企業ある
いはまた高校生、一般の人などの連携が必要だ
と思っております。自分で避難できない子供
たちがどのように避難するかということが一番
肝要でございますから、この点については、
再度、周辺企業・団体等についても御指導
方をよろしくお願いしておきたいと思
います。

以上で私の質問は終わりますが、本当に建設
的な答弁をいただきました。傍聴席の串間市
の方たちも、大きな夢を持って帰られると思
いますので、本当にありがとうございました。今
後の県の取り組みによって、県民の発展を望
んでおるわけでございますから、よろしく
お願い申し上げます。私の質問を終わります。
ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わ
ります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開
きます。

次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） こんに
ちは。宮崎県議会自由民主党、野崎幸士
です。11月定例議会に当たり、議長のお許
しをいただき

ましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

さきの9月定例議会で、平成27年度の歳入歳出決算が認定されました。歳入決算においては自主財源は41.2%で、残りの58.8%は地方交付税や国庫支出金などに大きく依存している、非常に脆弱な財政基盤であり、また、歳出決算においては義務的経費が43.1%を占めており、財政の硬直化が見てとれます。このことは平成28年度の当初予算においても同様で、大変厳しい財政構造であると言えます。

こういった中、本県では、2巡目国体、防災拠点庁舎整備、国民文化祭、県立病院再整備、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、また、少子高齢化に伴う社会保障費等々、多額の財政負担が見込まれています。

県は、第四期財政改革推進計画の着実な実行を最重要課題として取り組むとしておりますが、こうした中、避けては通れない、毎年進行している大きな社会保障問題が高齢化です。我が国の2015年の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は26.6%であり、本県では29.5%と年々伸びを示しています。来る2025年には団塊の世代が75歳を超えて、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という超高齢化社会を迎えます。医療・介護の需要が急増し、財政不足から現行の社会保障制度が行き詰まるおそれがあります。いわゆる2025年問題です。そこで、本県における2025年問題の対策を、医療・介護の社会保障給付費の対策を含めてどうお考えなのか、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席よりお伺いしてまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えしま

す。

2025年問題についてであります。本県におきましても、75歳以上の後期高齢者数は、現状の16万9,000人から、2025年（平成37年）には20万4,000人へと、約2割増加すると見込まれております。それに伴い、後期高齢者医療給付費と介護給付費の総額は、現状の約2,369億円から、平成37年度には約3,250億円へと、4割近く、881億円ほど増加すると推計をしております。このような中、医療につきましては、地域医療構想を策定し、患者に応じた医療を効果的かつ効率的に提供する体制の構築を図ることとしており、介護につきましては、県内市町村と連携をしながら、医療との連携、介護予防、生活支援といった地域包括ケアシステムの構築を進めているところであります。さらには、食生活の改善や運動などによる生活習慣病の予防、がん検診の受診率向上、ロコモ予防など、県民に幅広く参加・協力をいただきながら、健康寿命の延伸等にも取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 社会保障給付費の急激な増加に対しての懸念や、それに対してのさまざまな対策を進めているとのことでしたが、以下、我が県が直面しているその背景や現状を質問していきたいと思っております。

高齢化が進むにつれて、介護が必要な高齢者や障がい者が、家庭や病院、施設でも介護を受けることができない、いわゆる介護難民の問題も深刻になっていくと思われませんが、本県でもこういった状況になり得るのか、またその対策をお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県の後期高

齢者は、2025年には現在より約3万5,000人ふえると推計しておりまして、さらなる要介護者の増加や介護度の重度化が見込まれるため、これに対応した介護サービスの量と質の確保が大きな課題であると認識しております。

このような中、県におきましては、第6期介護保険事業計画に基づきまして、市町村等と連携し、施設の整備や介護職員の育成等を行うとともに、地域における介護予防や重度化防止の取り組みを進めているところであります。来年度は、次期計画の策定の年となりますので、引き続き、市町村等と十分に連携し、地域における実情を把握するとともに、2025年における具体的な状況等を示しながら、将来に向けて必要とされる介護サービスが提供できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 2025年には、全国では、75歳以上の高齢者が現在の1.3倍の2,200万人に急増し、本県では、答弁にあったように、現在より3万5,000人ふえ20万人になる推計です。介護を受けられないことがないよう、また介護サービスの地域格差がないよう、均衡的に介護サービスが受けられるよう、その体制づくりを進めていただくことを強く要望します。

先ほどからの数字を見ても、2025年には今に比べ医療ニーズが膨らみ、病院を中心とした提供体制では受けとめ切れなくなることは必至です。そこで政府は、病院から在宅へ方向づけをし、在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院では、一般の医療機関に比べて診療報酬を高く設定し、手厚い医療を必要としない30～34万人を自宅や介護施設での治療に切りかえ、2025年時点で、現在よりも16～20万床減らす目標を示しておりますが、本県における受け皿となる在宅医療や介護サービスの整備はどうなってい

るのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 本県において将来必要となる病床数につきましては、先月策定いたしました地域医療構想をもとに、これから各医療圏ごとに、実情に応じた病床の機能分化及び連携のあり方について協議していくこととしております。また、国においては、現在ある病床の介護施設への転換に係る新たな制度についても議論が進められているところであります。このため、病床の見直しへの対応としましては、今後の地域における議論や介護施設への転換の動向も踏まえながら、将来的に必要となる特別養護老人ホーム等の施設サービスや訪問介護・看護等の在宅サービス、あるいは在宅医療の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 今までの病床がどうなっているのか。また、本県では現在でも医師不足の現状の中で、病床から出される患者が心配されますので、本県の将来像に適応した在宅医療の仕組みづくりを進めていただくことを要望いたします。

また、病院から在宅へ方向づけをしたことで、その家族の負担が大幅にふえることが懸念されます。こういった中、仕事と介護が両立できず離職に追い込まれる、いわゆる介護離職の問題が懸念されますが、本県の現状と取り組みについてお伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 介護離職の直近のデータであります、総務省の平成24年就業構造基本調査によりますと、平成23年10月からの1年間に介護を理由として離職した方は、全国が10万1,100人、本県では1,300人となっております。このような中、介護離職を防止するため、育児・介護休業法が改正され、来

年1月から施行されますことから、県では、法改正の内容の周知に取り組みますとともに、今年度は、企業に社会保険労務士を派遣し、法改正を踏まえた就業規則の見直し等についてのアドバイスを行っているところであります。また、「仕事と家庭の両立応援宣言」登録制度の推進などを通じて、介護などの家庭生活と仕事を両立できる職場づくりにも取り組んでいるところであります。今後とも、宮崎労働局と連携して、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 介護離職の問題は、本当にさまざまな問題を引き起こします。介護を理由に転勤を断るケース、離職して夫婦仲が悪くなり離婚するケース、収入が減り生活保護を受けるケース、本当に深刻です。2012年の総務省の調べでは、働きながら介護をしている約240万人のうち、8割以上が介護休業や介護休暇などの制度を活用していなかったとの報告もあります。答弁にもありました、改正された育児・介護休業法が来年1月から施行されます。これらの内容を、介護されている労働者の方々や企業にしっかりと周知していただき、仕事と介護が両立できる職場環境になるよう尽力していただくことを要望いたします。

介護離職問題と同様に、介護職員不足も懸念される問題です。介護職員が、必要な人数に対して実際に何人働くことができるかという充足率を見ると、2017年度で94%、6%に当たる約12万人が足りなくなります。その後、年々低下していき、2025年には85%まで低下し、約38万人の介護職員が不足すると推計されています。要介護者の数も相当な数に上ることが予測され、超高齢化社会の介護に対する不安が広がりますが、本県における介護職員不足の現状と

今後の対策をお伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) ことし9月の本県の介護関係職種の有効求人倍率は1.98倍となっております。「介護職員が不足している」という声も一部から聞いているところであります。また、厚生労働省の発表によりますと、2025年には、介護職員は全国で38万人不足するのに対しまして、本県では4,000人を超える不足が見込まれているところであります。こうした状況を踏まえ、県におきましては、賃金などの処遇の改善や修学資金の貸し付け、さらには未経験者や初任者に対する研修の受講支援などに取り組んでいるところでございます。今後とも、介護サービス関係団体や教育機関、労働関係機関等とも連携を図りながら、介護分野への就業や定着の促進を図る取り組みを充実強化することにより、介護職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 介護職員の離職理由は、一般的に言われるように、賃金への不満もありますが、結婚・出産・育児といった家庭の事情や、事業所や経営者への不満や人間関係の悪化等もその理由の一つです。本県での若者の県外流出、生産年齢人口の減少等を鑑みますと、先ほどの、資格はあるのに結婚・出産・育児といった家庭の事情で離職された潜在介護士の再就職に力を入れていただくことも重要だと思います。どうして定着しないのか、その原因を正確に把握しない限り、慢性的な人材不足が続いていくと思いますので、介護現場の生の声を聞きながら人材確保に尽力されるようお願いいたします。

次に、認知症問題について質問いたします。2025年には、全国の高齢者の5人に1人に当たる約700万人が認知症になるというデータも

あります。政府は、こうした状況に対応すべく、2018年度までに全市町村に介護や医療の専門家による「認知症初期集中支援チーム」を設置するよう計画を進めていますが、本県における認知症患者の状況と対策、また、認知症初期集中支援チームの設置状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県の認知症高齢者の状況でございますけれども、その数につきましては、国の調査結果をもとに、本県では約5万人と推計しているところであります。また、その対応としましては、認知症疾患医療センターによる専門医療の提供や、認知症サポート医による相談支援に取り組んでいるところであります。さらに、かかりつけ医や看護師、介護職員等に対する研修等を行っているほか、市町村と連携しながら、地域住民や民間事業所の従業員などによる認知症サポーターを養成し、地域での見守り体制の整備等を進めているところであります。認知症が疑われる人や家族への早期対応を行う認知症初期集中支援チームにつきましては、ことし11月現在で、6市町村に設置されているところでありまして、来年度中には全市町村に設置されるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 認知症患者は地域全体で見守るしかないと思います。認知症サポーターの養成とありましたが、「認知症とはこういった病気ですよ。こういった症状、行動をされますよ。そのときはこういう対応をしてくださいね」という、認知症と患者への対応を地域住民に理解してもらうこととお聞きしましたので、引き続き進めていただくことと、重ねて認知症初期集中支援チームについても着実に進めていただくことを要望いたします。

次に、認知症患者の行方不明問題について質問します。警察庁は、2015年に認知症で行方がわからなくなったと警察へ届け出があった不明者は1万2,208人おり、前年より1,425人多く、3年連続で1万人を超えたと発表しましたが、本県での認知症の行方不明者の現状をお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 平成27年中、認知症またはその疑いのある行方不明者の届け出は54名を受理しており、内訳は、男性が29名、女性が25名となっております。行方不明者のうち、52名については、捜索活動等で発見しておりますが、2名の方については、いまだ発見されておられません。本年は、10月末現在で、既に昨年1年間と同じ54名を受理しており、近年の認知症またはその疑いのある行方不明者の届け出は、増加傾向にあります。

○野崎幸士議員 本県でも認知症患者の行方不明者は増加傾向だということで、また今後懸念されますが、いまだ2名の方が発見されていないということで、最悪の場合、死亡してから確認される事例もあるようです。こういった状況を踏まえ、警察として、認知症高齢者が行方不明になった場合に早期発見できるよう、どのように対応しているのかお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 県警では、認知症またはその疑いのある行方不明者の届け出を受理したときは、各警察署への速やかな手配とあわせて、届け出人の同意を得た上で、自治体や消防団等の関係機関と連携した捜索活動を行うとともに、宮崎県防災・防犯情報メールサービスの発信、県警のホームページへの掲載、市町村の徘徊・見守りSOSネットワークの活用、マスコミを通じた広報活動等により、広く情報提供を呼びかけることによって、行方不明

者の早期発見に努めております。今後も、認知症またはその疑いのある行方不明者につきましては、その生命、身体のプロテクトのため、早期発見に努めてまいります。

○野崎幸士議員 先ほど答弁にありましたが、本県の認知症高齢者の数は5万人と推計されています。年々増加していくことを想定すれば、さらに地域のネットワークと連携を強化する取り組みが必要であると思っておりますので、強く要望いたします。

認知症患者にとって何より大事なことは、住みなれた、きずなの深い地域の中で安心して暮らし続けられることだと思います。国としても、高齢者の5割以上が自宅での最期を望んでいることを踏まえ、団塊の世代が75歳以上になる2025年までに、高齢者が病気になっても、介護が必要となっても、住みなれた土地で暮らし続けられるよう、住まいを中心に、医療や介護、予防・生活支援の一体的な体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を全国にくまなく広げるよう進めていますが、本県の状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 地域包括ケアシステムは、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、介護予防、住まい、生活支援、医療・介護のサービスが切れ目なく提供される仕組みでございます。お話にありましたように、関係法令等によりまして、2025年に向けて、全ての市町村がその構築を進めることとされているところであります。県内の市町村の取り組みはまだ緒についたばかりであります。介護予防のための体操教室等の「通いの場」づくりを初め、地域の支え合いを促進する生活支援コーディネーターの配置、医療と介護の連携を進めるための協議会の設置など、地域

包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが進みつつある状況にあるものと考えております。

○野崎幸士議員 地域包括ケアシステムの一部は取り組みが始まっているようですので、少しずつでも着実に進展があるようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。 「そもそも地域包括ケアシステムって何ですか」といった方も多いようです。日本理学療法士協会が行った調査によると、地域包括ケアシステムの国民の認知度は23.8%であったそうです。地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域が一体となってつくり上げていくことから、その住民の理解が重要と思っておりますが、その認知度の現状をどう捉えておられるのか。また、今後の周知をどう進めていくのかお伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 議員の御指摘にありましたが、地域包括ケアシステムは、医療機関や介護事業所などによる専門的なサービスのほか、介護予防や生活支援など、民間企業やNPO、さらには地域住民による支え合いにより構築するものであります。内容が多岐にわたるため、一般の方々には認知が難しい面もあるかと考えております。地域包括ケアシステムにおいては、住民主体の介護予防教室等による「通いの場」づくりや、ボランティア等の担い手養成、認知症高齢者の見守りネットワークづくりといった、地域活動を充実・拡大していくことが重要な要素でありますので、こうした取り組みを市町村と一緒に進めていく中で、地域包括ケアの理念の周知を図ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 私も当初、地域包括ケアシステムという名前自体、理解しがたいなと感じていました。地域住民が、まず地域包括ケアシ

テムというものが何なのかということを知らない限り、その構築は難しいと思いますので、行政、医療や介護に携わっている方々に周知していただけるように要望いたします。

地域包括ケアの基本理念には自助と互助があります。自助とは、みずからで生活をし、みずから自身の健康を維持することです。互助とは、家族や親族、地域の方たちがお互いに支え合うことです。しかしながら、近年は核家族化が進み、地域自治会の自治会加入率も低下しています。また、個人情報保護法により、なかなか個人と地域全体の情報が共有できなくなっています。また、地域包括ケアは市町村で対応することが原則であり、体力のない市町村が対応し続けることができるのが懸念され、地域間格差が生じる問題も課題になりそうですが、今後、地域包括ケアシステムの構築をどう進めていくのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 地域包括ケアシステムは、市町村が主体となって、地域の実情に応じた体制を構築していくこととされており、お話にありましたように、地域の支え合いが薄れている状況や、医療・介護資源の不足などから、対応に苦慮している市町村もございます。このため県といたしましては、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象とする研修会を開催し、県内外の先進事例の紹介や情報交換の機会を提供しているところであります。さらに、県内での先行事例をつくるために、意欲のある市町村を対象に、「医療・介護連携のための退院調整ルールづくり」や、「住民主体の介護予防の推進」などをテーマとするモデル事業も実施しているところであります。また、在宅医療の充実や医療と介護の連携、医療・介護人材の育成など、単独市町村

での対応が難しい課題もありますことから、県医師会やリハビリ等の専門職団体等との協力により、医療圏単位での連携協議会の設置や、在宅医療従事者の研修、多職種連携などにも取り組んでいるところであります。こうした取り組みによりまして、今後とも、県内全市町村でシステム構築が促進されるよう、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 まだまだ地域包括ケアシステムのこれといったイメージがつかめていない、どう進めていいかわからないと悩んでいる地域が多々あると思いますので、まずは県南、県央、県北と、おのおのしっかりとモデル地域を構築して、近隣地域への構築拡大を進めていくよう要望いたします。また、この地域包括ケアシステムは、災害時でも大きな役割を果たすと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

社会では、東京オリンピック・パラリンピック等、本県では、2巡目国体や国民文化祭等々、県民の関心や期待が高い事業が取り沙汰されています。もちろん本県にとって大変重要な事業です。こういった中、社会全体の、来る超高齢化社会に対する意識、備え等々の現状を見ると、不安になります。高齢化対策は、例えば自治会の状況一つ見ても、協力体制、支援体制が十分とれるような状況ではありません。こういった体制を短期間で構築するのは無理だと思います。避けては通れない超高齢化社会——2025年まで残り9年を切りました。社会全体で支えるためにも、今からの意識づけや地域包括ケアシステムの進展を着実に進めていくよう要望いたします。

次に、耕作放棄地について質問します。過去1年以上作付されておらず、今後もある予定

のない農地、いわゆる耕作放棄地は、過去20年で約1.7倍にも拡大したとの報告があります。耕作放棄地に至るには、多くが、農業従事者の高齢化による労働力不足や担い手不足、また生産物の低価格による経営悪化、農地の受け手がない、農地条件が悪いといった理由です。また、病虫害の発生、周りの農地への雑草繁茂、鳥獣被害の拡大、景観の悪化、ごみの不法投棄等、周囲の農地に悪影響を及ぼすという問題もあります。そこで、本県における耕作放棄地の状況と対策をお伺いいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 平成27年の本県の耕作放棄地面積は5,026ヘクタールで、農地に占める割合は9.9%となっております。これは、全国平均の10.9%、九州平均の13.5%よりも低くなっておりますが、高齢化や農家数の減少、また鳥獣被害の増大等を要因にしまして、5年前よりも348ヘクタール増加しており、耕作放棄地の対策強化は喫緊の課題と認識をしております。このため県といたしましては、市町村や農業委員会、JA等の関係機関と連携しまして、耕作放棄地再生利用緊急対策事業や、農地中間管理事業等の活用により、農地としての再生利用や地域での話し合い活動を基本とした、担い手への農地集積・集約化を推進し、耕作放棄地の発生防止と解消に努めているところであります。

○野崎幸士議員 耕作放棄地は、先ほどのほかにも、食料自給率への影響、洪水防止、水質浄化、地すべり・土砂崩れ防止、景観の保全、伝統文化の継承等の多面的な機能を損なう問題でもありますので、引き続き耕作放棄地問題に取り組んでいただくことを強く要望します。

冒頭に申しましたように、耕作放棄地の問題の背景には、農業従事者の高齢化等による農家

数の減少がありますが、本県における農業従事者の高齢化と農家数の状況をお伺いいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) まず、本県における農業従事者の高齢化の状況につきましては、農林業センサスによりますと、平成27年の基幹的農業従事者で、65歳以上が57.9%を占め、5年前の平成22年に比べ2.6ポイント増加するなど、高齢化が進行しております。また、農家数につきましては、平成27年が3万8,428戸で、平成22年に比べ、約16%に当たります7,376戸が減少しているところであります。

○野崎幸士議員 本県でも農業従事者の高齢化と農家数の減少がかなり進んでいるようですが、その対策をお伺いいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 本県は、農業県といたしまして、全国に安全・安心な食料を供給する責務があり、農家数の減少や高齢化が進む中であっても、しっかりとした担い手を確保し、今後とも農業の生産性を維持・向上させていくことが重要であると考えております。このため県といたしましては、就農相談から定着までの一貫した新規就農支援や、他産業からの農業参入の促進などによる担い手の確保・育成並びに農作業受託組織の育成など、農家、地域のサポート体制の強化に努めているところであります。また、農地中間管理事業等を活用した農地集積による担い手の規模拡大や機械化の促進、ICT等の新技術の活用などにより、効率的で生産性の高い生産構造への転換を図ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 とにかく農業従事者をふやしていけないと始まらないと思います。要は新規就農者をどうふやしていくかです。新規就農者にも、農家の後継者が親元で就農するケース

や、農業法人に就職して農業に従事するケースなど、多様な形態がありますが、中でも、農家の後継者ではない方が新たに農業経営を始めようとする場合、その多くは、最初は農家に農地を借り、ほかにも住居の確保、農業機械の費用、最初の収穫までの生活費などの初期投資が非常に大きく、自己資金の問題は大きな壁となります。こういったことから、新規就農者に対する支援策が必要だと考えますが、これまでのような支援策がとられてきたのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御指摘のとおり、本県の主要品目であります畜産や施設園芸に新規に就農する場合には、設備投資に多額な費用を要することから、初期投資が非常に大きくなります。そこで、こうした新規就農者に対しましては、独立・自営就農する場合は、最長5年間にわたり、年間最大で150万円を支給する国の「青年就農給付金制度」とともに、経営開始時の農業機械や施設導入に対する「経営体育成支援事業」等による助成、さらには日本政策金融公庫の無利子の「青年等就農資金」による融資など、初期投資の負担軽減を図るための支援を積極的に行っておるところであります。また、地域の普及センターと関係機関が連携し、資金や事業の活用を含めた就農計画の作成をサポートするなど、就農相談から定着までの一体的な支援を行うことにより、新規就農者が就農しやすい環境整備に努めているところであります。

○野崎幸士議員 行政として、新規就農者に対して就農しやすい環境を整備していくことも大事ですが、新規就農者本人が、青年就農給付金が支給される間に技術を習得し、安定した所得が確保できるようになるかが最も重要だと思います。

ます。そのためには、多くの人脈をつくり、農業技術を勉強し、さまざまな情報を得ていくことが重要だと思いますので、その地域で農業に携わっている関係者へのつなぎ役も担っていただくよう要望いたします。

また、冒頭に2025年問題を質問させていただきましたが、今後、団塊の世代の離農も進むと思われる中、本県農業・農村を支える担い手が十分確保されていくのか、大変危惧しております。県では、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画において、年間380人の新規就農者を目標に掲げておられますが、その達成に向けた新規就農者の確保・育成の取り組み状況について、また、新規就農者をさらにふやすためにどう取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県では、県内での就農相談会とあわせまして、東京都有楽町に設置いたしました「宮崎ひなた暮らしUIJターンスンター」を拠点に、就農相談会や就農講座を定期的で開催し、幅広い人材確保に努めているところであります。また、法人への就農希望者を対象に、一定期間研修して正式雇用する「お試し就農」の取り組みを新たに開始したところでありまして、これらの結果、平成27年の新規就農者数は、目標の380名には達しませんでしたけれども、過去5年間で最も多い341名を確保したところであります。

さらに、本年度からは、市町村、JA等と連携し、就農トレーニング機能を有する「しごと創生公社」等の設立支援を進めておりまして、日之影町や綾町等で、産地みずから担い手を確保・育成するための体制づくりが始まっているところであります。このような取り組みを今後さらに強化し、後継者はもとよりでありますけれども、本県農業を支える多様な新規就農者

の確保・育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 新規就農者を確保する一方、新規就農することは、起業して経営者になるということだと思っておりますので、その覚悟、厳しさもしっかりと伝えながら、土地・機械・設備といったハード面の資金、また技術・人脈・販路などのソフト面での支援を、一体的に取り組んでいただくことを要望いたします。

日本の食料自給率は、御存じのとおり40%も満たしません。これは主要先進国の中でも最低の水準です。国民の3%に満たない約260万人の農家が、日本の食料の大半を支えています。農業従事者の高齢化等により農家数が減り、耕作放棄地がふえていく傾向にある現状を見ても、新規就農者をふやし、耕作放棄地の減少に歯どめをかける必要があると思っておりますので、さらなる新規就農者への支援、環境づくりを進めていただくよう要望いたします。

質問は変わるんですが、9月20日に上陸した台風16号、農作物等5億9,800万円、農地等23億200万円の被害額が報告されました。政府は10月21日に、台風16号による被害を激甚災害に指定することを閣議決定しましたが、台風から2カ月たった農業関係の被害についての対応状況をお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 台風16号による被害への対応につきましては、被災後直ちに被災状況の把握に努めるとともに、国に対しまして、災害復旧支援の要望活動を行ってきたところであります。その結果、議員のほうからもお話がありましたが、国におきましては、激甚災害の指定を行っていただきまして、災害復旧事業の補助率のかさ上げや、早期の営農再開に向けた、ハウスの修繕や種子の購入等の被災者

向けの支援対策が講じられたところであります。

現在、農地・農道やかんがい用パイプライン等の被害につきましては、仮復旧工事が実施され、農業用水の利用が可能となり、営農が再開されているところであります。また、被害を受けましたピーマンやスイートピー農家等におきましても、ハウスの修繕を行い、また苗を新たに植えかえ、営農が再開されていると伺っているところであります。県といたしましては、引き続き、必要な事業活用や技術・経営の助言・指導に努めますとともに、被災された農家の方々が、一日も早く安心して営農活動に専念していただけるように、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 被害を受けた農家の中には、小規模災害ですが、査定を待てずに自力で畑を直した方もいらっしゃるようです。早期の復旧に向けて尽力されることを要望いたします。

次に、子供の貧困について質問します。議会でもたびたび取り上げられます子供の貧困、18歳未満で、世帯収入から国民1人の所得を試算して、真ん中の人の所得の半分、いわゆる貧困線を下回る人の割合を指します。厚生労働省の調査によると、子供の相対的貧困率は、1990年代半ばごろからおおむね上昇傾向にあり、2012年には16.3%となっています。これは、実に子供の6人に1人の割合になり、特に大人1人で子供を養育している家庭が相対的貧困率が高く、54.6%となっています。シングルファーザー、シングルマザーとして子供を育てているひとり親家庭が、経済的に困窮し、子供にも大きな影響を与えているのが現状のようですが、本県における子供の貧困率とひとり親世帯数の推移についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話にありました子供の貧困率につきましては、国民生活基礎調査をもとに、厚生労働省が算出しておりますけれども、この調査は、調査客体が約2万6,000世帯と少ないことから、統計の精度上、都道府県ごとの数値までは算出されておられません。このため、本県の子供の貧困率は明らかではありませんが、生活保護世帯における18歳未満の子供の数を申し上げますと、リーマンショック前の平成19年度が1,482人となっております。直近の平成27年度が1,947人となっております。465人の増ということで、大幅な増加かと考えております。また、本県のひとり親世帯数につきましては、おおむね5年ごとの「ひとり親世帯生活実態調査」により推計を行っておりますが、平成24年度の父子世帯数は1,645世帯となっております。前回調査の平成19年度と比較すると、976世帯減少しているのに対し、平成24年度の母子世帯数は1万5,675世帯となっており、381世帯増加しております。

○野崎幸士議員 母子家庭が増加しているとのことでした。皆さん、記憶にあると思いますが、2013年の5月に、大阪で母親と3歳の子供の餓死事件が起きました。部屋には、母親の「おいしいものを食べさせたかった」という走り書きが残っていたそうです。本当に悲しい事件です。シングルマザーは非正規職員についている場合が多く、所得が低いのが現状です。母子家庭の貧困解決には、所得をふやすことが重要と考えますが、県の取り組みについて伺いたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 母子家庭の所得向上の方策としましては、母親の有利な就職につながる看護師等の専門資格の取得が、最も有効な方策であると考えております。このため

県では、専門学校等の養成機関に入学し、これらの資格取得を目指す際に、在学期間の生活資金として、最大で月額10万円を支給し、安定した修学環境を提供するなどの高等職業訓練促進給付金等事業を推進しているところであります。また、今年度から、この給付金を活用する場合、入学時と就職時の経済的負担を軽減するため、入学準備金として50万円、就職準備金として20万円を上限として貸し付け、一定の条件のもとで返還を免除する貸付事業に取り組むこととしております。これらの事業を含め、各種の支援を円滑に推進することにより、母子家庭の生活の安定に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 母子家庭は、子供がいることで、就職すること自体難しい状況です。2011年度の全国母子世帯等調査によると、母子家庭の年間就労収入は、母子家庭10人のうち6人が、年収200万円以下となっております。その中で、100万円以下が約半分もいるとの報告もあります。中には、パート労働を選択し、低賃金なので生活が厳しくなり、ダブルワークやトリプルワークをしている母親もいます。こういった状況は、母親自身の負担を大きくするだけでなく、子供たちだけの夕食、子供たちだけで寝るなど、子供たちにつらく寂しい思いをさせることにもつながってしまいます。また、近年、貧困と児童虐待についても強い関連性があると、調査で指摘されております。母子家庭の所得がふえることにより貧困が解消され、生活が安定することが、児童虐待等の防止、子供たちの安全・安心な生活につながりますので、引き続き取り組んでいただくよう要望いたします。

貧困と学力格差について調べたところ、2012年の厚生労働省白書では、小学生時点の家庭の

経済状況と学力、高校卒業後の予定進路、フリーター率との分析の相関関係から、「家庭の経済状況の差が子どもの学力や最終学歴に影響を及ぼし、ひいては就職後の雇用形態にも影響を与えている」と結論づけています。一方、平成21年度の文部科学省白書によると、貧困の子供が全て低学力であることは否定しつつも、貧困が学力に与えるさまざまな影響も示唆をしています。貧困と学力格差の関係についての教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 貧困による家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供が、質の高い教育を受け、その能力を最大限に伸ばして、夢や希望にチャレンジできる環境を整えていくことは、大変重要な教育的課題であると考えております。そのため、学校教育におきましては、学力がしっかり保障できるよう、学習指導の工夫や教職員の指導体制の整備を図っているところであります。また、子供が安心して学ぶことができる環境を整えたり、教育の機会均等を保障するため、就学支援の充実等に努めたりしているところであります。今後とも、貧困が学力格差につながることはないよう、関係部局等と一体となって、積極的に対策を推進してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 私も同様に、貧困と学力の格差がつながることがあってはならないと強く思いますので、よろしくお伺いいたします。

文部科学省によると、平成25年度には、生活保護を受けていないが、それに準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した準要保護児童生徒数は130万人に達していて、要保護児童生徒数を含めると、総数は約151万人となっています。また、就学援助率は15.42%と高い水準であると報告していま

す。2005年度より、準要保護者に対して行う就学援助は一般財源化しており、自治体の財政力による受給の格差が懸念されます。全国で約7人に1人の小中学生が、経済的理由により就学困難と認められる中、2006年に文部科学省が教育委員会を対象として実施したアンケート調査によれば、過去10年間（1995～2004年度）における就学援助受給者数増加の要因・背景について、「離婚等による母子・父子家庭の増加、児童扶養手当受給者の増」が全体の60%を占めるとの調査結果もあります。そこで、本県における要保護・準要保護として認定した児童生徒の現状と、その就学援助の取り組みについてお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本県において、平成26年度に要保護・準要保護の認定を受けた児童生徒数は、暫定値ではありますが、要保護者1,036人、準要保護者1万2,994人であります。全児童生徒数に占める認定者数の割合は、平成17年度は9.8%でありましたが、年々増加傾向にあり、平成26年度には15.3%となっております。就学援助につきましては、学校教育法に基づき、学用品費や学校給食費、医療費などに対する支援を、主に市町村が実施をしております。その認定の手続や支給内容については、各市町村が実情に応じて定めているところであります。県教育委員会といたしましては、家庭の状況にかかわらず、全ての児童生徒が安心して学ぶことができるよう、今後とも就学支援の充実に向けて、必要な情報の提供や助言等に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 子供は親を選べません。大人の都合でさまざまな家庭環境になり、子供たちがその影響を受けています。子供の貧困と青少年犯罪の関係も指摘されています。大事なの

は、子供たちがまずは食べることができ、そして安心して平等に教育が受けられ、子供たちに明るい未来を提供することだと思いますので、今後も子供の貧困問題解決のために尽力されることを要望いたします。

次に、花粉症を引き起こす植物、オオブタクサについて質問いたします。この問題は、県民の方からの御指摘であります。

私も知らなかったのですが、花粉症を引き起こす植物にオオブタクサという植物があるそうです。冬の終わり、2月中旬から春先、5月初めにかけて、また夏から秋にかけて、くしゃみや鼻水、鼻詰まり、目のかゆみなどの症状で多くの人を悩ませる花粉症、杉・ヒノキなどの花粉(抗原)が原因となって起きるアレルギー疾患ですが、日本では、杉・ヒノキのほかに約50種類の植物が花粉症を引き起こすとされています。一般的にはスギ花粉が取り沙汰されることが多いのですが、他の植物の要因も存在します。その中でも、身近な道端や河原などに分布するブタクサの一種であるオオブタクサも、花粉症を引き起こす植物だそうです。オオブタクサは風媒花で、風に花粉が運ばれることによって受粉を行います。要は、風によって自由に花粉が飛び交います。そこで、本県のオオブタクサの分布状況についてお伺いいたします。

○環境森林部長(大坪篤史君) 環境省によりますと、オオブタクサは現在、北海道から九州に至る全国に生育しているとのことあります。本県でも、レッドデータブックを作成するための調査の際、県内各地の空き地や河川敷等に分布していることを把握しているところあります。

○野崎幸士議員 県内各地、身近なところに分布しているとのことでしたが、この植物が花粉

症の原因になると考えると非常に懸念されますが、本県のオオブタクサが原因と見られる花粉症などの体に与える影響並びに患者数を把握しておられるのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) オオブタクサの花粉は、くしゃみ、鼻水、目や喉のかゆみ、せきといったアレルギー症状を引き起こす原因の一つということは認識しておりますけれども、アレルギー症状を起こしておる患者数の中で、オオブタクサを原因としている患者ということであれば、申しわけありませんが、把握しておりません。

○野崎幸士議員 アレルギーの原因は数多くありまして、その原因を調べる検査も非常に大変なので、患者数も把握できないとは思いますが、花粉の大きさによりその症状が異なるそうです。杉・ヒノキなどの樹木の花粉はちょっと大き目なので、鼻で花粉がとまってしまい、鼻の症状が出やすく、ブタクサ、ヨモギ、イネ科などの雑草の花粉はとても小さいので、喉の奥のほうまで入ってしまうので、喉に症状が出やすいようです。ひどいときにはぜんそくの原因にもなったりします。このような症状を見ても、オオブタクサに対する対応が必要と思いますが、今後の対応をお伺いいたします。

○環境森林部長(大坪篤史君) 環境省は、生態系等被害防止外来種リストに429種の動植物を掲載しておりまして、その中でオオブタクサは、総合的に対策が必要な種の一つとされております。本県でも、レッドデータブックに、注意すべき外来生物の一つとして掲載をしまして、県民等への注意喚起を行っているところあります。今後は、ホームページにも掲載しますとともに、市町村とも連携して、対応を検討してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 オオブタクサは、さきに申したように、身近な道端や河原などの日常生活の中に分布している植物です。ほとんどの方が花粉症の症状を起こす植物とは知らないと思いますので、その周知と身の回りの雑草の処理を促すよう啓発をしていただくことと、特に通学路、学校、保育園、福祉施設、病院等の周辺は気をつけて重点的に管理していただくよう要望いたします。

10月に特別委員会で沖縄県の興南高校を訪れました。御存じのとおり、興南高校野球部は、2010年に甲子園で史上6校目となる春夏連覇を果たした甲子園の常連校です。「部員のほとんどが地元出身で、決して野球のうまい特待生を集めているわけではない。背丈も小さく、体格も恵まれていない」と説明を受けました。じゃ、なぜ強いのか。野球部は全員寮生活で、6時に起床して、学校がある地域をごみ拾いをしながら散歩するということでした。このごみ拾いは、もちろん美化運動として、もう一つは、失敗してごみを捨てた人のカバーをする、カバーリングの精神を養うために行っているとのことでした。そのカバーリングの精神が野球でも生かされ、エラーをしたり、フォアボールを出したり、三振したり、失敗したときにメンバー全員でカバーリングして盛り上げるプレーが自然に身についていて、自分たちよりもはるかにパワーのある体格のいいチームにも勝てるということでした。

私も、カバーリング、忘れていたような気がします。毎日、俺が俺がという感じで過ごしているような気がします。本県も、本当にたくさんの事業、またそれに伴うたくさんの課題を抱えています。こういったとき、もちろん熱い議論は必要ですが、執行部と我々議会がお互いに

カバーリングをすることが解決に結びつくと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 東臼杵郡の黒木正一でございます。

先日、「25年連続スギ生産日本一記念式典」が行われました。これは、これまで長年にわたり山づくりに取り組んでこられた先人、山の上に杉苗を背負って登り植林し、暑い夏に鎌で下刈りを行い木を育ててきた人々、林業関係者、業界、県などの行政機関、関係者が一体となって取り組んできた努力のたまもであります。記念行事を企画した関係者の皆様に感謝を申し上げます。

今月の初めに、林活議連で韓国における県産材市場開拓調査に行き、本県が行っている木造軸組み工法セミナーへの参加、木造住宅施工現場視察、木材建築関係者との意見交換会などを行いました。セミナーの参加者の多さにも驚きましたが、木材建築関係者との意見交換会では、本県の林業関係団体、県などがこれまで取り組んできた歴史があり、信頼関係が築かれつつあることを感じました。韓国向け輸出は年々増加傾向にありますが、さらなる伸展を期待したいと思います。これから台湾、中国、ベトナムなどへの輸出促進の計画がありますが、25年連続スギ生産日本一記念式典で、ソウル大学、イ・ジョンゼ教授が、「国や地域によって木材の文化は違う。木材の貿易は、その国に合わせたものをつくり出すことが大事」と言われたように、時間はかかっても、輸出拡大にはしっかりした事前調査が必要と思います。輸出などさらに需要がふえ、山元に利益が還元され、再造

林が進み、循環可能な林業となることで、真の日本一と言えるのではないかと思います。

それでは、質問に入ります。29年度予算編成方針重点施策の中から、中山間地域対策について、数点伺います。

中山間地域振興条例では、中山間地域には、神話、神楽などに代表される個性豊かな文化を育み伝え、木材や生きていく上で必要不可欠な食料、水の供給を初め、水源涵養、国土の保全などの多面的機能を有し、特にバイオマス資源の供給源や炭素の吸収源として、低炭素社会の構築にも重要な機能を担うことが期待されるとあります。本県にはさまざまな課題がありますが、その中で重点施策として、人口減少対策と中山間地域対策の強化が据えられています。特に中山間地域対策を重点施策とする意義について、知事にお伺いします。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

本県の面積の約8割を占める中山間地域は、国土の保全や水源の涵養等の多面的機能を有するとともに、神話や神楽などの豊かな伝統文化を守り伝え、また、本県を支えるすぐれた人材を育む環境を備えた大変重要な地域であると考えております。しかしながら、平成27年の国勢調査の結果を見ますと、人口減少や高齢化が他の地域に比べて一層進行しており、現在、国・地方を挙げて取り組んでおります地方創生を実現する上でも、力を注いでいくべき地域であると考えております。今後、人口減少をいかに抑制していくか、また、中山間地域の暮らしをいかに維持するかという2つの視点を軸に、改めてさまざまな施策に取り組んでいく必要がある

との思いから、平成29年度の重点施策に掲げたところであります。その貴重な価値や財産をしっかりと次の世代に引き継いでいけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○黒木正一議員 言われますように、中山間地域は県土の80%を超える広大な広さでありますが、その中でも特に過疎と言われるところは、いろんな課題を抱えているところであります。知事は今、「大変重要な地域」と言われましたが、人口減少、高齢化が進んでおります。そこで、本県の集落の状況についてお伺いしたいと思います。国が先般公表した、過疎地域などの集落現況調査によりますと、1,028市町村、7万5,562集落のうち、65歳以上が50%以上の集落が2割に上り、地区別に見ると、中国、四国は3割を超えて高く、九州は約2割、全国で1万5,568の高齢者集落があり、住民全体が高齢者の集落も801あるというものでありました。九州7県の高齢者が50%以上の集落は3,205カ所と、5年前に比べて1,111カ所増加、10年以内に消滅する可能性があるのは71、いずれ消滅の可能性のあるのは471カ所と140カ所の増加となっております。安閑と放置できる状況ではなくなっております。本県の65歳以上の割合が50%以上の集落の状況はどうなっているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(永山英也君) 御質問の調査につきましては、国土交通省と総務省が、過疎地域等におきます集落の現況を総合的に把握するため、おおむね5年ごとに実施をしている調査であります。本年9月末に、平成27年4月時点での人口動向等が公表されたところであります。このうち、本県で集落人口に占める65歳以上の割合が50%以上の集落は、回答のありまし

た1,348集落のうち387集落で、約3割となっております。ありましたとおり、全国が約2割でありましたことと比較しますと、本県は極めて高い状況でございます。また、5年前の前回調査と比較をしますと、今回の調査では、条件不利地域の調査対象範囲が拡大されていますので、比較可能な範囲で見ますと、新たに50%以上となった集落は76ありまして、約3割増加しております。中山間地域の現況につきましては、大変厳しいものと認識をしております。引き続き、市町村等と連携を密にして、その維持・活性化に取り組んでまいります。

○黒木正一議員 本県は3割ということで、全国平均以上に高齢集落がふえている。このような厳しい状況の中でありまして、そのような中で、自主再建型移転という考え方があります。これは、これまでの過疎は、ある意味では非常に恵まれた過疎であって、国全体の人口がどんどんふえて経済が拡大して、国の税収もふえて地方にたくさんのお金が流れてくる状況にあった。しかし、これからは、国から地方へのお金の流れは細くなる。人口減と収入減のダブルパンチを受けて、どうやって生き延びていくか、非常に厳しくなっていく。手おくれにならない、少し余力のあるうちに、次善策として、生活が非常に不便な山間地から麓への集落移転を行う。土地の歴史もコミュニティーも全て捨てて散り散りになるのではなく、近くでそれらを守りながら、再びもとの場所を活性化させるチャンスを待つ、つまり力を温存させておくというもので、これは2010年に出版された「撤退の農村計画」で話題となりました。

この自主再建型移転には、デメリットとして、国土の荒廃や河川下流での洪水の発生とか生物多様性の消失、獣害の悪化、人工林放棄に

よる荒廃、こういったことが考えられる。しかし、実際に懸念されるのは民俗知の消滅だけである。民俗知とは、山野の恵みを持続的に利用する文化的な技術のことで、この民俗知の継承のためには、拠点集落は形成し、その他の集落については移転か自然消滅も容認するというものであります。

この本が出版されたときは、移転しても公益的機能とか問題ではない、唯一の価値が民俗知であるという主張に強い憤りを感じたものであります。しかし、人口が急激に減少している現実、将来の厳しい人口予測からすると、全ての集落が移転できるものでもありませんし、もちろん強制的にできるものではありませんけれども、小規模な集落で自然災害に強い安全な地域への住宅地づくりなど、モデルとなる拠点づくりも必要なことではないかなと考えます。自主再建型移転の考え方について、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県はもとより全国的に、中山間地域におきましては、若年層を中心とした人口の流出や高齢化の進行等によりまして地域の活力が低下をしている。特に農山漁村における小規模集落においては、維持・存続が危ぶまれる集落もあるわけでありまして。このため県におきましては、集落のネットワーク化の促進や都市等との交流の拡大など、集落の住民が安心して生活できる地域づくりに努めているところであります。今後も引き続き、集落の維持・活性化に取り組む必要があるものと考えておりますが、人口減少や少子高齢化がさらに進行する中では、御質問にありました集落の移転・再編についても、まずは住民の方々の意思を十分尊重し、市町村とも連携をしながら、慎重に検討していく必要があると考えております。

○黒木正一議員 過去を振り返りましても、全国的にも集落移転というのはほとんど行われていないのが現実ではないかなと思われまますし、当然慎重に検討すべき問題というふうに考えます。

そこで、「小さな拠点」について伺います。集落の維持・存続が危ぶまれる中であって、国は、「国土のグランドデザイン2050」を掲げ、人口減少下においても、自治体が行政サービスを効率的に提供するための拠点機能を一定地域に集約する、中山間地域における「小さな拠点」の形成の推進、そして、それらを結ぶネットワークの充実による他地域との連携強化や交流人口の増加、物流の増大などを図るための基本戦略を唱えています。「小さな拠点」は、日々の生活を送っていく上で必要な機能をどう集約・確保していくかという問題であって、実際に進めていく上ではいろんな課題もあると考えられます。現時点ではどういう取り組みを行っているのか。また、学校区、集落単位など、人口規模や面積でさまざまな概念が考えられますが、どういった規模が適正と考えるのか。また、市町村との連携についても、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） 県が、中山間地域振興計画の改定に当たりまして、平成26年度に行いましたアンケート調査では、住民の約8割の方が、住みなれた地域で今後も暮らし続けることを希望しておられます。この希望に応えるためには、公共サービス等の集積が見られる、例えば、旧町村の中心部等と周辺集落が一体となった生活圏を形成し、地域を守り支えていくことが肝要であると考えております。このため今年度、都城市の庄内地区、西米良村、椎葉村の3地域で、生活サービスが集約されてい

る基幹的集落と周辺集落とを結ぶ、新たな交通・物流の仕組みづくり等についてのモデル構築に取り組んでいるところであります。集落のネットワーク化と住民による自立的な活動が持続できる仕組みづくりを目的とした「小さな拠点」の形成に当たりましては、地域の実情に応じた取り組みが進められるよう、市町村とも連携しながら、その促進を図ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 県内3カ所で、「小さな拠点」の整備にモデル的に取り組んでいるということでもありますけれども、この取り組みに注目していきたいと思えます。

医療、教育、福祉などの社会サービス拠点を結ぶ地域内道路ネットワークの形成、生産物の輸送、救急医療、周遊型観光など、拠点と拠点を結ぶ道路、都市部と中山間地域を結ぶ道路の整備は必要であります。道路事情も随分よくなりました。しかし、本県の道路改良率は、全国での順位が国道44位、県道38位、国県道合わせて38位と低く、九州でも最下位であります。そこで、最も地理的条件が悪いと思われまます東臼杵郡の国県道の改良率を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 東臼杵郡における県管理道路は、国道327号や県道諸塚高千穂線など、国道が5路線、県道が12路線ございます。その改良率は、平成27年4月1日現在、国道で52%、県道で20%であり、国県道合わせますと41%という状況でございます。

○黒木正一議員 東臼杵郡内、地形の悪いところが未改良として残っているということですが、改良は確実に前進しております。今回の経済対策に伴う補正予算、かなり配分されておまして、さらに改良が進むと期待すると同

時に、感謝をしているところであります。

先日、東県土整備部長が、国道327号整備促進期成同盟会の折に、327号の道路開設の歴史を話されました。そこで、私も少し興味を持ち歴史を調べてみました。この国道は、日向市から椎葉村に通じる国道で、奥に行くほど急峻で、奥地の最も地形の悪い部分が未改良ですが、ありがたいことに全区間事業化となっております。この道路は、明治31年の道路開設4カ年計画に始まり、何度も開設計画が立てられたものの、いずれも地形と財政難の問題で中断を繰り返していた折、住友が重工業化への電源供給のため耳川流域での水力発電を計画し、ダム工事などのための道路整備に、県に100万円を寄附し、昭和8年、椎葉村上椎葉までの全線が開通、以来、住友100万円道路として知られております。当時の100万円は、今では数百億円ということでもあります。

かつて、この道路の開設への機運が高まる中で、当時の知事は何度か現地の視察に訪れています。当時の知事はどうやって椎葉、諸塚に入ったのかといいますと、大正3年、今から102年前であります。当時の有吉知事は、美郷町南郷神門から尾崎峠を経て椎葉村の民家に宿泊していますが、峠道は極めて厳しい難所で、椎葉村長は村民に命じて、知事の腰にバンドをつけ、それに綱を結びつけて引っ張ったり、後ろから押したりして坂を上ったとあります。その10年後の大正13年、時永19代知事は、実情調査のため椎葉、諸塚村を視察していますが、宮崎から汽車で人吉に行き、馬車で熊本県の球磨郡水上村に至り、馬で不土野峠を越えて、上椎葉の民家に泊まり、翌日、歩いて耳川を視察しながら椎葉村松尾に泊まり、ここで住友から計画書を受け、翌日また歩いて諸塚村に行き1泊

し、馬車で日向市に行き、汽車で帰庁したとあります。90～100年前の話であります。本当に現在は便利になったものであります。

しかし、車社会となり行動範囲が広がり、現代、もっともっとと求める声は大きいものがあります。本県の道路予算は減少傾向にあります。かつての住友のような打ち出の小づちがありません。国県道整備の予算確保について、知事の考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 国県道は、地域間の交流連携や経済活動を支えるネットワークを形成し、県民生活の向上や地域の活性化、発展のために必要不可欠な社会資本であり、また、災害時における集落の孤立化を防止する上でも、その整備を着実に推進することは大変重要であると認識をしております。今、本県の道路整備の歴史の話を伺いながら、先人の努力に大変感謝の思いを抱いておったところでございます。

ことし8月には、町村会長であります黒木西米良村長と一緒に、財務省や国土交通省へ、本県のさらなる道路整備の重要性や整備効果を訴えるなど、機会あるごとに、国に対して予算の重点配分を強く要望してきたところであります。本県は、おかげさまで、高速道路の整備が進展をすることにより、こうしたインフラ整備のストック効果が目に見えて形になってあらわれておるところでありまして、今こそ、インフラ整備がおくれているこの宮崎県に重点投資すべきであると、強くアピールをしておるところでございます。

このような中、今回の国の補正予算におきましては、県の道路整備事業に、昨年度を上回る約70億円が追加配分をされたところであります。今後とも、必要な道路整備を計画的に推進するため、県議会を初め、沿線自治体、商工関

係団体等の御支援もいただきながら、予算確保に向けて、国へ強く働きかけてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 椎葉村上椎葉まで道路が開設されたときに、椎葉村史には、「村民の生活に一大変革が生じた。まさに椎葉の夜明けの到来である」と書かれてあります。現在、県庁から市役所、役場に2車線で道路がつながっていないのは、恐らく椎葉村役場だけではないかなと思います。また新たな夜明けが椎葉に訪れるよう、ぜひ早目に2車線化をしていただいて、椎葉村史に河野知事の名前が記されるように、ひとつお願いしたいと思います。

次に、29年度重点施策「世界ブランドのみやざきづくりの推進」の中にあります、世界農業遺産の積極的な活用策について伺います。世界ブランドと言え、何と云ってもユネスコ世界遺産であります。日本はことし7月に国立西洋美術館が登録され、20カ所の世界遺産を有する世界遺産大国となっております。この世界遺産登録に観光の起爆剤として大きな期待をかける自治体は多く、今でも「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」など、多くの自治体の世界遺産登録に向けて取り組みを続けています。

ところが、これまで世界遺産として登録されてきた国内の前例を調べてみると、登録によって「観光」という要素で大いに成功した遺産は余りないとも言われています。例えば、島根県の石見銀山、登録後は観光客が2倍になったものの、3年後には登録前に落ち込み、また、アクセスもよく宿泊施設もあった岩手県平泉でさえも、登録後大きく観光客数が伸びたものの、すぐにほぼ登録前の水準に戻っています。売り出し方の工夫がなければ、世界遺産登録の意図は観光とは直結しないとも言えます。

世界農業遺産は、何世代にもわたる伝統的な農法や、そこで育まれた文化、生物多様性などが一体となった農林水産業システムをF A Oが認定するもので、昔ながらの農業とそれを支える暮らしが世界的に見てすばらしいというもので、ユネスコ世界遺産とは性格が異なるものでありますけれども、このブランドを地域の活性化に生かさない手はありません。

先日、認定を記念したシンポジウムが宮崎市で行われ、認定地域の統一イメージづくりやブランド向上に関するロゴマークが発表され、認定を活性化に生かす方策を探るパネルディスカッションもありました。このようなことが新たなブランドづくりにつながることを期待したいと思います。地域の自覚と積極的な活用が何より大事なことです。県としての今後の取り組み方について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 世界農業遺産につきましては、県と地元5町村が中心となって協議会を発足させ、現在、戦略策定、伝統継承、広報宣伝の3つのプロジェクトを進めているところであります。この取り組みでは、まずは地域の人づくりをしっかりと進めながら、県内外に本遺産の価値を理解するファンをふやした上で、国内外に向けて積極的にPRしていくことが重要であると考えております。現在、シンポジウムや地域活性化の講演会など地元独自の学びの活動や、地元食材を紹介した刊行物の創刊など、人づくりやファンづくりの動きが始まっているところであります。今後は、これらの活動を基盤としながら、お話にもありました、今回制定したロゴマークや新たな認証制度を活用して、全国へ、また海外への情報発信に取り組んでいくこととしております。県といた

しましては、今後とも、関係機関や地元の方々
と手を携えながら、世界農業遺産の積極的な活
用を進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 世界農業遺産は、中国と日本
で半数以上の19地域を占めており、今後は日本
からの認定は狭き門になると見られているよう
でありまして、農水省は国内版を創設したとい
うことではありますが、本当にいい時期に県は認
定に向けて取り組んでいただいたと思います。
これを何とか活用していきたいものだというふ
うに思います。

記紀編さん1300年記念事業の集大成と位置づ
けられていた国民文化祭、2020年の開催が内定
となりました。宮崎開催のテーマの柱が神話に
なるとするならば、神楽は国民文化祭の主要イ
ベントの一つになると考えられますが、神楽の
継承について伺います。

ことしの3月発行された、宮崎県無形文化財
ガイドブック「みやざきの民俗芸能」には、本
県は全国有数の神楽が受け継がれている県であ
り、地域の人々により守り続けられている集落
芸能であるというふうに書いてあります。ちょ
うど今の時期、高千穂町、椎葉村では、週末に
複数の集落で夜神楽が行われています。椎葉
村、諸塚村の夜神楽に毎年数カ所行きますけれ
ども、ことしは椎葉村の2カ所から、集落で不
幸があったので夜神楽を中止にするという連絡
がありました。先ほど、集落が高齢化している
ということを知りましたが、神楽など伝統文化
の維持・継承は、かつてないほどの厳しい時代
を迎えています。県は、ユネスコ文化遺産登録
へ向け、神楽の調査研究を進めていますが、そ
の継承の現実をどう認識しているのか。また、
今後、神楽の保存・継承のためにどのような対
策を進めるのか、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 現在、本県には神楽
の保存団体が207ありますが、過疎化や少子高齢
化等により、今後の継承を心配されている保存
団体があることを認識しておるところでありま
す。このため、神楽の保存・継承の機運を高め
ていただくことを目的に、文化財愛護少年団な
どの体験交流や、民俗芸能を披露する機会を設
けているところでもあります。また、神楽の調査
研究や記録保存を進めるとともに、後継者育成
に要する経費や用具の整備などに助成を行って
おります。今後も、神楽保存団体や関係機関と
連携を図りながら、神楽の保存・継承に努めて
まいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ユネスコ無形文化遺産の登録
について伺います。本県は、単独での無形
文化遺産登録を目指し、県内の神楽の調査研究
を進めてきておりますが、本県など九州5県10
地区の保存団体で「九州の神楽ネットワーク協
議会」を設置し、今後は、九州単位での機運を
高め、国全体での登録提案も視野に入れている
ようですが、無形文化遺産登録に向けた今後の
取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 現在、県では、神楽
の有識者や保存会代表者から成る「みやざきの
神楽魅力発信委員会」を設置して、ユネスコ無
形文化遺産の登録を視野に入れた県内神楽の調
査研究活動を行っております。また、神楽の魅
力を国内外に発信するために、インターネット
による神楽映像の公開やガイドブックの作成、
シンポジウムの開催などに取り組んでいるとこ
ろであります。さらに、「みやざきの神楽魅力
発信委員会」の提言を受けまして、本年11月
には、九州各県との連携を図るため、本県が事務
局となって、「九州の神楽ネットワーク協議会」
を設立したところでもあります。今後、全国

の神楽保存団体や関係機関に働きかけ、連携を拡充いたしまして、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 先日行われました「25年連続スギ生産日本一記念式典」の折、知事の挨拶においても、またパネルディスカッションでみずからコーディネーターを務めた大坪環境森林部長のまとめにおいても、山村地域の活性化が必要だ、再造林対策、それから100万円所得アップ対策、これらを進めなければならないと、その必要性を言われましたが、神楽は集落芸能でありまして、集落の暮らしがあり、守り続けることに命を燃やす人がいてこそ続けられてきました。地域の活性化があってこそ、神楽などの民俗芸能は継承できると思います。この地域の活性化のためにも、ひとつよろしく、いろんな御支援、御協力をお願いしたいと思います。

次に、話題を変えまして、県職員の採用に関して伺います。

国の平成29年度予算に向けた概算要求では、内閣府の計上した地方創生推進交付金が、平成28年度に比べ、170億円増の1,170億円となっているほか、文部科学省においては、幼児教育無償化に向けた段階的取り組みとして、幼稚園、保育所などの利用負担の軽減に322億円、国土交通省ではコンパクトシティ形成支援事業に5億円、厚生労働省では地域創生人材育成事業として58億円を計上するなど、まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策パッケージとしては、約7,500億円もの金額が地方創生のために要求されていると聞きます。あくまでも概算要求時点のことであり、この予算全てが地方公共団体が実施する予算として配分されるわけではないものの、かなりの額が地方公共団体の実施

する事業に充当されると思われます。

これらの予算の特徴としては、これまでのように、国が詳細な部分まで制度を設計し、地方は募集要件に合ったものに手を挙げるだけという従来型ではなく、よりよい提案をした地方公共団体に配分される。言葉をかえれば、工夫できない自治体は応援できないという姿勢を示している点にあり、まさに地方の知恵の絞りどころといったところであります。

こういった状況を踏まえると、こうした国の姿勢に呼応し、アイデア合戦に打ち勝つことのできる、効果的かつ魅力的な事業を、自治体が企画・立案するための職員のスキルとしては、事務処理能力だけでなく、現状と問題点を的確に把握できる分析力や、固定観念に縛られない豊かな発想といった、多様な能力を持っている職員の育成や確保が非常に重要と言えます。

日本全体の有効求人倍率が1.0を超える雇用情勢の中、人手不足、人材不足が言われておりますが、本県の一般行政職、一般事務職員の採用状況について伺います。

また、技術職は、一般的に採用数も年によってまちまちであり、場合によっては採用しない年もあると聞きます。特に土木技術職は、国内においては、大震災からの復興、東京五輪への準備があり、地方においては、公共事業が削減されている中、採用に苦労している自治体もあると聞きます。その採用状況と現状についての考えを、総務部長にお伺いします。

○総務部長（桑山秀彦君） 御質問にありました職種につきまして、平成28年度の採用者数及び競争倍率を申し上げますと、一般行政職は、採用が59名、競争倍率が6.1倍、一般事務職が17名、そして競争倍率が8.4倍、土木職のうち大学卒業程度が採用7名、競争倍率2.3倍、同じく土

木職の高校卒業程度が、採用4名の競争倍率が3.2倍となっております。近年、採用者数は増加傾向にある一方で、競争倍率は低下傾向にあります。特に土木職などは、採用予定数の確保が厳しい状況にあります。今後とも、就職ガイダンスの開催やインターンシップの受け入れなどを通じまして、県の業務の魅力をPRするなど、人事委員会や関係部局とも連携しながら、受験者数の増加を図ることで、必要な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 一般行政・事務職は応募数も多いということでありませけれども、土木技術職は確保が厳しいということでもあります。これは問題ではないかなと思います。優秀な人材確保にこれからはしっかりと取り組んでいただこう、お願いをいたしたいと思っております。

次に、社会人採用についてお伺いします。地方創生は、地方自治体の職員に突然ビジネスの才覚を求めるような話でもありますが、地域活性化に向けた施策立案能力だけでなく、行政課題や住民のニーズもますます複雑化、多様化する中であっては、そうしたニーズに迅速かつ的確に対応するための豊富な経験を持つ人材が必要と思われまます。民間経験者など社会人採用の状況とその評価について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（桑山秀彦君） 社会人採用につきましては、経済情勢の急速な変化や行政課題の高度化、多様化に迅速かつ的確に対応するために、人材確保の一環として平成25年度から実施してござりまして、一般行政職のほか実施している土木職、林業職、合わせまして、これまで29名を採用してござりまます。採用された職員は、民間企業などでの就労経験があり、高い折衝能力、調整能力、あるいは業務改善の意欲を持っ

てござりまますことかから、円滑な業務遂行や職員の意識改革につながってござりまますほか、採用者のうち6割以上がUIJターンによるものということで、その採用は地方創生にも寄与するものとなってござりまます。今後とも、社会人採用などを通じまして、多様な人材の確保に努めてまいりたいと考えてござりまます。

○黒木正一議員 次に、職員の研修についてお伺いします。新規卒業者については、早く行政の現場になれてもらうのと同時に、自分の勤務する自治体だけの知識やルール、さらに固定観念などに染まらないような研修や訓練などを行う必要もあるのではないかなと思ひまますか、本県における職員に対する研修内容はどのようなものか。また、地方創生を進めていくに当たって、市町村との連携は欠かせないと思ひまます。若いときかから顔の見える関係をつくっておくことも必要と思ひまますか、市町村職員と合同の研修など、市町村と連携した研修の取り組みなどについても、総務部長にお伺いします。

○総務部長（桑山秀彦君） 県や市町村職員の資質向上につきましては、社会経済情勢が大きく変化して、地方の自立が求められる中にありまして、今後ますます重要になってくると思ひてござりまます。このため、県職員の育成に当たりましては、「宮崎県人材育成基本方針」を定めまして、計画的なジョブローテーションを初め、職位・能力に応じた集合研修や、国あるいは民間企業等への派遣研修などを実施してござりまます。また、市町村との間におきましても、職員の相互交流や市町村からの研修の受け入れ、さらには、県職員と市町村職員との合同研修などを通じまして、ともに地域の実情を理解し、資質を高め合う取り組みも行っているところでござりまます。今後とも、県と市町村とが密接に連

携しながら、地域を支える意欲や能力にあふれた職員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、話題を変えまして、水害対策等について伺います。

最近では、ゲリラ豪雨と言われるような記録的な豪雨が全国的に多くなっています。昨年9月の鬼怒川の氾濫は、7,000棟を超える全半壊、約2万棟の浸水被害を出して、記憶に新しいところですが、最初に川の上流の山岳地帯に大量の雨が降るとは限らず、上流から下流まで、どの位置で最初に水位が急上昇するかは、全く油断ならない気象状態と言えます。全国におよそ1,300カ所ある気象庁のアメダスの観測点における雨量観測データによると、この40年間のうち、前半の20年間と後半の20年間を比較すると、時間雨量50ミリ以上で1.36倍、80ミリ以上で1.62倍、100ミリ以上で2倍というように、明らかに際立った大雨が降りやすくなっていることがわかります。そこで、本県の近年における雨量の状況について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 本県の雨量の状況につきましては、宮崎地方気象台に確認をしましたところ、年間降水量、それから短時間強雨の発生回数ともに、はっきりとした長期的な傾向といったものは特には見られないということでございました。ですが、短時間強雨の発生回数については、九州・山口全体では長期的に増加傾向にあると伺っているところでございます。

○黒木正一議員 全国で観測史上初めての時間雨量とかいろいろ言われておりますけれども、宮崎県では特に大きな変化が見られないということではありますが、そう考えてみますと、宮崎

県はもともと雨量の多い地域で、豪雨の多い地域でありますし、台風も、このところずっと宮崎をそれ通っている、そういうこともあるのかなという気がするわけでありまして。ことし9月の台風16号、土木、農林水産業の被害が100億円を超えたのは、平成19年の4号台風以来ということで、しばらくそういう大雨が避けてくれたのかなという気がいたします。

しかし、この16号、大隅地方から宮崎県の南部を進み、県北の延岡市、日向市から比較的離れていたものの、両市とも24時間雨量が観測史上1位を記録する大雨となりました。宮崎市においては、赤江で110.5ミリを記録する大雨となりました。このように本県においても、どこで想定外の水害が発生するかわからない時代と言えます。例えば、ことしは異常に台風が上陸しましたけれども、8月の2週間だけで4つの台風が北海道を中心に上陸した。1カ月に4つ台風が上陸したのも、記録をとり始めて初めてといますし、また太平洋側から東北に上陸したのも初めてということで、どこでどういう災害が起こるかわからない状況にあります。こういう中で、本県の治水対策の取り組みについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 本県におきましては、過去の降雨や被害の実態等を考慮して、河川ごとに一定規模の整備計画を定め、堤防の設置や河川の幅を広げるなどの整備に加え、中山間地域を中心に宅地かさ上げなどによる整備にも取り組んでいるところであります。しかしながら、近年、雨の降り方が局地化、集中化する中、先ほどお話にありましたが、昨年の関東・東北豪雨による鬼怒川の氾濫などのような大規模洪水から住民の命を守るためには、ハード対策だけでは限界があることから、住民

が迅速に避難するための河川情報の提供など、ソフト対策が大変重要であると考えております。このため県では、避難勧告等を発令する市町村や地域住民に対し、河川の水位や画像並びに雨量の情報を、インターネット等により、的確でわかりやすく提供するなどの取り組みを行っているところであります。今後とも、県民の生命や財産を守るため、国や市町村と連携を図りながら、ハード、ソフト一体となった治水対策に積極的に取り組んでまいります。

○黒木正一議員 地震・津波対策もそうですけれども、ハード、ソフト一体となった取り組みが必要であると思いますので、よろしくお願ひいたします。

本県においては、河川改修や宅地のかさ上げなど、治水対策に取り組んでいただいておりますけれども、台風16号において発生した延岡市北川流域の家屋浸水被害は、ほぼ同じ雨量を記録した平成9年の台風19号、17年の14号台風と比較して大幅に被害が減少したと聞きますが、これまでの整備の効果について、県土整備部長にお伺ひします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 北川におきましては、平成9年台風19号で、堤防の決壊等によりまして甚大な浸水被害が発生したことから、国の河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、河道掘削や、今回報道にも取り上げられました、霞堤方式等による堤防の整備を実施したところであります。さらに、家屋の浸水被害の軽減を図るため、平成16年度からは、国の補助事業による宅地のかさ上げを実施しているところであります。これらの結果、ことしの台風16号では、延岡市における24時間雨量が観測史上最大でありましたが、これまでに宅地のかさ上げが完了した132戸につきましては、浸水

被害を免れるなど、浸水家屋等は、平成9年の洪水時の648戸から、今回は24戸と大幅に減少し、これまでの整備による効果があらわれたものと考えております。今後とも、宅地かさ上げ工事の早期完成を図るなど、引き続き、北川の浸水被害の軽減に努めてまいります。

○黒木正一議員 これからも効果の上がる対策をしっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。16号台風は、日向、門川、延岡を中心に被害が多く発生しておりますが、早期の災害復旧、治水対策に取り組んでいただくように要望いたしておきます。

それから、豪雨、台風からの防災対策といえ、どうしても河川や海岸の堤防に注目してしまいがちですが、都市型災害の特徴として、地下浸水被害があります。道路や鉄道の下掘り下げ式の道路、いわゆるアンダーパスについて伺います。台風16号の折、愛知県では、大雨の影響で冠水したアンダーパスにおいて死亡事故が発生しています。冠水したアンダーパスに車で進入し立ち往生するというニュースは全国的に多く、豪雨時などにおける対策が急務となっております。本県におけるアンダーパスの箇所数と今年度の冠水による事故数について、県土整備部長にお伺ひします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 現在、県が管理するアンダーパスは、国道で3カ所、県道で10カ所、合計で13カ所となっております。また、今年度の冠水による事故につきましては、現時点で、県道の4カ所において、例年より多い6件の人身事故を伴わない車両浸水事故が発生しております。

○黒木正一議員 災害時に緊急に通行止めなどをする場合は、市町村などとの相互連携や警察、消防などとの連携が重要であり、さらに迅

速に住民に伝達することも重要であります。交通安全対策についてお伺いします。豪雨時などにアンダーパスに水が流入した場合の状況(危険度)をわかりやすく知らせるための掲示板の設置など、各地で取り組みが考えられているようですが、最近のゲリラ豪雨による急激な冠水は、時間との勝負でもあります。アンダーパスの交通安全対策について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(東 憲之介君) アンダーパスの交通安全対策としましては、雨水を強制的に排水させるポンプ、また、冠水を知らせる赤色灯やサイレン及び通行規制の表示板、通行止めを行うための手動式の鋼製の遮断機を設置しております。しかしながら、今年度発生しました車両浸水事故は、集中豪雨を原因とする急激な冠水によるものが多く、これに対応するため、現在、水位を感知して自動で作動し、空気により膨らむバルーン式の遮断機の設置等を検討しているところであります。今後とも安全施設の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、より一層、交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、宮崎県・市町村災害時安心基金についてお伺いします。本県では、県内で発生した自然災害により、住家に著しい被害を受けた被災者の当面の生活を支援するため、被災者の支援事業を行う市町村に対し、安心基金を活用して支援することとなっております。平成19年に創設されたとのことですが、その概要について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 宮崎県・市町村災害時安心基金は、自然災害発生時における被災者の当面の生活を支援するため、お話にあ

りましたように、平成19年度より、県と市町村が共同で設置しているもので、住宅が全壊、大規模半壊、半壊した世帯に対し、その被災の状況に応じて、最大で20万円の支援金を交付するものであります。

○黒木正一議員 台風16号においても、県内各地で住宅被害が発生しておりますが、今年度の支援状況、基金残高はどれほどか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 宮崎県・市町村災害時安心基金の残高でございますが、ことし3月31日現在で約5億8,000万円でございます。

次に、今年度の支援状況について申し上げますと、10月末現在、8市町村の177世帯に対し、1,785万円の交付を見込んでおります。このうち、9月の台風16号による被害関係では、6市町の172世帯に対し1,720万円の交付を見込んでいるところであります。

○黒木正一議員 他県においては、災害見舞金制度などが設けられているようであります。この安心基金支援金、当面の生活を支援するものということですが、どうかこれからも万全な調査、支給に取り組んでいただくよう、お願いしたいと思っております。

以上で、通告した質問は終わります。(拍手)

○星原 透議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時44分散会

12月1日（木）

平成 28 年 12 月 1 日（木曜日）

午前 10 時 0 分開議

出席議員（39名）

1 番	西村賢	（自由民主党 青の国）
2 番	有岡浩一	（愛みやざき）
3 番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
4 番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
5 番	渡辺創	（県民連合宮崎）
6 番	岩切達哉	（同）
7 番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
8 番	清山知憲	（同）
9 番	島田俊光	（同）
10 番	日高博之	（同）
11 番	野崎幸士	（同）
12 番	日高陽一	（同）
13 番	星原透	（同）
14 番	濱砂守	（ひむかの会）
15 番	関師博規	（愛みやざき）
16 番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17 番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
18 番	田口雄二	（県民連合宮崎）
19 番	高橋透	（同）
20 番	丸山裕次郎	（宮崎県議会自由民主党）
21 番	中野一則	（同）
22 番	中野廣明	（同）
23 番	黒木正一	（同）
24 番	横田照夫	（同）
25 番	山下博三	（同）
26 番	右松隆央	（同）
27 番	井上紀代子	（県民の声）
28 番	徳重忠夫	（自由民主党県民クラブ）
29 番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
30 番	満行潤一	（県民連合宮崎）
31 番	太田清海	（同）
32 番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33 番	後藤哲朗	（同）
34 番	外山衛	（同）
35 番	松村悟郎	（同）
36 番	坂口博美	（同）
37 番	蓬原正三	（同）
38 番	井本英雄	（同）
39 番	宮原義久	（同）

地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	永山英也
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	畑山栄介
福祉保健部長	日隈俊郎
環境森林部長	大坪篤史
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	郡司行敏
県土整備部長	東憲之介
会計管理者	高原みゆき
企業局長	関師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教育長	四本孝
警察本部長	野口泰
代表監査委員	高橋博
人事委員会事務局長	金子洋士

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	奥野信利
議事課長	長倉健一
議事課長補佐	伊豆雅広
議事担当主幹	松吉浩
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本征明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。通告に従い、順次、一般質問を行ってまいります。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、知事に伺います。まさに今、衆院を通過し、これから参院で審議が始まろうとしている年金制度改革法案。一部の野党の方々は、この法案について、「年金カット法案だ」などと声高に叫び、委員会室ではテレビカメラにボードを向けて、テレビを見ている国民に誤解を生じさせ、不安をかき立てることのみに血道を上げておられますが、年金制度の公平性の観点から、全ての世代を念頭に置き、将来にわたって公的年金の持続可能性を高めるために必要な改革であるというふうに考えております。まずは、今回の年金制度改革法案に対する知事の所見を伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

我が国の年金制度は、現役世代が支払った保険料を高齢者に給付する、世代間での助け合いの仕組みでありまして、現在、国会において、年金の給付水準を物価や賃金変動に応じて調整する制度の見直しなどを行う、いわゆる年金制

度改革関連法案が審議されているところであります。年金制度は、老後の生活を支える極めて重要な制度でありまして、将来にわたって安定的に運営される必要があるものと考えております。その上で、年金、医療、介護など、さまざまな社会保障制度がしっかり機能し、誰もが安心して暮らせる社会を築いていくことが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 知事の年金は、特別なものがあるわけではなく、一般の県庁職員と同じ厚生年金だということを今回初めて知りました。いずれは年金受給者になる知事に、腹藏のないところをお聞きしたいと思ったところでもございましたけれども、ちょっと無理だったようでございます。

ところで、今臨時国会では、年金制度改革法案とあわせ、もう一つの法律が審議されたところであります。11月16日に成立した改正年金機能強化法、いわゆる無年金者救済法であります。公的年金の受給資格を得るのに必要な加入期間を25年から10年に短縮するというもので、来年の8月1日に施行されることになっております。これによりまして、全国で約64万人の方々が新たに年金の受給資格を取得することになりますけれども、これは将来にわたって無年金となる人を大幅に減らす効果も期待できます。我が党の山口代表はコメントで、「保険料支払い期間が8年、9年の人にとっては、あと一息で年金をもらえるという励みになる。また、10年を超えて保険料を納めると、もらえる年金が年を重ねるごとに少しずつふえてくることも希望につながる」と、このように述べておりますけれども、まさしくこの表現は言い得て妙という思いがいたします。しかしながら一方で、10

年だけ納めればいいんだという誤解が生じるおそれ、そして、その誤解がひとり歩きすることも危惧されているところでもあります。基礎年金は40年で満額であります。国においては、このことをきちんと国民に周知徹底してもらいたいと思っているところでもあります。そして、このことは、特に若い世代にしっかりと理解してもらう必要があると感じております。そのためには、社会人になる前、大学等に進学する前、すなわち高校時代に、年金に関する教育をすべきじゃないかと考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 現在、高等学校におきましては、例えば現代社会の科目の中で、社会保障制度の意義や役割を理解させるとともに、年金などの保険制度の諸課題について学習しております。また、間もなく年金加入対象者となる高校3年生を中心に、日本年金機構など関係機関から担当者を招聘し、年金の正しい知識について学習している高校もございます。このように、高校生が年金について学ぶことは、自分の将来を考える上でも大変重要であると認識しております。重要な社会保障制度である年金について、高校生の正しい理解が深まるよう、各学校での取り組みを今後とも継続してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。今の答弁の中で、「自分の将来を考える上でも」というふうにありました。行政は申請主義であります。知らないと自分が不利益をこうむることがあります。現在の年金制度では、20歳から国民年金保険料を納める義務がありますけれども、学生の場合は、在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度がございます。しかし、この制度を知らずに手続をしなかった場

合、学生時代にもし事故や病気で障害が残ったときに、障害基礎年金を受給する資格がなくなるケースがあります。年金についての単なる知識の習得だけではなく、自分自身に当てはめても大事なんだと認識できるよう、しっかりと取り組んでいただきたい。より多くの高校で取り組んでいただくよう要望をしておきます。

次に、子育て環境の充実について、何点か伺いたいと思います。

ちょうど1週間前の宮崎日日新聞の社会面に、私の母校であります宮崎市立赤江中学校の女子生徒がトイレの掃除をしている写真が、掲載されておりました。その横に「洋式便器率本県42位」とありました。この洋式便器率という割合の表現も、ふだん余り聞くことはありませんけれども、記事によると、県内の公立小中学校のトイレに設置してある洋式便器の割合は31.4%で、全国平均43.3%より11.9ポイント低く、順位は全国で42位であったことが、文部科学省の調査でわかったというものでありました。詳細は、当日の記事を読んでいただきたいと思いますが、記事では、小学校・中学校別の設置率については言及しておりません。私としては、本県の市町村立の小学校における洋式便器率を知りたい。教育長に伺いたいと思います。関連して、校舎の耐震化の整備状況についてもお示しいただきたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 本県の市町村立小学校の洋式便器の割合につきましては、平成28年4月時点で31.6%であります。次に、市町村立小学校の耐震化であります。同じく、平成28年4月時点で99.5%となっております。

○新見昌安議員 耐震化はほぼ完了する中で、洋式便器の整備はまだまだだというふうに理解いたしました。ところで、今回の調査は、公立

の小中学校を対象としたものであります。そこで、次に、本県の県立学校における洋式便器率と耐震化の状況、あわせて洋式化に向けての今後の方針について、同じく教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 県立学校の洋式便器の割合につきましては、平成28年4月時点で、高等学校26.5%、特別支援学校78.3%、全体では35.9%であります。

県立学校の耐震化につきましては、平成25年度までに全て耐震化を完了しているところであります。現在、建物の老朽化が全県的に進んでおりますため、その改修が喫緊の課題となっております。トイレの洋式化などの個別の施設整備につきましては、緊急性などを考慮して対応しております。なお、バリアフリーの観点から、多目的トイレにつきましては、管理棟及び体育館付近への設置を進めてきているところであります。

○新見昌安議員 多目的トイレの整備については、これからもしっかりと推進していただくよう要望しておきます。私が最初、小学校にこだわったのは、特に小学校低学年の児童は和式になれず、粗相をしてしまうことが多いのではないかと考えるからであります。本県の市町村立小学校のトイレの洋式化については、県の教育委員会として、しっかりと市町村教育委員会に働きかけをしていただきたいと思います。同じく教育長の見解を伺います。

○教育長（四本 孝君） 市町村立小学校のトイレの洋式化につきましては、市町村教育委員会において検討がなされているところであります。県教育委員会といたしましても、国の補助制度の周知や参考となる事例の紹介などについて、研修会や会議などさまざまな機会を通じ

て、積極的に情報を提供してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 もしも学校で粗相をしてしまうと、その子にとっては一生心の傷として残ってしまいます。下手をすればいじめに遭うことも考えられます。子供を守るためにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。市町村への働きかけ、よろしく願いをしておきます。

次に移ります。子育て家庭に役に立つさまざまな情報については、紙ベースはもちろんのこと、県のホームページでも提供されていることは十分認識しておりますけれども、今の御時世、固定電話やパソコンを持たず、スマホだけ、そのような環境で生活している若い世帯もたくさんあります。そのような世相のもと、子育て真っ最中の若いお父さん、お母さんに、子育て支援の情報を効果的に配信するためには、スマートフォン、タブレット向けの情報発信が極めて有効ではないかと考えます。福祉保健部長の見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県や民間の子育て応援団体等が取り組んでいる子育て支援に関する情報を子育て家庭に届ける上で、子育て世代の多くの方々が利用しておりますスマートフォン向けに情報提供することは、大変有効な手段であると考えております。現在、県では、ホームページやラジオ等を通じて、工夫しながら子育て情報の発信を行っているところでありますが、今後、さらに効果的なものとなるよう、新見議員からもありましたが、新たなスマートフォン向けの情報提供方法につきましても、検討を行ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 前向きな答弁ありがとうございます。よろしく願いをしておきます。

次に移ります。平成24年ユーキャン新語・流行語大賞にもノミネートされた「イクジイ」、平成23年ごろから「イクバア」とともに登場した新語でありまして、孫育てに熱心なじいじ、ばあばのことです。皆さん御存じのとおりであります。その背景には、共働きなどで親に育児の手助けを求める子育て世代がふえていくという実態が見えてきますけれども、実の孫だけではなく、地域の他人の孫や子の面倒を見る取り組みも全国でふえております。高齢者の皆さんに協力いただきながらのこのような子育て支援について、本県ではどのように取り組んでいるのか、同じく福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 今お話があったとおり、高齢者による子育て支援につきましては、子育てになれていない若い世代をサポートし、子育て環境の充実に資する観点から、また高齢者の社会参加を進めていく上からも、非常に重要な取り組みであると考えております。このため、高齢者が長年培ってきた経験や知識、技能などのシニアパワーを生かし、地域の子育て支援活動へボランティアとして参画していただくために、そのきっかけづくりとなる講座を実施しているところであります。また、親の急な残業などで子供を迎えに行けないときなどに利用できますファミリー・サポート・センター事業において、地域の高齢者が有償ボランティアとして、子供の預かりを積極的に行っているところでもあります。県といたしましては、今後とも、市町村や関係団体、地域の方々と連携を図りながら、高齢者の力を生かした子育て支援の取り組みにつきましても、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 子育て真っ最中の世代にとつ

ては、自分の親以外にも、地域のイクジイやイクバアの支えがあれば、本当に心強いんじゃないかと思います。祖父母世代も巻き込んで、みんなで協力し合いながら、子育てが楽しいと思える社会になっていけば、素晴らしいことだと思います。引き続き積極的なかかわりをお願いしておきます。

子育て環境の充実に資する観点から、環境森林部長にもお伺いをいたします。木との触れ合いを通して子供たちに豊かな心を育んでもらう「木育」と呼ばれる活動が、今、全国で広がっているようであります。去る10月30日、美郷町の林業技術センター「森とのふれあい施設」で開催された「森とのふれあい祭り」では、1,500名近くの来場者があったというふうにお聞きしております。木との触れ合いを求める人が多くなっていることをうかがわせるものじゃないかと思いません。

この「木育」という言葉が知られるようになったのは、平成16年に北海道で、木育プロジェクトとして提案されたのがきっかけで、平成18年に政府が閣議決定した森林・林業基本計画に初めて「木育」が明記され、その後、全国の自治体で取り組みが広がってきているようであります。本県における木育への取り組み状況を伺いたいと思います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 国の森林・林業白書によりますと、木育とは、「木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動」と定義されておりまして、全国で普及啓発が図られているところでございます。既に本県でも、木材関係者による木工教室や、木製の遊具やおもちゃで遊ぶ木づかいイベント、さらには高校生による木製品のデザインプロジェクトな

ど、木育の取り組みが始まっているところです。県では、林業や教育関係者など、木育を実践するサポーターを現在136名養成しております。こういった方々とも連携をして、今後、幼稚園・保育園や商業施設など県内各地で、全国的な木育活動を推進することとしております。さらに、本県の木材を使った遊具が、韓国ソウル市の東大門デザインプラザという大規模な情報発信拠点で使われている事例等もございますので、県産材を使った木育を広く国内外でも展開してまいりたいと考えているところであります。

○新見昌安議員 子供のころから木のおもちゃで遊んだりして木と親しみ、木の文化への理解を深めていく。そして、いずれは地元の木材を利用して家を建ててくれる。こういった人に成長していくことが期待できるんじゃないかと思えます。先般、杉素材生産25年連続日本一を祝う会合が開催されたばかりの森の国みやざきであります。しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次は、高齢者を取り巻く諸問題等について、何点か伺ってまいります。

認知症や独居の高齢者が増加する中、判断能力が不十分となった人を支える仕組みの一つが、成年後見制度であります。これは、地域包括ケアの視点からも欠かせない制度でありますけれども、その担い手の育成が今、課題となっているというふうに言われております。そこでまず、本県における成年後見制度の利用の状況、あわせて、そこから見えてくる課題をどのように認識しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県において、成年後見制度を利用しておられる方は年々

増加しておりまして、平成27年は1,948人となっております。成年後見制度の課題につきましては、制度に対する県民の理解がまだまだ十分とは言えず、一層の普及啓発が必要であると考えております。また、近年は、多様化する家族形態や財産管理の困難さなどもありまして、親族が後見を受任する事案が減少する一方、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が受任する事案が増加しております。専門職につきましては、その数や地域バランスの問題もありまして、親族や専門職以外の新たな担い手の確保も課題となっております。

○新見昌安議員 今の答弁にあったように、本県でも新たな担い手の確保が課題であると確認できました。全国と同じ状況でありますけれども、そうした中で、今後活躍が期待されているのが、一般市民による市民後見人であります。市民後見人は、自治体などが開く養成研修を受け、家庭裁判所の選任を受ければ活動できるというふうになっております。本県における市民後見人の現状はどうなっているのか、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 後見人には、親族や専門職、市民後見人などの個人と市町村社会福祉協議会などの法人と、形態としまして2つありますが、いずれも家庭裁判所の裁判官が、成年後見に関する一定の知識等を身につけ適任と認められる人を選任することとなります。市民後見人には、被後見人と同じ地域で生活されているからこそ、きめ細かな対応が期待できるという点で、専門職とは異なった特性を生かした後見ができるものと考えております。全国では、国が把握している平成23年から27年までの5年間で、市民後見人が814人選任されておりますが、本県におきましては、残念

ながら選任された実績はございません。

○**新見昌安議員** 10年以内に、団塊の世代が75歳以上になって、制度利用者が爆発的にふえる「後見爆発」も予想される中、市民後見人の重要性はますます高まってきております。前もっての十分な対策を講じておくべきと考えるところではありますが、これについては知事の見解を伺いたいと思います。

○**知事(河野俊嗣君)** 本県の認知症やひとり暮らしの高齢者は、2025年に向けて大幅に増加することが見込まれております。今後、成年後見制度の利用者数もさらに増加することが予想されるため、御指摘のとおり、後見の担い手確保は大変重要な課題であると認識しております。このため、県におきましては、市町村社会福祉協議会が、新たな後見の担い手として、法人で受任できる体制の整備を促進しております。具体的には、家庭裁判所との実務等に従事します法人後見専門員と、被後見人の見守りや金銭管理の支援を行う法人後見支援員を育成しているところであり、今後、育成した支援員が、市町村社会福祉協議会などで後見業務の支援を行いながら、一定の実務経験を積むことによりまして、将来、市民後見人として自立して活動できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○**新見昌安議員** よろしく願いしておきます。

引き続き、高齢者を取り巻く諸問題のうち、特殊詐欺に関して警察本部長に伺っていきます。これだけ世間で話題になっているにもかかわらず、相も変わらず振り込め詐欺に遭って被害をこうむった、あるいは未然に防止して表彰を受けた、こういった記事が常に新聞紙上をにぎわせております。年の瀬も近づき、何かと慌

ただしくなるこの季節は、振り込め詐欺などのトラブルも今後ふえてくるのではないかと心配するところであり、そこでまずは、本県における特殊詐欺の現状と最近の傾向にはどのような特徴があるのか、確認をさせていただきたいと思います。

○**警察本部長(野口 泰君)** 特殊詐欺の現状につきましては、本年10月末現在、認知件数20件、被害額1億3,625万円であり、前年同期と比べまして、20件、約2,100万円の減少となっております。本年の被害の特徴につきましては、高額被害の発生が多く、1件当たりの被害金額が約760万円に上っていること、手口別では、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、金融商品取引名目詐欺の被害額が高いこと、高齢者被害の割合が約8割と依然として高いこと、被害者本人が県外に呼び出され、直接、犯人に現金を手渡す特異な被害も発生していること等であり、認知件数、被害額ともに減少傾向にあるものの、予断を許さない厳しい情勢となっております。

○**新見昌安議員** 今、宮崎日日新聞の社会面に時々、「注意！キーワード特殊詐欺」という囲み記事が掲載されております。これについては、いつから掲載を始め、既に何回ぐらい掲載したのか、確認をさせていただきたいと思います。

○**警察本部長(野口 泰君)** 宮崎日日新聞の紙面を活用した特殊詐欺被害防止に関する記事は、昨年8月から本年11月末までの間、63回掲載されております。新聞による注意喚起は、宮崎日日新聞の日曜日の社会面を利用しており、内容につきましては、県警察で受理した特殊詐欺に関する相談等のうち、相談が多かったものや、特異な手口に関するもの、全国的に被害が発生し、今後、県内にも波及するおそれがある

など、新たな手口に関するものを抽出し、掲載をお願いしております。

○新見昌安議員 63回ということ、かなりの回数になっていると思います。今後も、特異な手口や新たな手口が出てくるたびに掲載してもらいたいと要望しますが、ここで提案があります。これだけのボリュームのものを、新聞掲載という一過性のもので終わらせるのはもったいない限りだと思います。これらをデータベース化して、スマホやタブレット端末で活用できる特殊詐欺アプリとして、県民に広く情報を提供してはどうかと考えます。警視庁ではことしの3月1日から、特殊詐欺を未然に防止するために、スマートフォン向けの防犯アプリ「Digi Police (デジポリス)」を配信しておりますが、これが参考になると思いました。見解を伺いたいと思います。

○警察本部長(野口 泰君) スマートフォン用アプリを利用した特殊詐欺を含む各種犯罪抑止のための広報啓発は、本年3月から、警視庁において実施されていると承知しております。特殊詐欺の被害が、高齢者に限らず幅広い年齢層に拡大する中、スマートフォン用アプリを初め、さまざまな媒体を通じて被害防止に役立つ情報を提供することは、県民の皆様の防犯意識の高揚を図る観点からも重要であると考えております。よって、スマートフォン用アプリを含めた被害防止に役立つ効果的な広報啓発の方法について、多角的な視点で検討してまいりたいと考えております。

なお、県警察といたしましては、新聞記事掲載の注意喚起情報を県警ホームページに掲載するなど、広く県民の皆様が、いつでも特殊詐欺の被害防止に役立つ情報を確認することができるよう、今後とも創意工夫してまいります。

○新見昌安議員 県警のホームページへの掲載もお願いしますが、先ほど子育て情報の配信でも取り上げたように、スマホやタブレット端末へのアプリ対応にも、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

高齢者を取り巻く諸問題に関しての最後の質問となります。これは高齢化社会の新たな課題だと思いますけれども、「インターネットを介した高齢者の被害が急増していることが、2016年版の「消費者白書」で明らかになった」、こういった新聞報道を先日、目にしたところがあります。高齢者もスマホを持つ時代になり、SNSの普及がそれらに拍車をかけているのではないか、高齢者の被害を防ぐための対策が求められているというふうに感じております。そこで、本県における高齢者のインターネットトラブルの現状と被害を防止する対策、どのようにしておられるのか、これは総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長(永山英也君) 県の消費生活センターに寄せられましたインターネット関連の苦情相談は、平成27年度は1,431件で、その内容は、パソコンや携帯電話、スマートフォンによるワンクリック請求や出会い系サイトの利用料の不当請求等となっております。このうち、60歳以上からの相談は、60歳代が213件、70歳以上が79件の計292件と、全体の20.4%となっております。平成22年度と比較をしますと、60歳代で3.4倍、70歳以上では4.4倍と増加しております。このため、高齢者や民生委員等の見守り者に対しまして、インターネットトラブルの手口や対処法を盛り込んだ講座の開催やパンフレットの配布等を行うとともに、テレビ・ラジオでのCM放送や新聞広告などを実施しているところでありまして、引き続き、的確かつ効果

的な啓発・広報に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 これもよろしく願いをしておきます。

ところで、昨年7月から、消費者ホットライン「188(いやや)」がスタートしております。本県におけるこの「188」の利用状況——着信状況と言うのが正確かもしれませんが——と、その周知への取り組みを確認したいと思います。

○総合政策部長(永山英也君) 御質問にありました消費者ホットライン、通称「いやや」でございますけれども、これは、相談窓口の存在や連絡先を知らない消費者の相談に対応するため、消費者庁が平成27年7月に設けた全国共通の電話番号でありまして、相談者が電話をすると、最寄りの消費生活センター等に案内されることとなっております。県内でホットラインに着信があった件数は、昨年度2,817件、今年度上半期で2,003件となっております。県では、昨年7月の番号設置以降、県消費生活センターの電話番号とあわせて、ホットラインの周知を行っているところであります。今後とも、啓発用パンフレットやグッズ等で紹介するなど、利用促進に努めてまいります。

○新見昌安議員 「188」については、昨年7月スタート以来、昨年末の時点においても認知度が低かったという報道もありましたけれども、さまざまな消費者トラブルを相談するには最適であります。消費者への浸透に向け、引き続き周知に御尽力いただくよう、願いをしておきます。

次は、県民に寄り添う取り組みについて、まず、福祉保健部長に何点か伺ってまいります。

若年性認知症についてであります。報道によりますと、国は若年性認知症支援として、今年

度から2年間で、全都道府県に専門のコーディネーターを配置するとしております。若年性認知症は、知識不足で受診がおくれたり、あるいは、仕事を続けられずに経済的に苦しくなりすることから、医療・福祉・就労の関係機関とのつなぎ役として、生活全般をサポートするのがコーディネーターの役割となります。本県における配置への取り組み状況はどうか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) お話にありましたが、若年性認知症コーディネーターは、本人やその家族等からの相談に対応しながら、勤務先との就業継続の調整や、年金・保険等の生活保障、適切な医療・介護サービスなど、若年性認知症の方の状態に応じた支援につなげる役割があります。現在、県では、コーディネーターによる相談体制等について、認知症の人と家族の会宮崎県支部と協議を行っているところでありまして、今年度中に、国の養成研修を受講した方1名を配置する予定であります。

○新見昌安議員 働き盛りの世代が発症する若年性認知症は、高齢者の認知症と比べて支援の仕組みが少ないと言われております。国が配置する専門コーディネーターは、患者本人や家族にとって頼りになる存在となります。大いに期待したいと思います。

次に、若年性から離れますけれども、認知症対策の一環として、厚生労働省は、認知症サポーターのスキルアップを図るために、より専門的な知識を持った上級者育成に取り組む方針のようであります。認知症サポーターについては、ことしの9月現在、全国で757万人、本県でも9万5,000人となっております。1時間半程度の養成講座を受ければ、サポーターであります。今後も継続し、広く裾野を広げるととも

に、より深く患者に寄り添える上級者の育成は、地域で認知症の人を支える必要性が、いや増して高まっていく中で、大事な取り組みだと思います。本県における上級者育成の取り組みについて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 認知症サポーターにつきましては、お話にありましたが、広く県民の方々を対象に、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族に対してできる範囲での手助けをしていただくよう、県、市町村において養成講座を開催しているところであります。さらに、国において今年度から、より意欲のある人を対象とする上級講座を設けまして、見守りや、認知症の人の話を聞く傾聴などのボランティア活動への参加を促すこととされております。このため本県では、まず来年1月に、上級講座の講師となる指導者養成講座を開催いたしまして、その後、市町村の協力も得ながら、認知症サポーター上級者養成講座を順次開催していきたいと考えております。

○新見昌安議員 引き続き、福祉保健部長に伺います。アルコールによる健康障害対策についてであります。日本におけるアルコールによる健康障害の患者は100万人を超えたとも言われておりますが、そのような中、超党派の議員立法で一昨年、アルコール健康障害対策基本法が成立しております。そして、同法に基づいた「アルコール健康障害対策推進基本計画」が、ことしの5月に閣議決定されております。基本計画の細かい内容について、ここでは触れませんが、基本法では、今回策定された国の計画とともに、都道府県においては、推進計画の策定が努力義務とされたところであります。全国的に見ると、鳥取県が既に策定、ほかにも7道府県で策定の動きがあります。本県においても早急

に策定すべきと考えるところでありますけれども、本県における策定に向けての動きについて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 不適切な飲酒は、心身の健康障害の原因ともなり、本人の健康の問題だけでなく、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いものと認識しております。このため県では、健康みやぎき行動計画21において、飲酒についての正しい知識の普及を推進するとともに、アルコール依存症に関しては、精神保健福祉センターや保健所において相談対応を行ってきたところであります。今回策定されました国の計画では、これまでの取り組みに加えて、アルコール依存症に対する早期介入や、相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備について盛り込まれたところであります。努力義務ではありますが、関係機関と意見交換を行いながら、地域の実情に合った本県の推進計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 この点もよろしく願いいたします。

県民に寄り添う取り組みの最後になります。きょう、12月1日は、「犯罪被害者週間」の最終日であります。犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間、すなわち、11月25日から12月1日までが「犯罪被害者週間」ということで、これは、平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画で定められたようであります。11月27日には、宮崎市民プラザ・オルブライトホールで犯罪被害者支援フォーラムも開催されたようであります。残念ながら参加できませんでしたが、フォーラムの主催者である「みやぎき被害者支援センター」について調べる中で、気になる点がありました。電話

相談の受け付けが、平日10時から16時ということであります。いつ起こるかかわからない被害者からの相談に、十分対応できていないのではないかとあります。これが杞憂に終わればいいんですが、警察本部長に見解を伺いたいと思います。

○警察本部長（野口 泰君） 公益社団法人みやざき被害者支援センターは、県公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体に指定されております。県警では、24時間体制で被害者からの相談に応じるとともに、支援センターと連携した支援を実施しているところです。支援センターの主な業務は、裁判所や病院への付き添い、カウンセリング、弁護士による法律相談のほか、電話や面接による相談業務を行っておりまして、御指摘のとおり、電話相談・面接相談の受け付け時間は、午前10時から午後4時までとなっております。支援センターの電話相談時間の延長となりますと、財政的にも人的にも体制拡充が必要となりますので、今後、被害者のニーズを把握し、関係機関と連携しながら、よりよい方法を検討させていただきたいと思っております。

○新見昌安議員 今回の質問は、きょうが犯罪被害者週間の最終日に当たるということで取り上げましたが、まずはニーズの把握、しっかりやっていただきたいと思います。

ちなみに、ことしの12月1日は、無報酬の奉仕者であります、人々に寄り添う役割を担っていただいている民生委員の3年に一度の全国統一改選日でもあります。また、私の母の89回目の誕生日でもあります。

次は、交通事故の未然防止についてであります。

国においては、本年7月、「安全で快適な自

転車利用環境創出ガイドライン」を改定し、自転車が安全・快適に走りやすい通行空間の確保を積極的に推進するという方針を打ち出しました。自転車は、私たちにとって非常に身近な乗り物ではありますが、全国的に歩行者の安全を脅かしかねない状況が続いておりました。私は市議員と一緒に、毎週月曜日の朝、南宮崎駅前で挨拶運動を行っておりますけれども、高校生やサラリーマンの自転車が行き交う中で、ひやっとする場面に遭遇することもあります。一斉に歩道を走っている状況の中で起こっております。

当初のガイドラインは、平成24年11月に策定されておりますけれども、今回の改定は、交通事故件数が平成17年から27年までの10年間で4割減少した一方、自転車対歩行者の事故件数は横ばい傾向にある、こういった現状を踏まえて行われたようであります。そこで、県においては、今回の改定を受け、自転車の利用者の交通安全確保についてどのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） お話にありました、国が平成24年に示しましたガイドラインでは、市町村が、道路管理者や警察などの参画のもと、自転車ネットワーク路線の選定や整備方法などの計画を定めることとなっております。これを受けまして、県内では、宮崎市が、平成26年3月に策定した計画に基づき、現在、国・県・市の道路管理者が自転車レーンの整備を進めているところであり、また、西都市においては、ことしの3月に計画を策定したところでもあります。今回、平成28年の改定では、全国的に計画策定を促進する必要があることから、市町村全域ではなく、優先的に計画策定するエリアを定め、段階的に策定できるようになった

ことや、路面標示の仕様の標準化などを含めた改定が行われました。このため県では、市町村に対し、年内に説明会を開催し、改定の周知を行うとともに、計画の早期策定に向けて、情報提供や助言を行っていくこととしております。今後とも、市町村や警察などと連携を図りながら、自転車利用者の交通安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。

次に、道路の植栽について伺っていきます。これは自分の体験でもあり、また、県民からも要望を受けたことがあります。車を運転中に、信号機のない交差点などで、狭い道路から広い道路に出る際、広い道路沿いにある低木の植栽で視界が遮られ、安全確認がやりにくい場所があります。個別に対応してもらった箇所もありますが、何らかの植栽基準を設けて、道路利用者の交通安全に配慮しなければならないのではないかと考えるところではありますが、県ではどのように対応しているのか、同じく県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 道路の植栽につきましては、国の基準に基づき、整備や維持管理を行っているところであります。植栽整備を行う場合には、個別の道路状況に応じて、交差点での見通しや車両・歩行者の円滑な通行を確保するなど、交通安全に留意しているところであります。また、維持管理につきましては、日常の道路パトロールや道路利用者からの情報提供により、視界を妨げる枝の剪定や植栽配置の変更などを行い、適切な維持管理に努めているところであります。なお、美しい沿道景観を形成するために、現在策定しております沿道修景美化基本計画においても、交通安全の確保という視点を盛り込んでいるところであります。

す。今後とも、道路利用者や関係機関などと連携し、交通安全に配慮した道路植栽に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 既存の国の基準や沿道修景美化基本計画にのっとって整備や管理をしており、新たな植栽基準の制定は不要という考えと受けとめました。ただ、さまざまな環境の変化などで、植栽のやり直しが必要となってくる場合も出てくることが考えられます。その都度、きちっと対応してもらおうということにしておきたいと思います。

次に移ります。公益財団法人交通事故総合分析センターがことしの6月に発行した「イタルダイnfォメーション」という情報パンフレットの中で特集されたレポートを紹介したいと思います。歩行中の交通事故に関するものでありますが、それによれば、死傷者数を年齢別に見ると、小学校1年・2年に当たる7歳児が突出して多いということでもあります。グラフがありますが、7歳児が突出しているのは一目瞭然でありました。なぜ7歳児が多いのか。それは、登下校に代表されるように、小学校に入って児童だけで行動する機会がふえることが主な原因であります。7歳を過ぎた後の死傷者数が減少しているということを見れば、必ずしもそれだけではないと分析しております。詳しくは時間の関係で述べられませんが、考えさせられる内容でありました。そこで、本県における歩行中の交通事故死傷者数の実態はどうなっているのか、また、どのような防止対策を講じているのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（野口 泰君） 昨年、県内において歩行中に交通事故で死傷した人数は564人でした。年齢別に見ると、全国の状況と同様に、本県でも7歳児が19人と最も多く、さらに6歳

から10歳までが77人で、全体の約14%を占めております。警察としましては、宮崎県交通安全協会等と連携し、小学校入学直前の時期に、新入学児童を対象とした交通教室を開催するとともに、入学直後の4月から5月にかけても、各小学校において交通教室を随時開催し、安全確認や道路の横断方法等について指導を行っております。また、交通ボランティアと連携して、通学路における街頭指導も強化しております。今後とも、通学路における安全点検や交通指導取り締まりを強化し、子供の交通事故防止対策を強化してまいります。

○新見昌安議員 このレポートによりますと、小学校に入学してからではなく、入学する前にできるだけ時間をかけて交通安全指導を積み重ねておくことで、7歳児のピークを小さくできるのではないかとも言われます。これについてはしっかり研究をしていただければと思います。

最後に、過去の質問について2点伺ってまいります。

先般、統計グラフ全国コンクールで総務大臣賞と特選を受賞した西米良中学校3年の吉丸日葉さんが式典会場で発表している場面がニュースで放映され、うれしい思いをしたところでありました。彼女の頑張りに心から拍手を送りたいと思います。聞けば、西米良中学校は全校生徒数が25名だそうで、小規模ではありますがけれども、彼女の頑張りは後輩たちにも大いに刺激を与えたでしょうし、村民の皆さんにも誇らしい思いを抱かせたのではないかと思います。

ところで、私は、平成26年6月議会において、生きた統計学習を行うために、統計のプロである統計調査課の職員を学校に出前に行かせてはどうかと提案したところでありました。こ

れについては、翌27年の2月に、宮崎大学附属中学校において初めての出前授業を行っていただいております。感謝申し上げます。そこで、その後の出前授業の実施状況と、あわせて今後どのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長（永山英也君） 統計に関する出前授業は、子供たちが統計的な物の見方や考え方を身につけること、それから、統計データをもとに、全国に誇れる本県の魅力を学ぶこと等を目的として、平成26年度から実施しております。昨年度は、教育委員会が選定します「統計教育研究実践校」を含みます4校において実施しました。今年度は、県内全ての小中学校に案内を行いまして、これまでに県内6校、約500人の子供たちを対象に実施しております。授業を受けた子供たちからは、「統計は大切だと思った」「宮崎のよさがわかった」、あるいは「統計がいろいろなところで役立っていることがわかった」等の声をもらっているところであります。今後とも、大学や教育委員会等と連携を図りながら、この出前授業を初めとしまして、統計グラフコンクール、親子統計グラフ教室、「統計データフェアみやざき」等に取り組みまして、子供たちが統計に親しむ環境づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 答弁の中にありました「統計データフェアみやざき」については、来週の10日に宮交シティで開催するという知らせがホームページにありました。ボーナス支給日の翌日ということで、大変忙しいときでありますけれども、統計調査課の皆さん方にはよろしく願いしておきたいと思います。

次に、ことしの2月議会の代表質問で取り上

げた、奨学金を返済している優秀な若者を支援し、県内の産業人財の確保・定着に資するための奨学金返還支援制度はその後どんなぐあいなのか、現在の検討状況等について、同じく総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長（永山英也君） 大学等の高等教育機関在学中に貸与されました奨学金の返還について一定の支援を行うことにより、優秀な人材の県内への就職・定着を促進しますことは、若者の県外流出を抑制しますとともに、本県産業の振興を図る上からも有効な方法の一つであるというふうに考えております。国においても、地元への就職を希望する学生を対象に無利子奨学金の貸与枠が拡充され、また、地元産業界とともに地方公共団体が奨学金返還の支援に取り組む際には、必要な財政措置も講じられることとなっております。このような状況の中、本県におきましては、産学官労官が連携し、一体となって産業人財の育成を進めてまいりますプラットフォームを本年度から設けたところであり、これまで、このプラットフォーム等の場を活用しまして、産業界等との意見交換を重ねているところであります。奨学金返還支援制度の対象業種や対象となる者の範囲など、そのあり方につきまして、現在、検討を進めているところでございます。

○新見昌安議員 国、県のみならず、地元の産業界も巻き込んだ仕組みづくりでありますので、すぐ結論が出ないということは理解しております。ただ、可能な限り早急にまとめていただき、優秀な若者が県内に定着してくれるシステムの一つとして認知されるよう頑張りたい、このことをお願い申し上げて、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 県民の声の井上紀代子です。本日は、井上紀代子県民の声ネットワークの会・森口孝子会長、井上紀代子議会活動バックアップの会・山下勲会長を初め、多くの方々の傍聴をいただき、まことにありがとうございます。

通告に従い、一般質問をいたします。

「働き方改革」、何と響きのよい言葉でしょう。安倍政権はこれまでも、「女性活躍」「一億総活躍」などと響きのよい言葉を並べながら、労働契約法に特例措置を設け、間接雇用を常態化させる労働者派遣法の改悪を強行しました。さらに、裁量労働の拡大を意図した労働基準法の一部改正や解雇の金銭解決制度の導入も検討しています。また、安倍政権は、6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、最大のチャレンジは働き方改革としました。この中で、多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならないとして、1、同一労働同一賃金の実現、2、長時間労働の是正、3、高齢者の就労促進を掲げています。思わず、「うそ」と叫びそうになりますが、国会答弁でも安倍総理が力強く、働き方改革と述べられているので、本当の政策です。

安倍政権のこうした方向転換の本質は、格差拡大や貧困問題が政権にとって命取りになるのではとの考えからでしょうか。とはいえ、労働問題、雇用環境を議論するのは大切ですし、労働政策決定のプロセスの見直しにまで安倍政権は言及しているのですから、労働者の声、連合を初めとする労働組合の声をしっかりと反映すべきと期待しているところです。

まず、知事に、国で議論されている働き方改

革についての所感をお尋ねいたします。また、働き方の議論と同じく雇用の確保が重要ですが、雇用に結びつく産業振興施策についてお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以下は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

働き方改革につきまして、本年9月に働き方改革実現会議が設置され、御指摘がありました同一労働同一賃金、賃金引き上げ、長時間労働の是正など、9つのテーマにつきまして議論がなされているところであります。それぞれ極めて重要なテーマでありまして、私としましては、この改革によりまして、若者や女性、高齢者、障がいのある方など、誰もがその能力を存分に発揮でき、安心して働けるような環境が整備されることは、非常に重要なことであるというふうに考えております。これは、働き方、また労働・雇用のあり方のみにかかわらず、我が国のあり方、根本にかかわるような、非常に重要なテーマをはらんでいるというふうに考えております。その実現に向けましては、さまざまな課題、また、これからもいろんな議論があるかと思われま。こういう実現会議等の場で十分な議論がなされることを期待しているところであります。

次に、雇用に結びつく産業振興施策についてであります。活力ある地域経済をつくり、真の地方創生を実現するためには、県内産業の振興によりまして、県民の働く場を確保することが大変重要であると認識しております。このため、これまでも県では、企業誘致や中小企業の振興等に取り組んでいるところであります。今後の産業振興施策をより効果的に推進するた

め、本年3月に「みやぎ産業振興戦略」を策定し、フードビジネスや医療機器等の本県の特長や強みを生かした成長産業の育成や、企業成長促進プラットフォームによりまして、県内経済を牽引する中核企業の育成等に戦略的に取り組んでいるところであります。こうした取り組みによりまして、県内経済の浮揚を図り、ひいては魅力ある雇用の場の確保につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 御答弁ありがとうございます。安倍首相は、「非正規という言葉はなくす」と言われていますけれども、「非正規という働き方なくす」とは言われていません。非正規雇用が4割、年収200万円以下の労働者が1,000万人を超えて、不払い残業を含む長時間労働や過労死などの現状を踏まえれば、まずは、不安定雇用から安定した雇用への転換促進や、労働時間の上限規制、勤務間インターバル規制の法制化が実現されるべきです。これは私の意見なんですけれども、そう思っています。

また、配偶者控除をやめれば女性の社会進出が進むと錯覚されているようですが、女性を取り巻く環境改善と性的役割分担意識の払拭に全力を注ぐべきだと思っています。宮崎県民が安心してふるさと宮崎で働き、暮らし、子育てできる環境をつくるために、我が県でできることをしっかりと取り組む必要があると思っていますので、知事の政策に期待をします。よろしくお願いします。

次に、記紀編さん1300年記念事業から2巡目国体に向かってのこの10年間について、知事に所見をお伺いしたいと思っています。

まず、これは宮崎日日新聞の記事なんですけれども、実は、木花の先のほうに野島という神

社があるんです。この神社はとてもおもしろい神社さんなんですけれども、そのことを書いた記事が、「どこの町並みもだんだんと均質化して、古里の景色も特色がなくなりつつあるが、先日あった宮崎市の野島神楽を見学して、多くの人がイメージとして持つ古里の原風景が残っていることに心強さを覚えた。

勇壮な舞に歓声を上げ、艶っぽい番付では笑い転げる住民。鬼神が観客の顔に“へぐろ”を付けて回ると小さい子が泣き叫ぶ。「小豆を炊くにおいと太鼓の音がすると心が躍るわ」。老齡の婦人が神楽を心待ちにする気分を語ってくれた。

後継者不足に対応するため、地区外の若者も舞い手に加わる。時代に合わせて形を変えながらも、伝統芸能を守る情熱が地区全体から伝わってきた。古里の将来にはかすみがかかるが、地域色と住民の和が求心力を持つのは確かなようだ」。

私自身も野島神楽に行っておりましたので、わざわざおいでになっていた、そして、他紙の、他県の解説委員の方たちもたくさんお見えになっておまして、それを取材しておられて大変うれしく思いました。

私が毎年計画をしております井上紀代子ミステリーバスツアーは、ことしは北のほうに行つて、美郷町に行かせていただきました。美郷の町長さんもおいでいただきまして、本当に私たちは楽しい思いをしたんですが、その途中で、日向市の大御神社さんにも行かせていただきました。ここの宮司さんはすごいキャラの持ち主で、2時間しゃべるところを私たちは30分聞いていたんですけど、30分ですっかり魅力のとりこになりました。

私のいます大塚町の中学校でも、宮崎を知ろ

うということテーマに文化発表会の中で春神楽を出して、自分たちが実際、子供たちの前で神楽を舞って見せるというところまで、地域、地域にそれぞれあったお祭りがしっかりと根づいて表に出てきているなという印象を強く持ちました。

私は、ふるさと県民大学の受講生でもありますので、ずっとこれには行っていますが、そのたびに参加者がどんどんふえていることもうれしく思っています。記紀編さん1300年記念事業は今ちょうど中間点にあるわけです。折り返しに来ていますけれども、これまでの取り組みの成果と今後の展開について、知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 記紀編さん記念事業につきましては、これまで「神話の源流みやざき」の認知度向上に軸足を置いた取り組みを行っております。これは、県外にアピールすることのみならず、県民においてもその認識を高めていく大変重要な取り組みであるというふうと考えておりますし、地域づくりや観光誘客につなげるため、市町村と連携して、神話をテーマとする新たな観光づくりを進めているところであります。その結果、神話ゆかりの地を訪れる観光客数も増加しておりますし、学校や地域では、神話や神楽に関する取り組みが行われるなど、事業の成果が一つ一つ出てきていると感じております。

また、本県が誇る神話や地域資源の価値を国内外に発信するため、現在、4年後の東京オリンピック・パラリンピック開会式での「天岩戸開き神話」の再現でありますとか、神楽や古墳の世界文化遺産登録を目指した取り組みを進めているところであります。

今後、市町村や関係団体と連携を図りなが

ら、こうした取り組みというものをさらに進めて、県民一人一人がふるさと宮崎の自信と誇りを持てる、これは大変重要なことでありまして、そのような地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 教育委員会としては、この事業全体について語ることはできないと思いますが、小中学校における伝統文化を継承する取り組みについてはいかがなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 小中学校において、地域の人々が守り伝えてきた伝統文化の継承に取り組むことは、地域に対する誇りや愛着を育む上で大変重要であると考えております。これまでも多くの学校で、地域の伝統文化についての学習が行われてまいりましたけれども、近年では、例えば、地域に伝わる神楽や踊りについて、実際に伝承活動を行っている地域の方々から教えを受け、運動会や文化祭、地域の行事等で披露するなど、地域に元気を与え、盛り上がりにつながるようなさまざまな取り組みが行われているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、小中学校における伝統文化の継承活動を進めるとともに、地域に根差した伝統芸能等の保存に取り組む団体に対し、用具の整備等に必要な経費を補助するなど、子供たちが地域の方々とのきずなを深めながら、伝統文化を継承しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は、新国立劇場で開催されました「ドラマティック古事記」の公演についても見に行かせていただきました。それを主催されたというか、マーク・エステルさんの知り合いであるということが理由で、そこに行か

せていただいたんですが、この「ドラマティック古事記」をUMKが45周年記念事業として取り組んでいただいたことには、大変深く感謝を申し上げます。「ドラマティック古事記」は、来年も新国立劇場で開催されると思いますが、この取り組みが全て民活のところにまで手が届いていくような事業となることを、私は期待しています。平成32年には国民文化祭があり、東京オリンピック・パラリンピックがある。そして、その後に2巡目国体を迎える。そういうことになれば、この10年間の中でせつかくできた県民の力というのを、どう2巡目国体までみんなでつないでいくかということが大変重要であろうと思うわけですが、2巡目国体に向けて、知事はどのように生かしていくお考えなのか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 前回、昭和54年の国体におきましては、「日本のふるさと宮崎国体県民運動」を展開したところでありまして、多くの県民の皆様が、さまざまな形で参加し、国体を盛り上げていただいたところでありまして。御指摘のように、4年後は、記紀編さん1300年、また東京オリンピック・パラリンピック、そして10年後に2巡目国体というような、大きな節目があります。そういった節目というものの、スケジュール感を見ながら、活発になってきました県民の機運というものも、官民一体となってさらに高めながら、県民一人一人が自信と誇りを持てる地域づくりに取り組み、そして、それを国内外に発信していく。そのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 昨日、丸山裕次郎議員のほうからお話がありましたが、いろんな意味で財政的に私たちが支出しなければならない部分というのが多く出てきていると思います。じゃ、

財政的に補完できるものは何かというと、県民の力だと思うんですね。できるだけ市町村に一つの競技というか、我が町のスポーツという形で一つ一つ残していく。そういうものがないと、2巡目国体の本当の力というのは出てこないのではないかなと思っています。せっかくできました記紀編さん1300年における地域おこしみたいなものを力にして、国民文化祭、東京オリンピック・パラリンピック、そして2巡目国体をしっかり迎えることができたなら、私たちは、お金を出すだけではない、県民の皆さんからの財政的な御支援というのも十分いただけるようになるのではないかなと思っています。その力を持てるようにしていくことが、今回の記念事業をあと4年間しっかりとやり続けていくときの力になるのではないかな、私はそう思っておりますので、そこをしっかりとやっていただくことを期待しております。

次は、農政問題に移ります。

子ども食堂という言葉が最近よく耳にされると思いますが、経済的な理由で食事を満足にとれなかったり、親が忙しくて一人で食事している子供たちのために、食事と居場所を提供する子ども食堂が、九州7県で117カ所、本県にも5カ所ありまして、全国で年々増加しているようです。ライフスタイルが多様化して家族の生活が何となく慌ただしくなる中で、家族団らんという、私たちにとって最も大切な幸せが社会から失われつつあるということには危惧をしております。このような世相の移り変わりをとめるということは、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、移り変わりの中にも、人と人をつなぐ原点である家族で食卓を囲むということを忘れてはならないと考えているところです。

県は15年前から、「みやぎきの食と農を考える県民会議」をつくり、県民運動としてさまざまな食育活動を展開しているようですが、このようにライフスタイルが大きく変わる中では、その活動もまた、時代に適応した変化が必要なのではないかと考えています。そこで、本県の食育活動のこれまでの成果と課題について、部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県では、お話にもありましたが、平成13年に設立いたしました「みやぎきの食と農を考える県民会議」を中心に、食卓での「いただきます」から始める食育活動に取り組んでいるところであります。これは、「いただきます」の言葉の語源でもあります、我々が家畜や作物の命の恵みをいただいて生かされていることへの感謝の気持ちを運動の原点としたいという思いからであります。

これまでの取り組みといたしましては、地元でとれたものを地元で消費する、いわゆる地産地消を運動の中心に据え、民間の食育活動の推進役として「食育ティチャー」を育成するなど、地域に密着した活動に重点を置いて推進してまいりました。

また、学校教育におきましては、給食における県産食材の利用促進とともに、生徒みずからがお弁当をつくる「弁当の日」の実践に取り組んでおりまして、この運動に参加する公立学校は386校と、全国1位となっているところであります。しかしながら、若者の2割が朝食を欠食しているとのデータもございまして、食育が届きづらい学校卒業後の食生活の改善が、今後の大きな課題であると考えております。

○井上紀代子議員 宮崎県にはすばらしい郷土料理がたくさんありますが、これらの郷土料理をしっかりと見直していくためには、県民会議

で取り組まれている「食育ティーチャー」や「味覚の授業」等の食育活動が大変重要になっていると考えています。先ほどの答弁では、親になる世代の食育に対する関心をどう高めるのが課題だということでした。そこで、「食育ティーチャー」や「味覚の授業」の成果と、親になる世代への対応策について、部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県民会議では、県内7つの支部に97名の「食育ティーチャー」を配置し、郷土料理の継承や、地元の食材を用いた離乳食、高齢者向けの料理教室など、幅広い世代を対象に、積極的な活動を展開しているところであります。また、昨年度からスタートいたしました「味覚の授業」では、味覚の発達にとって最も重要とされる小学校高学年の生徒を対象に、有名シェフを小学校に招き、県産食材を使った料理教室を通して、味覚の5要素と言われます酸味、塩味、苦味、甘み、うまみを学ぶとともに、県産食材のおいしさ、繊細な味わいを、子供たちに実感していただいているところであります。

今後の対策といたしましては、学食や社食を活用した、学生や社会人への食育活動に取り組むこととしておりまして、このような活動を通して、これから親になる世代をターゲットとした食育活動についても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ、本当によろしく願います。

次に、我が県は、健康寿命は75歳で全国4位と比較的高い状況にあります。その一方で、男性の肥満率が全国2位、糖尿病性腎症通院者率が3位と、高いとされています。また、野菜の一大産地であるにもかかわらず、野菜の摂取

量は、国が推奨する1日350グラムに100グラムも足りないという状況にあります。食育は、知育・徳育・体育の根源になるものと位置づけられる大切なものです。また、「食」という文字は、人に良いと書いて人をよくするもの、人によいものという意味です。つまり、食は人の成長に大きな影響を持つと言えると思います。朝の欠食や孤食、偏食など、さまざまな食の乱れが、ひなたの国の豊かさに陰りをもたらし、子供たちの可能性を閉ざそうとしています。そこで、県は、ひなたの国の食育を今後どのように展開していこうとされているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、温暖な気候と豊かな環境に恵まれておりまして、ひなたの恵みとして、一年を通して、おいしくて栄養価の高い野菜や肉、魚などが生産をされているわけでありまして。これら食材のすばらしさを県民に知っていただき、食べていただくことが、本県食育の基本であると考えております。我が国を代表する食の王国であり、食材の王国であると。これを経済的な側面に着目して、地域経済の活性化や雇用に結びつけていこうというのがフードビジネスの展開であり、教育、また健康、食文化というところに着目して展開していくのが食育であろうと考えております。

私が提唱しております「健康長寿日本一」を実現するためにも、食材の栄養価や機能性、さらには調理方法などをよく理解し、豊かな食生活を実践することは極めて重要であると考えております。このため、全ての世代を対象としまして、野菜を1日に100グラムふやす健康的な食生活の提案でありますとか、生産現場での農業・漁業体験など、県民が生涯、健康な生活が送れるよう、食の王国という強みを生かして、宮

崎らしい食育生活を展開してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 知事がイクメンのあれで調理なんかもやっておられたのを見ているんですけど、私も男の料理教室の中に参加させていただいて、私たちも今まで知らなかった宮崎県の郷土料理のありようというのを、今、一生懸命勉強させていただいているところなんですけど、まずは、みんなで終わった後に食べるということが大変楽しくて、そのことがある意味では、食は人と人を結びつける大きな力になるなと思っています。100グラムと言わずにもっとたくさん、350グラム以上野菜を食べていただければいいなと思っていますところなんです。

今般の議会では、県と宮崎大学とが連携して、食の機能性を解析する研究拠点の構築を目指す「食農連携による経済好循環創造事業」が提案されています。昨年度、県と分析機器の大手企業との連携による食の安全分析センターが設立され、本年10月には、研究機関の国際規格であるISO17025を取得し、本格的な分析サービスを開始したとの報道がなされました。大変評価をしています。

私は、公設試験場の試験研究については、農業者や農業団体のみならず、他産業での革新的な技術を取り入れるため、民間企業と共同で展開していくべきであると考えています。そこで、今回提案された食の機能性解析拠点の概要と民間企業との連携について、部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 食の機能性解析拠点についてでありますけれども、県では現在、大学や民間企業等と連携して、農産物に含まれております機能性成分について、成分分析から臨床試験までを行う拠点づくりを目指した

取り組みをスタートさせたところであります。具体的には、食品が持つさまざまな成分の中から、機能性の高い成分を見つけ出す特許技術を有する宮崎大学と、短時間で機能性成分を分析する技術を持つ総合農業試験場や食の安全分析センター等でチームを形成することとしており、今議会にお願いしている事業では、これらの技術の高度化に必要な装置の整備等に取り組むこととしております。

この拠点におきましては、例えば、冷凍ホウレンソウに含まれる目の健康維持機能を持つルテインや、干し大根等に含まれております血圧を下げるGABAなどについて、県内の民間企業と連携し、機能性表示食品の開発を進めることなどにより、本県農林水産物の新たな付加価値づくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○井上紀代子議員 私は、日南のほうにありますが亜熱帯作物支場がすごく好きのところなんです。よく行くんですが、ライチを研究されていて、ライチの試作品みたいなのを食べさせていただいて、とってもおいしかったというのを覚えています。輸入したライチと我が県のライチとは確実に違う。そして、この美しさが何とも言えず、ライチを手にとりたい、食べてみたいと思わせるものがあります。ただ、日南市が先に産地になっていただくとよかったですけど、別のところが産地になっている。せっかくある研究成果というのがどう市町村に伝わっていくかということが大変大事だというふうに思っています。そこで、公設試験場で開発された新技術の普及に今後どのように取り組み、その恩恵にあずかる市町村とどのような連携を図っていかれるのか、部長にお尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県の試験場におきましては、現場のニーズに直結した新しい技術を開発し、これをスムーズに普及に移していくことは、本県農業の競争力強化のためにも大変重要であると認識をしております。例えば、国内での生産拡大が期待されておりますパプリカを例にとりますと——議員にも御視察をいただいているとお伺いしておりますけれども——総合農業試験場で品種育成に取り組み、現在、有望品種の絞り込みを行っており、来年度からは現地で実証試験を予定しているところがあります。その後、地域の市町村やJAとしっかり連携して、普及に向けた活動計画を策定し、展示圃の設置や研修会の開催などを通して速やかな普及を促進し、産地の育成を図ることとしているところでもあります。このように、試験場で開発した新たな技術につきましては、市町村や関係団体等とのしっかりとしたスクラム、これが何よりも大事だというふうに考えておきまして、その連携強化により、生産現場への普及を加速化してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 総合農業試験場は私の大好きなところで、よく行っては、食べさせていただいたり、いろんなことを経験させていただいていますが、総合農業試験場に限らず、本県の公設試験場は、よくその役割を果たしていると、私は大変評価をしています。そして、先日行きました韓国でも、木材利用技術センターの力がいかに大きいかということを実感しました。木材輸出にはあのセンターが欠かせないというふうに感じた次第です。

ただ、試験場全体が、厳しい行財政改革の中で、人的にも予算的にも非常に厳しい状況にあるのではないかと、私自身は考えています。県

の試験研究機関は、研究費や管理経費の多くを受託試験や国の競争的資金などで補っていると伺っているところです。これらの研究資金を安定して確保するには、国や大学・企業から評価される研究水準が必要でありますので、県当局におかれては、本県の試験研究を牽引する中核的研究員の育成や定数の確保、管理経費や研究支援体制の充実等が必要であると私は感じているところですが、ここで恐縮ですが、知事はどうお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要な御指摘であろうかと考えております。今、パプリカでありますとかライチというお話がございました。本県では、チョウザメを30年間研究し、それがようやく花開こうとしているわけであります。将来を見据えて、さまざまな分野での試験研究、地道な取り組みというものを進めていく。そのためのさまざまな体制の強化というのは非常に重要な課題であろうと考えております。財政的にもいろいろ制約がある中ではあります。将来に向けた投資ということで、その点、重視するような考え方で取り組んでいきたいと思っております。

○井上紀代子議員 大変うれしい答弁をいただいております。ぜひ、ああいうところで地道に研究されている方々の力というのを、今後生かしていく必要があると思います。私は、今、ニホンウナギの研究を非常に注目しているところですが、ウナギが安定的に食べられるように、その研究が実ることを願っています。

次に、林業問題を質問したいと思います。

実は、私と宮崎市議会の茜ヶ久保議員と、台風16号の後、宮崎市内をぐるぐる回って、災害のときの被害対応のための動きをしているわ

けですが、宮崎土木事務所の皆さんに大変お世話になりながら、一つ一つ丁寧に対応しております。ところが、いくら対応しても対応しても——地域の皆さんに私は申し上げたんですね、上を見てください、下だけでなく上を見てくださいと。御存じのとおり、宮崎の山は本当に、語弊があるかもしれませんが、はげているわけです。完全にはげているわけです。それで、大変気になって……。北のほうは何割かというか、北のほうの再生林というのは7割から8割ぐらいは行っていると思うんです。南のほうはとんでもない数になっていると思うんです。ですから、いくら台風が来た後、何か大きな災害があった後の対応をしようとしても、下ばかり見ていてはどうにもならないという状況で、上を見ていただきたいと言ったら、自治会の皆さんが要望を宮崎市にも出していただいて、伐採の後の現場処理の問題とかも、市のほうにわざわざ要望書を出していただきました。そういうことも含めて、これからの再生林をどうしていくのかというのは、大きな問題だと思うんですが、まず、環境森林部長には、「25年連続スギ生産日本一記念式典」というすばらしいイベント、ありがとうございました。非常に心に残りましたし、私ども、山をしっかりと守っていこうという思いをまた強く持った次第です。近年にない、いいイベントだったと思います。

それと、韓国に行きまして、皆様方の努力、環境森林部の皆さん、お一人お一人の努力がいかに実っているかということについても、私は強く実感いたしました。林活議連、大いにそのことの成果というのを受けとめている次第なんです。ですからこそ、やっぱり日本の山、ましてや林業県と言われる宮崎の山というのを、環

境森林税をしっかりといただいている、そのステータスのある県としてどうしていくのかということ、環境森林部長にお尋ねしたいと思います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 先般の杉の25周年の式典のフォーラムでも話をしましたけれども、今後25年、そして50年、どうやって宮崎の森林・林業を進めていくか、循環可能な林業にしていくかという観点が大変重要だと考えています。その中で、議員が今おっしゃいましたように、再生林の問題、これをしっかり進めることが大変重要です。ただ、県内各地を回ってみますと、それぞれの現場、現場で実態、実情が異なっています。ですから、それぞれの現場、その地域に合ったような再生林対策というものをしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

○井上紀代子議員 それと、バイオマスに関係もあるのかもしれませんが、伐採届け出制度にかかわる事務を行う市町村に対して、県はどのような支援を行っているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 伐採届け出の窓口となります市町村の職員に対しまして、林地保全に配慮した作業的確な指導ができるように、研修会等を実施しております。また、市町村等と連携しまして、伐採現場のパトロールを実施しまして、事業者に対して適正な伐採を指導しているところでございます。しかしながら、今後、林地の荒廃を招かないように適正な伐採を進めていくためには、より踏み込んだ対策を講じていくことが必要ではないかと考えています。例えば、伐採から搬出まで林地保全に配慮した作業ですとか、伐採から再生林までの一貫した作業を実施するような優良な事業者が

選択されるといった制度の導入などについて検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ、市町村の窓口の皆さんには、しっかりとそのことをお伝えいただきたいと思います。県だけであの山を守れるわけではないわけで、市町村がしっかりと力を発揮していただかないと、なかなか私たちは山を守り切れない。県外業者が来て、簡単に切ってそのまま帰ってしまうみたいなことは絶対許してはならないというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、県産材の利用を拡大する上で、住宅のみならず、学校や福祉施設などの非住宅分野での利用を拡大していくことが重要と考えていますが、県はどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 非住宅分野の木材利用を拡大するという観点では、建築基準法による防火や耐火等の法規制の問題、そして、非木造と比較した場合のコストの問題、さらには、建築事例が少なく木材利用の知見が乏しいことといったような諸課題があるところでもあります。このため県では、木材利用技術センターに木構造相談室を設置しまして、市町村や民間事業者等に対して、設計上の法的課題やコスト削減の工夫などの技術相談や指導を行っているところでございます。そういった中で、例えば、綾中学校や小林市庁舎等の木造化・木質化が進められたところでございます。今後さらに、県民への普及啓発や建築士等に対する講習会を開催しますとともに、木造化できないビル等につきましては、極力、内装木質化を促進するなど、非住宅分野での県産材の利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 これからは戸建てが多く建

つということは考えられないんですね。これから建つのは、高齢者住宅であったり、障がい者施設であったり、そういう非住宅分野での利用拡大というのが非常に多いと思う。マンションもそうなんです。プチマンションみたいなものもあるんですけど。私は大塚に住んでいますが、物すごく今建っています。建っていますが、建築基準法というのは戦前の法律じゃないのかというふうに、私から見ると思えます。障がいのある方たちも、それから高齢者の方たちも、木の香りの中で、木の中で生活したほうが絶対いいんです。にもかかわらず、上から覆いをしなければならない。不燃のものをつけなければだめだなどというのは、おかしいと思うんです。これから法規制の問題というのはもっときちんと取り組んでいかないと、本当の意味で、木の中で暮らす、木造建築の中で暮らすという日本人の誇りというのはどこに行くんだらうというふうに思ってしまう。外国と同じような住宅にしたかったら、最初から木なんか売らないほうがいいと、私はそう思います。全部隠してしまうというのは問題があると思いますので、利用する人たち、そこに住んでいる人たちの気持ちになった建築物にしていくということ、しっかりと国に対しても申し上げていかないと、オリンピック・パラリンピックのときには木をたくさん使いますよとおっしゃっていても、それが本当なのか疑わしく思いますので、そこはしっかりとやっていただきたいなと思っているところです。

次に、私が長年取り組んでおりますDVの問題、性被害者の問題について、皆さん方とも問題の認識を一致させていただけるといいなと思っています。

本年度新たに設置した性暴力被害者支援セン

ターの現状と、市町村との連携をどのように行っているのか、部長にお尋ねをいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 県では、性暴力に遭われた方やその家族などに対し、電話や面接での相談、被害を受けた直後の産婦人科への受診、専門家によるカウンセリングなどの総合的な支援を無料で行います性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」をことし7月に開設いたしました。11月末までの相談件数は、電話・面接相談が13件となっております。当センターの円滑な運営に当たりましては、警察や医師会等の関係機関との十分な連携が不可欠でございます。性暴力被害者支援連絡協議会を設置しまして、その連携強化に努めているところであります。また、市町村におきましては、窓口でのパンフレットやカードの配付、広報紙への掲載など、広報・啓発に努めているところであり、さらに、支援の必要な方々に対する当センターの紹介などをお願いしているところでございます。

○井上紀代子議員 次に、女性相談所における平成27年度のDV相談の受け付け件数と、それに伴う一時保護を行った人数についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 女性相談所における配偶者等からの暴力、いわゆるDV相談の受け付け件数でございますが、平成27年度は476件となっております。また、そのうち緊急避難を要する等の理由から一時保護を行った人数は、23人となっております。

○井上紀代子議員 次に、本県におけるDVと性犯罪の現状について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 県警察において、平成27年中、配偶者からの暴力事案、いわ

ゆるDV事案として相談を受けた件数は391件で、傷害等で検挙したものが53件あります。本年は、10月末現在で471件の相談を受けておりました、傷害等で50件を検挙しております。

性犯罪につきましては、平成27年中は、強姦4件を認知し、その全てを検挙、強制わいせつ62件を認知し、41件を検挙しております。本年は、10月末現在で、強姦が6件の認知でその全てを検挙し、強制わいせつが39件の認知で19件を検挙しております。

○井上紀代子議員 内閣府のDV被害の実態調査が出ているんですけど、その中では、4人に1人がDVの被害に遭っていて、1,200万件の刑事犯罪になっていると。身体的・心理的・性的・経済的暴力が重複している被害割合は48.5%。DV被害者の45%、デートDV被害者の40%、性暴力被害者の68%が、どこにも相談をしていないということになっています。つまり、適切な支援を受けていないということになると思っています。今回、実数だけを皆さん方には御報告したような形になりますが、これから私たちがしっかりと考えていかなければいけないのは——先日の宮崎日日新聞の記事に、婦人保護施設の利用が低迷しているというふうに書かれています。低迷しているということが問題ではなくて、どう利用しやすいようにしていくかということのほうを私たちは考えていく必要があるのではないかと考えています。自治体は、こういう問題のコーディネーターにならないといけないというふうに思いますので、ぜひこれからもDV被害の状況というのを——県警は本当に対応をよくしていただいておりますが、今後ますますふえていく可能性は高いと思いますので、現実をしっかりと受けとめていただきたいと思っています。

それでは、次の質問に移りますが、本県における子供の貧困問題について、知事はどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国では、生活保護世帯の増加や、ひとり親世帯の困窮化が進む中、十分な生活環境に置かれていない子供が増加していること、また、そのような家庭環境が子供の学力や進学率などに影響して、貧困が世代を超えて連鎖することが強く懸念されているところであります。こうした傾向は、本県におきましても全国と同様でありまして、子供の貧困問題への対応は、喫緊かつ最も重要な課題の一つであると認識しております。

このため県では、ことし3月に、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定したところであります。現在、貧困の世代間連鎖を断ち切るために、保護者の生活・就労支援や子供の学習支援など、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。この計画の実現に向けまして、市町村や関係団体等との連携を深めながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ、よろしく願いいたします。

学校教育において、貧困問題にどのように取り組んでいかれるのか、教育長にお考えをお聞きいたします。

○教育長（四本 孝君） 家庭の経済状況に起因する学力格差が、子供たちの進路選択の幅を狭めるなどの影響を与えることになってはならないというふうに思っております。このため、学校教育においては、全ての子供たちに学力を保障することが極めて重要であると考えております。また、教育の機会均等を保障し、子供が安心して学ぶことができる環境を整えるため、

関係部局、団体等との連携を図り、就学支援の充実等に努めているところであります。今後、子供たち一人一人が将来自立した生活を送ることができるよう、実効性のある取り組みを粘り強く推進してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 大阪の市立小学校で、貧困の子供も、病気の子供も、障がいがある子供も、教師も、地域住民もともに学ぶ「みんなの学校」をつくった元校長の木村泰子さんが、「学校は、校長のものでも教育委員会のものでもなく、地域みんなのものである。就学援助率が50%を超える地域の中で学校教育を培ってきたけれども、家庭教育を求めれば子供が苦しむ。宿題できひんのやったら学校で勉強したらええやんという考え方を持ちました。しんどい地域の学校だからこそ、全ての子の学習権の保障を理念としてこれまでやってきました」とおっしゃっています。「学校にとって大事なものは、学力よりも子供が学ぶ権利を保障することだ。さまざまな人間がいる中で学ぶと子供たちは物事を自分で考え出す。子供たちが自分で考え、安心して学べる学校ならば、見える学力は後からついてくる。学力向上を目的にすれば本当に必要な力がつかない。そこを間違えてはいけない」、こういう提起をされておりますが、教育長はこれを聞かれてどのように思われますでしょうか。

○教育長（四本 孝君） いろんな考え方がありますし、子供たちを取り巻く問題というのは、貧困問題もあれば、さまざまな問題があるわけでございますけれども、できるだけいろんなことの悪い影響を受けずに、子供が本来持つ能力を育てていくようなことを目指してやっていきたいと思っております。

○井上紀代子議員 実直な御答弁をいただきありがとうございます。学校の先生方は直接子供たちに接しておられるんですね。だから、その子供たちに学ぼうとする意思があれば学べるんですよということ、そして、その権利はあるんですよということを、先生方に伝えていただきたいと思います。決して、自分の親がこうだから、こんな家庭環境だから、上の学校なんか行けないんだよということにならないように、そのことを先生がしっかりと伝えてつないでいていただければいいなと。そこが先生方に問われているのではないかと私は思うんです。学習権の権利というんですか、それをしっかりと子供たちに先生方が伝えていただくといいなと思っっている次第です。教育委員会に期待をしたいと思っています。

次に、子供の貧困対策について、今後どのように取り組もうとされているのか、お伺いいたします。部長に答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 子供の貧困対策の推進に当たりましては、庁内部局横断的な取り組みが必要となりますので、ことし6月に、知事を本部長といたします「宮崎県子どもの貧困対策推進本部」を設置するなど、庁内の体制を整備したところであります。また、民間の関係団体等で構成します「宮崎県子どもの貧困対策協議会」を設置いたしまして、計画の進捗状況につきまして、毎年度、点検・評価を行うこととしたところであります。

一方、計画をより効果的に推進していくためには、地域住民に身近な市町村の取り組みが重要となりますので、国の交付金を活用いたしまして、市町村が実施する子供の貧困実態調査や計画の策定などに対して支援を行っているところであります。また、県内でも、近年、民間団

体を中心に、子ども食堂や学習支援などの取り組みが活発に行われておりますが、これらの団体とも連携を図り、宮崎県の強みであります豊かな県民性や地域とのつながり、こういったものを生かしながら、計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先日、宮崎大学でありました貧困問題についての授業に私も行かせていただきましたが、そのときは、宮崎日日新聞の女性記者の後藤さんが講師になられて授業をしたわけですね。宮崎大学の学生さんに対しての貧困問題についての提起というのを、何回も何回も今、授業の中でされていて、学生の人たちが受けとめる力というのはなかなか難しいところもあると思うんですけれども、貧困問題なんて個人の問題だと思っていたという学生さんも多く、その中から少しずつ、少しずつですけど、やっぱり社会の問題であるんだなということですね。今、随時、授業の中も含めてそうですね。そういう輪が広がっているようです。

あのときレポートとしていただいたのを見ましたが、子供の貧困とは、お金ではなく機会の欠如であるとか、子供の貧困は、子供と親だけが原因の問題ではなく、社会全体にも原因のある問題であると。そういう捉え方を学生の方たちもどんどんしていただいているような状況にあります。

先ほど宮崎県の取り組みについてお話をいただきましたんですが、本県の子供の貧困対策について、今後、大学とか民間団体との連携を強化して取り組んでいく必要があると考えておりますが、部長はいかがお考えでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 先ほど答弁いたしましたとおり、あらゆる団体との連携を図って積極的に取り組んでまいりたいと考えて

おりますけれども、お話にありました宮崎大学の教育学部が中心になり、井上議員も一部参加されております、子供の貧困対策のNPOを核として、宮崎日日新聞あるいは県の児童福祉施設協議会、こういった団体が中心になって、新しい対策をという動きがあります。この協議会に県福祉保健部としても一緒に参加させていただきたいと考えておまして、現在、検討しているところであります。

いずれにしても、子供の貧困の問題、生活環境に恵まれない子供たちであります、この現状を何とか乗り越えて、将来の日本、将来の宮崎を担い得る人材ということで成長していくことを願って、我々、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○井上紀代子議員 大変心強い答弁をいただき、ありがとうございました。

私は、今回は、働くということから、貧困の原因は、やっぱり稼げないと。それはまずいんですね。しっかりと稼いで、稼ぐ力を持って、その貧困の連鎖を断ち切っていくという力を、子供たちも持っていないといけないというふうに思っています。その稼ぐ力をどうやってつけるのかということは、教育によらないといけない部分というのも、乗り越えなければならない部分がたくさんあると思っておりますので、そのこともしっかりと取り組めていければと思っている次第です。

と同時に、国の言う貧困という数字の中だけの問題と宮崎県の子供たちとは、格段に差があると私は思っています。少ない金額で暮らしていたとしても、心豊かに暮らすことができる地域性というか、そういうものがあると思うので、一概に数字でははかれないものがあるとい

うふうに思っていますので、宮崎の子供たちがいつまでもにこやかに、このふるさと宮崎で育っていくことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時1分開議

○宮原義久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

政府は、昨年9月19日に強行採決し、3月に施行した安保法制、いわゆる戦争法で可能になった駆けつけ警護と宿営地共同防護の新たな任務を自衛隊に付与する閣議決定を11月15日に行い、新任務の命令を下し、南スーダンPKO派兵が実行されました。第1陣となる約130人が11月20日、青森空港から出発し、残る220人は、12月中旬までに順次派兵するとしています。

南スーダンの治安情勢は極めて悪化していることで、自衛隊家族はもとより、国民の心配は尽きません。ジュバでは再び大規模な戦闘が起き、数百人が死亡しています。まさに現地は戦闘地域そのもの、政府が言う衝突などという生易しい状態ではありません。PKO参加5原則、停戦合意の破綻は明瞭です。

今回から新任務遂行のための武器使用が可能になり、自衛隊が駆けつけ警護を行えば、政府軍と交戦する事態も起こりかねません。政府軍と戦闘になれば、憲法9条が禁止する海外での武力行使そのものです。戦後初めて、殺し殺される事態に直面しようとしています。こうしたことが憲法遵守の立場から許されるかということです。違憲の安保法制の具体化は、直ちに中止すべきと考えます。知事はどのように考えておられるか、御見解をお伺いしたいと思います。

後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

安全保障関連法は、国際的なテロの発生や北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイルの発射など、世界を取り巻く安全保障環境の大きな変化に対応していくために制定されたものと認識しております。御指摘の自衛隊の新たな任務につきましては、政府において、現地の情勢の正確な分析や自衛隊員の安全確保など、しっかりとした対策が講じられる必要があるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 そもそも政府が言う武器の使用と武力行使がどう違うのかを区別した議論そのものが存在しません。現在のPKOは、武力を行使しての住民保護が主要任務です。日本の自衛隊が、武力の行使を前提にした活動に参加できるはずがありません。日本には、憲法に立脚した非軍事の人道・民生支援の抜本的強化こそ求められていると思うところです。

知事にもう1点、核兵器廃絶に対する被爆国日本の姿勢について伺いたいと思います。ことし10月27日、国連総会の第1委員会は、核兵器

禁止条約の締結交渉を来年開始することを求める決議案を、賛成123カ国という圧倒的多数で採択しました。

今、世界は、核兵器のない世界の実現へ大きく道を開き、核兵器禁止・廃絶を現実のものにしようとしています。それは、この核兵器禁止条約に、仮に最初は核保有国が参加しなかったとしても、国連加盟国の多数が参加し条約が締結されれば、核兵器は人類史上初めて違法化されることになり、核保有国は、法的拘束は受けなくても、政治的・道義的拘束を受け、核兵器廃絶に向けて、世界は新しい段階に入ることになります。

日本政府はこれまで、核兵器禁止条約の交渉開始を求める国連総会の決議には棄権を続けてきました。今回の決議に際しては反対の態度をとりました。唯一の戦争被爆国の政府にあるまじき態度と、被爆者団体から強い非難の声も上がっています。また、世界からも驚きの目で見られているところです。こうした日本政府の態度について、知事の御見解を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘の決議案につきましては、北朝鮮の核及び弾道ミサイル開発が、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている中で、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるという日本政府の基本的立場に合致しないことなどの理由から、反対されたものと伺っております。

これは、唯一の被爆国として、また核兵器国と非核兵器国の協力を重視するという立場からの判断であると認識しております。私としても、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で

安心して暮らせる社会を子孫に引き継ぐことが、今を生きる私たちに課せられた最大の責務であると考えているところであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では、特別支援学校の教育条件の整備について質問をしていきたいと思ひます。

9月議会での我が党の来住議員の質問に続いて、特別支援学校の教育条件の整備、とりわけ環境の整備について伺ひます。

まず、教室不足の解消についてです。今回、日南くろしお支援学校や日向ひまわり支援学校を訪問し、また、他の支援学校の保護者の方々からも、切実なお話を伺ってまいりました。まさに、どの学校も教室不足は深刻な状態です。

都城きりしま支援学校同様、図書室など特別室を教室にする、教室を間仕切りして使う、しかも、間仕切りは壁ではなくて、カーテンで仕切って授業をするなどには啞然といたしました。とても通常学校では考えられないことで、ましてや特別支援学校で許されていいはずがないと思ひます。そこには、障がいを抱えるゆえの配慮は全くなされていないものと言ひます。

「新たな特別支援学校づくり検討委員会」の協議のまとめでも、「教室不足の慢性化は、在籍する児童生徒に対する適切な教育機会の保障という観点からも憂うべき深刻な事態である」との指摘がなされています。教育長も現状把握はなされたと思ひますが、教育委員会としてどのように対処するつもりなのか伺ひたいと思ひます。

○教育長（四本 孝君） 近年、特別支援学校におきましては、児童生徒の増加によりまして、教室不足が生じている学校があり、大きな課題であると認識しておひます。児童生徒の増加が著しい都城きりしま支援学校と日向ひまわり

り支援学校におきましては、本年度中に緊急の措置として教室の改修を行い、教室不足の解消に対応してまいります。また、教室不足が生じているほかの支援学校につきましても、今後、計画的な改修に向けて検討してまいりたいと考えておひます。

○前屋敷恵美議員 ただいま、きりしま支援学校とひまわり支援学校で、一定の教室不足の解消を年度内に行うというお答えでしたが、一定の改善が図られるものと期待いたしました。しかし、どこも早急な手だてが求められています。子供たちの尊厳が本当に守られる、学ぶ権利がしっかり保障される、そのためにも、ぜひ早急に正面から取り組んでいただきたい、このように思うところです。

次に、スクールバスの導入、そして増車について伺ひたいと思ひます。先日、支援学校に通う保護者の皆さんのお集まりに出席させていただきました。お子さんと一緒のお母さん方でしたが、障がいを持って生まれてきた子供さんたちを、慈しみ、愛情を注いで大切に育てたいとの思いや頑張りが、ひしひしと伝わってまいりました。

お互いに励まし合いながら、明るく子供たちと向き合う姿に、胸打たれました。本当にこうした皆さん方の御苦勞にしっかりと応えていかなければならない、子供たちを守っていかなければならない、そのように思ったところでした。さまざまな御苦勞や要求を聞かせていただきました。

毎日学校へ送り迎えをする保護者にとっての負担は、本当に大きいものです。また、仕事を持つ働く保護者にとっては、より一層その困難は尽きません。特に、スクールバスのない日向ひまわり支援学校、児湯るびなす支援学校の要

望は強く、みなみのかぜ支援学校は、在籍数200名でバス1台という状況です。お母さんは、「3年生から乗れるはずだったのに、だめだった」と、がっかりしておられました。また、「高等部にスクールバスをと、10年前から要望しているけれども、なかなか実現しない」と、課題を切実に訴えられておりました。

そしてまた、どこでも送迎車両の特に朝の混雑は、その解消が求められているというふうに思います。スクールバスの導入、また増車は、必要不可欠な課題ではないでしょうか。どのように検討しておられるのか、早急な対応が求められていると思いますが、お答えいただきたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校のスクールバスの導入につきましては、これまで全県的な視野に立って、計画的に対応してきておりました。現在、県内13校中、8校で16台のスクールバスを運行しております。

未設置の支援学校におきましては、保護者のニーズや児童生徒の実態等を十分に調査した上で、引き続きスクールバスの導入のあり方について検討してまいりたいと考えております。

また、既に運行している特別支援学校のスクールバスの増便につきましては、児童生徒や保護者のニーズ、さらには福祉送迎サービス等の実態を十分に把握しながら、増便のあり方について研究してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 確かに、朝とまた帰りの条件は非常に違っていて、そこに課題もあろうかと思えます。しかし、スクールバスが欲しいというお母さんや保護者の皆さん方の切実な思いは、以前からずっと強まっている状況で、何とかその辺は工夫もしながら、そうした期待にぜひ応えていただきたい、そのように思うと

ころです。また、放課後デイのあり方も含めて、バスの運行なども工夫して、ぜひ子供たちを安心・安全な送り迎えができるような、そういう体制にしていっていただきたいと思うところです。

また、スクールバスの問題では、通学時間についての改善も求められているところです。日南くろしお支援学校には、串間市から約20名の児童生徒の皆さんが、毎日、何と80分から90分かけて通学している状況があります。このことを問題視した串間市議会は、特別委員会を設けて、日南くろしお支援学校に視察調査にも出向いて、問題の解決を図ろうとしておられます。そういうお話も伺いました。

障がいを持つ児童生徒が、通学に80分から90分、約1時間半も費やすなどは、早急に改善しなければならない課題だというふうに思います。このことは、学校づくり検討委員会の「協議のまとめ」の中での指摘事項ともなっております。その対策について伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 日南くろしお支援学校のスクールバスにつきましては、串間市から学校までの区間に、24名の児童生徒を10カ所のバス停で乗降させておりますことから、長時間乗車となって児童生徒に負担が生じていることは、十分に認識しているところであります。

スクールバスの運行につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、未設置の支援学校などがありますことから、全県的な視野に立って、計画的に対応しているところでありますが、日南くろしお支援学校のスクールバスの運行につきましては、今後、学校や保護者と協議を行いながら研究してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、子供たちの立場に

立った運用の仕方、改善のあり方が求められていると思うんです。そして、そういうことを懸念して、学校づくり検討委員会の「協議のまとめ」では、現状を憂えて、さまざまな解決策も提示がしてございました。串間市への支援学校の分校の設置、また、新たな支援学校の設置などが、検討課題としてまとめの中で挙げられております。私は、こういった早急な検討が必要だというふうに思うんですが、そういった点での検討は教育委員会ではなされていないのか、ぜひお答えいただきたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 新たな学校の設置ということになりますと、予算的に大変経費のかかる問題でもありますので、早々に新しい学校をつくるというわけにはなかなかいかない実情がございます。緊急的には、いろんな工夫をして、既存の学校の教室をふやすというようなことで、教室不足の解消であるとか、あるいはスクールバスについても、運行の仕方をいろいろ工夫していくということで、当面は対処していくということではないかなと思っております。

○前屋敷恵美議員 確かに、財源問題が大きなネックになっていることは十分承知しておりますが、しかし、それでいいのかなと改めて思うところです。ぜひ、そういう切実な検討課題を机上にのせて、しっかりと検討も図り、また現場の状況もしっかり見据えていただきたいと思うところです。

続いて、清武せいりゅう支援学校裏山の土砂崩れ対策について伺ってきたいと思います。ことし9月の台風16号で、学校裏山が崩れ、水とともに土砂が流れ出して、中学部の教室に流れ込みました。幸い、台風で休校だったために、生徒さんに被害は及びませんでした。現在、応急処置が施されているというふうに伺っ

ております。応急処置にとどめず、対策を打つことが必要と思いますが、今後の対策・方針を伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 清武せいりゅう支援学校におきまして、今お話のありましたように、本年9月の台風16号により、裏山から土砂が一部の教室に流入いたしました。現在、これ以上の流入を防止するため、仮設のパネルや土のうを設置するなどの応急処置を行ったところであります。今後、土砂の流入を防止するための具体的な工法等について検討を行いまして、適切に対処してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 学校の裏山はかなり放置されている状況が見てとれたわけですがけれども、いつ何どき、気象の変化でまたこういうことが起きるかわかりません。子供たちの避難対策も視野に入れなくてはなりませんから、取り除ける危険は早急に解消することが必要だというふうに思います。その裏山は県の所有する山ということをお伺いしておりますので、ぜひ、子供たちに被害が及ばないうちに、そういう防災対策を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続いて、ひまわり支援学校入り口の信号機の設置について伺ってまいります。ここは、かなり以前から要望が出されているところです。その安全対策についてです。南北に走る農免道路が学校から出てきた道と交わり、そこは坂道でカーブの交差点です。車がかなりのスピードで走るため、なかなか道路を横断できない、こういう状況になっております。5月、6月と立て続けに事故も起きており、また、高等部の6名の生徒さんが自転車通学をしているという状況もお聞きいたしました。何とか安全を保ちたい

との学校や保護者の皆さんの思いは、本当に切実です。

また、子供さんを送ってこられて、車でなかなか道路が渡れない。頭を出すと、びゅっと農免道路を走ってくる。そして、いきなりどなられるということもたびたびあったというお話も伺っているところです。ぜひ早急な対策をとっていただきたいと思いますが、県警本部長、お願いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） お尋ねのひまわり支援学校入り口交差点につきましては、警察本部においても、信号機の設置要望箇所として現場検討を行っている交差点の一つであります。この交差点は、信号機を設置した場合、西側の道路幅員が狭く、信号待ちをする車と他の車とのすれ違いができないため、道路改良が必要であることから、現状では信号機の設置が困難な場所と判断しております。このような交差点につきましては、道路管理者との協議を積極的に実施し、歩道の拡幅工事や路面の標示を行うなど、交通環境に応じた安全対策を推進しております。

なお、現在の信号機設置要望件数は、累積で400件を超えておまして、信号機の設置につきましては、必要性、緊急性などを総合的に検討し、計画的に進めているところであります。

○前屋敷恵美議員 現状では、条件が整わずに、信号機設置は難しいという御回答なんですけれども。また、いろいろ幅員も広げたりして安全対策は講じるというお話もございましたけれども、本当に信号機が設置できないのであれば、事故を未然に防ぐ手だてを早急に整えていく必要があるかと思えます。でき上がるまで待つということは、それまでに事故が起きれば、とんでもないことになるわけですから、ぜひ、

そういった意味では、早急な対策、真剣な対策が必要かと思えますけど、どのように考えておられるか。

信号機設置要望が400件あるということは、十分に存じ上げているところですけども、それと横並びにして済ませられるものかどうか、そこも含めて、当面かわりの対策は、どうすれば事故を未然に防げるのか、そういったところもお聞かせいただきたいと思えます。

○警察本部長（野口 泰君） この場所の安全対策についてでございますけれども、道路管理者におきまして、歩道の拡幅工事を行ったり、あるいは広域農道の路面に「通学路スピード落とせ」の路面標示を行っております。また、警察のほうでは、速度規制とか、あるいは横断歩道の設置を行っております、必要な道路標識及び提示を行っているところであります。

そのほかの安全対策につきましては、道路管理者と協議して、道路管理者で行っていただくこととなりますけれども、いずれにしましても、横断歩道においては歩行者を優先するという交通マナーをドライバーに徹底するということも、引き続き努めていきたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 重大事故が起きてからでは遅いので、子供たちに寄り添った安全な生活ができるような環境を整えるためにも、ぜひ前向きに急いで対策を打っていただきたい、このことを強く申し上げておきたいと思えます。

特別支援学校における教育条件の整備について、るる伺ってまいりました。通常学校ではとても考えられない状況の中で、障がいを持つ子供たちが学び、生活している現状が明らかになっています。障がいを持つからこそ、より支援をして、人としての尊厳を尊重することが重

要であって、それが障害者差別解消法そのものであり、宮崎県の策定した「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」の施策の徹底ではないかと思っているところです。

この県の条例では、第7条の(6)で、教育を行う場合において、不利益な扱いをしてはならないとして、障がいのある人の年齢、能力及び特性に応じた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を行うこととつたてられています。この立場からしても、早急にさまざまな課題の解消に努めることが求められているというふうに思います。知事はどのように認識され、今後、どう取り組むのか伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 特別支援学校に関するさまざまな課題につきましては、私も毎年、特別支援学校PTA連絡協議会の保護者の皆様と直接お会いして、現場の実態を踏まえた切実な声、また要望をお伺いし、把握に努め、さらに機会を捉えて、私自身も現場を訪問・視察しているところでございます。財政状況が厳しい中で、少しでも改善が図られるよう、さまざまな工夫や努力を積み重ねているところであります。特別な支援を要する子供たちへの教育は、大変重要なものと考えておりますので、今後とも、これらの課題解決に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 知事が直接、学校を訪問したり、また、保護者の皆さんとさまざまな意見交換をされて、要望をつぶさに受け取っておられることは、大変重要なことだというふうに思うところです。財政が非常にどの部分でもネックになっているというところは否めないんですけども、「人間の尊厳のための支援に「財政

の壁」という理由は使えない」という言葉を御存じかと思えます。

今、本当に人間としての尊厳が守られなければならない、そういう社会そのものをつくっていくことが大事であって、より支援を必要とする障がいを抱える子供たちにとっては、なおさらのことだと私は思っているところです。ぜひ、子供たちの尊厳を守るために、県としても力を尽くしてほしいということを申し上げて、この質問は終わります。よろしく願いいたします。

次に、国民健康保険税の医療費一部負担金の減額・免除制度について伺いたいと思います。

厚労省は、さまざまな要因で収入減が生じた生活困窮者に対して、必要な医療が受けられるようにするために、都道府県宛てに「一部負担金の徴収猶予及び減免並びにその取扱いについての一部改正について」という通知を出して、制度の運用を促しているところです。

この制度は、減免額の2分の1を国が特別調整交付金で補填するもので、入院治療だけでなく、高額の外來治療を受ける場合にも、保険者(地方自治体)が必要と認めたときは、一部減免を行うことができますとしています。また、保険料の滞納の有無にかかわらず、一部負担金の減免を行うことも推奨しています。

この医療費の窓口一部負担金の減免制度については、平成26年度時点で、県内では9市7町で制度がつくられております。この厚労省通達を徹底して、残る10町村での制度策定に向けて、県の指導援助が求められているというふうに思います。ぜひ進めていただきたい。県としてどのような対応をしているのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 国民健康保険

制度においては、市町村は、災害や失業等により生活が著しく困難になった被保険者について、申請に基づき必要と認めるときは、一部負担金を減免することができるかとされております。お話にありましたが、市町村においては、国の通知等に基づいた対応に努めているところではありますが、一部でまだ規定を整備されていない町村もございます。

県としましては、平成30年度からの国民健康保険制度改革において市町村が担う事務の標準化を図るため、ことし9月に、市町村に対して一部負担金の減免基準要綱(案)を示したところであります。今後、どの市町村でも被保険者の状況に応じて適切な対応が図られるよう、市町村との協議を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、市町村への援助・支援・指導を強めていただきたいと思います。ぜひ、全ての市町村での制度策定に向けて御尽力いただきたいと思います。

この一部負担金の減免制度は、一部負担金の徴収猶予も盛り込まれた制度です。今、手持ちのお金がなくても受診できる制度なんです。しかし、残念ながら、制度をつくっている自治体でも、制度の存在そのものを知らない人がほとんどで、十分活用されていないのが現状でもあります。制度を知らせることがいかに大切かということなんですけれども、経済的理由で病院にかかることができず、手おくれで命を落とした事例は、これまで幾つもあります。

こういう悲惨な状況をつくらないためにも、こうした事故を未然に防ぐためにも、生活困窮者の命と健康にかかわる制度として、必要な人が利用できるように、制度の周知広報が必要になっていきます。市町村へどのように指導・助言

を行うのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 県内どの市町村でも医療を必要としている方に、適切に医療の機会を確保することが基本でありますので、市町村に対しては、相談窓口を整備するとともに、お話にありました一部負担金減免制度を含めた各種制度に関して、適切な広報が行われるよう、県といたしましては、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ周知徹底をお願いしたいと思います。繰り返しになりますけれども、この厚労省の通達は、国民健康保険法44条に規定する、一部負担金減免制度の活用を徹底するように出された通達ですから、ぜひ、制度の策定と活用の徹底を図っていただきたい。今、進めていくという御答弁でしたけど、ぜひ徹底して強めていただきたい。このことが、本当に県民の命と暮らしをしっかりと守ることにもつながると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、地域医療構想について伺いたいと思います。

宮崎県の地域医療構想が策定されました。この地域医療構想は、医療介護総合確保推進法によって医療法が改定され、都道府県主導で、2025年の医療の需要を予測して、病床の削減・再編計画を推進するもので、医療費の抑制・削減が目的となっています。その結果、入院している患者を病院から在宅や介護施設へ移すもので、政府は、全国で少なくとも約15万床の削減推計を打ち出しています。

県の医療構想では、病床数を、2014年度の報告値1万5,163床を、2025年には1万1,033床に、実に4,130床(27.2%)も削減するものとなっています。県民の中では、これほどの削減

数に衝撃が走っています。パブリックコメントを見てみると、「いつでも、どこでも、そして誰でも必要な医療が受けられる」という医療の基本理念が損なわれてしまうのではないかと、中山間地域の実態が反映されているのか、縮小や廃止で削減分が公立病院にしわ寄せが来て、公立病院の役割が損なわれることになるのではないかなどなど、病床削減への危惧が数多く寄せられています。

この必要病床数の集約・算定はどのように行われたのでしょうか。実際の入院患者で推計して、レセプトデータに基づいて、機械的に計算した参考値にすぎないのではないのでしょうか。必要病床数が、地域の医療需要の実態を、必要な方々が医療を受けられないという潜在的な医療需要の存在も含め、どれほど反映したものなのか。それを無視した病床削減であってはならないと考えますが、県はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 地域医療構想における必要病床数につきましては、2025年に必要となる病床数を、国の定める一定の条件に基づいて、病床機能ごとに算定した推計値であります。病床の削減自体を目的としたものではありません。

今後、構想区域ごとに開催いたします地域医療構想調整会議において、必要病床数を参考に、地域の実情に応じた病床の機能分化及び連携のあり方について検討を行うこととしておりまして、その中で、病床数を含め、患者に応じた医療を効果的かつ効率的に提供する体制の構築を図っていくこととしております。

○前屋敷恵美議員 病床の削減そのものを目的としたものではないと言われますけれども、数字がこのように明らかにされますと、4,000

床、現在よりは少なくなっているわけですね。その分、本当に必要なときに入院したり治療を受けることができるのだろうか、そのような不安が出てくるのは、私は当然のことだと思います。そして、地域医療の問題でも、開業医の皆さん方のさまざまな懸念などは、経営の問題も含めて非常に多いかと思えます。

そして今、診療報酬、介護報酬は、どんどんと改悪され、削減されるという中で、病院の経営自体もどうなるのだろうか。これだけまた病床が減らされ、機能分化するという意味で、それぞれ役割分担を担うというようなことにもなるかと思うんですけれども、その辺のところはしっかりと合意のもとに進めていかなければ、本当に地域での県民の医療が守られるかどうかというところも、非常に不安な条件になっていると思うところです。

今お話がありました地域医療構想調整会議において、関係者の自主的な取り組みを基本とするというふうにあります。この関係者に、もちろん民間の病院なども入って、ここでの調整の中で、地域の医療の役割などを担うということになるんだろうと思うんですけれども、この関係者の中に、県民の意見を代弁する県民の代表が入っているのかどうか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 地域医療構想調整会議でございますけれども、メンバーについては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等、医療関係者を初めとして、医療保険者あるいは市町村には、まず参加いただくことと考えているところでございます。

○前屋敷恵美議員 この問題はパブリックコメントにも出されていたんですけれども、県民の代表が入るべきじゃないかという意見でござい

ました。県民といえば、医療を必要とする側からの意見をきちっと把握してほしい、今後の地域医療構想にのせてほしいということで、パブリックコメントを出されたんだと思うんですけども、私も、医療を必要とする住民の立場からの声を反映させることは、極めて重要だと思います。

住民代表が調整会議に参加することは欠かせないと思うんですが、これからの課題でもありまして、構成メンバーをこれで固定してしまうということはないと思うんですけども、そのところは検討課題として、医療を必要とする声が反映されるべきだというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 先ほど回答いたしましたでしたが、調整会議は、まずはそういうメンバーで進めていきたいと現状考えております。今後、幅広く意見を伺うというようなことになりましたら、会議の参加者を含めた調整会議の運営等については、調整会議の中で検討していきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ前向きに検討していただいて、県民の皆さん方が安心して医療を受けられる、そういう体制の強化にも役立てられるような意見が集約・反映されるように進めていただきたい、このように要望したいと思いません。

地域医療構想ですが、政府が推進する医療構想は、結局のところ、前段でも述べましたけれども、医療や介護・福祉の見直し、いわゆる削減になっています。しかし、県の立場から言えば、よって立つべきは、県民の医療をどう守るか、適切な医療体制をどうつくるかにあると思います。今の医療や介護、そして今後の医療や介護をどういうふうにしていくかは、県民目線

でしっかりと考えて、国に対して言うべきことは言う、必要なことはしっかりと言うという立場に、県としても立っていただきたいと思うんですけども、県民の命や健康の問題、医療の問題、知事の御見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 地域医療構想は、団塊の世代が全て75歳以上となります2025年を見据え、医療機関の地域での役割を明確にし、連携を促すことによりまして、高度急性期から急性期、回復期、慢性期まで、患者が病状に見合った病床で、より適切な医療サービスを受けられる体制をつくろうとするものであります。

構想はこの10月に策定されたところであり、今後は、各地域において、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に向けて、医療関係者等が自主的に協議を行うこととされておりまして、県としましても、大変重要な議論となっておりまして、その議論が円滑に行われるよう必要な支援に努め、各地域において必要とされる医療が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今から地域医療構想を出されて、それがまた具体化されていくわけなんですけれども、医療介護総合確保推進法で本当に必要な医療や介護がどうなるのかと、前段でも言いましたけど、国民・県民は非常に不安な状況にさらされております。介護の問題でも、要支援・要介護の給付がどんどんと削られていく、安心して地域で暮らしていけない、今こういう状態が不安材料にもなっているんですけども、高齢化社会の到来はどうに見据えられていた課題です。また、介護保険の問題にしても、公的な介護保険制度も、国民の協力のもとに培っていきこうということで始まったというような経過があるございます。

そういった意味では、本当に国民・県民にし寄せがなく、安心して地域で医療を受けながら健康で長生きできる、そういう体制をつくっていくことが極めて重要でありますし、県としての役割、責任でもあろうかと思っております。将来にわたって、必要な医療や介護が十分に提供されて、県民の安心できる暮らしが構築されるように、ぜひ努力もしていただきたい。このことも申し上げまして、今回も非常に早口で進めて時間が残ってしまいましたが、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○宮原義久副議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 日向市選出の西村賢です。本日最後になりましたが、もう少し聞いていただければと思います。よろしくをお願いします。

先月、林業活性化議員連盟で韓国を訪問いたしました。その内容につきましては、昨日の黒木正一議員、また井上議員等からも説明があったところではありますが、その滞在中に、我々のホテルの前で、ちょうど朴槿恵大統領の退陣を求めるデモが行われておりまして、私たちも、目の前でやっていたものですから、ちょっと見学というか、中をのぞきに行ったところでありました。物すごいエネルギーを感じたところでありました。

また、アメリカでは、予想を大きく覆し、次期大統領にドナルド・トランプ氏が選ばれました。日本を含め、世界が大きく変わろうとしているような気がいたします。

特に関心のある時事問題について、知事に質問を行いたいと思います。特にアメリカのドナルド・トランプ氏は、これまでの選挙戦で過激な発言を行い、TPPの離脱、違法移民の強制

退去、また駐留米軍に対しての日本や諸外国の負担増などを求めて、国内向けの対策を最優先する旨の発言を繰り返してこられました。この発言どおりに、来年以降、アメリカの政策が決まっていくなれば、日本、そして宮崎県にも大きな影響があると思います。

日本国内での次期大統領選挙の報道におきましては、「まさかあの方が当選するとは」というような報道がなされておりました。どちらかというと、不利な状況であるような報道であったと思います。その中で、河野知事は、米国留学経験もあり、この大統領選挙報道をどう感じたのか、また、トランプ氏就任による日本、本県への影響をどう考えるのか、所感を伺いたいと思います。

以下、質問者席より質問を続けます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

今回のアメリカ大統領選挙につきましては、日米両国における大方の予想とは異なる結果となったというふうにされておるところであります。アメリカ国内における大統領選に関する報道については、私もよく承知しておりませんが、報道というものが社会全体に大きな影響力を持っておりますので、今回の件に限らず、真実を正確に報道することはもちろん、今回SNSの力ということも注目されているところでもあります。受け手の側においても、現状をしっかりと把握するという事は、大変重要であると感じたところでもあります。

トランプ氏の次期大統領就任による影響につきましては、現時点では不透明ではありますが、貿易や安全保障など、事柄によっては大きな影響を及ぼす可能性もあると思われま

カ一国にとどまらず、同盟関係における日本、また世界における影響というのは、極めて大きなものがございますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 ありがとうございます。これはあくまで所感でありますので、来年以降の大統領の動きというのはまた注目していかなければならない問題だと思います。

もう一つ、知事に質問したいと思います。午前中にも井上議員よりありましたが、働き方改革について、今、政府が有識者もしくは労働団体等との協議を始めたところであり、その流れについて、マスコミを通して、いろんな議論がされている様子は伝わってきております。

この働き方改革、全体を見ますと、非常に今の時代にマッチしたものでもありますし、長時間労働であったり、また同一労働同一賃金であったり、この時代にどうしても必要な対策であるとは思いますが、この改革は非常に重要なものであると思います。

特に、少子化対策、女性の社会進出、ワーク・ライフ・バランス、また外国人や高齢者を労働力として使っていく、そういうものも含めて、将来の労働力確保の観点からも必要なことであると思いますが、働き方を変えていくということは、社会通念、今までの労使関係や労働体系を変えていく難しさもあると思います。業種によっては、不利益をこうむったり、また仕事内容とのバランスがとれなかったりするものもあると思います。

また、本県には、大手の下請のような中小零細企業もたくさんあります。また、場合によっては、農林水産業や建設業等、天候にどうしても左右される業種も多くあります。そのことを

踏まえると、東京というか、中心で決められた画一的な改革は、宮崎県の産業にも大きな影響を与えるのではないかと懸念しておりますが、知事は本県の中小零細企業への影響をどのように考えているのか伺います。

○知事(河野俊嗣君) 国で議論されております働き方改革は、一億総活躍社会実現に向けました取り組みとして、人々の多様な働き方を可能とし、格差の固定化を回避するなど、働く人の立場・視点で取り組んでいくこととされております。非常に重要なテーマが並んでいると受けとめておりまして、人口減少社会に突入し、将来の労働力人口が減少していく中で、この改革により、障がい者や高齢者、女性など、誰もがその能力を存分に発揮できる社会となることは、大いに期待するところであります。

一方で、賃金引き上げや長時間労働の是正など、さまざまな解決すべき課題について議論されていく中で、御指摘のように、特に中小零細企業にとっては、少なからず影響が出てくることも考えられるところであります。私どもとしましても、議論の動向を注視するとともに、国において、しっかりとした議論、そして、それを踏まえた対策に取り組んでいただくことが重要であると考えております。

○西村 賢議員 この改革も、すぐすぐに成功していくというものではないと思いますが、先ほど申し上げたような、本県に影響がある部分に対しては、知事もしっかりと注視して、意見を言うべきところではしっかりと意見を述べ、国に対して訴えていただきたいと思います。

次に、ひきこもりの高年齢化・長期化について質問いたします。

仕事や学校に行かず6カ月以上ひきこもりとされた人が、15歳から39歳で推計54万人いる

と、内閣府が公表いたしました。あくまで推計であり、さらには、40歳以上の長期化や高年齢化しているひきこもりの実態には不透明なところも多いのが現状です。

ひきこもりの高齢化は社会問題となってきており、家族内トラブルによる傷害事件や長期化による精神疾患、経済的に自立できなくなることなどが報告されています。ひきこもりの要因には、家庭環境や学校、会社での人間関係、病気などによるさまざまなケースがあると考えられますが、外部からの手助けで改善できるところもあり、対処を早目に行うことで社会復帰も可能であるとの指摘もあります。本県は、このひきこもりの実態に対して、どのように把握し、どのように対応しているのかを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県のひきこもりをされている方の人数でございますけれども、数については把握できておりませんが、今年度公表された国の調査によると、15歳から39歳の中で、全国で約54万人の方がひきこもり状態にあると推計されておりますので、これを本県に換算すると、約4,200人程度になろうかと想定しております。

県では、精神保健福祉センターを中心に、相談や研修会を実施しておりまして、平成27年度は、相談が1,318件、訪問が28件となっております。また、家族向け研修や支援者研修を16回開催しているところでございます。今後とも、関係機関と連携しながら、ひきこもりの方への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今の39歳までで4,200人という推計も、相当な数であるように思いますが、秋田県の藤里町では、町内のひきこもりを社会福祉協議会が実際に実態調査したという書籍があ

りまして、読んでみました。社会福祉協議会が1年半ほどかけて、人口4,000人弱の町にどれだけのひきこもりがいるか調査したところ、約100名の方がいらっしゃったそうです。割合にすると、この町では18歳から55歳を対象にして調べたようですが、対象人口のうち8.7%にも及んだそうです。

本県にそれがそもそも当てはまるとは思いませんが、これを単純に当てはめると、宮崎県の18歳から55歳の人口を約43万人程度としますと、約3.7万人ぐらいいると。余りにもこれは大きな数字であるから、そのまま当てはまるとは限りませんが、実際に実態調査をしてみると、これだけいたというものが書籍化されておりました。

この町では、この実態を踏まえて、訪問支援に乗り出し、まちおこしなどに引きこもった人たちを駆り出して社会復帰させていくことで、まちづくり、町の活性化にもつながっていったという経緯が紹介されておりました。

この町でも、20人だろう、30人だろうと思っていたが、実際100人近くいたということで、まさかこんなにいたとはと驚きがあったそうですが、実態がつかめれば、このような対策を打つことも可能だと思います。県が全部の市町村を直接調査することは難しいかもしれませんが、しっかりと市町村と連携を密にして、この問題をまず表面化していただくようお願いしたいと思います。

次に、引きこもっている対象者が学生である場合、学校に通う学生の長期欠席者など、数字で実態がわかるものがあると思います。小中学校の平成26年度の長期欠席者（30日以上欠席者）のうち、不登校を理由とする児童生徒は全国で12万3,000人と報告され、うち小学校では2

万6,000人、前年度より2,000人増加、中学校では9万7,000人、前年度より2,000人増加となっているようです。文科省も不登校対策を打ち出しておりますが、なかなか効果が上がっているとは思えません。本県の不登校児童の推移とその対策について、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 本県の不登校児童生徒数は、公立の小・中・高等学校合わせまして、平成25年度が1,403人、平成26年度が1,277人、平成27年度が1,271人であります。また、これを児童生徒1,000人当たりの数で見ますと、全国平均よりも低い水準で推移しているところがあります。

不登校対策につきましては、まず不登校にさせないという観点から、学校では、早い段階での教育相談や家庭訪問を実施したり、いじめ不登校対策委員会を開いて、情報を共有したりするなど、組織的な対応を図っているところがあります。

また、近年、専門家の協力が必要なケースもふえておりますことから、県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣して対応を図っております。その結果、学校現場からは、「関係機関との連携や相談の継続が図られたため、不登校の状況が改善した」という事例も報告されているところがあります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。不登校問題に関しては、昨年の6月議会でも、教育長に対して、私も非常に強い思いを言わせていただきました。長期欠席者であるにもかかわらず進級させていく、進級しても学業ができないわけだから、そのまま学校に来なくなる、そして学校に来ないまま卒業させていくということは、ただ追い出してしまって、社会に出してい

くことはいかなものか、出席日数の規定などが形骸化していないかということをお聞きさせていただきました。

そのときも、学校ごとの校長先生の判断によるものが大きいという答弁がありましたけれども、今の結果を見ますと、1,300人程度の方がまだ不登校で苦しんでいる状況もありますし、また、この方たちを追い出してしまっては意味がないことだと思いますので、しっかりと対策をまた望んでいきたいと思っております。

不登校のきっかけともなり得るいじめの問題であります。いじめの問題も、なかなか解消することは難しいものがありますが、先日の新聞報道でも、「いじめ最多全国22万件」とありました。国公立小中高、特別支援学校の2015年度把握されたいじめは22万4,540件。このいじめの件数がふえていることは、教育現場で常に先生たちが目を光らせ、関係者が協力してくれることで、隠れていたものが明るみに出ていることもあるかなと思います。本県の場合は、2,500件減の6,007件との報告でありました。この件数の状況に対して、教育長の所感を伺います。

○教育長（四本 孝君） 平成27年度の本県はいじめの認知件数でございますが、今お話にありましたとおり、公立学校においては6,007件であります。児童生徒1,000人当たりの認知件数は51.5件となっております。全国平均の16.4件よりも高い割合となっております。このことは、各学校が積極的な認知に向けて取り組んでいることのあらわれであると考えております。

一方で、平成27年度の認知件数が前年度より2,500件ほど減少しているわけですが、現在、学校においては、いじめの未然防止に向けまして、人権教育を充実させるとともに、児童生徒が主体となって、いじめ根絶集会を開い

たり、いじめ防止に向けたスローガンを作成したりするなどの取り組みを行ってございまして、こうしたことが認知件数の減少につながっているのではないかと考えております。

しかしながら、いじめは見えにくいものでありまして、どの学校でも「いじめはある」という意識を常に持ち続けて、小さなサインも見逃さないと、そういうために、今後とも、各学校を指導してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 いじめの問題は非常に根深いものもありますし、今の答弁のように、県当局もしっかりと対応していただいております。いじめといいましても、人間関係の延長ですから、人間誰しも持つねたみの感情、また人より上に立つ優越感の感情に加えまして、今SNSなどの普及によって、常に周りにいい顔をしなければいけない、もしくは何かあると一斉にその個人をたたくというような風潮があり、非常に心の許容範囲というものが狭まっているように私も感じます。ネットいじめ等は、これまでも多くの方が議会で質問しておりますので、本日は割愛いたしますが、いじめる行為自体が非常に格好悪いと思わせる風潮づくりというものが極めて大事だと思っております。

いじめから不登校になり、また不登校からひきこもりになっていく、そして、ひきこもりが長期化していくことで、社会に対して、なかなか自分が表に出て行けないということでこもってしまう、そのまま親がどんどん年をとって行って、自分一人では何もできなくなっていくということが今現実となりつつあります。ぜひ、ひきこもり対策におきましては、先ほど申し上げたように、県一丸となって、市町村と連携して、実態の把握、そして対策に乗り出していただきたいと思います。

次に移ります。宮崎県東京ビルについて伺います。

宮崎県東京ビルは、現在、フロンティアオフィスを始め、学生寮、県職員住宅として利用されております。以前は、宿泊施設や宴会場などもあり、多目的に利用されておりました。現在は築44年を経過し、老朽化も目立ち始めております。学生寮の入居率も下がり、100名定員のところ、現在では73名。以前は2年生までであった規約も変更され、空き室の割合がふえ、3年生以上も残れるようになって、それでも73名とのことでした。

今、東京では、オリンピックに向けて再開発の流れが加速しており、土地の有効利用等が見直されております。その中で、豊島区役所新庁舎は、全国初の本庁舎・分譲マンションの上下合築を行い、区有地の権利変換と旧庁舎の跡地利用により、借金ゼロで建てかえを実現いたしました。この案件に注目し、私も豊島区に調査に伺ったところであります。

新庁舎は、小学校・児童館跡地と周辺市街地再開発事業を行って、そこに移転をしました。大まかに3階から9階に区役所の新庁舎があり、10階から49階まで432戸の分譲マンションとなっている、相当大きな建物であります。新庁舎には、企業からのプロポーザル方式を活用して、設計には、新国立競技場の設計で注目を集めた隈研吾氏。新庁舎建設には、先ほどの小学校跡地等の土地の権利変換分85億円の無償取得分以外に136億円を要しましたが、旧庁舎跡地の定期借地権で191億円を調達し、逆に55億円の基金ができたとのことでした。

簡単に言いますと、あいていた区の土地に新庁舎を移して、その周辺住宅の方はマンション部分に移ってもらって、その土地の分と、も

とあったところの土地を貸すお金で、ゼロで建てかえたというものであります。それは貯金ができるほどであったということですから、非常に大きな話ですが、これも土地が高い東京だからできる話だと思います。

しかし、宮崎県東京ビルも市ヶ谷周辺にあり、非常に立地のいいところであります。また、最近、しばらくぶりに行ってみたんですが、周りがどんどん高層ビル化しております。県ビルは非常に低いほうのビルになっておりました。このような手法が使えれば、老朽化している宮崎県東京ビルの建てかえも、多額の予算をかけることなくできるのではないかと、検討に値するのではないかと思います。

現在の東京ビルは、建蔽率も最大限活用しておらず、現行法どおりでも、今の倍以上の建物を建てるのが可能であります。余剰部分を貸したり売って収益を上げることもでき、また、現在、男子だけの学生寮に女子寮も新設すれば、首都圏に大学進学する学生の支援にもなると思います。この東京ビルの改築について、県の見解を伺います。総務部長。

○総務部長（桑山秀彦君） 宮崎県東京ビルにつきましては、御質問にもありましたように、昭和47年に建設され、現在、職員宿舎や学生寮、さらには、県内企業に貸し付けを行いますフロンティアオフィスなどとして利用されております。平成12年度の耐震補強を初め、順次、必要な改修工事などを実施してきました結果、耐震性能を有し、かつ耐用年数も残っておりますことから、当面は、現在の利用形態を継続することが十分可能な状況でございます。

しかしながら、東京ビルにつきましては、立地条件もよく、また高い資産価値を有しておりますので、首都圏における本県の拠点として有

効に活用していくことは、大変重要であるというふうに認識しております。御提案の建てかえにつきましては、社会情勢や経済状況も踏まえながら、今後、東京ビルに求められる機能などを幅広く検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。部長の答弁だと、このまましばらくは粛々と使っていくという話であります。何もしなければ年々古くなっていく、もう44年を経過しているわけですから、どんどん古くなって、老朽化対策を継続的に行っていかなければなりません。だから、早く新しくすることで新しい資産価値を生んでいく、そして新しい利用価値もふやしていく。そのことが、修繕維持費を重ねていくよりも、1年でも早く建てかえたほうが、よっぽど利用価値が上がると思います。これも私は税金のワイズスペンディングだと思いますが、知事に所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 東京ビルにつきましては、先日も訪れたところではありますが、私もたびたび訪問し、その状況を把握しておるところでございます。私は総務省時代に、宮崎県に赴任するということが全く決まっていなかったときに、たまたま御縁がありまして訪れたことがあるわけではありますが、この都心の一等地に宮崎県がこういう資産を持っておられるのかと驚いた記憶があります。

本県にとりまして、首都圏における重要な拠点でありますとともに、その立地条件、非常に利用価値の高い資産であるというふうに考えております。このため、社会情勢、また経済情勢の変化も踏まえながら、今後求められる機能やそのあり方などにつきまして、総合的な観点からしっかりと検討してまいりたいと考えており

ます。

○西村 賢議員 もちろん今の景気が長く続くしてくれることを祈るんですけども、知事、もう44年を過ぎています。これが古くなればなるほど、また維持費もかかっていくと思いますし、学生のことであったり、また職員寮のことであったり、すぐすぐに対応できないこともあると思いますので、早目に検討に入りたいと思います。要望にかえさせていただきます。

次に、台風災害について質問を幾つかいたします。

台風16号による被害は、私の地元日向市にも大きな爪跡を残しました。今なお復旧作業の最中ではありますが、地域によっては、住民はまだ不便な生活を強いられているところもあります。

今回の台風災害では、24時間で578ミリを超える相当な雨量から、床下床上浸水被害が各地で起こりました。これまで何度も浸水している地域もありますが、その場所では、以前の反省を踏まえて、仮設ポンプによる対策も早くから行われましたが、それでも被害は減ることはありませんでした。「やらないよりはましであった」ということを地元の方も話しておりましたが、その対策だけでは不十分だったということは伝わってまいりました。

もっと排水能力の高いポンプの設置を望む声もあり、常設ポンプ場の建設が望ましいところではありますが、今回のように被害箇所も多ければ、設置の場所や費用の問題も出てきます。すぐすぐに行政も対応できないと思います。そこで、国交省が所有する排水ポンプ車というものが、浸水箇所に移動して排水を行うことができます。60トン級ポンプ車であれば、25メー

トルプールを5分で空にする能力があるということですが、九州全体で60台、本県には13台あるとのこと。この国交省が持つ排水ポンプ車を県が追加で所有し、土木事務所等に配置することができないのかを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(東 憲之介君) 本川の水位が上昇しまして、支川や水路が排水できずにあふれる、いわゆる内水による家屋の浸水対策につきましては、河川や水路を管理する国・県・市町村が、それぞれの役割のもと対応しているところであります。県においては、これまでも、内水被害があった箇所において、被害状況や施設整備に要する費用などを総合的に判断し、県管理の蛇谷川や六田川など6カ所において、常設の排水ポンプ場の整備に取り組んできたところであります。

また、国と災害時の応援に関する協定を締結しており、大規模災害時には、国が所有する排水ポンプ車などの応援が受けられるようになっております。このような状況を踏まえまして、県において、現段階で排水ポンプ車を配置する予定はありませんが、今後とも、国や市町村と連携を図りながら、降雨の状況や内水被害の発生状況に応じて、効果的な内水対策について検討してまいりたいと存じます。

○西村 賢議員 この対策も、今ぐらいの雨があんまり降らない時期になってくると、だんだん忘れ去られていって、また来年の夏の台風シーズンになると、もう一度、あのときにああすればよかった、あのときにこうすればよかったという議論がいつも巻き起こります。ぜひ、継続的に対策がしっかりと進むように県も検討いただいて、また県民に対しての周知をしていただきたいと思います。

今回の台風で、日向市内で大きな農業被害が

出たのが、奥野川、また坪谷川等の沿線でありました。その中でも奥野川は、昨年の大雨で決壊していた堤防が、さらに今回、修繕前に被害を受ける結果となり、線形の悪い河川沿いでは、台風・大雨時にはたびたび被害に遭っています。そのたびに農業被害や住宅への浸水、今回の台風では、車ごと人が流されそうになったところであり、地元の方がたまたま見つけて救出するというようなこともあったそうです。

台風被害のたびに、建設業を初め皆さんが被災箇所を原形復旧していただいておりますが、今回の被害を受けて、原形復旧のみならず、抜本的な改良復旧工事を望む声が大きくなっております。奥野川の改良復旧工事に対して、県の見解を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 災害復旧事業は、原形復旧が原則であります。災害復旧制度の中には、一連区間において多くの災害が発生した場合に、再度災害を防止するため、被災していない区間を含めて、河川の拡幅や堤防のかさ上げなどが実施できる改良復旧事業の制度がございます。その採択基準は、改良により追加される費用が、原形復旧に要する費用を上回らないことが条件となっております。

奥野川の今回の災害は、国道327号の朝日橋から上流の約5,000メートル区間において被災箇所が点在しており、その合計は15カ所の約660メートルとなっておりますが、被災していない区間が8割以上と長く、改良の費用が原形復旧の費用を大きく上回ることから、改良復旧事業での取り組みは困難と判断しているところでございます。

なお、今回被災した箇所につきましては、11月に国の査定で原形復旧として申請し、採択されたところであり、今後、早期復旧に努めてま

いりたいと存じます。

○西村 賢議員 今の部長の答弁、当然よくわかるころではあるんですけども、この地区は、台風・大雨のたびに決壊したり、農家がやられたり、非常に大変な思いをして、それがまた堤防だけもとに戻って、またやられていくということ、本当にこの数年、私の知る限り、繰り返しているように感じます。

予算確保や事業計画については、当然周囲の理解も必要でありますし、ここだけよくなれば、線形が少しよくなれば、もう少し被害も減るんじゃないかなという思いがある部分もありますし、それは出先の土木事務所の方々ともよく話をさせていただいております。今後、検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に移ります。今回の台風災害時の避難について質問いたします。各地区の避難場所や避難経路に対しての問題も浮き彫りになったところが多々ありました。今後、再度検討されていくと思いますが、その中で、被災された住民の方から、「防災無線が聞こえなかった」とか「避難指示が出るのが遅い」、また「逃げようと思ったときには、目の前が水でいっぱい、もう遅かった」という話をたくさん聞きました。

地域をよく知るはずの住民の方も、想像以上に雨が降っていたことに対応できなかったのかもしれないし、一つは、それを逃げなかった言いわけにされているのかもしれない。県民の避難意識の向上にもっと努めなければと思ったところでありました。

今回は、死傷するまでの事態にならなかったことは非常に幸いでもあります。救助に向かわれる消防の方々、本当に命がけで、その場その場やっただけでございます。できれば、

なるべく早い避難を徹底させる必要がありますが、後の新聞報道によりますと、今回の台風16号では、自治体の避難勧告・指示の対象者は40万人に上ったが、実際の避難は、自主避難を含めピーク時で2,173名であったとのこと。風水害時の避難については、住民自身の体力や住居の状況など、一律に考えることは難しいと思いますが、住民意識を高めるため、県としてどのような取り組みを行っているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 大雨や台風の際に、被害を最小限にするためには、安全な場所に迅速に避難するということが大変重要でございます。このため県では、梅雨入り前の5月の第4日曜日を「県防災の日」に設定し、毎年、この日にあわせて防災フェアなどを開催し、避難場所の確認などの日ごろの備え、避難の重要性について、啓発に取り組んでいるところでございます。

また、地域や民間団体等に対する防災出前講座などにおいて、気象情報や市町村から出される避難勧告などの情報を常に確認し、風雨が強まったり、また暗くなったりする前に、早目に避難するようという呼びかけを行っているところであります。今後とも、市町村とも連携しながら、さまざまな機会を通じて、避難の重要性とその実践について、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 逃げていただくということは、非常に難しいことだと思います。先日、福島沖地震の際、NHKを見ておりましたら、NHKのアナウンサーが、「地震です。逃げてください」と、番組中というか報道の間、ずっと叫んでいて、非常に強い口調で真剣に言われていたのが印象的でありました。それについて

も、その後にいろんな批判等もあったかもしれませんが、実際に避難していただくには、あのぐらい強い口調で訴えなければならぬものかなとも感じました。そのことも踏まえて、今後の防災無線のあり方もしっかりと考えていかなければならないなどと思った次第です。

次に移ります。日向市の医師不足について伺います。

日向・東臼杵地域にとって懸案事項でありました東郷病院の医師不足の問題は、県当局の御尽力もあり、小児科医も兼ねた内科医の先生が勤務いただくことになりまして、10月より内科診療が月3日から週5日になり、非常に助かりました。

引き続き、3人体制の確保に市は取り組んでおりますが、その一方で、日向市では、医師の高齢化や死去などで、市内4病院が相次いで閉院となりました。かかりつけ医としても、地域にとっても大事な病院であったので、市民も困惑しているところであり、非常に残念に思っているところであります。

医師の高齢化は、これまでも指摘してきましたが、いよいよそのときが来たという感じですね。これは日向市に限ったことではありませんが、後継者がいない開業医の方々も多く、息子や娘さんが医師となっても親の病院に帰ってこない、専門が違うとか、そういうケースもあります。

苦肉の策として、日向市は、著しく医師不足状態となっている小児科、産科に対しては、企業誘致のような補助金策を導入して新規の開業を支援しておりますが、対象外の医師や病院からは、不平等だという声も聞かれます。また、ほかの地域がこれを始めて誘致合戦を繰り広げていけば、意味がなくなってしまいます。医師

の高齢化は仕方ありませんし、長く地域医療を支えていただいたドクターには敬意と感謝を申し上げます。医師の地域偏在と高齢化に対しての県の認識と取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 2年に一度行われます国の医師等の調査によりますと、平成26年12月末現在、県内の医師の総数はふえているものの、その過半数が宮崎東諸県医療圏に集中しているのが現状であります。また、人口10万人当たりの医師数で見ますと、宮崎東諸県医療圏以外の全ての医療圏で、全国平均を下回る状況となっております。県内における医師の地域偏在が顕著な状況であるというふうに認識しております。

年代別の医師数で見ますと、減少を続けてきた20代の医師数については下げどまり、増加に転じるなどの明るい兆しも出てきておりますが、30代、40代の医師の減少は続いておりました。依然厳しい状況にあるものと認識しております。このため、まず、医師の総数確保、特に若手医師の確保が重要でありますことから、宮崎大学医学部への地域枠等の設置や医師修学資金の貸与を行うとともに、県内の臨床研修病院合同で県外での病院説明会に参加するなど、取り組んでいるところであります。

さらに、関係市町村と構成する医師確保対策推進協議会において、先ほど日向市の例も御紹介いただきましたが、地域の実情に応じた支援など、さまざまな取り組みを行っているところであります。今後とも、大学、県医師会、市町村など関係機関と緊密な連携を図りながら、医師確保については全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 県のほうも、医師の高齢化に

は非常に注意を払っていただいておりますが、県内の地域偏在においては、まだまだ取り組む余地があると思っておりますので、今後もぜひ取り組みをよろしくお願ひしたいと思っております。先ほどの補助制度などは、本来なら市が設けていくものではなく、うまく県内一円にバランスよく医師が配置されるのが非常に望ましいことだと思っておりますので、その点につきましても努力していただきたいと要望申し上げます。

最後に、空き家対策と移住政策について質問いたします。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年全面施行され、地域における災害や生活環境悪化の原因となる放置空き家等に対応できるようになりました。これまで空き家等に対しては、議会で何度となく質問されたところでありますが、全国の空き家は20年で1.8倍の820万戸に増加し、賃貸・売却を除く住宅が318万戸と言われております。本県における空き家の現状、また、特措法施行後における市町村の取り組み状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） まず、県内の空き家の現状でございますが、国の「住宅・土地統計調査」によりますと、平成25年10月時点で、別荘などの二次的住宅や賃貸住宅などの空き家を除きまして、約4万3,000戸と推計されております。住宅総数に占める割合は、全国平均の5.3%に対しまして、本県は8.2%と高くなっており、今後も少子高齢化や世帯数の減少もあることから、増加するものと思われま

す。次に、市町村の取り組み状況でございますが、空き家対策を進めていく上で必要となる、所有者の特定や建物の状況などを把握する実態調査

に、現在、14団体が取り組んでいるところがあります。また、防災や衛生面などから、地域の生活環境に悪影響を与える特定空き家への対応として、法に基づき、1団体において数件の除却を求める勧告が行われております。県といたしましては、これまで、実態調査マニュアルを作成するなど、市町村への支援を行ってきたところではありますが、引き続き、空き家対策が円滑に進むよう、支援してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 空き家対策、特に景観上悪かったり防災上悪いものに対しては、早く市町村が指定していただくことを望みますし、また、空き家をうまく活用していく、それも重要だと思います。

空き家の有効利用について質問させていただきますが、先日、特別委員会の県外調査で大阪ふるさと暮らし情報センターを訪問し、意見交換を行いました。「大阪・関西地域は、九州から金の卵として出てきた人が多く、宮崎ゆかりの方も多い。Iターン、Uターンを狙うなら、首都圏よりも関西のほうがいいですよ」とのアドバイスもありました。なるほどなと思いましたが、実際、全国の各自治体が移住促進に動き、毎週末のように大都市圏で移住セミナーをしている状況もわかり、少し過度な競争になっているような感もいたしました。

その結果はどうか分かりませんが、都市部の方々を地方に呼び込むことで、過疎地域であれば、地域の新たな活力、そしてまた、地域の魅力の新たな発見も生まれてくることも事実であります。移住者をうまく地方に呼び込むために、空き家バンク制度は大きく活用できると思いますが、放置されて老朽化して使えなくなる前に、持ち主に空き家バンクに登録していた

だくこと、また、移住者にとっては、空き家がたくさんあることで選択肢が広がることは非常にメリットがあると思います。本県の空き家の登録の推進策とともに、空き家バンク制度の活用状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(永山英也君) 空き家バンク制度につきましては、平成19年度に5つの市・町で開始されて以降、県内23市町村に取り組みが広がっております。9月末現在における全市町村の合計で、登録物件数が135件、これまでの成約件数が累計で147件となるなど、一定の成果は上がっていると考えております。

また、市町村におきましては、空き家バンク登録物件数をふやすために、各種広報活動に取り組んでいますほか、県宅地建物取引業協会と連携した物件確保や、空き家の情報提供に関する促進策の導入など、さまざまな取り組みが広がっております。

移住を実現するためには、住まいの情報が重要でございます。県におきましては、市町村とも連携し、空き家の改修費用等への補助を行いますとともに、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターや移住情報ポータルサイト等によりまして、空き家バンクの情報を移住希望者へ発信しております。今後も、空き家を活用した移住施策を推進してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、特に中山間地も、空き家がたくさん並んでいくと非常に寂しい思いもしますし、それがだんだん都市部にも見られてくるようになりました。景観に悪い一方、寂しさも覚えますので、空き家が有効に利活用できるように、また当局と市町村との連携をよろしくお願いしたいと思います。

前質問者も早口でありましたが、私も早口でやりましたので、以上で私の質問を終わります。

平成28年12月 1 日(木)

す。ありがとうございました。(拍手)

○宮原義久副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時30分散会

12月2日（金）

平成 28 年 12 月 2 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩 切 達 哉	(同)
7 番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	濱 砂 守	(ひむかの会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
26 番	右 松 隆 央	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。きのう、議会中に井上議員に何度か呼ばれた気がした宮崎のひなた、日高陽一です。

2016年もあと残り1カ月となりました。ことは4年に一度のオリンピック・パラリンピックの年ということで、スポーツの印象が強い1年になったと思います。私の中では、オリンピックよりも、25年ぶり、広島カープのリーグ優勝がとても印象に残っております。我が県の日南市も大変盛り上がったということで、外山先生、高橋先生、本当にお疲れさまでした。来年2月5日に日南市で広島カープのファンが集まってパレードが行われるということで、本当に楽しみにしてきたいと思います。これもやっぱり、広島の手選手の努力のおかげだと思います。黒田選手、そしてまた新井選手が頑張っていたら良かったですけれども、私の中では、沢村賞をとったジョンソン選手がすごかったのではないかなと思っております。

この沢村賞ですけれども、御存じの方はいらっしゃるかもしれませんが、今から約80年前に——今、大谷選手が165キロを投げてすごいすごいと言われておりますけれども——160キロを投げていたんじゃないかと言われる伝説のピッチャーであります。日本シリーズは3連投して3勝、優勝したという、今では考えられな

い伝説のピッチャーであります。きょうは、そんな沢村栄治選手の命日でもあります。私は、議員として、いつか沢村賞がとれるような議員になるべく頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

きのう、西村議員からもありましたけれども、先に行われましたアメリカ大統領選挙でトランプ氏が次期大統領に選ばれました。オバマ政権が推進したTPPですが、我が県の基幹産業である農業関係者にとっては、長い時間、この先の見えないTPPのためにさまざまな勉強や対策などに時間を費やしてきました。しかし、トランプ氏は、就任初日にTPPの離脱を通告すると明言しました。日本とともに交渉を先導してきたアメリカの次期大統領が正式に離脱を表明し、私たちの生活は一段と不透明となりました。

そんな世界情勢の中、宮崎県独自の外交ルートをつくり、発信するべきではないでしょうか。本県は、「みやざきグローバル戦略」に基づき、東アジア市場に軸足を置きながら、世界市場にも視野を広げた取り組みを推進し、海外との交流拡大を図っています。特に香港は、日本の文化に対する関心の高まりや健康志向を背景に日本食品の市場が拡大しており、「みやざきグローバル戦略」においても、県産品輸出の重点国・地域の一つと位置づけられています。

県会議員の有志でブルネイ国を調査したことがきっかけとなり、先日、ブルネイ・ダルサラーム国のヤスミンエネルギー・産業大臣と会談する機会を得ました。ハラールビジネスの可能性や食文化の輸出等について意見交換を行い、宮崎とブルネイの交流推進に手応えを感じたところであります。

また、先日、海外経済戦略対策特別委員会で

香港を訪問し、現地のスーパーでの販売状況や、香港領事館、香港貿易発展局での意見交換等、香港の状況を調査してまいりましたが、世界中から商品が集まる競争の激しいところではあるものの、商品の特徴がしっかりと認知されれば、輸出が促進され、経済交流の拡大が期待できると確信したところであります。知事は、先月、香港を訪問されましたが、どのような感想を持たれたか、お伺いをいたします。

以下、質問者席で質問いたします。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

香港を訪問した感想についてであります。今回の訪問では、航空会社、旅行会社などへ、定期路線の維持・充実や観光誘客についての要望を行いますとともに、総領事館や香港経済界を代表する方と、宮崎と香港との今後の交流などにつきまして、意見交換を行ってまいりました。

香港では、北京に直結する高速鉄道でありますとか、マカオとの間をつなぐ大きな橋を建設中でありまして、中国本土との結びつきを強めながら、さらに発展していく町全体の活気のようなものを感じ取ったところであります。また、中国の国民が年間約4,700万人香港を訪れるということ、さらには香港の最新トレンドというものに大変注目が集まり、それをまねるという傾向があるなど、貿易や観光の面で、いわばアジアのショーケースとなっている、トレンドセッターとなっているということを改めて実感したところであります。

日本からの食の最大の輸出先であること、それから、香港から日本を訪れる観光客はことしは200万人を突破するのではないかという、右肩

上がりの状況であります。本県が交流を進めるターゲットとして大変重要な地域であると、改めて認識したところであります。このため、今後とも、私が先頭に立って、関係者との人脈づくりや本県の魅力発信などに積極的に取り組み、香港とのより一層の交流拡大に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

[降壇]

○日高陽一議員 香港に対する輸出拡大など、引き続き力強い取り組みをお願いしたいと思います。我々もしっかりと応援してまいりたいと思います。

さて、近年、県産農畜水産物の輸出は、香港や北米を中心に大きな伸びを示しております。新たな販路拡大として大いに期待しているところであります。特に香港においては、国内の産地間競争が激化している中、平成27年度の輸出実績は、前年度に比べ140%の8億1,400万円となり、県香港事務所等による日々の営業活動や、産地・企業等の商談支援などの取り組みが実を結んでいることを実感いたしました。

ただ、今回、海外調査で香港の量販店を視察した際に、日本産のものは多くあるのですが、宮崎県産のものは、カンショや鶏卵、そしてソフトドリンクぐらいしか見ることができませんでした。農産物については、季節的な増減が発生するのはやむを得ないと思いますが、個人的には、持続的な輸出拡大を図っていくためには、海外の量販店や商社との連携により、宮崎の農畜水産物が周年安定供給できるような産地づくり、取引づくりの視点を持って取り組みを進めることが不可欠だと思います。その取り組みが、今後、香港のみならず、EUや北米などにおける新たな販路開拓につながるのではないかと感じているところです。そこで、農政水産

部長に、農畜水産物の輸出拡大に向けどのような取り組みを進めているのか、また今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農畜水産物の輸出につきましては、過去最高を記録いたしました昨年度の実績約25億円を、平成32年度にはその約1.8倍になる44億円とする目標を掲げ、議員からお話がありましたが、現在、「みやざきグローバル戦略」に基づき、東アジアに軸足を置きつつ、EUや北米への輸出拡大に向けた取り組みを進めているところであります。

具体的に申し上げますと、九州各県が連携した香港等でのフェアの開催や、EUへの米やお茶などのテスト輸出、さらには北米での牛肉プロモーションによる新しい取引づくり、それから、キャビアの輸出に向けた加工施設等の整備などに取り組んでいるところであります。

県といたしましては、引き続き、県内産地や企業と一体となって、海外量販店や商社との取引拡大を加速化させるとともに、牛肉等の輸出拠点施設の整備など、輸出拡大に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 私がつくっているピーマンを初め、本県の安心・安全な農畜産物は世界に誇れるものと思っております。宮崎産のPRをどうぞよろしくお願いいたします。

ことし、焼酎の出荷量が2年連続日本一を達成いたしました。焼酎も、本県が世界に誇れる加工品であると考えております。焼酎蔵元の若手の方々は、EUや北米に向けた輸出を目指して頑張っていると聞いております。そこで、商工観光労働部長に、焼酎の輸出拡大に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 焼酎は、本県を代表する地場産品であり、有望な輸出品

目の一つであると考えております。このため現在、県では、国際見本市への出展やバイヤーを招聘しての商談会の開催、さらには販路開拓活動に要する経費の助成など、輸出に意欲的な焼酎メーカーの支援に取り組んでおります。また、競争の厳しい世界のアルコール市場の中で、焼酎の認知度向上や市場拡大を図るためには、現地の食文化に合わせた飲み方の提案や、新たな商品開発などが重要であると考えております。

このため、県といたしましては、ジェットロとの連携により、アメリカのメディア等との意見交換会を開催し、アドバイスを受けるとともに、海外でのプロモーションの機会を設けるなど、業界の取り組みに対しまして支援を行っているところであります。今後とも、関係機関等と十分に連携し、焼酎メーカー等のニーズを踏まえながら、焼酎の輸出拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 今後とも、輸出に取り組みやすい環境づくり、マーケットインの商品づくり、そしてまた販路の開拓・拡大、流通ネットワークの充実・強化など、県内の生産品の輸出を促進するための取り組みを継続していただくようお願いいたします。

続いて、国際定期路線についてお伺いをしたいと思います。

現在、宮崎県は、ソウル、台北、香港と結ばれています。本県への観光客の誘致や経済交流を拡大していく上で、これらの路線は大変重要になってまいります。しかし、宮崎空港を発着する3つの国際定期路線について、熊本地震の影響で4月から8月までの利用者数がいずれも落ち込み、3路線合計で前年に比べ15.5%減少いたしました。4月の熊本地震発生の影響によ

り、利用者が減少した国際定期路線の維持を図るため、9月議会以降、知事はどういった取り組みをしてこられたのか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 熊本地震の影響によりまして、国際定期路線は厳しい運航状況が続いたわけでありまして、これに強い危機感を持ち、その維持・充実を図るため、星原県議会議長とともに、10月にチャイナエアライン本社、11月にアジアナ航空本社、また香港航空本社などを訪問して、要望等を行ったところであります。特に、減便となった台北線につきましては、便の回復を強く要請したところであります。

各航空会社に対しましては、これまで実施してきました本県への誘客対策や、本県からの渡航拡大などの利用促進事業に加え、9月議会において議決いただきました、新たな利用促進の取り組みなどについて、私みずから説明をして、その取り組みというものを評価いただいたところであります。また、観光を初め、経済や文化、スポーツなど、さまざまな分野での交流を深めていくためには、これらの路線が非常に重要であると、我々としても認識し、今後とも努力していきたいということを説明し、お互いにいろんな形で連携を深めていこうということで意見交換をしたところであります。今後とも、本県と就航先であります韓国、台湾、香港とのさらなる交流促進を図りますとともに、各航空会社等との信頼関係をより深め、路線の維持・充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 先ほど知事もおっしゃったように、10月末から台北線が週3便から週2便に減便されました。せっかくできた台湾とのかけ

橋です。宮崎の企業もこれをきっかけに台湾とビジネスをスタートさせ、頑張っている方もいらっしゃいます。減便となった台北線の便の回復に向けてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長(永山英也君) 台北線につきましては、私も知事とともにチャイナエアライン本社を訪問しまして、便の回復に向けた要望を行う中で、本県と台湾との双方向での交流を一層促進し、搭乗率を向上させる必要性を改めて強く認識したところでございます。

このことから、本県からの渡航を促進するため、従来から実施しておりますビジネス渡航や海外教育研修への支援事業に加え、9月議会にて議決いただきました補正予算によりまして、グループ旅行への支援やパスポート取得への支援、及び広報・PR等の事業を行っているところであります。また、台湾からの誘客を図りやすために、九州ふっこう割を活用した旅行商品の割引を初め、台湾でのプロモーション活動等に取り組んでおります。

これらによりまして、台北線の搭乗率につきましては、10月が63.5%、11月は79.0%となったところであります。しかしながら、依然として予断を許さない状況にございます。引き続き利用促進に努めますとともに、できるだけ早い機会に再度チャイナエアライン本社を訪問しまして、便の回復に向けました本県の強い意欲を伝えるとともに、今後も全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 一度航空会社が路線を廃止すると、もどに戻すのはゼロに近いと言われております。台湾との経済交流を推進していく上で、欠くことのできない重要な交通基盤ですので、これからも路線の維持・充実に力を入れていた

だきたいと思います。

続きまして、農地中間管理事業についてお伺いをいたします。

先日、兵庫県養父市に視察に行つてまいりました。養父市は国家戦略特別区域の指定を受けており、11社の企業が参入して、耕作放棄地の活用に取り組んでいました。宮崎にもさまざまな企業が参入しておりますが、本県における他産業からの参入状況と、参入に対する県の基本的な考え方について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県におきまず他産業からの農業参入につきましては、平成27年末で124法人となっており、近年では、地域の農業者やJAと連携した「JR九州ファーム」のピーマン栽培や、地元企業との共同事業体であります「ひむか野菜光房」の低コスト太陽光利用型の植物工場など、多様な業種からの参入が見受けられます。

こうした農業参入は、本県農業の生産拡大や活性化に寄与するとともに、農業者の所得向上にもつながりますことから、県では、農業参入フェア等での優良企業の掘り起こしや、農業者とのマッチング、さらには参入後の普及センター等による技術支援のフォローアップを実施しながら、参入支援に積極的に取り組んでいるところでもあります。また、参入の際には、地域との調和が特に大切であると考えておまして、企業と地域の農業者等が信頼関係を結ぶこと、それから、戦略的なパートナーシップを構築できますように支援してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 農業をされている方は、企業が参入してくることに對して、やはり大きな不安を持っていらっしゃると思います。しっかり

と現場の意見を聞き、地域と連携して対応しながら、農業者の所得向上につなげていただきたいと思います。お願いいたします。

養父市では、青森県と気候が似ているということから、耕作放棄地を活用したニンニクの産地を目指しています。昨日もお話にありましたが、宮崎ではパプリカの産地化に向けて、県総合農業試験場を中心に取り組んでいらっしゃるようですが、新たな宮崎の特産品になるよう、栽培ノウハウを確立させていただきたいと思つます。

次に、養父市では、農業生産法人や農家レストランの要件緩和を生かした6次産業化の推進が図られておりました。本県でも、フードビジネス振興構想のもと、6次産業化への取り組みが活発化していると聞いております。本県における6次産業化の取り組みについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県におきまず6次産業化の取り組みにつきましては、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数が90件と、全国4位、九州では第1位となっております。意欲ある農業者のさまざまなチャレンジが見受けられるところでもあります。

県では、これら計画の具体化を推進するために、販路拡大に必要な機器等の整備を支援しておりますほか、県農業振興公社を「6次産業化サポートセンター」と位置づけ、29名の多彩な分野の専門家をプランナーとして派遣したり、県内8カ所で相談会を実施しているところでもあります。また、「みやざき6次産業化チャレンジ塾」を開催し、5年間で239名の卒業生を送り出すなど、6次産業化を担う人材育成にも取り組んでおります。今後とも、これら6次産業化

に取り組む農業者をしっかりとフォローアップすることで、新しい産業創出による地域の活性化と雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ぜひともよろしく願いいたします。

大きな問題となっている耕作放棄地ですが、高齢化やお米の低価格などの影響で、米をつくらない人たちが今ふえてきております。そこで、大型機械を所有している米農家の方が、米をつくらなくなった人たちの田を借りて、今、お米をつくっています。現場の人たちからは、東北に比べると、宮崎では農地中間管理事業が進んでいないという声を多く聞きますが、宮崎県での農地中間管理事業のこれまでの取り組み状況について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農地中間管理事業の推進に当たりましては、農地中間管理機構の地域駐在員や市町村推進員等を配置するなど、現場における事業推進の体制を強化し、地域の話し合いの場において積極的に説明を行うなど、農家への事業の周知や理解促進に取り組んでいるところであります。また、申請手続の簡素化や貸借期間の原則10年から5年への見直しなど、現場からの要望を踏まえ、農家や市町村等が取り組みやすいよう、さまざまな改善にも取り組んできたところであります。

その結果、昨年度までの2年間で2,267ヘクタールの農地を借り受け、機構を介して担い手等に貸し付けたところであり、中には、高千穂町中川登地区のように、集落単位で機構に農地を預け、将来にわたり地域ぐるみで農地を守っていく取り組みも始まっているところであります。

○日高陽一議員 今、テレビで農地中間管理事業のCMを私もよく見ます。大分、理解促進されているんじゃないかと思えますけれども、やはり現場で説明をしていただくことが理解促進には一番だと思えますので、耕作放棄地が少しでも少なくなるよう、マッチングできるよう、ぜひ現場に足を運んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、全共3連覇についてお伺いをいたします。

平成24年に長崎県で開催された「第10回全国和牛能力共進会」において、我が県の宮崎牛は、口蹄疫により多くの牛を失ったという厳しい条件のもと、2連覇を達成しました。2連覇達成の瞬間の関係者の喜びの表情は、皆さんの記憶にも鮮明に残っていることと思います。

さて、いよいよ来年9月、「第11回全国和牛能力共進会」が宮城県で開催されます。初の3連覇に向け、関係者のやる気、周囲の期待、そしてプレッシャーは相当なものではないかと思えますが、全共3連覇に向けた現在の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 来年9月に宮城県で開催されます「第11回全国和牛能力共進会」まで残り9カ月余りとなる中、3連覇に向けた出品対策につきましては、県推進協議会を中心に、生産者、関係機関が一体となって万全の準備を進めているところであります。

具体的に申し上げますと、肉質を競います肉牛の部門におきましては、94頭の出品候補牛を現在、肥育農家において飼養し、関係機関による定期的な巡回指導等を通じて、最高の宮崎牛となるよう徹底した管理を行っているところであります。

また、雌牛等の優劣を競います種牛の部門におきましては、「全共3連覇を目指す「チーム宮崎」体制確立事業」を活用しながら、本県代表牛となり得る県内の優秀な雌子牛の確実な保留を進めているところであります。

加えまして、母牛等を対象にことし9月に開催いたしました「第11回全国和牛能力共進会宮崎県出品対策共進会」、いわゆるプレ全共でございますけれども、この結果を踏まえまして、いま一度、徹底した出品候補牛の選抜を進めているところであります。

○日高陽一議員 続きまして、全共3連覇に向けた今後の対策について、引き続き、農政水産部長、よろしくお願いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 今後の出品対策につきましては、徹底した選抜作業を経て、来年4月から5月に、県内7つの地域ごとに出品候補牛が選定され、その中からさらに7月に、本県代表牛を決定することとしております。「宮崎を制する者は全国を制する」という言葉がございますが、この言葉に代表されますように、地域間の競争はレベルの高いものになることが予想され、その厳しい競争の中で、代表牛決定検査を行い、全共で勝てる牛を選び出したいと考えております。

また、今回の全共の開催地は、東北の宮城県でございます。1,500キロを超える長距離の輸送対策など、環境の変化に対応した出品牛の体調管理も非常に重要な課題となります。県といたしましては、これらの対策に万全を期すべく、今後とも「チーム宮崎」一体となって、「日本一の努力と準備」を合い言葉に、3連覇達成のために全力で取り組んでまいります。

○日高陽一議員 今回の第11回大会は、各県、力を入れてきていると聞いております。特に宮

城県は開催県ということもあって、日本一獲得を目指していると聞いています。2連覇している宮崎県ですが、今までどおりでは日本一連覇は厳しい状況にあると思いますので、万全の体制で、これまで以上の準備力で臨んでいただきたいと思います。

宮城大会が終わった後の5年の間、さまざまな世界大会が日本で行われます。ラグビーワールドカップ、東京オリンピック、世界からお客様が訪れる中、宮崎牛をPRするに当たって、「日本一」のタイトルを持っているのと持っていないのでは、大きな違いがあると思います。是が非とも、「日本一」の称号を獲得していただきたいと思います。

ところで、畜産農家も、高齢化や後継者不足が悩みであり、担い手の確保が課題となっています。畜産をやりたいという若者がいても、畜舎の準備、設備費用が高くて諦める。例えば、牛50頭の牛舎の建設費用は約5,000万円かかるとも言われています。こういったことが後継者不足につながっているのではないかと思います。後継者がいないため、廃業せざるを得ない畜産農家もあります。そこで、肉用牛生産基盤強化の取り組みについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 肉用牛生産基盤の強化は、議員御指摘のとおり、大変重要で喫緊の課題であるということから、県といたしましては、平成26年に、各地域における増頭や生産性向上等の目標を定めた「人・牛プラン」を全国に先駆けて策定し、その達成に向け、施設整備や繁殖雌牛の導入等を推進してきたところであります。

具体的には、27年度以降に取り組んでおります「畜産クラスター事業」によりまして、今年

度の計画も含めて申し上げますと、新規就農や規模拡大等の担い手の施設整備が59件、それから、肉用牛の分業化への取り組みとして、JAの繁殖センター等、地域拠点施設の整備が3件と、生産基盤の強化に向けた積極的な動きが出てきているところであります。

このような取り組みを背景として、本県の繁殖雌牛頭数は、平成28年2月現在で7万8,800頭と、7年ぶりに増頭に転じたところであり、今後とも、市町村やJA等と連携しながら、繁殖雌牛8万頭の目標に向け、全力で取り組んでまいっている所存でございます。

○日高陽一議員 7年ぶりの増頭は非常にうれしく思っています。産地活性化のために産地基盤の強化は必要ですので、引き続き対策を行っていただきたいと思っております。

続いて松くい虫について、4回連続ですけれども、聞かせていただきたいと思っております。

県内における平成27年度松くい虫の被害量は、最終的に前年度の1.3倍となる約5,000立方メートルと言われております。7万7,000本、松くい虫の被害が出ております。特に被害の大きかった宮崎市では、前年度の1.8倍となる4万3,000本の被害が出ております。昨年度大きな被害となった海岸林の松枯れに対して、県では何か新たな取り組みを行っているのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長(大坪篤史君) 松くい虫の被害につきましては、昨年度、庁内にプロジェクトチームを設置しますとともに、関係機関から成る連絡会議の開催や、有識者を招いての現地検討会などを通じまして、関係者が一体となった防除対策を緊急的に実施したところでございます。

また、今年度からは、人家近くの背の高い松

等を対象にしまして、ピンポイントで散布できる無人ヘリによる防除ですとか、被害拡大の要因となり得る、民家や事業所等の被害木の伐倒駆除など、従来になかった対策もスタートさせました。

さらに、県内各地の沿岸部の松林で活動するボランティアへの支援ですとか、先日は、森林・林業活性化促進議員連盟との共催で「森林づくり県民ボランティアの集い」を開催しまして、抵抗性松の植栽を実施しますなど、県民との協働による取り組みというのも進めているところでございます。

○日高陽一議員 ボランティアの皆さんが、土日を返上して、松くい虫の被害に遭った木を伐倒するなど、対応していただいたと聞いております。感謝いたします。

今年度の松くい虫の被害はどのような状況なのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長(大坪篤史君) 今年度9月末のデータになりますが、松くい虫の被害量は、前年度同時期と比較しますと、県全体で約37%の1,160立方メートル、被害の大きかった宮崎市では約41%の922立方メートルになっているところであります。昨年度と比較しまして、大きく減少はしていますけれども、まだまだ被害が発生している状況にございます。したがって、プロジェクトチームや関係者から成る連絡会議と一体となった徹底した防除作業に、今後とも緩めることなく、しっかりと努めてまいらなければならないと考えているところであります。

○日高陽一議員 海岸防災林は、潮害や風害の災害防止の機能を有しておりますので、農地や居住地を災害から守る重要な役割を果たしております。これ以上大きな被害にならないよう

に、引き続き対応をよろしく願いいたします。

続きまして、グローバル人材の育成についてお伺いいたします。

グローバル化の進展の中、英語力の向上に取り組むことは、海外戦略を進めていく上でも極めて重要です。学校においても、グローバル人材育成のために、英語学習に力を入れていると思いますが、文部科学省が実施している「英語教育実施状況調査」によると、高校3年生で英検準2級以上及び同程度の能力を有する生徒の割合は約3割、高校の英語担当教員のうち、英検準1級以上等を取得している教員の割合は6割弱だそうです。国は、教育振興基本計画の目標値に基づいて、これらの数値を引き上げることとしており、本県もさらなる向上が必要だと思います。そこで、グローバル人材の育成を推進するため、英語教育の指導力を向上させる取り組みについて、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(四本 孝君) 英語教員の指導力を向上させる取り組みといたしましては、小中学校及び県立学校においては、文科省が開催する研修に教員を派遣いたしまして、その教員が講師となり、先進的な指導方法を伝達するという研修会を行っております。また、児童生徒の言語活動を充実させるための研究校を指定し、大学等の外部専門機関と連携した授業公開や研修を実施しております。

これらの研修では、ICT機器を活用したコミュニケーション能力育成の研究や、外国語指導助手(ALT)を活用した効果的な指導方法などについても研究を行っており、県内の多くの英語教員が参加をしております。今後とも、このような研修を行いまして、教員一人一人の

指導力の向上を継続的に図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 指導力向上は大きな課題だと思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

先ほど答弁の中で、「コミュニケーション能力育成の研究」とありました。高校入試や大学入試のために英語を学んでいるという生徒もいるかもしれませんが、幾ら単語や文法を暗記していても、英語でコミュニケーションをとれなければ、英語を学ぶ意味がないし、グローバル化にも対応できません。学校での英語学習において、英語によるコミュニケーション能力育成に対して大きな役割を果たすのは、外国語指導助手(ALT)です。県内にいるALTの数は86名で、このうち県立学校に36名配置されています。グローバル人材の育成のため、外国語指導助手(ALT)の幅広い活用が必要だと考えますが、その取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

○教育長(四本 孝君) 児童生徒が生きた英語に接する機会となりますALTの活用は、授業はもちろんのこと、それ以外の場面でも幅広く進めていくべきものであると考えております。これまでも、英語暗唱・弁論大会やクラブ活動の指導、学校単位で実施する英語活用キャンプ等において、ALTの活用を図ってまいりました。

また、今年度からは、「ホップ・ステップ・世界にジャンプ!~海外留学支援事業~」におきまして、生徒のグローバル意識の向上を図るため、ALTが、生徒たちと英語で議論をしたり、少人数セミナーの講師をしたりする「ワールドキャンプin hinata(ひなた)」を実施しております。これに参加した生徒からは、「英

語でのコミュニケーションに不安や抵抗が少なくなかった」とか、「留学がしてみたくなくなった」などの感想が出されているところでもあります。今後も、グローバル人材の育成のため、本県教育活動のさまざまな場面で、幅広くALTの活用を推進してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 英語に興味を持ってもらうための「ワールドキャンプin hinata（ひなた）」、これは素晴らしい活動だと思います。このような活動をもっともっとふやしていただきたいと思います。

ところで、海外旅行に行った人の話を聞くと、大抵の人は「もう少し英語を勉強しておけばよかった」と言うのですが、わざわざ外国に行かなくても、日本でこういった気持ちを味わうと、英語を学ぶモチベーションになるのではないのでしょうか。

私は、この気持ちを子供たちに体験させてあげたいと思います。例えば、家庭内グローバル化体験、ALTを家に招いて一緒に晩御飯を食べれば、わざわざ外国に行かなくても英語を体験できます。たった一晩の体験ですが、子供たちにとっては、もっと英語で話したい、英語でコミュニケーションをとれるようになりたいという大きなきっかけになるはずです。どんなきっかけでも構いませんので、より多くの子供たちが英語を学ぶ意義を感じ、グローバル化していく社会に対応できる人材になってほしいと思います。今後ともグローバル人材の育成をよろしく願いいたします。

続きまして、WBCキャンプ等の受け入れについてお伺いをいたします。

来年3月に開催される「第4回ワールド・ベースボール・クラシック(WBC)」に出場する、野球日本代表チームである「侍ジャパン」

の直前合宿が、2月23日から26日までの4日間、宮崎市のサンマリスタジアム宮崎を中心に実施されることが決まりました。

12球団とメジャーリーグからの選手で構成されるチームが、この宮崎でチャンピオンすることは、本当に素晴らしいことだと思います。第2回大会では6日間で24万人の人が訪れたこのキャンプですが、ことしも、二刀流・大谷翔平選手や、2年連続トリプルスリーの山田哲人選手、そして先発起用の可能性の高い宮崎県宮崎市住吉出身の武田翔太投手など、注目の選手が来県されるため、球場周辺の渋滞や宿泊先での混雑が予想されます。たくさんのファンが県外から訪れる4日間です。WBCに向けた野球日本代表「侍ジャパン」のキャンプの受け入れについて、しっかりとした対策をとってほしいと思っていますが、いかがでしょうか。商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) ただいま議員からお話がありましたとおり、WBCに向けた野球日本代表「侍ジャパン」のキャンプが、前々回、前回に引き続きまして、今回も来年の2月に本県で実施されるということが決まったところでもあります。これは、日ごろからスポーツ合宿の受け入れに御尽力いただいている関係者の皆様方の御尽力と、本県が有するすぐれたスポーツ環境が評価された結果であると、大変ありがたく、また、うれしく思っているところでもあります。

2月に行われるキャンプの受け入れに当たりましては、ただいまお話がありましたけれども、メジャーリーガーを初めとする人気選手が参加することも想定されますことから、年内には、関係者で構成する受け入れ実行委員会を立ち上げ、交通対策や宿泊対策など、スムーズな

受け入れが図られるよう、十分な準備をしてみたいと考えております。

○日高陽一議員 日本一のスポーツキャンプ地としての誇りにかけて、万全の準備と、そしてまたおもてなしの心で、「侍ジャパン」及び全国各地から訪れるファンをお迎えすることで、第4回大会で世界一奪還を目指す「侍ジャパン」の後押しをしていただきたいと思います。答弁にもありましたとおり、十分な準備をして、日本のひなた宮崎の魅力、スポーツキャンプの聖地宮崎をしっかりとPRしていただきたいと思います。

また、2019年秋には、ラグビーワールドカップが2週間、この日本で行われます。九州では、福岡県、熊本県、大分県で試合が開催されます。知事は、イングランドラグビー協会への事前合宿のトップセールスに行かれたと聞いております。成果はどうだったのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回のイングランドラグビー協会の訪問につきましては、ヘッドコーチを務めるエディー・ジョーンズ氏から、宮崎で事前キャンプを検討したいという打診がありまして、その後、調整を積み重ねていく中で、ラグビー協会のCEO、最高責任者でありますイアン・リッチー氏との会談が実現したものであります。

イングランド代表は、先日のワールドカップでは予選リーグ敗退と、残念ながらそういう状況ではありますが、エディー・ジョーンズ氏が就任してから、今、12連勝中、大変勢いがある中で、エディー・ジョーンズ氏の力量、また戦略についても高い評価がある。ラグビー協会としてもそれを受けとめてということでございます。

その会談の中では、本県のすぐれたスポーツ環境をアピールして、高い評価をいただいたところでありまして、本県の受け入れ環境を実際に確認したいということで、しかるべき早い時期に視察団を派遣していただくこととなったところであります。視察団の受け入れに当たりましては、関係者と連携を図り、万全の体制で臨みますとともに、本県でのキャンプの実現に向けて、最大限努力をしてみたいと考えております。

○日高陽一議員 12連勝、本当に素晴らしいと思います。元日本代表監督エディー・ジョーンズ監督が率いるイングランド代表の現在の世界ランキングは、ワールドカップの王者ニュージーランドに次ぐ2位まで上がってまいりました。このキャンプが決まれば、世界のメディアが宮崎を訪れます。宮崎のプロモーションビデオにも出演していただいているエディ監督とともに、宮崎を世界に発信する大きなチャンスです。ぜひキャンプの実現に向けて頑張ってくださいと思います。

ところで、スポーツランドみやざきには、たくさん海外からのチームも訪れます。選手にとって一番心配なのが、けがであります。ラグビーなど、特にけがの多いスポーツです。チームドクターがついているチームもありますが、大きなけがになると、処置をする設備も必要となってきます。海外代表チームが合宿に来た際、メディカル支援はどのように対応するつもりなのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 海外のチームに対するメディカル支援につきましては、今後、本県がキャンプ地としての優位性を図る上で大変重要な要素になってくるものと考えて

おります。県といたしましては、言葉や医療制度が異なる中におきましても、十分な支援ができるよう、事前視察の際などに、チームに帯同するドクターやメディカルスタッフと十分な打ち合わせを行いますとともに、宮崎大学医学部や民間の医療機関と連携を図りながら、万全の体制で受け入れができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 適切な対応ができることで、スポーツランドみやぎきとしての評価が上がってきますので、医療機関としっかり連携をとって臨んでいただきたいと思います。

次に、県では、ワールドアスリート発掘・育成プロジェクトを実施していますが、スポーツ少年団で頑張っているたくさんの子供たちが、けがや故障に悩んでいます。特に、可能性のある活躍している子供たちが、チームの勝利のために自分の体を酷使して、その結果、故障につながることも多く見られます。しかし、これは指導者に知識があれば、発症を防ぐことができます。小中学生のスポーツによるけがを防止するために、指導者が、けが防止に関する知識を身につける必要があると思いますが、県の取り組みについて、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（四本 孝君） 指導者が、スポーツによるけがを防止するための知識を身につけることは、小中学生の安全なスポーツ活動にとって極めて重要であると考えております。そのため、県教育委員会では、運動部活動の指導者を対象に、けがの予防について専門的な知識を有するアスレチックトレーナーを講師に招いた研修を行うなど、安全な部活動の実施に努めているところであります。また、スポーツ少年団を所管する県体育協会におきましても、指導者に

対して、医学的知識、トレーニング等に関する研修を実施しているところであります。今後とも、関係機関等と連携を図りながら、各種研修会を充実させ、子供たちのスポーツによるけがの防止に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 私が所属しております軟式野球連盟では、毎年1月に、約500人の肘や肩の故障で悩んでいる子供たちにスポーツ障害に対する検診及び健康診断を実施しています。少年野球における投手を含む各選手は、肘や肩を初め、故障者が多く見られ、将来性のある小中学生の大きな課題となっております。指導者が早目に気づくことができれば、重症になり長期離脱やそのスポーツを諦めることなどを避けることができます。早期発見が、未来ある宮崎の子供たちと宮崎のスポーツの発展につながります。今の小中学生たちは、2巡目国体の選手になる人材もいるでしょうから、けが防止に努め、競技力の向上を図っていただきたいと思います。

続いて、2巡目国体について伺います。

先日、第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会が岩手県で開催されました。そこで、ことしの岩手国体を視察された感想を、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） ことしの岩手国体は、本県の天皇杯順位が39位となり、昨年の和歌山国体より3つ順位を上げたところであります。県民に元気、勇気、感動を届けていただいた選手、監督、関係者の皆様に、まず感謝を申し上げます。

私も、岩手国体の総合開会式、それからサッカー競技の会場に足を運びましたが、震災の爪跡が残る地域もある中で、心温まる応援やおもてなしの心に触れ、地元の方々の復興支援等に

対する感謝の気持ちをひしひしと感ずることができました。また、岩手県内の各地において、競技役員を初め、ボランティア、関係者の皆様、国体の成功に向けて一丸となって大会を盛り上げておられる姿を見て、大変頼もしく思ひ、まさに大会のテーマでもある「東日本大震災復興の架け橋」となった国体であったと感じております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。

岩手国体では、競技役員やボランティアが多数活躍していたとのことですが、例えば全国高校野球大会では、甲子園のグラウンドで審判をするには10年かかると言われております。2巡目国体に向け、資格が必要な審判や競技役員の養成にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（四本 孝君） 審判や競技役員の養成は、国体の円滑な運営を図る上で必要不可欠であるとともに、各競技の普及・強化のために大変重要な課題であると考えております。特に資格が必要な審判等につきましては、資格取得に時間を要しますことから、計画的に養成する必要があると考えております。そのため、県教育委員会といたしましては、来年度に設置予定の県準備委員会において、大会を支える審判や競技役員の養成について検討していくこととしております。今後とも、競技団体や関係機関等と十分連携を図りながら、審判や競技役員の計画的な養成に、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 選手の皆さんは、この大会に向けて、長い時間を費やし、そして努力されてきます。その集大成を披露する場ですので、それぞれの競技種目で満足のいくパフォーマンスができるよう、審判や競技役員の養成をよろし

くお願いいたします。

国体を運営するに当たっては、県民一体となって盛り上げていく必要があると思います。過去の大会では、学生から現役を引退された方（シルバーボランティア）まで、幅広い年代の方に参加をいただいているようです。国体運営のためには、ボランティアが多数必要であると考えますが、どのように確保していくのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（四本 孝君） 昭和54年の宮崎国体におきましては、「日本のふるさと宮崎国体県民運動」を展開し、運営ボランティアや県外選手団等へのおもてなしなど、多くの県民の皆様が、大会を盛り上げてくださいました。また、昨今のスポーツイベントは、多くのボランティアに支えられており、その活躍と盛り上がり、イベント成功の重要な要素となっております。2巡目国体におきましても、競技運営はもとより、宮崎の魅力を全国へ発信するなど、幼児から高齢者まで、多くの県民の皆様がさまざまな立場で国体に携わっていただけるよう、関係機関と連携を図りながら、ボランティアの確保や養成に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 宮崎総力戦で、どこにも負けないすばらしい大会にさせていただきたいと思っております。

2巡目国体やスポーツキャンプなど、この宮崎では、これから多くのイベントが予定をされています。私たちは、宮崎に来たことがない人に向けて、観光誘致のためにさまざまな対策や広報をして努力していますが、実際に宮崎に来た人に宮崎のよさを実感してもらい、リピーターになってもらったり、地元に戻ったときに宮崎をアピールする営業マンになってほしいと

思っています。

2018年には、宮崎青年会議所が誘致した日本青年会議所全国大会が本県で開催される予定です。宮崎市を中心に4日間、約1万5,000人の若き経営人が集います。このときに、しっかりとしたおもてなしと感動を届ければ、MICEなどの誘致につながるのではないのでしょうか。ビジネス、観光、スポーツ、そして畜産王国の鶏肉、豚肉、牛肉の安心・安全で栄養豊富なおいしい食材、野菜など、どんな目的で来たとしても、宮崎を訪れた国内外の方が、もう一度訪れたいと思うような地域づくり、おもてなしをしてまいりましょう。

以上で、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自民党会派の二見康之です。日本のひなた、宮崎県議会のひなたの日高議員の後を務めるのは大変恐縮でありますけれども。昨今、寒くなってきた冬を感じる時期にひなたに行きますと、ぽかぽかと暖かい日差しを感じるということは大変気持ちのいいものであります。ですが、真夏にひなたに行くと大変暑い思いをしますし、熱中症等の心配もありますので、暑い時期に限っては、やはり楠並木の木陰のところで涼しく過ごすのもいいなと思うわけなんです……。以前、都城にある保育園で緑陰講座をしているところを拝見したことがあります。夏真っ盛りではなかったと思いますけれども、大きな園庭にある木の木陰で、椅子を並べて、園児たちがそこに座って先生の話聞きながら勉強する。講師は、前もお話ししたこともあるかもしれませんが、子供たちに論語を教えている安岡定子先生であります。安岡先生

は、御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、碩学の師と言われました陽明学の学者でもあります安岡正篤氏のお孫さんでありまして、現在、子供たちに論語をわかりやすく教えながら、そして、素読という日本古来の教育の仕方をもって、子供たちに人としてあるべき姿等を示しながら活動していらっしゃいます。

その論語の中に出てくる孔子であります。孔子がすごく信頼しているお弟子さんが曾子(そうし)でありまして、その曾子があらわした書物の一つに「大学」というものがございます。「大学」は、いわゆる大人の学問、大きい人と書いて、「おとな」と呼ばず「たいじん」と読みまして、人の上に立つ者、指導者となる者のために説いた書物であります。

その大学の冒頭にあるのが、「大学の道は明德を明らかにするに在り」と。明德というものは、いわゆる世の中の真理のことを指すことであって、それを明らかにする。現代風に言えば、例えばノーベル賞、発光ダイオードの発明やいろんな医療関係の発明、また、さかのぼれば、電気を発明し発明王と言われましたエジソン、また、飛行機をつくられたライト兄弟、そういった世の中のためになるいろいろなものを見つけること、研究すること、そういったものを一つ一つ明らかにすることが、大人の求めるべきものであるとおっしゃっています。

その明德の反対にあるものが玄德で、いわゆる陰徳。「陰徳を積む」とよく言われますけれども、陰徳は、世の中のためになるというより、むしろ子孫のためになるというような意味合いが強いのかなと思います。「三国志」、御存じだと思いますけれども、劉備玄德という登場人物がいますが、玄德は大変人に好かれる人望の厚い方でありました。それに比べて、知

略、才能にすぐれていた曹操は、どうしていい人材は玄徳のほうにみんなついていってしまうのか、非常に悩み苦しんだといえますか、考えさせられたというような内容でありますけれども。この玄徳という者は、義兄弟の契りを結んだ関羽、張飛、そういった者のために、夜な夜なわらじを編んでいたりとか、そういった見えないところでの徳を積んでいかれるような人物だったというふうに感じています。であるがゆえに、玄徳が亡くなった後も、そういった仲間、家臣たちは、その子孫のために一生懸命その人生をかけて尽くしてくれた。明德と陰徳というものはそのような違いがあるのかなと思います。

しかしながら、この宮崎においても、明德、陰徳、両方を兼ね備えた人材が育っていくことを心から切望しますし、どのように人材育成をしていくのか、教育長に伺いたいところではありますが、今回は通告しておりませんので、次回以降にしたいと思います。

今回は、明德の部分、いわゆる世の中のためになる技術、そういったもの等について質問してまいりたいと思います。

本県は、豊かな自然環境を生かした社会づくりを目指して、農林水産業を初め、観光やさまざまな分野、そして、山、海、空など、自然を中心に据えた施策をとってきました。そして、5年前の東日本大震災から、さまざまな環境の変化とともに、電力需給に対する国民の意識が高まりました。この数年間にも、本県内において、太陽光やバイオマスなど、自然エネルギーを活用した施設がふえてきております。本県は、平成16年に、地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進するため、「宮崎県新エネルギービジョン」を策定、平成25年3月には、計

画終了期間を1年前倒しして改定を行い、平成34年度までの10年間の計画を新たに策定しております。この改定後の「宮崎県新エネルギービジョン」において、その趣旨として、「本県が有するポテンシャルを最大限に活用した新エネルギーの導入をより一層促進することを目的とする」とされております。

世界の動向を見てみましても、先月、モロッコにて開催されました国連気候変動枠組み条約国会議、いわゆるC O P 22において、世界中の企業が最先端の環境技術を披露し、また、C O P 会場の近くの砂漠地帯では、モロッコ政府と共同で実証実験をしている住友電工が製造します、光をレンズで集めて発電する集光型太陽光発電の竣工式があったとのこと。この住友電工の集光型太陽光発電装置については、宮崎大学においても実証実験されているところであります。このような技術を確認し、本県の強みである自然エネルギーが真に生かされる社会を構築していくということは、本県の大きな目標であると思います。「宮崎県新エネルギービジョン」の着実な推進と、さらなる高みを目指して努力していくことは、これからの将来の利益にもつながるものであると思いますが、まずは、この計画を推進していくに当たり、知事のお考えを伺います。

以下の質問は質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

本県は、日照環境に恵まれ、降水量が多く、また、全国有数の農林水産県でありますことから、これらの豊富な資源を有効に活用するため、新エネルギービジョンにおきましては、太陽光、バイオマス、小水力の3つを重点的に取

り組むものとして位置づけております。太陽光につきましては、住宅用発電システムで全国トップクラスの普及率となっております。また、木質バイオマスにつきましては、県内で既に9つの施設が稼働しております。さらに小水力につきましては、先般、企業局の酒谷発電所が運転を開始するなど、計画が順調に進んでいるところであります。新エネルギーは、低炭素社会の実現や災害に強いシステムの構築、地域振興への貢献に資することが期待されますことから、今後とも、その導入を積極的に推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 それでは、この計画目標を達成するために、これまで県として取り組んできたこと、また、民間が進めてきたことを含め、太陽光やバイオマス、小水力などについて、本県における導入状況と今後の見通しについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 本県ではこれまで、太陽光パネル等の設置に対する支援や普及のためのセミナーの開催、木質バイオマスの燃料となる木材の安定供給を図るための体制づくりへの支援、さらには、小水力に関する市町村や土地改良区等への技術支援や研修会の開催などに取り組んでまいりました。その結果、昨年度末現在になりますが、太陽光発電が72万キロワット、バイオマス発電が9万キロワット、小水力発電が7,000キロワットなど、合計で平成34年度の目標値の98%に当たります82万キロワットが既に導入されているところであります。

今後の見通しにつきましては、昨年7月に国が策定しました「長期エネルギー需給見通し」におきまして、太陽光やバイオマスなどの再生

可能エネルギーの構成比率を大幅に引き上げるという方針が示されているところであります。当面、固定価格買い取り制度の見直しですとかバイオマス原材料の確保などの諸課題はございますけれども、引き続き、本県でも導入が進むものと考えているところであります。

○二見康之議員 太陽光発電が至るところでふえてきたというのは、いろんなところを車で走っているとわかるんですけれども、なかなか接続するのが難しいといった話もたくさん聞いてまいりました。この数年間に、計画目標の最終年度である34年度の98%まで導入が進んできたということは、大変すごいことだなと思うんですが、ここからどのように今後進めていくのかというのが大きな課題になってくるんだろうと。先ほど原材料の確保等の課題があるということでありましたので、そこについても考えていきたいなと思います。

さきの6月議会でも、私、質問させていただいたんですが、今、国が進めています水素社会の実現に向けてです。電気というものは本当に便利なものでありまして、明かりとか家電とか、今では車とか。電気が我々の社会生活に寄与しているわけなんですけれども、電気というものは、ためておくことが非常に困難である、とどめておくことが非常に難しいという課題があります。蓄電池というものもありますが、その原材料が非常に高価であること、また、時間とともに自然放電するなど、課題があります。そこで、今注目を浴びているのが、先ほど申し上げました水素でありまして、水素は、空気中においてはすぐに拡散してしまうものなんですけれども、圧力をかけてタンクやボンベにためることができる。ためることができるから輸送することもできる。ですから、この夏に総務政

策常任委員会で視察に伺いました徳島県においては、移動式水素ステーションというものも導入されており、週の日曜日というふうに決め、時間を決めて、そこでいわゆるFCV（燃料電池自動車）の燃料の水素を供給することができるという取り組みをしております。

また、水素というものは、電気への変換効率がいいということもあるそうです。また、燃焼するとき、酸化される時にはH₂Oになる、水にしかならない。CO₂を排出しないという、環境に対しても非常にすぐれたエネルギー源となり得るものであります。先ほど知事が御答弁されましたように、CO₂を排出しないというのは低炭素社会の実現にもつながるものでありますし、貯蔵しておくことが可能である。非常用電源として利用可能でありますから、災害に強いシステムの構築にもつながるものではないか。また、そこに対する新しい技術産業を刺激していく新たな投資というものが入ってきますので、地域振興への貢献にもつながるのではないかと考えますので、本県としても今後力を入れていくべき分野だと思っております。

そこで、まずは、今の国の動向について、国の水素エネルギーに関する取り組み状況がどのようになっているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 水素は、自然界に存在する多くのものから取り出すことができます。また、御質問にありましたように、保存や運搬も可能でありますことから、将来、我が国のエネルギーの柱の一つとなる可能性を持っていると考えております。このため、国は、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を作成し、その中で、2020年代前半を目途に、家庭用燃料電池や燃料電池自動車の低コスト化、水

素ステーションの整備などを進め、2030年ごろには、海外からの水素供給システムを確立し、水素を燃焼させて行う水素発電を本格導入することとしております。さらに、2040年ごろには、再生可能エネルギーとの組み合わせによるCO₂を排出しない水素供給システムを確立し、日常生活や産業活動のさまざまな場面で水素エネルギーを利活用する「水素社会」の実現を目指すこととしております。

○二見康之議員 今、全国的に使われている水素というものは、いわゆる副生水素（化石燃料等からつくられる派生的に出てくる水素）であって、これはCO₂フリーではないわけなんです。ただ、使っていなかったものを燃料として使うということは、効率性を上げるとか、環境負荷を低減させるという意味では非常にいいものかなと思っております。

ただ、先ほど申し上げたCOP会議での取り組み等を見ても、今後は、低炭素社会をどうしても実現していかなければならないだろうなど。その鍵になるのが再生可能エネルギーで、新エネルギーの太陽光、バイオマス、水力等の活用になるのかなと思うわけなんです。

九州管内では、ほかの都市圏に先立って、福岡県、佐賀県が2012年に北部九州燃料電池自動車普及促進構想というものを策定し、全国に先駆けて、燃料電池自動車及び水素ステーションの自律的拡大の実現を目指して取り組んでおられるそうです。水素ステーションの設置では、限られた水素ステーションで燃料電池自動車の利便性を最大限確保するため、乗用車、高級車、ハイブリッド車の販売台数が多い地域に、ユーザーの出発地点となる水素ステーションを設置するとともに、道路交通センサスのデータから、利用者が訪れることが多い地点に、目的

地としての水素ステーションを設置するというイメージ案を作成しています。

この中で、結構前の資料になるわけですが、2015年時点での配置イメージでは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県の主要都市のみであったわけなんですけれども、2020年時点での配置イメージでは、空白地域であった南九州において、鹿児島市、宮崎市、延岡市、そして、えびのパーキングエリアの上下線にも水素ステーションを設置するという普及促進構想が示されておりました。福岡県に問い合わせてみましたら、これは燃料電池自動車が発売される数年前に福岡県が作成したもので、本県にとっての最適な配置箇所という意味合いではないと。また、これにのっかって進めているわけでもありませんということでありました。しかしながら、燃料電池自動車が九州全域を走ることができるようになるためにも、また、北部九州から長距離トリップの目的地上位30市町村に挙げた地点であることを考えてみても、決して理にかなっていないものではないというふうに思います。

現在、本県においては、燃料電池自動車が走行できない状況でありますので、道路はつながっていても、水素ステーションがないがゆえにFCV（燃料電池自動車）が走ることができないという状況でございます。いずれ生産台数とかがふえてくれば、やはり本県としても対応していかなければならないでしょうし、今後、燃料電池自動車や水素ステーション、並びに家庭用燃料電池も含めて、水素社会の普及をしていかなければならない時期が来ると思います。本県における水素エネルギーの利活用について、今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（永山英也君） 水素エネルギーの利活用につきましては、現時点では、製造コストが高く採算ベースに乗っていないこと、石油やガスのように日常的に利活用するための社会インフラがまだ整っていないこと、さらに、燃料電池の低コスト化や耐久性向上に向けた技術開発が必要であることなど、本格的な普及拡大には、コスト面、技術面での課題も多いと考えております。このため、国のロードマップにおきまして、既に利用が始まっております家庭用燃料電池や燃料電池自動車の普及を図りながら、中長期的な視点から、本格的な供給システムの確立を進めることとされております。

こうした中、県としましても、具体的に動き出す必要があると考えております。まずは、家庭用燃料電池や燃料電池自動車の普及の必要性や、本県が目指す水素社会の姿をわかりやすく示すとともに、太陽光など本県の豊かな再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消の可能性について、検討を進めてまいりたいと考えております。そのために研究会を設置しておりますので、その活動を加速化させていきたいと考えております。

○二見康之議員 済みません、前後してしまいました。その検討会を設置していらっしゃるということで、6月にスタートされたと思いますけれども、現段階での水素エネルギー等利活用研究会における検討状況について、総合政策部長にお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（永山英也君） ことしの6月に水素エネルギー等利活用研究会を設置いたしました。この研究会は、市町村、県内の石油・ガス・電気などのエネルギー関係企業、商工団体、宮崎大学等にも参加をいただいております。将来の水素社会の到来に向けて、さまざまな意見

交換を行っております。あわせて、再生可能エネルギーや副生水素など、県内における水素の賦存量調査を行いますとともに、水素エネルギーに関する国内外の動向や宮崎大学の研究などを紹介するセミナーの開催、さらに、北九州市や大分県の水素ステーションや先進企業の取り組み事例の調査などを実施してきたところでございます。このような取り組みを踏まえまして、現在、再生可能エネルギーを水素に変換して蓄え、地域で活用するといった水素の利活用の方向性や、家庭用燃料電池や燃料電池自動車などの普及促進策について、研究会で検討を行っているところでございます。

○二見康之議員 関連して、企業局長にお伺いしたいと思います。これまで、本県の豊かな自然を生かした水力発電事業に取り組んでこられました企業局には、新エネルギー導入において、本県のエネルギー産業を引っ張っていただけないものか、期待を寄せたいところでございます。企業局が得意とする水力発電のメリットには、発電のもととなる水、これはためることができるというのが強みであると思います。繰り返しになりますけれども、電気は、便利なんです、貯蔵することが困難なエネルギーであります。電気への変換効率のよい水素を自然エネルギーで製造するシステムを構築することができれば、本県にとってさらに大きな財産になることは間違いのないと思いますが、企業局として、新たな時代に向けての水素エネルギーの利活用に取り組んでいけないものか、企業局長にお伺いします。

○企業局長（図師雄一君） 近年のエネルギーを取り巻く情勢を踏まえますと、資源の枯渇のおそれや環境への負荷が少ない新エネルギーの導入促進は、大変重要であると考えておりま

す。このようなことから、企業局ではこれまで、太陽光発電の導入や風力発電の可能性調査などを行ってきたところでありますが、現在は、これまでに培った技術やノウハウを生かすことができる小水力発電の導入を積極的に進めているところであります。企業局といたしましては、今後とも、本県の恵まれた水資源を活用した小水力発電の導入促進に努めるとともに、議員御指摘の水素エネルギーにつきましては、先ほど総合政策部長が申しあげました研究会に企業局も参加をしておりますので、今後とも引き続き、関係部局とも連携を図りながら、幅広く情報収集し、研究してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 本県は、答弁にもありましたように、住宅用太陽光発電システムが全国トップクラスの普及率であります。ただ、太陽光発電は天候に左右され、夜間は発電できず、安定供給ができないという課題がありますし、木質バイオマスは、燃料供給を県内では賄い切れなくなっているのではないかと課題もあります。水力についても、設置場所に限りがあるということでもありますから、さらなる新エネルギーの導入拡大に関しては、かなり厳しい見通しもあると思います。しかし、太陽光発電というものをもっとうまく活用して、これを安定供給につなげることに、要するに、太陽光で発電した余剰電力等を水素に変換することができれば、少なくとも水素は貯蔵、輸送が可能でありますので、発電の安定供給というものが可能になってくるのではないかと思います。知事におかれましては、これからも部局横断的に、民間企業や大学等ともしっかり連携をとって、日照時間、快晴日数に恵まれた本県の優位性を生かしたエネルギーシステムの構築に取り組んでいた

できたいと、強くお願いしたいと思います。

次に、韓国訪問団について伺います。

先月6日から8日にかけて、河野知事を筆頭に韓国訪問団の一員として、関係部局並びに議長、日韓交流協会、各経済団体の方々と一緒に参加させていただきました。国家間の日韓関係は難しいところもありますが、しかし、お互いの交流の歴史は古く、しかも地方や民間レベルでは良好な関係を築いているところが多いと思います。本県も、韓国からのゴルフ客を初め観光客の多さからも、うまくつき合ってきているのではないかと考えております。このような良好な関係を続けていくためにも、訪韓は大切なことと思いますが、まず、今回の韓国訪問団の成果について、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 韓国との交流をさらに深めるために、先月、星原県議会議長、二見議員、また、経済団体の皆様とともに韓国を訪問してまいったところであります。アジアナ航空本社では、キム社長と面会し、宮崎線の就航が15周年を迎えたところであり、またさらには、冬期を増便、週3便が4便に増便されると、そういったことに対する感謝の意をお伝えし、キム社長からは、本県の利用促進の取り組みなどに対し、高い評価をいただきますとともに、今後とも、本県と協力して、将来に向けた路線の充実に一丸となって取り組んでいきたいというお話をいただいたところであります。

また、ソウル特別市におきましては、柳副市長と面会し、昨年11月に締結しました「宮崎県—ソウル特別市観光交流キャンペーン」を引き続き継続していくことを確認するとともに、具体的に、マラソンを通じた交流を促進していこうということで提案し、ソウル市関係者

による青島太平洋マラソンの視察を依頼しまして、快諾いただいたところであります。

今回の訪問は、定期便の維持・充実を初め、今後の本県と韓国とのさらなる交流拡大につながる貴重な機会になったものと考えております。

○二見康之議員 ほかに、クレアソウル事務所や日本政府観光局の方々からのブリーフィングや意見交換なども、韓国に対する理解を深めるのに非常にためになったなと思っています。また、訪問した先の一つに日本大使館がありましたが、長嶺大使から、「宮崎県は他の九州各県に比べ、韓国と姉妹都市を結んでいるところが少ない」というお話がありました。これは、指摘じゃなくてお話があったというふうに思っているんですけれども。「姉妹都市締結数が多いければいいというものではない」と大使も話をされていましたが、本県と韓国との関係を良好に進めていく上で、本県は、この指摘を踏まえて、今後どのように韓国との交流に取り組んでいくのか、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 県内では、宮崎市、綾町、美郷町の3つの市と町が韓国と姉妹都市を締結しております。児童生徒の相互交流や農業関係者の交流など、積極的にいろんな展開がされているところであります。また、民間団体におきましても、日本と韓国の親善協会による相互訪問、これは毎年行われておるところでありますし、花のガーデニングを通じた交流やソフトテニス団体の交流、日韓交流美術展の開催など、多彩な交流が行われております。さらに、県におきましても、ソウル市との観光交流キャンペーンのほか、ホームステイ等を通じた小・中・高校生の相互交流や、考古博物館における学術文化交流などに取り組んでおるところであ

ります。また、この時期、さらには2月のキャンプシーズンには、韓国のリーグを連覇した斗山ベアーズを初め、いろんなチームも来県していただいているところでもあります。

このように、本県と地理的に近い韓国とは、官民を問わず、さまざまな分野での交流が活発に行われているところでもあります。県としましては、こうした交流を積み重ねていく中で、姉妹都市交流を希望する市町村があれば支援を行うなど、韓国との交流をさらに広げてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、航空交通政策について伺いたいと思います。

昨今、香港線の就航、台北線の減便、そしてソウル線の冬期増便となりました。国内線においては、羽田、中部、伊丹、福岡、沖縄線に加えて、昨年は関西空港にLCCが就航し、現在では成田線開通に向けて努力されていると伺っております。今後、本県のビジネスや観光等の発展のためには、空の交通利便性向上を図ることはとても重要なことであると思います。空港の現状において、さらなる増便及び新規路線の受け入れは可能なのか、現在の宮崎空港における定期路線の就航状況とあわせて、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 現在、宮崎空港には、国内線については、5都市6路線、1日47便が就航し、また、国際線については、3都市3路線、週8便が就航しております。今回増便となりましたソウル線につきましても、円滑な運航ができるよう、国や宮崎空港ビルとの連絡調整を行い、受け入れが実現したところであり、今後も、運航時間帯や機材の整備等に必要の人員の調整が整えば、さらなる受け入れは可能と聞いております。今後とも、宮崎空港の

航空ネットワークのさらなる充実に向けて、関係機関と十分な調整を行い、円滑な受け入れができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 運航時間帯や機材整備の人員確保といった条件が整えば、さらなる受け入れが可能ということでもありますけれども、では次に、利用者のニーズに合った誘致を考えていく必要があるかなと思います。訪韓のときに、アジアナ航空や大使館などで言われたのは、韓国から宮崎に行く方はゴルフ客など比較的裕福な方が多いと。ですから、LCCよりフルサービスキャリアのほうが合っているような話がありました。また一方では、若い者を中心に低価格な航空便を求める声もあるのは確かなことだと思います。本県の空の交通の発展を図るために、割安感のあるLCCなど、どのように使い分けて航空ネットワークの充実を進めていくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 大都市圏から遠隔地にあります本県にとりまして、航空ネットワークの充実を図り、県民の利便性を向上させますとともに、国内外との交流人口を拡大していくことは、極めて重要でございます。このことから、県におきましては、新規路線の誘致等に取り組んできているところでありまして、ことし、台北線の減便はございましたけれども、昨年のLCC関西線の就航を初め、香港線の就航や、ことし冬期のソウル線の増便等が実現しているところでございます。今後、現在の路線の維持にしっかりと取り組みますとともに、国内線については、海外からの誘客も視野に入れたLCC成田線の誘致、また国際線については、ソウル、台北、香港の3路線のさらなる充実を図りつつ、中国を初めアジアからの旺

盛な訪日需要を取り込むため、国際チャーター便等の誘致に、関係機関と連携しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 次に、J R九州の民営化について伺いたいと思います。

昨年6月議会での一般質問において、ことし10月に上場しましたJ R九州民営化について質問いたしました。これまでも県内自治体において幾つか動きがあったようであります。日南市においては、約1,000万円の予算を計上し、3,800株を取得され、また串間市においては、この12月議会において、同額1,000万円の株式購入の補正予算案を計上する方針のようであります。ほかにも小林市やえびの市などで検討が行われているようであります。

まず初めに、昨年の6月議会でJ R九州の株式取得について検討を要望しておりましたが、どのような結論になったのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 本県の鉄道の利用状況が厳しい中で、その維持・充実を図っていくためには、J R九州と密接な関係を築くことが重要であります。したがって、県内の幾つかの自治体のように、株式を取得し、連携の意思をJ R九州等に対してあらわすということも一つの手法と考えますが、株主として一定の権限を行使するためには、相当数を取得する必要がある等の課題もありますことから、現時点では、県としての株式取得は考えておりません。J R九州の完全民営化後においても、路線の維持・充実や、J Rを活用した地域活性化を図るために、県として果たすべき大きな役割は、市町村や地域住民の方々など、県内の力をしっかりとまとめて、具体的にJ R九州に対して力強く働きかけを行っていくことであると考

えております。今後も引き続き、市町村等と一体となって、利用促進を含めた維持・充実のための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 株式取得というのは大きく2つの意味があって、連携の意思を示す取得と、意見を言うための取得、なるほどなというふうに感じたわけなんですけれども。聞いたところ、ほかの九州各県も取得は考えていないということだったと思います。ただ、意味合いが2つあるのであれば、どちらかの形ででも本県独自の考え方をとってもいいのかなという気はいたしました。結論はそういうことであったということですので、わかりました。

鉄道という交通手段は、通勤通学など生活にも必要不可欠でありますし、ほかの交通手段である道路、空路、海路、そういったものとの連携も必要不可欠な交通インフラであります。ただ、今後、株式上場によってJ R九州を取り巻く環境が大きく変わることは想定されておりますし、今後は、路線運行効率率についてさらに厳しい判断をされていく可能性は十分にあると思います。さきに挙げました県内自治体の取り組みなどを鑑みても、より一層、沿線自治体と一体となって県として取り組むべきことがあると思っておりますが、どのようにお考えなのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 県内の沿線自治体におかれましては、これまでも路線の維持・充実を図るため、利用促進協議会を中心に、地元の祭りに合わせた誘客や沿線の名物弁当の企画販売、駅周辺の環境美化など、熱心に取り組んでいただいております。県といたしましても、各地域としっかり連携し、利用促進等に取り組んでいるところであります。

こうした各自治体の路線の維持・充実に関する熱い思いを踏まえまして、本年10月に初めて、知事と沿線自治体の市長、町長など、総勢24名でJR九州本社を訪問しまして、青柳社長に直接、利便性向上や路線の存続などについて地元の思いを訴え、JR九州からは、路線維持等に努めていきたいとの説明があったところでございます。

今後とも、JR九州に対して地域の実情を訴え、路線維持等について粘り強く働きかけていきますとともに、地元市町村と一緒に知恵を絞りながら、引き続き利用促進等に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 なかなか社長にはお会いできないと思うんですけども、10月に訪れたということで、要望といいますか、宮崎県としての気持ちを伝えることができたんじゃないかなと思います。お疲れさまでした。

次に、子育て支援についてお伺いしたいと思います。

毎年、都城市と三股町と一緒に、地域課題について県へ要望書を提出させていただいております。ことしは、ちょうど知事が公務のため不在でしたが、稲用副知事に対応いただきました。そして、課題解決に向けて大変心強いお言葉を頂戴したと思っております。何より、この要望内容も年々少しずつ変わってきていて、それは一遍に全部解決することはできなくても、一つ一つ課題が解決されてきているということでありまして、次の課題について検討、要望できるからであります。県におかれましては、これまでも地域の要望に対し、真摯に取り組んでいただいたことに、深く御礼申し上げます。

さて、ことし提案・要望させていただいた課

題の一つに、「子ども・子育てに関する支援について」があります。都城圏域におきましても、保育士不足により、保護者が希望する保育所に入れない潜在的待機児童が多数おりまして、潜在保育士の職場復帰を促すとともに、その処遇改善に取り組んでいただきたいという内容でありました。

これまで、待機児童並びに潜在的待機児童についてさまざまな議論がされてきましたが、まずは、県内における、いわゆる潜在的待機児童の状況はどのようになっているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 報道等で、いわゆる潜在的待機児童と言われておりますのは、保育所等の利用の申し込みをしている児童のうち、利用可能な保育所等があるにもかかわらず、希望する施設に入所できないために待機しているなど、国が行う保育所等関連状況調査において、待機児童数に含めないこととされている児童のことです。本県の潜在的待機児童の数であります。ことし4月1日現在で123人となっております。市町村別の内訳で申しますと、宮崎市が115人、日向市及び門川町がそれぞれ4人となっております。

○二見康之議員 紹介可能な保育所があるにもかかわらず、そこには預けないで待機している状況にある。いろんな事情があるんだろうとは思いますが、ただ、よく聞いてみると、家からとか職場から近いところだったらいいんですけども、遠いところを紹介されてもそこには預けられないという——これは現実的にそうだろうなど。例えば片道30分ぐらいかかるところに預けて、そこからまた職場まで30分かかって、また迎えに行ってしまう、1日2時間ぐらいかかったりするようなどころにはなかなか預けづ

らいだらうなというのを、地元でも聞いたりするわけなんです。

今のお話では、4月1日時点での状況ということですが、もう一個、10月1日にも調査をされると聞いております。これはまた後日公表されると思いますが、先日、都城市の担当の方に聞いたところ、ことし10月1日時点で92人の潜在的待機児童がいるということでありました。さかのぼって6月の時点では33人。この33人のうち0歳から2歳の潜在的待機児童は26人と、配置基準において保育士を多く必要とする世代の割合が多い傾向にあるようでございます。この4月では0人であった潜在的待機児童が、2カ月後には33人、半年後には92人に増加しているという結果であります。

また、都城市では、空き待ち児童、潜在的待機児童についての昨年のデータがありまして、5月には申請者95名に対して、入所決定が74、空き待ちが21、入所できた割合が78%。6月では申請者137に対して、入所決定が115、空き待ちが22、入所できた割合が84%。この後も申請者数については毎月100数十名程度でありますので、以下は入所できた割合のみ申し上げますと、7月が81%、8月が79%、9月が68%、10月は68%、11月は49%、12月は41%、1月が40%、2月が35%、3月は34%となっております。年度初めには、それ以降にある程度児童が入ってくるだろうという想定のもとで、保育園側も余裕を持って体制をとっているということなんだろうと思います。

しかし、子供が生まれてくるのは時期は選べないわけでありまして、その時期によって職場に復帰するのが、育児休業を1年とれるところを数カ月で切り上げないといけないという、そういう状況が起こってしまうのだらうと思

います。こういった環境に対しても、今後、対応を考えていかなければならないと思うのですが、潜在的待機児童の数というものは、地域において事情は異なると思いますけれども、このようなニーズに対して、今後、県はどのように対応していくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 潜在的待機児童の年度途中の状況については、市町村ごとに状況が異なるようでありましてけれども、議員御指摘のとおり、都城市の例のように、地域によっては、年度途中に潜在的待機児童の数が増加することもあるということ、当該市町村から伺っているところであります。いずれにいたしましても、子育てしやすい環境づくりは大変重要でありますので、このような状況への対応を含め、県といたしましては、今後とも、保育の受け皿拡大に向け、市町村や関係機関と連携を図りながら、保育士等の安定的な確保や保育所等の施設整備などの取り組みを、しっかり進めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 今年度から、県のほうでは新規事業として、潜在保育士の復職支援を行っていると思いますけれども、現在の取り組み状況とその効果について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県ではこれまで、潜在保育士へのアンケート調査を実施しまして、就労意欲や復職条件の把握等を行うとともに、就労を希望する方へは、福祉人材センターへの登録を促すとともに、求人情報の提供を行うなど、保育現場で働く人材の確保に努めてきているところであります。さらに、9月に開設しました保育士支援センターにおいて、潜在保育士の再就職支援や研修等を行うほか、今月から社会福祉協議会において、潜在保育士が再

就職する際の就職準備金の貸付事業等を開始するなど、支援の強化を図ったところであります。県といたしましては、今後とも、市町村や関係機関と連携を図りながら、潜在保育士の復職支援に向けた取り組みをさらに進め、保育士不足の解消へつなげてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 取り組みは緒についたばかりという感じでありますので、今後、しっかりフォローしていただきますようお願いいたします。

また今、答弁にもありました、潜在保育士へのアンケート調査についてですが、どれくらいのかを調査されたのか、また、どのような情報を得ることができたのか、その結果について福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県では、潜在保育士約5,000名を対象としてアンケート調査を実施いたしましたけれども、1,400名余りの方から回答を得たところであります。このうち、条件が合えば保育士として就労する意欲がある方が81%となっております。ただ、勤務条件として、勤務形態は、65%の方が非常勤を希望しており、勤務時間につきましても、51%の方が8時間未満の短時間を希望しているという状況のようであります。また、「業務内容等に比べて賃金が低い」「休暇がとりにくく子育て世代は働きにくい」などの意見もいただいているところであります。県といたしましては、アンケート調査結果も十分に踏まえながら、今後とも、保育士支援センター等の十分な活用を図り、潜在保育士の職場復帰を支援してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 恐らく、子供を抱えて就労するのはなかなか厳しい状況かなと思います。こ

ういった声をしっかり受けとめて、今後、対応と一緒に協議していければなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、「宮崎県史」について伺いたいと思います。

今議会初日におきまして、記紀編さん1300年記念事業に係る取り組みとして、ことしも古代衣装をまとっての開会でありました。また、知事も冒頭に、「古代に思いをはせつつ、先人と今を生きる私たちが深いきずなで結ばれたような気持ちになる」とおっしゃっておいりましたが、歴史に学ぶことは、これからの未来を考えていく上での大切なヒントにもなると思います。

まず初めに、本県の歴史をまとめた「宮崎県史」というものは、今後の県政について考えていく上でも参考となるものでありますし、また、文化的価値のある重要なものであると思います。どのように取りまとめているのか伺いたいのと、また、これを広く県民に周知していくべきであると思いますが、総務部長の見解を伺います。

○総務部長（桑山秀彦君） 「宮崎県史」は、本県の置県百年記念事業といたしまして、昭和59年から平成12年までの約16年間にわたりまして、県内の歴史資料や公文書等をもとに編さんされたものでありまして、県民の皆様に広く活用していただくために、県内の全ての高校、大学及び公立図書館などに配付を行っております。また、販売も行っているところでございます。

議員の御質問にもありましたように、この「宮崎県史」は、本県の歴史や文化を学問的に明らかにしたものでありまして、後世に伝えていかなければならない大変貴重なものであると

いうふうに思っております。今後、ホームページでのPRを充実いたしますとともに、文書センターでの展示や公開講座の開催などを通じまして、県民の皆様に「宮崎県史」を広く知っていただき、郷土に対する理解を深めていただきたいと思いますと考えております。

○二見康之議員 実は、知事室とか応接室、県庁の講堂とかを訪れたときに、歴代の知事の写真や肖像画がないなと気がつきました。例えば都城市役所では、市長室前の会議室に歴代市長の写真がずっとかけてあります。自治体のトップとして地域のために務めてこられた方々ですから、その功績をたたえる趣旨からも当然のこととっておりましたが、本県庁舎内で見た記憶がありません。本県庁舎内に歴代知事の肖像画や写真を掲示してあるところがあるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(永山英也君) 本県では、明治16年に宮崎県が再配置された後の初代田辺知事に始まる官選の知事が35名、昭和22年の安中知事からの公選による知事が8名、計43名の知事がいらっしゃいますが、県庁舎内では、これらの方々の肖像画や写真などは掲示いたしておりません。

○二見康之議員 安中知事というのは、多分、公選でもありながら官選でもある方だったと思いますけれども。九州各県にも聞いてみましたら、官選知事初代から現職までの写真を掲示しているのは鹿児島県1県のみで、公選知事の写真は掲示しているのが長崎県、熊本県、そして沖縄県は、琉球政府からの歴代知事の肖像画を掲示しているそうであります。なお、福岡県、佐賀県、大分県、そして本県は、掲示していないということではありますが、先ほど話に出ました「宮崎県史」の中に、官選、民選問わず歴代

の知事の写真が載っていたという記憶もあります。そのような資料があるのでしたら、本県のたどってきた歴史を示すためにも、どこかに掲示するとか、ホームページなどに県史の概略と一緒に掲載するなどを行ってはどうかと思いますが、知事のお考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 今の我が県であります、東九州道の北九州までの開通、また、国際定期路線は3つ飛んでおりますし、交通インフラの整備が大きく進展する。さらには、日本一になりました宮崎牛、杉、焼酎、キャビアなど、産業分野においても大きく躍進している。それから、スポーツランドみやぎの展開でありますとか、宮崎国際音楽祭、そういう観光・文化面においても大きな成果が花開いている。まさにそういう状況にあるわけでありまして、これら県勢発展の基盤というものが、長年にわたる先人の御努力と御貢献の上にあることを忘れてはならないというふうに考えております。そういう思いから、郷土の先覚者というものを、例えば県庁1階の県民室でありますとか博物館などに掲示したりという取り組みをしているところがございます。御指摘の歴代知事の肖像につきましては、さまざまな考え方もあろうかと思っておりますが、どのような方法がいいのか、検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 どうぞ御検討をお願いいたします。

以上をもって、一般質問を全て終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分開議

○宮原義久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。総合政策部長。

○総合政策部長(永山英也君)〔登壇〕 午前の二見議員の歴代知事に関する答弁につきまして、訂正をさせていただきます。知事の人数を「計43名」と答弁いたしました。官選、公選の両方を務めた方が1名おられますので、歴代知事の実人員としては「42名」となります。以上でございます。〔降壇〕

○宮原義久副議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、社会民主党の岩切達哉であります。午前と違って、少数精鋭の傍聴の皆さんにお越しいただいております。応えるために元気いっぱい質問させていただきたいと思っております。

去る11月27日、犯罪被害者支援フォーラムが開催され、知事、県警本部長、教育長がそろって来賓として出席しておられました。このフォーラムで講演をいただいた磯谷富美子さんの、まな娘を犯罪者に奪われた怒り、悲しみ、悔しさを思い、犯罪被害者、そして家族に対する支援は、これまで以上に充実させなければならないと感じたところでもあります。同時に、このような犯罪が起きる社会背景を、私たちはしっかりと見詰め直し、その根本的な問題に取り組まなければならないとも思いました。

その社会背景の今日的課題として、社会格差の拡大があります。富める者はますます富み、そうでない者はますます厳しい生活しかない。さらには、雇用の劣化の中で、正規雇用といえど、電通という大企業にも命を削られ、ついには失われるほどの労働環境がある世情でござ

います。先日も金融資産1億円以上の方が増加しているとの報道がありました。一方で、子供の貧困、ひとり親の貧困に係る話題には事欠かず、さまざまな課題の根底に貧困の問題は横たわっています。まさに格差社会であります。我さえよければの風潮は、人と人とのつながりを一層弱め、社会規範を弱めているのではないのでしょうか。これから進む高齢社会の中で、ただただ住みにくい、生きていきにくい社会ができ上がってきているのではと憂慮するものです。

そのような立場から、私は過去の質問で、働く皆さんの賃金、労働条件を改善しよう、介護や保育・医療の現場、公共事業の現場に働く皆さんのその条件をよくする必要があると、繰り返し主張してまいりました。今回は、公共サービスの現場で働く皆さんの問題について質問をいたします。

この間、地方行政改革は、公務労働のアウトソーシングを強力に進めてまいりました。私は、そのアウトソーシングの現場で働き、公共サービスの任務を果たしている皆さんの生活を大事にしなければならないと考えております。最初に知事に伺います。県財政を預かる知事は、その健全な運営のために、公共サービスに係る労働の一部を、民間企業やさまざまな法人などの皆さんにお願いしておられます。一方で、そういう方々を含む宮崎県民全体の生活と福祉向上を目指しておられます。その両方の立場を踏まえ、公共サービスの業務に従事する労働者に対して、どのような姿勢を持って業務をお願いしているのか、その労働条件はどのようにあるべきと考えていらっしゃるのか、所見を伺いたいと思います。

残余の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

業務のアウトソーシングについてであります。アウトソーシングは、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するとともに、民間雇用の確保にもつながりますことから、行財政改革の取り組みの一つとして、積極的に推進しているところであります。アウトソーシング受託先の労働条件の設定は、事業者自身が取り組む部分になりますが、行政サービスの公益性・公共性を考えますと、民間事業者が受託する場合であっても、適正かつ安定的にサービスを提供いただく必要がありますことから、県としましては、賃金を含めた事業費の適正な積算を行っているところであります。今後とも、多様化する行政需要に的確に対応していくため、民間の活力が活かされるよう配慮しながら、効果的・効率的な行政サービスの推進を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○岩切達哉議員 アウトソーシングの一つに指定管理者制度があります。指定管理者制度は、その制度の性格上、3年または5年と年限を切って施設等の管理運営を任せています。そこで働く皆さんは、更新時期が近づきますと、自分の雇用がどうなるのか、とても強い不安を持つとおっしゃっています。雇用の安定を図るべきではないかと考えますが、県の姿勢としてはいかがな立場でしょうか。同時に、指定管理者が経営努力をしておられますが、その結果、更新時に管理料が減額されるということでは、大変つらいわけでありまして、努力の汗が報われるようなインセンティブを用意する必要があると思いますが、総務部長の見解をお聞かせください。

○総務部長（桑山秀彦君） 県が指定管理者を指定する際の指定期間につきましては、御質問にありましたように、原則として3年から5年の範囲で設定をしておりますが、これまでに施設の設置目的や業務内容に応じて見直しを行った結果、11の施設について期間を3年から5年に変更しているところでございます。また、指定管理者制度では、指定管理者の自立的な経営努力を發揮しやすくする観点から、利用料金制の導入が認められておりまして、条例の定める範囲で設定した施設の利用料金を、指定管理者の収入として収受できるようになっております。

指定期間の見直し及び経営努力に対するインセンティブにつきましては、サービスや雇用の継続性・安定性という観点と、新規参入の機会をふやして競争環境を確保するという観点の両方のバランスをとる必要がありますことから、他の都道府県の状況等も参考にしながら、これまでの取り組みの成果や課題について検証してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 次に、業務委託という方法でございますが、業務委託を受託しておられる企業、法人等で働く皆さんの問題であります。最低賃金が宮崎県地域で714円になったところでございますけれども、昨年度末、宮崎県庁の業務を受託した事業者は、当時の最低賃金というものを参考に、引き上げ前の最低賃金を踏まえて応札をしたというふうに思っています。確認したいのですが、それら従業員の賃金は、今回改正された最低賃金を下回ることにはなっていないのか。また、最低賃金の引き上げの結果、受託をされた事業者の皆さんが厳しい経営となっていないか、その点について確認させていただきたいと思っております。

加えて、厳しい経営環境であるかないかとは関係なく、労働基準法など、定められているルールはしっかり守られているのか、お伺いします。

○総務部長（桑山秀彦君） 県が発注いたします清掃や警備の業務委託につきましては、契約書の中で、労働基準法など関係法令を遵守することを明記するとともに、毎月県に提出される実績報告書におきまして、法令の遵守状況等について、受託者みずからが点検を行い、その結果を県に報告するよう求めております。その中で、従業員への賃金の関係でございます。これは4月に発注いたしますが、その際に、途中での最低賃金の引き上げをある程度見込んで予定価格を設定しております。そうした状況にありますが、従業員への賃金支払い状況が確認できる書類の提出も求めておりまして、平成28年10月に引き上げられた最低賃金につきましては、全ての業務において問題がないことを確認しております。今後とも、労働関係を初めとした法令が遵守されますよう、受託者に対する適切な指導に努めてまいります。

○岩切達哉議員 続いて、「環境労働者」というふうに表示をさせていただきますけれども、県の業務と直接関係はいたしません、市町村が担う家庭廃棄物等の処理業務やし尿処理を民間事業者に業務委託しておられる実態がございます。それらの事業所に就労する労働者、環境衛生業務に従事する皆さんの雇用実態をどのように県は捉えておられますでしょうか。環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 市町村が行っております家庭ごみの収集などの一般廃棄物処理業務につきましては、市町村の事務でありますことから、県では、委託事業者の雇用実態ま

では把握していないところであります。一方、廃棄物処理法によれば、県は市町村に対しまして必要な技術的援助を与えるよう努めるとされておりますので、市町村で円滑な業務の推進が行われるよう、必要な助言・指導を行うことは可能であると理解しております。県としましては、産業廃棄物を含む廃棄物全般が適正に処理されますよう、従事する方々の労働環境を含め、関係機関や団体と連携して対処してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 それでは、この項の最後に、総合政策部長に消費者行政についてお伺いしたいと思います。連続ドラマ「とと姉ちゃん」というのがありました。劣悪な製品を市場から退場させ、生活用品の機能向上、安全性向上に寄与したと言われる「暮らしの手帖」という雑誌の製品テストを取り上げたドラマだったと記憶しています。このような消費者保護の取り組みは、現在、消費者相談窓口に発展、引き継がれておりますけれども、昨今では、電話、インターネットを使った悪徳商法がはびこり、その手口はますます巧妙化しているとのことで、消費者相談に従事される相談員の御苦勞は大変なものと同っております。現在、どのような体制で運営され、今後どのように発展させていくのか、展望をお聞かせいただきたいと思っております。

○総合政策部長（永山英也君） 県では、消費生活センター及び都城、延岡の2支所に12名の消費生活相談員を配置しており、平成27年度の相談件数は7,716件となっております。最近の相談傾向を見ますと、幅広い世代でパソコンやスマートフォンによるワンクリック請求や情報サイトの料金請求などが多くなっており、相談員の方々は、その専門性を生かして適切に対応していただいております。また、消費者被害の未

然防止を図るため、平成27年度は、386回、1万6,941人に対して、相談員等を中心に、特に被害が多い高齢者に重点を置いた出前講座やセミナーを行いますとともに、テレビ・ラジオでのCM放映や新聞広告など、啓発・広報に努めているところであります。悪質事業者の手口は、近年、巧妙化・複雑化しておりますので、国家資格の取得支援など、相談員の資質向上を図りますとともに、市町村への支援や連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 今、相談員さんについて、国家資格の取得も勧めておられるというようなお話でございました。知事を初め部長さん方に御回答いただきました。アウトソーシングの結果、働く者の労働条件がどのように変化するのか、十分な検討がなされているかという点で取り上げてきたところでございます。今、消費生活センターもありましたけれども、その任務は、経験・知識、そういったものを積んだ非常勤の相談員が中心におられるところであります。児童相談所や女性相談所などにも専門的な知識を持った相談員の皆さんがおられます。そのほか、きょうは取り上げませんでしたけれども、臨時・非常勤、こういう立場で県庁内で働く皆さん、さらには教育現場でふえているということでさまざま言われておりますが、非常勤講師・臨時教諭の問題、学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いずれも公務員という立場ではない非正規の立場、非正規公務員、そういう立場で働いておられます。働いても働いても所得がふえない、生活が厳しいという実態が、取り上げた公共の現場にある場合、そのことを官製ワーキングプアと言われることは御承知だと思います。県民所得の向上を実現するという県政の大きな目標の

もと、公共サービスを担う民間事業者の支援と同時に、そこで働く皆さんの生活のため、県がお願いをしているアウトソーシングがどうあるべきなのか。知事の先ほどの答弁で、「適正な積算をしている」ということでしたけれども、適正な積算というのが、官製ワーキングプアの問題を引き起こさない程度になっているのか、これからも十分考えていただきたい、このように強く要望させていただきたいと思っております。

それでは、ここから福祉の問題について何点かお伺いしたいと思います。福祉保健部長に御答弁をお願いしたいと思います。

まず、有料老人ホームの問題であります。有料老人ホームは今日、高齢者の生活の場としてその数を伸ばしていると認識しておりますが、まずは、どのような状況でございましょうか。また、介護つき有料老人ホーム、そうでない単なる集合住宅など、形式はさまざまと聞いておりますけれども、それぞれどのように安心・安全な生活を担保しているのか、県としてのかかわりをお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 県内の有料老人ホームであります。ことし7月1日現在で418の施設があります。5年前の146施設からしますと272施設ふえております。類型としては、健康型、住宅型、介護つきの3つに分類されますけれども、それぞれの施設数は、健康型が1カ所、住宅型が381カ所、介護つきが36カ所となっております。健康型は、介護を必要としない高齢者を対象に食事の提供等を行う施設であり、また住宅型は、入浴や排せつ、食事の介助等のサービスを行う施設で、ともに届け出だけで開設することができます。介護つきにつきましては、介護保険サービスを提供できる施設でありまして、設備基準や人員基準等、一定の

要件を満たした上で、介護保険法上の指定を受けることが必要となります。いずれの類型も、県または中核市である宮崎市に手続きをとることになっております。入居者の安全・安心の確保につきましては、県におきましては、有料老人ホームの開設時に、指導指針等に基づきまして、災害時の適切な対応や病状急変時に備えた医療機関との連携等について指導しているところであります。さらに、毎年、県内全ての有料老人ホームを対象に研修会を開催いたしまして、入居者の事故防止や感染症の予防対策等について、注意喚起や情報提供等を行っているところであります。

○岩切達哉議員 相当、量がふえているという印象がございましたけれども、やはり相当ふえているという実情を、今御回答いただいたように思います。

次に、高齢者に対する虐待の問題について伺いをいたします。虐待は密室で行われるものであって、それは要介護者に対する介護者からの暴力や暴言、または経済的虐待などでありまして、表面化しにくい問題だと認識しております。県のほうでの最近の把握件数、そして対応についてお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県の平成27年度の高齢者虐待の状況につきましては、家族等の養護者による虐待は、相談・通報受理件数が172件、そのうち虐待と認められる事案が100件、また、入所施設や介護事業の業務に従事する養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報受理件数が19件、そのうち虐待事案が4件となっております。高齢者虐待は、高齢者虐待防止法に基づき、基本的に市町村がその対応に当たることとなっておりますので、県におきましては、虐待事案の早期解決に向けて、

市町村からの相談への対応や、市町村において対応が難しい事案へ弁護士や社会福祉士から成る専門職チームの派遣を行うほか、市町村職員などを対象とした研修を実施し、対応能力の向上に努めているところであります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

この質問原稿をつくっている途中に、「宮崎県の福祉と保健」という冊子を県のほうからいただきました。その中に「有料老人ホーム」の項がございまして、今御答弁をいただいた施設数等が書いてありました。一つ一つの定員も、10とかそういうところから、100何十、こういうような大規模な集合住宅もおありのようであります。その定員は約1万800人分だっと思っております。そのほかにも特別養護老人ホームが104施設、5,700人分ぐらい、そういうようなものを全部足しまして、高齢者の入所施設というのは約2万3,000人分が宮崎県内に用意されているというのが、この「宮崎県の福祉と保健」という冊子の中で見てとれました。

実は県議会の図書館にも、「日本で老いて死ぬということ」というタイトルの本がございまして、高齢者人口の増加に対して、病院のベッドには数が限りがあって、病院で亡くなっていくことが難しくなっていくという内容でございました。今後、自宅または施設で、また、今お話があった中間的なアパート形式の有料老人ホームで暮らし、みとられていく、そういうのが当たり前になるということでございます。そのついでに住みかや、たたかれたり、縛られたり、放置されたりするということであっては、人の尊厳として一体どういうことかということが問われてしまうと思っております。どうか県においては、有料老人ホームを初め、それぞれの生活の場ですばらしい援助が行われていくように、十

分な取り組みを行っていただきたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

次に、精神障がい者の支援についてお尋ねいたします。精神障がい者の県レベルの地域移行支援連絡協議会体制が、全国では6割が設置されている中、宮崎県では設置されていないと伺っております。地域移行、いわゆる病院、施設等から社会に出ることを応援する体制でございます。保健所単位では設置されていると伺っておりますけれども、長期入院から在宅に移行することを支援し、社会参加できるよう、県としての手厚い支援が必要と考えますことから、県全体としてしっかりとした体制整備が急がれますが、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 精神障がいのある方が、住みなれた地域において安心して生活していただくため、県におきましては、現在、市町村、精神科病院、家族会等の関係者が参画する協議会を保健所単位で設置いたしまして、地域におけるネットワークづくりや理解促進に取り組んでいるところであります。今後は、各地域における課題を県全体で整理し、地域生活支援のための方向性を検討することも必要と考えておりますので、今年度、県の障害者自立支援協議会——これは、障がい者全体の協議会でございますけれども——に関係団体で構成された精神障がい者部会を設置しまして、この部会に、県レベルの地域移行支援協議会としての機能を持たせてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 その部会というものが設置されていく中で、自立支援、地域移行支援というものが議論され実施されていくことに期待を寄せたいと思っております。

その精神障がい者の地域移行について、実は、県内の精神科病院、医療機関側の理解は随分と浸透し、積極的な立場であると伺っております。しかしながら、実際の地域移行はなかなか進んでいないと伺いますが、そういうふうになっている課題はどう捉えておられますでしょうか。

また、精神障がい者当事者「ピア」または「ピアスタッフ」と称しますけれども、「仲間」という意味でございまして、当事者に対する相談支援に力を発揮しているスタッフとして活動しておられます。県としても十分な活用が必要だと思いますけれども、いかが取り組んでいけるでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 精神障がいの方が地域で安心して生活するためには、地域の理解や、住居や就労の場等の確保のほか、御本人の退院への意欲を高めることが必要かと思えます。特に、長期に入院されている方は、地域生活に対する不安を抱えておられることから、まずは、その不安を解消していくことが課題であると考えております。そのため県では、地域活動支援センターの活動の一つとして、在宅で生活する精神障がいの方が、みずからの体験を語り、アドバイスなどを行うピアサポート活動事業を実施しているところであります。この活動は、退院後の生活を具体的にイメージでき、退院に向けた意欲の向上や具体的な行動につながるなど、効果的な活動でありますので、今後とも、この事業の十分な活用を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 実は11月中に、現実に19年間、精神科病院で入院生活をしておられた方が、地域活動支援センターの支援を受けて在宅生活、アパート生活をするに至って、今は作業

所で毎日生き生きと暮らしていらっしゃる、その御本人の講演を聞かせていただくことがございました。「本当に社会参加できるのかという不安があったけれども、こうやって退院をして生活をしている自分がとても誇らしい」、こういうことを語られておったところでありました。ぜひ強力に進めていただきたい、このようにお願いをいたしたいと思っております。

続いて、発達障がい者支援についてでございますけれども、実は2016年5月、本年の5月ですが、発達障害者支援法が改正されました。当事者が社会不適合にある場合、原因を発達障がいのある人の特性そのものに求めるのではなく、適さない環境に問題があるという捉え方を明確にしております、社会の側が環境調整を行う責任があるとされております。ことし4月の宮崎県の「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」施行は、知事の障がい者福祉に対する積極的な姿勢を示したものであります。担当の部課も熱心なところですが、改正発達障害者支援法の求める社会的な支援を具現化していくために、どのような対応をしていく予定なのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話がありました改正発達障害者支援法におきましては、日常生活のさまざまな場面で障がい特性に応じた配慮を行うといった社会的障壁の除去のほか、どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保や、関係機関等が連携して切れ目のない支援を行うという新たな基本理念が盛り込まれたところでありました。県としましては、医療と福祉、教育、就労等の関係機関との連携はもとより、公共交通機関、商業施設など、発達障がい者の方々が社会参加をする上で必要となる分野

の方々とも、さまざまな場面での配慮のあり方等について新たに意見交換を行いながら、平成30年度改定予定の次期「発達障がい者支援計画」において、発達障がいの特性に関する理解の促進など、今回の改正法の趣旨を反映させてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。今、御答弁をいただいたように、個人個人の特性に依拠するのではなくて、社会の側が十分に事前準備をしておかなくてはならない時代だと。後ほど、実は質問予定として県土整備部長やそのほかの皆さんにお尋ねをする予定なんですけれども、そういった全分野において——教育の現場でもそうですけれども——考えなければならぬ発想だと思っております。県として十分なコーディネートを行っていただいて、実績を積んでいかれるように、御要望申し上げたいと思っております。

そういう立場で、ここで教育長にお尋ねをしたいと思うんですけれども。社会の側に環境整備の責務があるということを前提に、昔、色覚検査というものがありませんでした。この場には経験がある人がほとんどだと思います。色覚認知は生まれつきのものでございまして、過去さまざまな議論があつて、主に工場など製造業の現場でも、そのような方の存在を踏まえた合理的配慮の先取りがなされ、今日では、そのことで就労に課題が出ないよう、配慮は徹底されるようになっております。学校においては、先ほど申しましたように、この色覚に関するスクリーニングは2003年に全廃されたと思っておりますが、何らかの事情があつたのか、最近になって集団的な検査を行うという学校があると聞いております。どのようなことなのか御回答いただければと思っております。

○教育長(四本 孝君) 色覚の検査は、異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきていることなどを考慮し、学校保健法施行規則の一部改正によりまして、平成15年度以降、児童生徒の健康診断の必須項目から削除されております。文部科学省からの通知では、児童生徒が、自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることがないように、留意事項として、学校医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て、個別に検査及び指導を行う体制を整えること等が求められているところであります。県教育委員会といたしましては、健康診断の必須項目から削除された経緯等を含め、改正の趣旨を踏まえた適切な対応について、今後とも周知を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 御答弁をいただきました、強制ではなく、個別に、同意をもとに学校医、医師の相談が受けられるようにはしていく、そういう状況であると受けとめさせていただきます。

この議論を見ますと、黒板に色つきチョークを使うという場面があるときに、見分けづらい児童がいるのではないかという配慮から、色覚について把握しよう、こういうふうになったとも伺います。これは逆に、時代としては、先ほど発達障がい者支援のところでも申しましたけれども、社会の側が環境整備する。見分けづらい子供は数%いるということ、私ども大人の側は承知しているわけですから、最初から、どのようなチョーク使いがいいのか、そして掲示物はどうあるべきなのかを考えることが社会の責任だというふうに、社会の側がしっかりと発想を変えるように――昔ながらに、そういう特性

のある子をとにかく探し出して、じゃ、次何ができるのかといえ、何もできない。そういうことでは全く課題が解決しない。ぜひ教育長のほうから現場への助言をお願いしたいと思いません。

次に、再び福祉保健部長に御答弁をいただきたいと思えます。虐待件数が伸びております。昨年度715件。それに対して児相では、出頭要求、立入調査、臨検、そういう取り組み、また親権停止、そういう民法や虐待防止法による法的手段をとることができるかとされていますけれども、状況はいかがでございましょうか。

また、児童福祉法を含めて、虐待対応の法的対応、そのために全国では弁護士との連携をする児童相談所も出ておりますけれども、宮崎県の対応をお聞かせください。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 本県の児童相談所のここ5年ほどの虐待相談対応について申し上げますと、「児童虐待の防止等に関する法律」、いわゆる児童虐待防止法に規定しております、児童の安全確認等を目的とする保護者への出頭要求や家庭への立入調査、さらに強制力を持って執行する臨検・搜索、また民法に規定された、虐待を行う保護者の親権を期限つきで制限する親権停止の請求などの、いわゆる法的対応の実施を要した事例はありません。しかしながら、虐待を受けている児童の安全確保を図るため、保護者の意に反し施設入所措置等が必要となる際に、児童福祉法の規定に基づき、家庭裁判所に申し立てを行う事案は生じておりました、このような場合を含め、必要に応じ、弁護士の助言等を得て、適切な対応に努めているところであります。

○岩切達哉議員 件数の伸びが、手続にとっても労力を要するこういう法的手続を超えて、とに

かく説得ということで頑張っている現状につながっていないか、そういうことも懸念するんですけれども、ぜひ法律の専門家とも協力・連携をして進めていっていただきたいと思います。

続いて、このような形で保護をした児童のうち、児童養護施設を巣立った子供たちが、社会に参加した後、対人関係等ではつまづくことも少なくありません。若者全般が早い離職をしてしまうということが言われております中で、施設退所児童は、頼るところもなく、みずからの力だけで生きていかざるを得ない。そのため、子供たちが困難に遭遇した場合、孤立してしまい、生活が破綻し、さらなる困難を抱え込んでしまう。全国的には若年のホームレス化ということが問題になっている状況であります。今は、施設職員のボランティア精神で支えていただいているという状況だと思っています。社会的養護の大きな課題でありまして、厚労省は「退所児童等アフターケア事業」というものを補助事業としておりますけれども、宮崎県ではどのような形でアフターケアの取り組みが行われているか、お聞かせください。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県の児童養護施設退所児童等に対するアフターケアにつきましては、現在、施設に配置された家庭支援専門相談員による退所児童への相談援助や、就職先などとの連絡調整、また、自立援助ホームにおける、児童養護施設の退所児童等に対する社会的自立に向けた支援など、それぞれの施設において、各種の支援を行っているところであります。しかしながら、退所後にさまざまな困難に直面する児童に対しては、専門的かつ継続的な支援が必要とされることから、各施設において対応に苦慮されていると伺っているところであります。このような中、児童福祉等に精通し

た専門職員を配置し、退所前から退所後の児童に対する生活支援や就業支援などを一体的に行います「退所児童等アフターケア事業」につきましては、必要な事業であろうと我々も考えておりまして、その取り組みについて、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ある児童養護施設は、山陰地方まで子供を迎えに行き行って助けてきて、しばらく過ごさせたんだけど、長期には置けないということで悩んでおられました。こういうことで、家庭的養護推進計画というのがありますが、その中にもアフターケア事業について書かれておるところでございます。ぜひ前進をさせていただきたい。要望させていただきたいと思っております。

長く福祉の問題をお尋ねいたしました。話題を変えまして、野菜の入荷不足について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

10月後半から野菜の高騰が続いております。私は宮崎中央市場にもお伺いして、お話を聞かせていただいたのですが、お話を聞かせていただいたのですが、「入荷量の減少で高くなっているけれども、農家の所得も減っている」、こういうふうにも伺いました。消費者も困っているし、農家も困っているというのが現状でございます。野菜の安定供給は部長に頼りたいと思っておりますが、どのような事情があってそういう状況なのか、対策についてお聞かせいただきたいと思っております。

○農政水産部長（郡司行敏君） 国内の野菜価格につきましては、本年10月の消費者物価指数によりますと、キュウリ、キャベツ、大根等が、前年に比べ2割から4割上昇するなど、高値で推移しているところであります。これは、8月から9月にかけて襲来し、北海道から九州まで広い範囲で農作物に被害を及ぼしました台

風の影響と、9月から10月にかけての曇天、日照不足による生育の遅延等により、全国的に生産量が減少したことが主な要因であると考えております。本県も台風16号の被害を受けましたが、生産者の懸命な努力もあり、年末に向けては徐々に供給量が安定していくものと思われまます。県といたしましては、全国有数の野菜供給産地としての役割を果たすために、今後とも、気象条件に左右されない産地づくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

○岩切達哉議員 私も最近では2分の1カットのキャベツしかよう買わない、そういう状況でございます。ぜひ安定供給、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、土木行政についてであります。県土整備部長に伺ひます。

道をきれいに保持していくことは、観光宮崎にとって大変大切なことということで、青島につながる青島バイパス、堀切峠の整備を過去の質問でも申し上げましたけれども、最近、道路美化のモデル事業が青島地区で取り組まれているとテレビ報道もありましたが、その内容をお聞かせいただきたいと思ひます。

○県土整備部長（東 憲之介君） 御質問の事業は、「県民と築く「美しい宮崎づくり」沿道修景美化モデル事業」として実施しているもので、これは、県内外からの観光客の皆様などに対する、より充実したおもてなしを実現するため、美しい沿道環境を創出することを目的とした事業でありまして、計画から実施に至るまで、専門家や地域の皆様と一緒に話しながら、地域の特色を生かした植栽のリニューアルや記念植樹、花植えなどのイベントを実施するものであります。現在、宮崎市、小林市、延岡市において、植栽等の地域活動が活発

に行われている地区を選定し、事業を実施しているところであります。今後は、本モデル事業を踏まえ、このような取り組みを県内各地に広げていくことにより、観光地の魅力向上につながる、県民協働での美しい宮崎づくりを推進してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 何とぞよろしくお願ひします。

次に、本議会に公共事業の予算が多く組まれた補正予算案が提出されております。そこで、お尋ねをいたしますが、障がいを持つ皆さんの社会参加の壁を低くするという合理的配慮、これが、先ほども申し上げました「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」が目指すものであります。ハード、ソフト両面で壁を低くしていく、とりわけ道路、歩道というものが障がい者にとって大事な移動手段の場としてあるんですけども、この間、バリアフリー新法などを踏まえ取り組んでこられたとは思いますが、この条例施行も含めて、今後どのようにハード面の合理的配慮というものを実現していかれるのか、お聞かせください。

○県土整備部長（東 憲之介君） これまで県では、平成18年に制定されました、今お話にありましたバリアフリー新法に基づき、幅の広い歩道の設置や段差・勾配の改善、点字ブロックの設置など、高齢者や障がい者などに配慮した歩道の整備に努めているところであり、今年度実施する点字ブロック修繕計画の策定においても、調査段階から視覚障がい者団体の皆様と意見交換を行い、計画に反映させることとしております。今後とも、歩道整備におきましては、バリアフリー新法に基づき、歩道のバリアフリー化を推進するとともに、今回制定されました条例の趣旨を踏まえ、障がいのある方から何ら

かの要請があった場合には、対応が可能かどうかを検討した上で、その実現が難しい場合でも、別の方法の提案も含め、話し合い、理解を得るよう努めてまいりたいと存じます。

○岩切達哉議員 続けてお伺いをいたします。生活にお困りの方、経済的または心身の不調というものがあると思いますけれども、そういう方々にとって、住まいの確保というものが大変大事な課題であります。地域包括ケアというものが準備されておりますけれども、「住まい」という土台が必要だという提示がございます。昨今、空き屋対策ということが言われているところですが、それをお困りの方に住宅として提供するという取り組みをする自治体が、全国では見られるようになっていきます。住宅政策というのは、福祉との連携なく立てられないという時代になっていると思いますけれども、県としての考え方をお聞かせください。

○県土整備部長（東 憲之介君） 住宅困窮者の住まいの確保につきましては、これまで、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅を整備するとともに、入居の際などには、福祉を担当する行政機関等と連携しながら、住宅困窮者に対して、家賃減免などの支援策の情報提供や助言を行ってきたところでもあります。また、住宅や福祉の関係団体等で構成される「宮崎県住生活協議会」を設置し、住宅困窮者が入居しやすい民間賃貸住宅の情報を広く周知する事業にも取り組んできたところでもあります。住宅困窮者の住まいの確保につきましては、今後とも、福祉を担当する行政機関や関係団体等との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 高齢化とか社会的格差の問題、障がい者の問題、そういう状況の中で、先

ほど地域移行支援もございましたけれども、住宅の確保だとか社会的インフラの整備は大変大事でございまして、県民から見詰められているのは、県土整備部だとか福祉保健部だとかいうことではなくて、県でございますから、ぜひ連携をとって今後とも進めていただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

次に、総務部長にお伺いをいたします。人事評価制度を導入し、職員の能力向上とともに、組織としての士気高揚、公務能率の向上を目的として実施されるに至っております。細かいことは議論いたしませんけれども、「時間外をするやつの評価はゼロだ」というふうに発言した所属長がいたという話を聞きました。これが人事評価制度なののでしょうか、所見をお伺いしたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君） 人事評価制度につきましては、地方公務員法の改正を受けまして、本県でも、昨年度の試行を経まして、今年度から本格的に導入したところでもあります。人事評価は、公務能率の向上、人材育成、あるいは組織の活性化を主な目的とするものでありますので、評価を行う上司（評価者）には、部下職員の成長を促す意識や、公正に評価する技術が求められます。特に、日ごろのコミュニケーションを通じて、部下職員の状況を十分把握するとともに、評価後の面談では、わかりやすい説明を行った上で、必要な助言・指導等を行うことが重要となります。

ただいま議員のほうから御指摘のありました所属長の発言については、どのようなやりとりの中で行われたのか定かではありませんけれども、ただいま私が申し上げた点からいいますと、上司が部下職員との十分な意思疎通を図っていなかった、そういったものではないのか、

その辺が問題ではないかなと思っております。

人事評価の適切な運用に向けましては、昨年度、評価を行う職員全員に対しまして研修を実施したほか、今年度、改めて所属長を集めた研修を開催しまして、私のほうからも人材育成の重要性を伝えたところがございます。今後とも、人を育てる組織風土の醸成に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 重ねてお尋ねをいたしますけれども、県の公共事業職場において働く技術職の皆さんには技術士という資格がありまして、大変難関な資格試験と伺っておりますけれども、有資格者が多くいらっしゃる聞いております。建築士については、実務経験を経て2級、1級の試験が受験できるということでございまして、それをクリアして仕事をしていただいている。そのほかにも、例えば事務部門でも、行政書士、税理士等々に、経験を通じて受験資格を得て受験できるというものもあります。仕事を終えて自宅で懸命に勉強して、そのような資格を得る、そのような職員についての評価、しっかりと行う必要があると思っておりますけれども、部長の所見をお聞かせください。

○総務部長（桑山秀彦君） 職員が質の高い業務をより効率的に行う上で、技術士を初めといたします国家資格などの取得に励むなど、専門性の向上に向けて積極的に取り組むことは、大変有意義なことであります。今回導入しました人事評価制度におきましても、職員が、資格取得などを含めまして、業務に必要な知識・技術、あるいは専門性をどの程度身につけているか、そして、それを仕事の中でどのように生かしているか、そういった観点から評価を行うこととしております。今後とも、能力開発に向けた職員の主体的な取り組みを促しまして、仕事

への取り組み状況やその成果がしっかり評価されるよう、人事評価の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 一口で言うほど簡単なものではないようでございまして、技術士というのは平均15%程度しか合格しないと言われておりますし、建築士2級は20%、1級は12%、ちなみに社会福祉士で27%ということございまして、資格を取るというのはなかなか簡単なことではないというふうに認識をしております。先ほどもお話をさせていただいたことなんですけれども、人事評価というものについては本当に難しい。評価する側の個性が出ます。評価される職員側との相性もあると思います。せっかくできた制度ですから、正しく育ててほしい、このように重ねて要望させていただきます。

それでは、最後の質問となりますけれども、県警本部長にお尋ねを申し上げます。11月15日午後5時50分ごろ、宮崎県宮崎市大塚町の堤防道路で、小学生3人が横断歩道を横断中、軽自動車にはねられるという事故が発生いたしました。この現場に行ってみました。ここには河川敷に整備された広場があって、子供たちがサッカーなどを学ぶことに適した環境がございまして、そこから堤防を一段上がりますと、簡易トイレ、工事現場にあるような仮設トイレが2つありまして、残念ながら鍵がしてあり、そこには、「堤防上に新しいトイレがあります。車に十分注意してご利用ください。」という張り紙がありました。それを上がりますと道路になりまして、歩道があって横断歩道、そして例のトイレ、こういうことになります。トイレをこの場所に設置した経過もあるようなんですけれども、残念なのは、新聞報道によると、地区住民

の方が、「いつかは事故があるのでは」というふうに認識をしておられた。心配をしていた。ある意味で危険性が高いという認識が大人の社会にあったけれども、事故は未然に防げなかった。こういうことが残念な点でございます。そういう意味では、事後的な対応というのは、なお一層、緊急かつ適切に行うというのが、我々大人の社会に必要なだと思います。この問題に、県警としてどのような対応を行うのか、県警本部長に御答弁をお願いします。

○警察本部長（野口 泰君） 今回の事故は、堤防道路にある横断歩道上で、一度に児童3名が被害者となった重大な事故でありました。そこで、警察としましては、国、県、宮崎市、地元住民等による現場検討会を開催し、例えば、横断歩道の標識をよりわかりやすくする対策として、発光式の標識の設置など、現場に応じた安全対策を検討しているところであります。この現場のような、直線道路で信号機のない横断歩道は、県内に約3,300カ所あり、その手前には必ず白色でひし形の予告標識を設置しており、歩行者が優先となっておりますが、車にとまらない実態があります。道路交通法上、ドライバーは、歩行者が横断している場合はもちろんのこと、横断しようとする場合も、必ず一時停止し、その通行を妨害してはならないことになっております。警察としましては、指導取り締まりを強化するとともに、今後も関係機関・団体と連携し、横断歩道における保護・誘導活動など各種の安全対策や広報啓発活動に努めてまいります。

○岩切達哉議員 スピーディーな判断に感謝申し上げます。横断歩道を渡ろうとする歩行者がいたらとまる、そういう運転マナーでも、日本一住みよい宮崎県を目指していき

たいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○宮原義久副議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） きょう、最後の登壇でございます。働き方改革の推進についてでございます。これにつきましては、知事、3度目の答弁になります。ただ、大事な答弁になりますので、よろしくお祈いします。

安倍首相は、9月26日午後の衆参両院本会議で所信表明演説を行い、政権の重要課題と位置づける一億総活躍の実現に向けて、長時間労働の是正や定年引き上げなど、働き方改革を加速させる方針を示しました。また、働き方改革に関する実行計画を年度内に策定する方針を説明し、可能なものから速やかに実行するとしています。そこでまず、安倍首相が国会で所信表明され、現在、国で議論されている働き方改革について推進すべきと考えますが、知事はこの改革に対しどのような期待をしているか、お伺いたします。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

働き方改革についてであります。現在、国で議論されております働き方改革は、人々の多様な働き方を可能とし、格差の固定化を回避するなど、働く人の立場で取り組んでいくこととされておりまして、誰もがその能力を存分に発揮できる一億総活躍社会を目指すものであります。掲げられたテーマは、どれも大変大事なものであろうかと考えております。本県におきましては、多くの若者が県外に流出し、高齢化率が高い水準で進んでいる状況にあります。将来

にわたって活力ある県として発展していくためには、若者や女性、高齢者、障がいのある方など、誰もが安心して働き続けることができる環境を整備することが大変重要であると考えております。このため、この働き方改革に当たりましては、地域の実情にも十分考慮した議論が進められることを期待しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 首相直下の会議体である一億総活躍国民会議でも、首相は、「第一に、働き方改革です。具体的には、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善、定年延長企業の奨励等の高齢者雇用促進、総労働時間抑制等の長時間労働是正を取り上げます」という発言がありました。この首相の宣言の後、6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の2番目に働き方改革が入りました。今回の改革は、政府が積極果敢に挑み、実行できるかどうか本気度が問われています。そこで、働き方改革について数点、商工観光労働部長にお伺いいたします。

当然、実行段階においては、労使の合意や雇用への影響などの配慮は必要ですが、県民一人一人の活躍を後押ししていくためにも、スピード感を持って実効ある取り組みを進めていかなければなりません。第一に着手すべき課題は、長時間労働の是正です。我が国は、欧州諸国と比べて週49時間以上働く長時間労働者の割合が高く、ワーク・ライフ・バランスや健康保持の観点からも、思い切った労働時間法制の見直しが必要になってきます。36（さぶろく）協定で定める時間外労働の限度基準の実効性の確保とともに、特別条項つき協定を結べば、さらに労働時間を延長できるという現行の仕組みを見直し、上限規制を設けるべきであります。本県こ

そ積極的に進めるべき課題でございます。

今回、長時間労働の是正を2つの観点から問題提起いたします。1つ目は、過労死でございます。先ほどもありましたが、大手広告代理店「電通」の女子新入社員が過労自殺した問題は大きな波紋を呼んでいます。亡くなった社員は過労でうつ病を発症し、昨年末に自殺。労災認定されました。発症前1カ月の時間外労働は約105時間に達し、3日間会社に缶詰状態になることもあったとされています。従業員の健康を度外視した状態が続いていたとすれば言語道断であります。まずは、本県の過労死に係る労災請求の推移についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 厚生労働省が公表しております「過労死等の労災補償状況」によりますと、本県における過去5年間の過労死に係る労災請求件数は、平成23年度が5件、24年度が8件、25年度が2件、26年度が8件、27年度が8件となっております。

○河野哲也議員 報道によると、27年度は精神障がい18件、脳・心臓疾患12件の労災申請があったと聞いています。その申請のうち8件が過労死によるものということになります。政府が先月初めにまとめた「過労死等防止対策白書」によると、労災認定の目安となる月80時間を超えて残業した正社員のいる企業は23%に上るとしています。

先日、宮崎に来られたワーク・ライフバランス代表取締役社長、小室淑恵氏は、労働時間で最低限死守すべきだと考えているのが、「過労死ライン」と呼ばれているものであって、厚生労働省が発表している月間80時間だとしています。また、上限を、「企業ごとに事情が異なるのに一律に決めてよいのか」「企業の自主的な取り組みが大事であって、規制すべきではな

い」という声を聞くが、自主的な取り組みや企業ごとの事情といっても、それはあくまでも過労死ライン80時間以内の話だとしています。

もう一つの観点として、先ほど紹介いたしました一億総活躍会議民間議員の白河桃子氏の言葉でございますが、「長時間労働に規制が入らないと、仕事と育児の両立、男性の育児参加ができず、母子が孤立化、第2子が生まれにくい。独身の人は婚活もできない。超少子化、労働人口減、未婚率増加という負のサイクルが回る。ここで長時間労働に上限を設定すると、男女ともに共働き、共育てが実現。未婚率が減り、有配偶者出生率もアップ、次世代も結婚や子育てにポジティブになれるという正のサイクルが回る。このことが最終的には一億総活躍にもとても効果的である」と述べられています。そこで、この観点から本県の働き方改革についてただしていきたいと思いますが、まず、宮崎労働局働き方改革推進本部と県との連携についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 働き方改革推進本部につきましては、宮崎労働局が平成27年1月に局内組織として設置したものでございまして、働き方改革の促進のため、団体、企業のトップへの働きかけや、働き方の見直しに向けた地域全体における機運の醸成などに取り組んでおられます。県といたしましては、推進本部の設置趣旨であります、働き方改革の促進につながるよう、労働局と連携しながら、普及啓発セミナーの開催など、各種事業の推進を図っているところでございます。

○河野哲也議員 確かに最近、宮崎労働局の積極的なかわりを肌で感じるのですが、平成27年度版宮崎県の労働事情という実態調査報告書によると、事業所がワーク・ライフ

・バランスのための各種制度で導入している制度は、短時間勤務制度が46.8%と最も多く、次いで配偶者の出産休暇制度が45.5%となっています。県は、ワーク・ライフ・バランス実態調査の結果についてどう認識しているか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） ワーク・ライフ・バランスの普及指標となります年次有給休暇や育児休業等の県内の取得状況等につきましては、県が毎年実施しております労働条件等実態調査の中で把握しているところでございます。平成27年度の調査結果によりますと、例えば、年次有給休暇の取得率は45.8%となっておりまして、全国平均の47.6%を下回っております。また、育児休業取得率につきましては、男性が6.9%、女性が91.4%で、ともに全国平均を上回っておりますものの、国の目標値であります男性13%、女性100%には達していない状況にあります。県といたしましては、このような状況を踏まえ、さらなるワーク・ライフ・バランスの推進を図っていく必要があると考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

先ほど紹介しました小室氏は、「働くことと子育てをすることは、ちゃんと両立し得ることなんだ。仕事をするには、自己表現ができて、いろんな人とかがかわって、物すごく幸せで楽しいことなんだと確信できるような社会に変えていかないと、この国は沈む」と語っていました。先ほども申し上げましたが、こうした働き方の実現に、本県も全力を尽くすべきだと考えます。次代を担う若者や女性等の活躍に向けた働き方改革を進める上で、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要であると考えますが、本県の具体的な取り組みについてお伺いいたしま

す。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） ワーク・ライフ・バランス推進のための取り組みといたしましては、企業経営者に、働きやすい職場づくりへの具体的な取り組みを宣言してもらう「仕事と家庭の両立応援宣言」登録制度を推進しておりまして、登録事業所数は年々増加し、現在827件となっております。また、家庭生活と仕事を両立できる働きやすい職場環境づくりを推進するために、社会保険労務士を企業に派遣し、就業規則の見直し等についてのアドバイスを行っておりますほか、多様な働き方などの普及啓発セミナーを県内各地で開催しているところでございます。今後も、こうした取り組みを行いながら、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 応援宣言登録制度の登録事業者が年々増加していることは、大変喜ばしいこととあります。宣言内容で勤務時間に触れている事業所が少ないかなという気がしました。例えば、「私は部下の時間を奪いません」とか、そういう宣言があるといいのではないかと思います。

三重県の紹介をいたします。三重労使雇用支援機構（三重県の経営者協会・連合三重）や三重労働局とともに平成24年に実施された、県内事業者へのヒアリング調査結果や検討会議をもとに、働き方改革推進プログラムを作成しておられました。本県においても同様のプログラムを作成してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 三重県の働き方改革推進プログラムにつきましては、私も拝見させていただきましたが、改革の進め方やその効果、参考事例などが具体的にま

とめられており、企業にとってもわかりやすく、今後、本県の働き方改革を推進する上でも非常に参考になる取り組みであると感じたところでございます。御質問にありました、本県におけるプログラム作成につきましては、関係機関の意見も聞きながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしく申し上げます。

三重県はもう次の段階に入っていてまして、県庁内の長時間労働の是正などを目指し、外部有識者による「働き方改革・生産性向上推進懇談会（ワーク・ライフ・バランス推進タスクフォース）」を設置しています。今月には具体的な取り組みについて提言をまとめるとしております。委員は、働き方改革に取り組んでいる県内企業・団体の代表らと県幹部の計11名で構成。懇談会では、「仕事の見える化」による効率の向上、短時間で成果を上げることに對する評価などについて検討。その提言をもとに、庁内でモデルとなる実践を進めた後、全庁に取り組みを拡大し、さらに県内の企業・団体、市町にも波及させるとしてあります。河野知事も、例えば、子育てに優しい職場づくりのPRに、妊婦ジャケットを着用して出演してみたり、フェイスブック等で余暇の過ごし方を発信してみたりと、意識改革の先頭に立っておられますが、イクボス宣言後の県庁内の変化についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） イクボス宣言につきましては、結婚・出産・子育てなどに希望が持てます「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を実現するために、まずは県庁から職場環境や職員の意識を変えていきたいと、私の強い思いを示したものであります。宣言後これまでに、育児休業中の職員が県庁内の情報システムを利用するこ

とを可能にしたほか、女性職員を対象にした相談窓口の設置、さらには、現在、育児や介護を行う職員を対象としました勤務時間の弾力的な運用についても、導入に向けて検討を進めているところでもあります。また、「県庁職場参観日」の開催や、夕方の時間の有効活用「ゆう活」の推進、さらには、私自身、今御指摘がありました、九州地域戦略会議の取り組みとして、妊婦ジャケットをつけて仕事を行う動画を発信したり、趣味や余暇の活用について職員宛てにメッセージを送信するなど、家事・育児を含めたプライベートの充実がよい仕事につながるという意識改革、機運醸成に努めているところでもあります。少しずつではありますが、職員、また組織としての意識の変化を感じているところでありまして、こうした取り組みを継続し、さらに職員の働き方に対する価値観の変化を促すことで、県庁を活性化し、またそのことが県内全体への波及効果を及ぼす、そういう展開を図っていきたいと思っておりますし、そのことを通じて、県民の暮らしの豊かさに結びつけてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今御答弁のように、宮崎県全体の働き方改革を加速させるために、県庁が率先して改革の必要性を示して、県内経営者等にメリットを感じてもらえるよう、ぜひ協議を進めていただきたいと思っております。

次に入ります。アセットマネジメントについて、県土整備部長にお伺いいたします。

福岡市博多駅前で11月8日朝に突然起きた大規模な路面陥没。ガス漏れと水道管の破断で周辺は立入禁止、停電も夜まで続きました。沿道では営業再開の見通しが立たない企業も多く、影響が長引くであろうと思われましたが、24時間態勢で復旧工事が行われ、何と11月15日午前

5時から通行が再開されました。多くの海外メディアから、日本の職人芸と能率のよさに称賛の声があったことは御存じかと思えます。高度成長期に建設した膨大なアセットの老朽化が確実に進んでいます。4年前のきょう、中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故が発生し、走行中の車複数台が巻き込まれ、9名が死亡した事故は、記憶に新しいところでございます。今回、JR博多駅前の大規模な道路陥没は、地下鉄延伸工事の影響でトンネル内に地下水が流れ込んだことが原因と見られています。インフラの老朽化が進む大都市などでは陥没が相次いでおり、専門家は、「どこでも起こり得る」と警鐘を鳴らしています。人口減少や過疎化が進む中、限られた資金でどのようにインフラを維持管理するかが大きな課題となっています。その意味で、長期的視野に立って資産を管理するアセットマネジメントの視点が不可欠です。このことは、防災の面からも意義は大きいとされています。都市部だけの問題ではないと、本県もいち早くアセットマネジメントを活用し、損傷や劣化にその都度対応する対症療法型から、痛みが少ないうちに修繕を繰り返す予防保全型管理への転換を進めています。今回の福岡の事故を見て、宮崎県に公共土木施設のアセットマネジメントを進めるための課題が見えてきました。そこで、県土整備部が管理する公共土木施設の老朽化の状況について、まずはお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県土整備部におきましては、道路や河川、港湾などにおいて、橋梁など数多くの公共土木施設を管理しておりますが、その多くが高度経済成長期に建設されており、今後、急速に老朽化が進むものと見込んでおります。例えば橋梁では、2,101橋の

うち建設後50年を経過する割合が、現在の19.6%から、20年後には63%になる見込みであり、同様に、122カ所あるトンネルでは、現在の20%から、20年後には39.2%になる見込みであります。

○河野哲也議員 今年度、宮崎県の公共施設の現状について見える化し、県民に理解していただくための、公共土木施設のアセットマネジメントを含めた「公共施設等総合管理計画」が策定されました。課題として見えているのが、1つは確実に実施するための予算確保、2つ目は技術職員の育成であります。御案内のとおり、アセットマネジメントは施設などを効率的に維持管理する手法で、メンテナンスだけにとどまらず、膨大なインフラをどうマネジメントし、長もちさせるかが主眼に置かれております。短・中・長期にわたる全体像を俯瞰し、その時間軸の中でどう効率的に管理するかという戦略が重要になっています。それを確実にするのが、実際の管理を機能させ、その内容を継続的に改善することを目的とした、アセットマネジメントの国際規格であるISO55001の認証取得でございます。ISO55001とは、2014年1月に規格化されたアセットマネジメントシステムの国際規格です。社会インフラ分野において、資金、人材、情報などのマネジメントを含めて、計画的かつ効率的な施設管理を行い、求められた社会インフラ機能を継続的に発揮していくために必要な要求事項がまとめられています。将来にわたり公共土木施設を適切に維持するために、アセットマネジメントの国際基準ISO55001を導入できないか、お伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 将来にわたり公共土木施設を適切に維持するためには、計画的かつ効率的な維持管理を継続して行ってい

くための、いわゆるアセットマネジメントの取り組みが大変重要であると認識しております。このため県土整備部におきましては、平成22年度からアセットマネジメントを導入し、施設ごとの長寿命化計画の策定を進めており、計画の実施に当たっては、法律等に基づく定期点検を行い、診断、必要な補修といったマネジメントサイクルを構築し、予算の平準化やコスト削減に努めながら、施設の老朽化対策に取り組んでいるところであります。お尋ねのISO55001の認証取得につきましては、これまでに、国、地方自治体においては、愛知県と仙台市が下水道分野において認証を取得しておりますが、全国的な事例も少ないことから、国や他の自治体の状況を注視してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 財政的に厳しい中で予算を仕組んでいくということで、この認証取得は、ある意味突破口になるのではと、ちょっと勉強不足ですけど、そのように感じて質問をさせていただきました。

全国的にもトップクラスの量の道路施設を管理する岐阜県は、平成22年度から、岐阜大学のインフラマネジメント技術研究センターと提携し、点検や補修に係る高い技術を身につけた専門家「社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)」の養成講座を開講しています。防災や維持管理に携わった経験を持つ受講者がアセットマネジメントの基礎を学ぶほか、橋などの点検や維持管理に関して現地実習をいたします。既に339人がMEに認定されていると聞いています。本県の職員にも、他県同様設計や建設に携わったことのない技術者が増加していると聞きます。また、技術者の高齢化も進んでいます。本県における土木技術職員の人材の育成の取り組み状況についてお伺いいたします。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 公共工事を円滑に実施するためには、長い間培ってきた技術力を継承するなど、職員一人一人が確かな技術力を身につけることが大変重要であると認識しております。このため県土整備部においては、平成23年度に人材育成基本方針を策定し、職員間における着実な技術の継承、効果的な現場経験の習得、研修に関する組織的なサポート体制づくり、この3つを柱として定め、職員の技術力や資質向上に取り組んでいるところであります。具体的には、ベテラン職員が現場立ち会いに同行してアドバイスをを行う技術指導や、技術的に高度で専門性の高い施工現場を紹介する事例発表会などを行うとともに、建設技術センター研修においては、経験年数に応じた階層別研修や、第一線で活躍する外部講師による専門研修などを行っております。今後とも、土木技術職員の人材育成及び技術力の継承に、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○**河野哲也議員** 具体的な取り組み、ありがとうございます。こうした動きから、本県で悲惨な事故を起こさないように、適切な公共土木施設の維持管理を推進していただきたいと思えます。

次に行きます。特別支援教育について、教育長にお伺いいたします。

発達障がいのお子さんが不登校になっている実態があります。本県の小中学生の不登校の状況は、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、不登校児童161人、不登校生徒数788人です。ただ残念ながら、教育委員会は、特別支援学級及び通級による指導を利用している児童生徒の不登校の状況をつかめずにいます。つかんでいませんので、他の不登校児と同じかかわりしかできて

いないというのが実情であると思います。確かに本県では、不登校児については他県に比べて少ない傾向にあります。これは教師集団の不断の努力だと考えています。

しかし、「宮崎は教育の機会を奪っている」と、不登校になった発達障がいのお子さんを育てている保護者からの相談がありました。その保護者は、特別支援学校への転学を希望しましたが、手帳の有無で断られたとのこと。6月議会の一般質問、昨日の一般質問でも、特別支援学校の拡充について議論がありました。特別支援学校の教室が対応できないほどの状況であるということは重々わかっております。

平成22年11月の質問で、「療育手帳の判断基準について、アスペルガーを含むPDDの人が取得できる手帳がないという問題。また、療育手帳の判断基準の境界線上にいる軽度の発達障がいの子の療育手帳取得が、県によって対応が違うということ。療育手帳は知能指数を判定基準としていることから、発達障がいの子は、日常は一般の人とコミュニケーションがとりにくく、社会人として生活することは難しい状況にあるのに、判定時に日常以上のことができることがある。それによって療育手帳取得が困難な状況にあるという実態もある。本県では、療育手帳の判定上、発達障がいはどのように取り扱われているのか」とただしました。改めて、特別支援学級及び通級による指導を利用している児童生徒の療育手帳取得状況についてお伺いいたします。

○**教育長（四本 孝君）** 小中学校の特別支援学級の入級や通級による指導の利用につきましては、児童生徒の障がいの状態や、本人、保護者の意向等によりまして総合的に判断をしておりますので、療育手帳の取得のみを要件とはし

ていないところであります。平成28年5月1日現在で、特別支援学級は292校に561学級設置しており、2,016人が在籍をしております。そのうち知的障がい特別支援学級には814人が在籍し、その多くは療育手帳を取得しております。また、自閉症・情緒障がい特別支援学級、または通級指導教室を利用する児童生徒については、知的障がいを有していないことから、療育手帳は取得していないところであります。

○河野哲也議員 22年の質問の答弁も、発達障がいを伴う知的障がいのある方について、対象者の障がいの特性を踏まえながら、生活面・行動面の状態を十分考慮し、療育手帳の判定を行っているとのことでした。判定は変わっていないということであると思います。さらに、28年度と29年度の特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱を確認いたしました。28年度では特別支援学校の入学基準が、手帳取得が前提となっていました。29年度から高等部入学はこの条件が見当たりません。29年度の入学基準をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校へ入学する際の基準につきましては、学校教育法施行令第22条の3に、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由及び病弱の5つの障がい種別ごとに、入学対象となる障がいの程度が示されているところであります。特別支援学校高等部への入学につきましては、希望する特別支援学校の障がい種別に応じて、診断書または療育手帳等の所持を原則としながらも、事前の教育相談の場において、生徒の中学校での様子、将来の進路、保護者の意向などを伺うことにより、入学対象となる障がいの程度であるかどうかについて確認を行い、総合的に判断することとしております。

なお、知的なおくれはなく、一定程度の社会適応能力等を有する発達障がいのみの生徒につきましては、ただいま申し上げました基準に該当しないことから、知的障がい特別支援学校高等部の入学の対象とはならないものであります。

○河野哲也議員 今の答弁を聞かせながら、要綱を読んだ発達障がいのある子供さんの保護者は、納得しないと思います。要綱には、確かに事前の教育相談が位置づけてあります。文末は、教育相談、「済ませておくこと」です。

「22条の3に規定される者であることを確認しておくこと」です。25年第756号通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」に、「第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定」の中で、「障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと」となっています。また、「最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない」とあります。我が子の教育の機会の保障が見えない不安から、こういう訴えになったのではないかと思います。ぜひ不信感を払拭していただきたいと要望しておきたいと思います。

確かに、本県も特別支援教育の充実に向けた取り組みを積極的に行っていただいています。県内を7つのエリアに分けたエリアサポート体制を構築し、幼稚園・保育所、小・中・高等学校に在籍する発達障がいを含む全ての障がいのある子供に対応するため、小中学校に拠点校7校を指定して、専門性の高い教員であるエリアコーディネーター7名を配置したとのことですが、発達障がいのある児童生徒への支援の取り

組み状況を、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 発達障がいを含む障がいのある児童生徒への支援につきましては、まず、特別支援教育担当者への専門研修や通常の学級担任への基礎研修を行い、障がいの特性に応じた指導力の向上を図っているところであります。また、通常の対応では解決が難しいケースの場合には、学校で指名している特別支援教育コーディネーターが中心となって、保護者や関係機関との連携をとりながら対応しており、その結果、授業に参加できるようになったり、友達とのコミュニケーションがうまくできるようになったりした例も出てきているところであります。さらに、県内7地域ごとに、特別支援学校のチーフコーディネーター9名、小中学校の拠点校のエリアコーディネーター7名を配置して、平成27年度はそれぞれ1,977件、566件の各学校への巡回相談を行っているところであります。各学校からは、「子供への具体的な支援方法への助言が得られ、子供が落ちついて授業に取り組めた」という声が多数寄せられているところであります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。ぜひ継続して、効果を上げていただきたいと思えます。

特別支援学校のハード面の課題、先ほどありました。特別支援教育コーディネーターの兼任や通級指導の担当教員が毎年の予算措置で加配されている現状では、今、相談件数も多くありましたが、年々高まるニーズに対応し切れずに、必要な指導が受けられないケースが出てきています。子供の個々の状況に応じた十分な支援が届くよう、特別支援教育コーディネーターの専任化及び通級指導担当の基礎定数化について、国に強く要望すべきであると思えますが、

教育長、見解をお願いします。

○教育長（四本 孝君） 小中学校の特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級の担任や通級指導担当者が兼務している状況であります。特別な支援を必要とする児童生徒の数が年々増加する中、さきに述べましたとおり、その役割はますます重要となってきたわけがあります。このため、私どもといたしましても、特別支援教育コーディネーターの専任化を進めていくべきものと考えており、その基礎定数を国へ要望しているところであります。通級指導担当者につきましては、現在、教職員の基礎的な定数を超えて国等が特に配置している加配によりまして対応しているところであります。こうした中、先般、文部科学省がまとめた「次世代の学校」指導体制実現構想におきましては、今後10年間で全国で8,900名の基礎定数化が計画をされております。県といたしましては、今後とも国の動きを注視するとともに、引き続き国に対して、通級指導担当者の基礎定数化の要望を行ってまいります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

衆議院文部科学委員会は11月18日、不登校の子供たちへの教育機会の確保、学校外のフリースクール、夜間中学など多様な学び場づくりを進めるための「教育機会確保法案」を、与野党の賛成多数で可決いたしました。これは、公明党の主張を受け、フリースクールなどを念頭に、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性を認め、個々の状況に応じた学習活動が行われるよう、国や自治体が必要な措置を講ずると規定するものです。不登校の子供など個々への最大限の配慮を重視して、教育の機会を確保するための議論を要望していきたい、そのように考えておりま

す。

次に行きます。子供の交通事故防止についてでございます。

先ほどもございましたが、最近、宮崎市の大淀川沿いの市道で児童3人が軽乗用車にはねられ重軽傷を負った事故を初め、小中学生の交通事故について頻繁に報道されています。まず、本県の小中学生の交通事故発生状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 過去10年間に於ける本県の小中学生の交通事故状況であります。平成21年の482件をピークに6年連続で減少しており、昨年は307件でありました。死亡事故は、平成23年5月、日南市における小学3年男児の事故以降、発生しておりません。6年連続の減少要因の一つは、宮崎県交通安全協会に委託して実施している、交通安全指導員による児童生徒に対する交通安全教育や街頭指導が挙げられます。

○河野哲也議員 御努力に感謝いたします。

今回の場合は放課後の活動途中でありましたが、登下校中の交通事故の発生状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 小中学生の登下校中における交通事故の発生状況についてであります。本年10月末現在で、小学生が21件、中学生が41件の合計62件で、昨年同期と比べマイナス10件と減少傾向にあり、死亡事故は発生しておりません。しかし、本年10月末までに発生した小中学生の事故213件中、約3割の62件が登下校中の事故であり、今後さらに登下校の安全確保対策を進めてまいります。

○河野哲也議員 具体的な対策は、実は平成24年度からとられている。その結果が今あらわれているなど実感しているところでございます。

平成24年4月に京都府亀岡市で発生した、登下校中の児童等の列に自動車が入り込む事故を初め、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受けて実施された通学路の緊急合同点検。本県における実施状況としては、点検実施学校数235校、点検実施箇所数982カ所、対策必要箇所数855という報告がありました。各自治体のホームページ上で、学校ごとに箇所名、通学路の状況、対策内容、事業主体を公表するというスピード感のある対応だったことを記憶しています。あれから5年でございますが、平成24年に県土整備部、教育委員会及び警察本部の3者で実施した、通学路の緊急合同点検のその後の状況はどのようになっているか、それぞれの部局にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 平成24年に実施しました緊急合同点検の結果、県管理道路において、対策が必要とされた箇所は246カ所あり、ことし3月までに全ての箇所に着手し、歩道整備や防護柵、区画線の設置など211カ所で対策が完了しており、残り35カ所については、早期完成に向け整備を進めているところであります。また、平成26年度に、この取り組みを継続して推進するため、県内全市町村において、地元自治会、学校、警察及び道路管理者などで構成される協議会を設置し、通学路交通安全プログラムが策定されたところであります。このプログラムでは、協議会により合同点検を行い、対策の検討、その実施、次に対策の効果の把握、さらには、その結果を踏まえた改善・充実を行うPDCAサイクルとして、これを毎年実施することとしております。今後とも、市町村や教育委員会、警察などとも連携しながら、通学路の交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○**教育長（四本 孝君）** 平成24年に実施されました通学路の緊急合同点検において、学校、教育委員会の対策が必要な箇所は、91カ所確認をされたところであります。県教育委員会では、各市町村教育委員会や学校に対して、通学路の変更、地域ボランティアやPTAと連携した登下校時における見守り活動の実施など、関係者が連携しながら、学校や地域の実情に合わせて対策を講じるように指導に努めてまいりました。その結果、平成27年度末時点において対策が必要な箇所は、残り2カ所となっており、今年度中には完了する予定であります。また、緊急合同点検後直ちに、全ての市町村教育委員会に対し、道路管理者や警察など関係機関から構成される協議会を組織し、定期的に合同点検を実施するよう依頼したところであり、現在、全ての市町村において、通学路交通安全プログラムに基づき、継続的な取り組みがなされているところであります。

○**警察本部長（野口 泰君）** 平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果、警察として何らかの対策が必要なところは349カ所でした。警察では、横断歩道の補修や移設、通学時間帯における交通規制時間の変更、歩行者用信号機の新規設置等、本年10月末までに341カ所の対策が完了しており、残り8カ所につきましても、関係機関と連携した対策を進めているところであります。また、平成24年以降も毎年、通学路における児童生徒等の安全を確保するため、関係機関との合同による安全点検を実施しております。今後とも、通学路の交通環境の整備に取り組むとともに、ドライバーに対する指導取り締まりや児童生徒に対する交通安全教育を推進してまいります。

○**河野哲也議員** それぞれ通学路の交通安全、

ハード面の整備については、しっかりと進んでいるということ、御努力を感謝いたします。

先日の新見議員の質問でも確認されましたが、本県も、歩行中の交通事故による死傷者数を年齢別に見ると、小学校1～2年生に当たる7歳児が突出していることが確認されました。全国的に7歳児の事故が相変わらず多いと聞いておりますが、7歳児の死傷事故の特徴として、内訳は、登下校時36%、遊戯・訪問29%、買い物・散歩・観光・ドライブが12%、その他23%。全体の73%が日中に発生、日没前後を合わせると93%に上る。曜日別では、平日が、土曜日の約2倍、日曜日の約2.5倍になっている。男児が女児の2倍であると。そこで、なぜ7歳児に多いのか。対策に何が必要か。子供の発達段階に応じた交通安全教育を研究する山口・大阪国際大学准教授は、小学校に入り児童だけで行動する機会がふえたことが主な要因としながら、入学前の早い段階から、危険を感知して避ける能力を身につける交通安全教育が重要であるということ——実は、幼稚園児と保育園児の交通事故の差があるという一つに、保育士の養成課程で交通安全教育が必須科目に含まれていない。いざ現場に出たときに動けないという実態もつかんでありました。やはり子供の発達上の特性を踏まえた交通安全教育を行っていかねばならないと考えます。私のほうは教育方面から質問したいと思いますが、低学年への放課後活動を含めた交通安全指導の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○**教育長（四本 孝君）** 小学校の低学年では、まず、学校生活や日常生活全般にわたり安全に行動することの大切さを理解し、安全のための決まり・約束を守ることや、自分自身で身の回りの危険に気づくことができるようにする

ことが重要であります。交通安全に関しましては、学校では、教職員と新入学児童と一緒に下校し、通学路の危険箇所を実際に確認した上で指導を行っているところでもあります。また、学校のみならず、地域の警察署や交通安全協会、自動車学校など関係機関の協力もいただきながら、校庭に横断歩道や信号機を再現して、正しい渡り方などの指導がなされているところでもあります。今後とも、児童生徒が交通事故を身近な問題として捉え、交通安全意識を高めるための取り組みが充実しますよう、各学校を指導してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 学校生活の中でも、危険を考えさせる機会を日常的に設定するというんでしょうか、そういう場が必要ではないかと考えます。

最後でございます。取り調べ可視化について、警察本部長にお伺いいたします。

今回の提出議案に改正宮崎県迷惑行為防止条例があります。より一層の県民の安全確保のために尽力していただけるものと、敬意を表したいと考えます。今回の改正の主なものは、現条例の曖昧な部分を明確にし、細かく対応できるようにすることです。誤認のない取り締まりができることを期待したいと思います。

ところで、容疑者が取調室に入ってから出るまでの全過程を録音・録画することで、不当な捜査から容疑者を守ることができるとして、取り調べの全過程可視化が2019年の6月までに施行されます。全国的に警察による可視化の試行は2008年から始まり、本格的試行は本年10月1日から始まりました。取り調べの録音・録画の対象事件は、警察で試行実施しております裁判員裁判対象事件及び知的障がいや有する被疑者の事件で、身柄拘束中の被疑者の取り調べを対

象として実施しているとお聞きしました。まず、宮崎県警の取り調べで録音・録画の実施状況についてお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 取り調べの録音・録画につきましては、平成21年度から、死刑または無期の懲役等に当たる罪に係る裁判員裁判対象事件を対象として試行を開始しました。さらに、平成24年度から、知的障がいや有する被疑者に係る事件を対象に加えるなど、段階的に対象を拡大して現在に至っております。実施状況につきましては、裁判員裁判対象事件は、本年10月末までに86事件の1,279回、知的障がい等の障がいや有する被疑者に係る事件は76事件の313回、合計162事件、1,592回の録音・録画を実施しております。

○河野哲也議員 冤罪防止に取り調べの全過程可視化は不可欠であります。繰り返しますが、容疑者が取調室に入ってから出るまでの全過程を録音・録画することが重要になってきます。先ほどの答弁では、およそ1,600回の取り調べを行っていることになりましたが、対応できる環境は整っているのでしょうか。録音・録画装置の配置状況を確認したいと思います。

○警察本部長(野口 泰君) 警察本部及び全ての警察署に合計21台の録音・録画装置を配備しており、現時点、全ての録音・録画の対象事件に対応できております。

○河野哲也議員 刑事司法の原則「10人の真犯人を逃すとも、1人の無辜を罰するな」と言われていますが、県民は、宮崎県警が、真犯人を1人も逃さず、1人の無辜を罰するなど注目していることをお伝えし、質問の全てを終わります。(拍手)

○宮原義久副議長 以上で本日の質問は終わりました。

平成28年12月 2 日(金)

次の本会議は、5日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時49分散会

12月5日（月）

平成 28 年 12 月 5 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番 西 村 賢 (自由民主党 青の国)
2 番 有 岡 浩 一 (愛みやざき)
3 番 来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
5 番 渡 辺 創 (県民連合宮崎)
6 番 岩 切 達 哉 (同)
7 番 二 見 康 之 (宮崎県議会自由民主党)
8 番 清 山 知 憲 (同)
9 番 島 田 俊 光 (同)
10 番 日 高 博 之 (同)
11 番 野 崎 幸 士 (同)
12 番 日 高 陽 一 (同)
13 番 星 原 透 (同)
14 番 濱 砂 守 (ひむかの会)
15 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
16 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
18 番 田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
19 番 高 橋 透 (同)
20 番 丸 山 裕次郎 (宮崎県議会自由民主党)
21 番 中 野 一 則 (同)
22 番 中 野 廣 明 (同)
23 番 黒 木 正 一 (同)
24 番 横 田 照 夫 (同)
25 番 山 下 博 三 (同)
26 番 右 松 隆 央 (同)
27 番 井 上 紀代子 (県民の声)
28 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民クラブ)
29 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
30 番 満 行 潤 一 (県民連合宮崎)
31 番 太 田 清 海 (同)
32 番 緒 嶋 雅 晃 (宮崎県議会自由民主党)
33 番 後 藤 哲 朗 (同)
34 番 外 山 衛 (同)
35 番 松 村 悟 郎 (同)
36 番 坂 口 博 美 (同)
37 番 蓬 原 正 三 (同)
38 番 井 本 英 雄 (同)
39 番 宮 原 義 久 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事 河 野 俊 嗣
副 知 事 稲 用 博 美
副 知 事 内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長 永 山 英 也
総 務 部 長 桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監 畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長 日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長 大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長 中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長 郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長 東 憲 之 介
会 計 管 理 者 高 原 みゆき
企 業 局 長 関 師 雄 一
病 院 局 長 土 持 正 弘
財 政 課 長 川 畑 充 代
教 育 長 四 本 孝
警 察 本 部 長 野 口 泰
代 表 監 査 委 員 高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長 金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長 甲 斐 正 文
事 務 局 次 長 奥 野 信 利
議 事 課 長 長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長 小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐 伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹 松 吉 浩
議 事 課 主 査 沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事 森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。一般質問4日目、2日前に58歳になりました、県民連合の田口雄二でございます。

本日は、朝一番の質問であるにもかかわらず、早起きして延岡より若い世代の方々が傍聴に来ていただいております。本日はまことにありがとうございます。議会傍聴は初めての方ばかりですので、県政に関心が高まるような質問ができればと思っております。なお、研修も兼ねて終日の傍聴です。本日のあと3人の登壇者には、さすが県議会議員というような質問をしていただきたいのですが、くれぐれも私がかすんでしまわないような配慮もよろしく願いたします。知事を初め執行部の皆さんの明快な答弁をよろしく願いたします。

本年もあとわずかとなりましたが、この夏のリオオリンピックで、私の東海中学校の後輩、松田丈志選手が3大会連続の4つ目のメダルを、日本の水泳界の最年長で獲得し、また、柔道の太田選手が金メダルを初め3つのメダルを獲得し、大いに県民を喜ばせてくれました。また、おとしの9月議会の一般質問で大相撲の琴恵光関のことを紹介させていただきました。十両と幕下を何度か上りおりましたが、その後安定的な力をつけてきており、十両で十分戦えるようになり、先場所は十両の準優勝でした。残念ながら、九州場所では十両2枚目で6

勝9敗と負け越してしまいましたが、来年中には幕内に上がってくれるものと期待しております。松田選手はもう引退を表明しましたが、柔道の3選手は東京オリンピックでもメダルが期待されています。琴恵光関とともにしっかりと精進して、さらに上を目指してほしいものです。

では、知事の政治姿勢について、まずお伺いしますが、その前に知事にお礼を申し上げます。去る11月17日、延岡市民大学60周年記念公開講座に、河野知事が講師として、「躍動するみやざき新時代～「新しいゆたかさ」の実現を目指して～」と題して講演いただきました。現職の知事が講師となるのは初めてで、知事から、「このような生涯教育が60年も前から行われていることに驚きました。すごいですね」のお言葉もいただきました。予約者のみとはいえ、会場はあふれんばかりの入場者で、すごい熱気となりました。知事も上着を脱いで、わかりやすく丁寧に県政の課題や展望を話していただきました。知人も多く来ていましたが、知事の気さくな人柄に触れられて、皆さん大変喜んでいました。高速道路がつながったことで延岡も近くなったとはいえ、よく足を運んでいただいておりますことに、心から感謝いたします。本当にありがとうございました。

では、質問に入ります。全国知事会では、一昨年12月の「まち・ひと・しごと創生法」の成立を受け、地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであると、大きな期待を抱いていました。しかし、華々しく打ち上げられたにもかかわらず、最近は一億総活躍社会実現に向けて、不満を持った知事会は、「地方創生の本格実現のための特別決議」を提出しています。少子化対策及び子どもの貧困対策の抜本強

化、地方への人の流れを生み出す取組の促進、国家戦略としての政府関係機関の移転の推進、地域の将来を支える人材育成の強化等々、8項目にわたって要望しています。全国知事会会長の山田京都府知事は、闘う知事会として、困難な問題に真っ正面から向き合うとしての特別決議をしました。人口減少や高齢化が進み、地域間の格差の是正を求めて、知事会からの切実な要望であったものと思います。知事会の構成員の一人である河野知事は、地方創生の現状をどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

次に、アメリカ次期大統領のトランプ氏に関連して伺います。ドナルド・トランプ氏が、大方の予想に反して、クリントン候補に大逆転でアメリカ次期大統領に内定しました。TPPに加盟しないことを既に選挙戦のときから訴えていました。選挙中から日本をたびたび例に出しながら、間違っただけをアメリカ国民に訴えていました。日本は防衛に関してはアメリカにおんぶにだっこみたいなことを言っていました。しかし、実態は、在日米軍の駐留経費に加え、米軍再編成関係費なども負担しており、防衛省の内部試算によると、負担総額は年間7,600億円に上り、日本を除く同盟国の総額よりはるかに多く、逆に「払い過ぎではないか」との声が出るほど、日本が圧倒的な負担をしています。もちろん、沖縄県が大きな負担を負っていただいておりますことは十分理解していますが、東アジアでは、尖閣列島や東シナ海、南シナ海での中国の傍若無人な挑発的な振る舞いや、北朝鮮の相次ぐ核実験やミサイルの発射等々、緊張がさらに増している状況です。そんなときにトランプ氏の出現です。宮崎県の防衛協会の会長でもある河野知事は、トランプ次期大統領就任に

伴う日本の安全保障についてどうお考えか、お伺いをいたします。

次に、防災対策についてお伺いします。9月20日、宮崎に上陸した台風16号は、本県、特に県北に大きな爪跡を残していきました。延岡では、20日の朝までの24時間雨量は観測史上最大を記録し、1時間の雨量も、9月としては観測史上最大の81.5ミリの激しい雨量に見舞われました。延岡市北川町では老人保健施設、郵便局等が浸水し、その映像は全国ニュースとなって何度も放映されました。知事は、この台風の被害状況の実態を把握するため、9月25日、日向、門川、延岡の県北地区に入らせていただきました。一番被害が大きかった北川町の北川を視察して、知事はどのような感想を持たれたか伺います。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、地方創生についてであります。地方創生は、東京一極集中を是正し、さらに、地方が成長する活力を取り戻すことにより、人口減少を克服することを目的に、国・地方を挙げて取り組んでいるところであります。地方におきましては、全ての団体が総合戦略を策定し、交付金等を活用しながら、地域の実情に応じた事業を展開しております。本県も、産業振興による雇用の創出や移住・U I J ターンの促進などによる社会減対策、あるいは結婚・出産・子育て支援などによる自然減対策に取り組んでいるところであります。しかしながら、国勢調査の結果を見ますと、東京一極集中はむしろ加速をしており、この流れを転換するためには、長期間にわたる継続的な取り組みが必要であると

考えております。このため、地方は地方でそれぞれ努力を重ねることは大変重要であると考えておりますが、国に対しては、地方の実情に応じた支援策を継続的に講ずるとともに、政府関係機関や大学の地方移転など、東京一極集中を是正するための対策を講じていただくよう、全国知事会などさまざまなチャンネルを通じて求めてまいりたいと考えております。

次に、安全保障についてであります。御指摘のとおり、アメリカの次期大統領就任に伴います、日本の安全保障面における影響というものは、大変不透明な状況であります。選挙戦での発言はともかく、巨大な権限と責任を伴う大統領の椅子に座られるときに、今後どのような方針を示されるのか、大変興味を持って注視しているところであります。国際的なテロの発生や、北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイルの発射など、我が国を初め世界を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中で、日米関係は大変重要なものであると考えております。私としましては、引き続き、日本とアメリカの強固な信頼関係のもと、日本の安全がしっかりと保たれることを望んでいるところであります。

最後に、北川の浸水被害視察の感想についてであります。台風16号で被害の大きかった県北を視察いたしました。地元の皆様から当時の状況を伺うとともに、道路や河川、農作物などの被害を目の当たりにし、災害の傷跡の深さを実感したところであります。一方で、北川では、まず家田地区を視察しましたが、過去の教訓を生かした霞堤による整備の効果や、宅地かさ上げなどにより、家屋の浸水など被害の拡大を防いだことも確認をしたところであります。また、次に視察をした曾立地区では、介護老人保健施設の1階が浸水をしておりましたが、過去

の経験から居室を2階以上に設けていたため、入居者が難を逃れております。住民の皆様一人一人が常に危機意識を持つこと、また過去の経験に学ぶことの重要性を再認識したところであり、今回の視察を経て、まずは被災した箇所での早期復旧を急ぐとともに、これまでの整備により一定の効果が出ているものの、引き続き、防災・減災対策につきまして、国や市町村と連携を図りながら、しっかり取り組んでいく必要があると感じたところであります。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 全国知事会の特別決議、東京一極集中はさらに加速し、地域間格差が増大すると、知事会は非常に心配していることと思います。そのような中、今、東京オリンピックの施設整備が連日報道されています。1つの施設に500億、600億と、とんでもない建設費用が言われております。これから10年後の2巡目の宮崎国体に向けての施設整備を考えると、とても考えられないような金額で、桁が1つ違います。ちなみに600億円は、私が住んでいる延岡市の1年間の予算です。地方創生に政府はもっと真剣に取り組んでもらいたいものだと思っております。

次に、県土整備部長に伺います。今回の台風の水害の地域に関しては、平成9年の北川を襲った大水害で、国と県で合わせて210億円、また平成17年にも、大水害に見舞われた五ヶ瀬川水系の、同じく210億円をかけて激甚災害対策特別緊急事業が実施されましたが、改めてその事業内容についてお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 平成9年台風19号における北川の河川激甚災害対策特別緊急事業、いわゆる激特事業の内容であります。五ヶ瀬川との合流点から川島橋までの区間

においては、国が河道掘削や堤防の整備等を行い、その事業費は約119億円であります。川島橋から北川大橋までの区間においては、県が実施し、河道掘削や、今回報道されました霞堤方式等による堤防の整備を行い、事業費は約91億円であります。また、平成17年台風14号における五ヶ瀬川水系の激特事業の内容としましては、国において、五ヶ瀬川や支川の北川、祝子川などで河道掘削、堤防の整備、安賀多橋のかけかえ、排水ポンプ場の設置等を行い、その事業費は約200億円であります。県においては、家屋等の浸水被害の軽減を図るため、祝子川支川の蛇谷川に排水ポンプ場の設置を行い、その事業費は約10億円であります。

○田口雄二議員 北川、五ヶ瀬川水系ともに、国と県を合わせて210億円の事業費、合計420億円をかけての防災対策事業でしたが、両事業の県管理区間での激特事業の効果はどうであったのか、県土整備部長に再度伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 北川におきましては、激特事業の完了後に、さらなる家屋の浸水被害の軽減を図るため、平成16年度から国の補助事業により、宅地のかさ上げを実施しているところであります。この結果、平成9年洪水時には648戸が浸水しましたが、今回の台風16号では、24戸と大幅に減少したところであります。なお、宅地のかさ上げが完了した132戸につきましては、浸水の被害もなく、激特事業とあわせた整備効果があらわれたものと考えております。

また、蛇谷川におきましては、激特事業で設置した排水ポンプが機能したことにより、平成17年洪水時には484戸だった家屋等の浸水被害が、今回は発生しておらず、その整備効果があらわれたものと考えております。

○田口雄二議員 平成17年の台風被害のときには、桜ヶ丘・祝子地区で祝子川の支流の蛇谷川の内水があふれ、484戸の住宅が床上・床下浸水しました。当時、私はそこに住んでおりました。我が家は床上70センチまで水が上がってきました。平屋であったため荷物を上げるところが少なく、また急速に水位が上昇したため、貴重な写真や子供たちが描いた絵などの避難が間に合わず、大事な思い出深いものをたくさん失いました。しかし、この大被害を受け、激特事業により毎秒5立方メートルを排出する排水ポンプが設置され、地区住民の長年の要望が実現し、安全性への大きな期待が寄せられていたところでもあります。今回の台風16号の襲来した当日は、この排水ポンプが10時間と8分、フル稼働で内水を18万2,400立方メートル排出したことにより、本当にぎりぎりのところで、1軒の住宅の被害もなく切り抜けることができました。私は現在、その排水ポンプの目の前に住んでおり、その設置効果の大きさは実感できました。設置に対して心から感謝をしたいと思っております。

今回の2つの激特事業により人的な被害もなく、以前に比べると被害も大きく軽減されました。しかし、北川地区は間もなく激特事業から既に20年を迎えようとしており、河川内に土砂がまた堆積しており、「手を打たないと被害が出る」との心配の声が上がっております。激特事業後のこれまでの取り組みと今後の取り組みを、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 北川におきましては、洪水時に霞堤下流の開口部から川の水が流入することから、激特事業で河道掘削を行い、霞堤内部の水位の低減を図っております。その水位は土砂の堆積に大きく影響を受け

ることから、整備した河道を維持していくことは非常に重要であります。このため、事業完了後におきましても、その変化を把握するための河川の横断測量や定点観測などによるモニタリングを実施してきたところであり、平成16年、17年の洪水において顕著な土砂の堆積が確認されたことから、これまでに約8万立方メートルの除去を行ってきたところであり、今回の台風でも土砂の堆積が確認されていることから、現在、河川の横断測量を行っているところであり、その結果により、計画的な除去を実施いたします。今後とも継続してモニタリングを行い、適切な河川の維持管理を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 最近の雨の降り方は以前とかなり違ってきており、「観測史上最高」という形容詞がいつもつく状況です。ふだんからの被害予防策をぜひともよろしく願いいたします。

次に、平成9年時には、北川上流にある大分県企業局のダムの放流が被害を大きくしたのではないかと、損害賠償の訴訟問題まで起きてしまいました。今回の北川ダムの放流に関する状況を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(東 憲之介君) 北川ダムを管理している大分県が公表した資料によりますと、9月の台風16号では、19日午後10時18分から翌朝の午前7時30分まで、洪水調節を行っております。今回ダムに流れ込んだ流量は、最大で毎秒1,240立方メートルに達しており、このときダムでは、洪水の一部を貯留することにより、下流に流す水の量を毎秒約950立方メートルに減らすことで、下流河川の水位を低減させております。今回の台風では、延岡市熊田橋地点の河川水位を約60センチメートル低下させたと

試算されております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。大分県内の降雨量がそれほどでもなく、流れ込んだ洪水の一部をため、放水量も控え目にさせていただいたことで、逆に水位が下がったという、大変ありがたいことであります。

次に、今回被害が一番大きかった北川町曾立地区、ここは内水対策がうまくできておらず、これまでも何度も福祉施設等が浸水しており、今回も一帯が海のようになっていました。私たち県北の9人の県議は、9月23日に知事と県土整備部長に、今回の被害が出たところの早急な浸水対策を要望させていただきましたが、この北川町曾立地区の浸水対策を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(東 憲之介君) 曾立地区においては、堤防の整備が完了しているところですが、今回の台風では、北川の水位が上昇したため、北川へ流れ込む曾立谷川の水が排出できずにあふれる、いわゆる内水により、福祉施設等の浸水被害が発生したところあります。内水対策につきましては、河川や水路の管理者が、それぞれの役割のもとで対応しているところであり、曾立地区の対策につきましては、原則として、曾立谷川の管理者である延岡市が検討されるものでありますが、北川本川の管理者である県としましても、延岡市とともに今回の浸水被害を検証し、どのような対策ができるのかを一緒に考えてまいりたいと存じます。

○田口雄二議員 延岡市としっかり協議をしながら、浸水対策を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、今回の台風では、切れ目のある堤防から田畑に水を逃がして被害を最小限にとどめる

霞堤が、大きくクローズアップされました。全国にまだ残っているようです。地域の皆さんには全く被害がないわけではありませんが、小さな被害で大きな被害を防ぐ、すごい先人の知恵に感心させられました。しかし、霞堤のある川坂地区では、北川本流が増水時に、堤防の下の川砂利層を水が通り抜け、田畑から噴き出したパイピング現象が起きたようで、大小の穴が多数見つかっております。昨年の鬼怒川の堤防決壊の要因の一つでもあると言われておりますが、この北川川坂地区における堤防の崩壊にもつながるパイピング現象の対策について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 川坂地区におきましては、議員のお話にもありましたように、今回の台風による河川の水位上昇により、川の水が堤防の地下を通り、田畑の表面に土砂とともに噴き出すパイピング現象が確認されており、再び河川の水位が上昇しパイピングが進行しますと、堤防の基礎部の土砂が失われ、沈下や崩壊の原因となります。この対策としましては、川の水が堤防の地下を通りにくくするために、鋼製の矢板を堤防沿いに連続して打ち込む計画であり、今月中には国の災害査定を受けることとなっております。査定決定後は、来年の出水に向けて速やかに対策を実施してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。このパイピング現象は、北川に限ったことではなく、河川の増水時にはどこでも起こると言っても過言ではありません。住宅等が多いところの堤防には、既に矢板が打ち込まれているところもありますが、各堤防のチェックもよろしくお願いいたします。以上で、防災対策に関連する質問を終了いたします。

次に、人口減少対策について質問します。

今春卒業した高校生の県内就職率が、昨年よりは0.8%上がり54.8%になりましたが、残念ながら2年連続全国最下位になりました。3,093人就職していますが、そのうち1,398人が県外に流出しています。大学進学で県外へ進学した生徒も入れると、相当な数になると思われれます。冒頭に申しましたように、知事会も危機感を持っているように、東京の一極集中が加速し、東京の人材の吸引力はさらに力を増しており、流出を総力を挙げてとめなければなりません。まず、県内の人口が減少している要因は何なのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 本県の人口の推移を各年10月1日現在で見ますと、平成8年の117万7,407人をピークに減少し、平成28年には109万5,863人と、110万人を割り込んでおります。人口の増減には、県内への転入と県外への転出による「社会増減」、出生と死亡による「自然増減」がございます。本県の近年の状況を見ますと、おおむね人口が増加していた平成8年までは、自然増が社会減を上回っておりました。平成9年以降は、自然増が縮小し社会減を補うことができず、人口減少の局面となりました。さらに平成15年以降は、自然増減も減少に転じ、社会減との同時進行により、人口減少が加速している状況でございます。人口減少の主な要因としましては、社会減については、大学進学や就職などによる若年層の県外流出、自然減については、少子化による出生数の減少や高齢化による死亡数の増加によるものと考えております。

○田口雄二議員 平成15年以降は、社会的な減少ではなく、自然の増減も既に減少に転じています。若者を県内にとどめるだけではなく、産

み育てやすい環境を整え、出生率をさらに上げなければなりません。県内自治体が移住促進のPR動画をつくっており、話題になっているところもあります。話題だけで終わることなく、実績につながる市町村との連携をお願いいたします。

次に、中高生の県内就職への取り組み、職場体験、インターンシップの状況を、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 現在、県内全ての公立中学校では、2日から3日間の職場体験を、県立高校では、職業系の学科を中心に3日から4日程度のインターンシップに取り組んでおまして、将来の進路を考える中学・高校生にとって、勤労観・職業観の醸成に加え、地元企業を知る貴重な機会となっております。この取り組みをさらに充実させるためには、生徒がさまざまな職種や業種の中から選択できるよう、受け入れ企業をこれまで以上にふやすことが重要であると考えております。このため県教育委員会では、今年度、商工会議所等を通じて多くの県内企業に協力を依頼するとともに、受け入れ企業を開拓するための就職支援エリアコーディネーターを配置したところであり、今後とも、関係機関と連携し、職場体験やインターンシップの充実に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 県内の全ての公立中学校で職場体験、県立高校の職業系の学科で全て実施しており、積極的に取り組んでいると理解いたしました。

ただ、相当前から取り組んでいるにもかかわらず、県内にとどまる生徒がなぜ少ないのか。まだ創意工夫が必要ではないかと思う次第です。生徒たちに就職のアドバイスや企業情報を

一番身近で提供できるのは教員です。そこで、県内就職の促進のためには、教員が地元企業を知ることが大切であると考えますが、その取り組みを教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 県内就職を促進するためには、生徒だけでなく教員が、地元企業の持つ魅力やすぐれた技術力等をしっかりと理解することが重要であると考えております。そのため、県教育委員会では昨年度より、教員による地元企業の視察研修の機会をふやすとともに、熟練工を学校に招いて、教員に技術指導を行ってもらうなど、教員と企業との交流の場を積極的に設けているところであります。今後とも関係部局等との連携を図りながら、教員が地元企業を理解する取り組みを、一層推進してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 先日テレビで、都城商業高校の父兄が、バスで都城市内の企業訪問をするニュースが流れていました。インタビューに答える母親が、「こんなにいい会社が地元にあることを知らなかった。子供ともう一度じっくり話し合いたい」というようなコメントをしていました。本県は中小企業が多く、技術等が高いものを持っていながら、うまくPRできていないところが多くあります。高校生と父兄、学校関係者と企業との出会いを、これからも積極的につくっていただきたいと存じます。

高校生の県内就職を促進するために、県はどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 高校生の県内就職を促進するためには、県内企業の魅力を高校生にしっかりと伝えられるよう、これまで以上に県内企業と高校の接点をふやしていく必要があると考えております。このため県では、

地元企業と高校をつなぐ県内就職支援員を配置し、高校への企業情報の提供や、企業と高校の担当者によりワークショップの開催などに取り組んでおります。また、高校生が企業の魅力に直接触れる機会を提供するため、宮崎労働局との共催で、6月に3年生を対象とした県内企業説明会を開催いたしました。さらに、2年生を対象とした企業ガイダンスや、1年生を対象とした県内企業・進学先体験フェアを開催する予定としております。今後とも、教育委員会等と連携し、高校生の県内就職の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今回、大手の精密機器メーカーの日機装が宮崎市内に進出していただくというビッグニュースがありました。社長のコメントに、「若者の県内就職が極めて低いことが、逆に優秀な人材を確保しやすいのではと判断」、県内から新規に400名ほど採用するとも報道されています。ただ、宮崎に進出するのは、やはり甲斐社長が宮崎市出身ということが一番大きなポイントでしょう。西都市出身の全日空の伊東会長のふるさとへのありがたい配慮も感じます。本年、延岡市出身の真栄田雅也氏がキャノンの社長に就任しています。ちなみに、真栄田社長は、太田清海県議の延岡高校テニス部の2年後輩です。太田ルートの活用も十分考えながら、県内出身の社長への知事のトップセールスも含めて、雇用拡大に向けてアプローチすべきです。また、教育現場では生徒たちに、高い給料等ばかりにとらわれず、3年連続の日本一物価の安い本県、過ごしやすさも含め、手元に残るのはそう変わらないことなども、ぜひとも伝えていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。これまで何度かお話をさせていただきましたが、延岡の県議5人は年

一度、延岡地区建設業協会と建設関連団体の計10団体と意見交換をしています。入札制度や最低制限価格の見直しを求める声も多く寄せられ、人材不足等々厳しい状況に対する要望を、各団体の皆さんから伺いました。人材確保で質問すると、意外にも高校生のインターンシップを受け入れている企業が多く、それだけ人材確保に危機感があつての取り組みだと思えます。その後、懇親会になって、「県内では、倒産ではなく休廃業や解散をする企業が2015年に355社もあり、ここ10年、300社以上で推移している。企業総数に対する比率は全国ワースト2位である」、この対策について、6月議会時に私が質問したことを話すと、驚いたことに、周りの各団体代表の多くから、「うちも息子には継がせない。息子も継ぐ気はない」との声が次々に寄せられました。業界の疲弊ぶりと、将来を悲観していることを改めて実感させられました。建設産業は、防災対応等を担い、地域の経済と雇用を支える重要な産業です。厳しい経営環境にあるが、その育成にはどのような取り組みをしているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 建設産業の育成を図るためには、将来を見通すことができる経営環境の整備へ向けた取り組みが重要であるとと考えております。このため県では、厳しい財政事情の中で安定的な事業量を確保するため、まずは国の公共事業予算の確保に向けて、知事を先頭に全力で取り組んでいるところであります。また、予算の執行に当たりましては、県内業者への優先発注はもとより、総合評価落札方式における地域企業育成型の実施や災害対応力強化の観点から、指名競争入札を制度化するなど、地域の建設業者が受注しやすい環境づくりに努めております。さらには、改正品確法

の趣旨等も踏まえ、適正な予定価格の設定や、ゼロ県債の活用などによる発注の平準化に取り組んでいるほか、今年度からは、週休2日モデル工事の試行なども実施しております。今後とも、建設産業の育成にしっかり取り組んでまいります。

○田口雄二議員 少し余裕をいただければ、従業員にもっといい環境を提供できます。多くの若者が優良な納税者として宮崎県に残っていただければ、県にとっても地域経済にとってもありがたいことです。週休2日モデル工事など、初めて聞く取り組みもありました。国の大きな公共事業を中心とした補正予算が県に参りましたので、業界も一息つくのではないかと思います。先ほど申しましたように、建設産業は、防災対応等を担い、地域の経済と雇用を支える重要な産業です。たとえ後継者がいなくても、優秀な社員が後を継ぐ、あるいは高い技術を人材とともに他社で引き継いでいただくとか、事業継承の御尽力もあわせて、商工観光労働部長にお願いをしておきます。

次に、延岡南道路の質問に入ります。平成24年3月、宮崎県議会でも「延岡南道路無料化を求める意見書」を提出しました。延岡南道路は、平成2年、国道10号土々呂地区の渋滞解消のためのバイパスとしてつくられましたが、高い料金設定のため思うように車が流れず、国道10号の渋滞解消の効果が出ていません。延岡南道路の料金は、NEXCO西日本のホームページを見てみますと、区間距離3.7キロメートルで、普通車が260円、大型車が410円、特大車で930円。ちなみにここには、よそにはあります軽自動車の料金はありません。まず初めに、この延岡南道路の料金設定の根拠について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 延岡南道路は、国道10号のバイパスとして、当時の日本道路公団が、一般有料道路として事業の許可を受け、平成2年に完成し供用しております。延岡南道路の料金設定につきましては、一般有料道路として整備された経緯から、高速自動車国道のような、全国で共通化された料金体系とは異なり、道路の建設や維持管理などに要する費用を、延岡南道路単独の料金収入で返済する、個別採算制による料金設定がなされたものと伺っております。

○田口雄二議員 全国の一般有料道路の普通車の料金と1キロメートル当たりの単価を、延岡市議会議員の吉本靖さんがつぶさに調査しています。彼のデータを見ますと、延岡南道路の普通車の1キロメートル当たりの料金は、海をまたぐ連絡橋などの特別な区間を除いて、全国一高い1キロメートル当たり70.3円です。全国平均33円の約2倍以上です。しかし、NEXCOがホームページで示している延岡南道路の区間距離は、国道10号までの延岡と門川の取り付け道路までもが入った距離の3.7キロメートルです。本線上の延岡南、門川の両インターチェンジ間の距離は、実際には2.6キロメートルしかありません。この距離で1キロメートル当たりの単価を出してみますと、100円となります。さらに圧倒的な日本一高い道路になります。ちなみに2番目に高い一般有料道路は、東富士五湖道路で1キロメートル当たりが58.9円ですから、2番目の道路と比較しても2倍近い料金となります。全国平均と比較すると3倍になります。しかし、問題は大型車、特大車のほうです。それは他の一般道路と比較にならないほど。特大車は本線上のわずか2.6キロメートルで930円という異常に高額な料金になります。値下げが必

要になります。

内田副知事は、宮崎県初の国土交通省からおいいただきました。スマートインターチェンジが九州内で5カ所設置されることが決まりましたが、そのうち3カ所が本県です。宮崎自動車道の山之口サービスエリア内は既に完成し、今年度中に門川南スマートインターチェンジが開通予定です。大変ありがたく、地元の皆さんは開通を待ち望んでいます。ただ危惧するのは、この南道路の余りの交通料金を敬遠する特大車が、南道路手前で高速をおり、国道10号に向かう区間が、県北で最大の一ヶ岡団地を通行することです。道路事情を著しく悪化させ、地元住民からは、交通安全対策、また騒音、路面の痛み等々、改善の要望が出されています。今後、門川南スマートインターチェンジが開通すれば、ますます延岡南道路を回避しやすくなると懸念いたしますが、内田副知事のお考えを伺います。

○副知事（内田欽也君） 延岡南道路は、本県の東九州自動車道の有料区間のうち最も多く利用されている区間ではありますが、さらなる利用促進を図る観点からも、割高となっている料金体系を見直すことが課題の一つであると認識しておりますので、引き続き国に働きかけてまいりたいと思います。

また、門川南スマートインターチェンジの開通による延岡南道路への影響につきましては、計画段階で推計した将来交通量の結果からは少ないものと想定をしておりますが、開通後は、周辺道路の利用状況も含めた効果や影響について、国や沿線市町との連携を図りながら、引き続き注視をしていく必要があるものと考えております。

○田口雄二議員 おりる車は少ないと想定した

のは門川町だそうですが、その想定はにわかには信じがたいものです。高速道路はインターチェンジが中心部ではなく郊外にあり、距離的には遠くなります。よって、県北から来る車は、宮崎西インターではなくて西都インターで高速をおりる車が実に多いです。料金の関係もあり、私もそのルートで県議会に来ることが多いです。今度は延岡に向かう車が同じ行動をとることは目に見えております。特に高額な特大車は敬遠すると思います。無料化実験の際は、当初の国道10号の渋滞解消は余りにも劇的で、南道路が逆に渋滞するほどでした。無料とまでは言いませんが、値下げは必要です。提案ですが。

この南道路の料金設定は、日本道路公団が平成2年、償還期限30年の独立採算制の一般道路として開通しました。本来であれば平成32年には無料になる予定でした。しかし、平成17年の公団の民営化で、高い料金はそのままで、料金プール制の高速道に編入されてしまいました。平成32年に無料化されるはずが、金額はそのままで、償還期限が平成72年に延長されています。30年で無料になると信じて高額な料金を払い続けてきたのに、それが70年間に延びてしまいました。余りにも理不尽です。値下げを訴える権利があると思います。延岡南道路は日本一料金が高いと認識しておりますが、この状況を河野知事はどうお考えか伺います。

○知事（河野俊嗣君） お尋ねのありました、割高となっております延岡南道路の料金につきましては、現在、料金体系の見直しについて、国に検討をお願いしております。延岡南道路に関するさまざまな課題への対応に当たりますのは、沿線の地域全体を広域的に捉えた上で、料金体系の見直しとあわせて、さら

に2つの課題に取り組む必要があると考えております。1点目は、周辺的生活道路への大型車の流入について、2点目は、生活道路における交通事故の発生であります。県といたしましては、引き続き、国や延岡市との連携を密に図りながら、延岡南道路とその周辺地域が抱える、これら3つの課題の解決に向けまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 執行部と県議会議員、そして県民の皆さんに、交通インフラが特に脆弱な本県において、圧倒的に日本一高い高速道路があることをぜひとも御理解いただくために、今回はこの質問を取り上げました。これは県北の問題だけではなく、本県の経済、企業立地、観光の面においても非常に大きな支障になります。重点港湾に指定された細島港を、九州の京浜・関西地区への玄関としても利便性の高いものにするためにも、無料化か値下げが絶対必要になります。

国は値下げをなかなか了解してくれませんが、本年5月の神奈川新聞にこんな記事が載りました。「横浜横須賀道路 来年4月から490円値下げ」。内容は、「横浜横須賀道路は首都圏の高速料金の中で際立って高く、県や地元が値下げを求めていたが、2016年度に予定する高速料金体系の見直しに合わせて引き下げる。菅官房長官が、料金引き下げの要望に訪れた黒岩神奈川知事と自民党県連幹事長の竹内県議、そして小泉進次郎衆議院議員に、政府として950円に下げると述べた」と書かれています。総延長32.7キロメートルで、1,440円から490円下げて950円にするようです。異常に高いと言っている1,440円は、1キロメートル当たり44円、延岡南道路の半額以下です。950円になると1キロメートル当たり29円になります。南道路の3分

の1以下です。菅官房長官は横浜市選出、小泉衆議院議員は横須賀市選出です。政治力の違いか。延岡南道路があるところを選挙区にしている国会議員は一体何をしているのか。自分の選挙区に断トツで日本一高い高速道路があることを知っているのか。道路事情が脆弱な地元の状況をもっと真剣に考えていただき、精力的に値下げに取り組んでいただきたいと存じます。

次に、商工行政について伺います。先ほどもお話ししましたように、宮崎ハイテク工業団地に日機装の航空機部品の新工場建設の大きなニュースがありました。県内の自治体は、東九州自動車道の宮崎―北九州間の全線開通等、交通インフラの向上や地方創生の動きを踏まえ、製造業や情報サービス業など、県内への企業立地が進んでいます。企業立地を推進するためには、企業情報の収集を初め、受け皿となる工業団地の整備や優遇措置の充実などが求められています。そこで、工業団地整備のための市町村への支援等について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 製造業を初めとします企業立地を推進する上で、企業ニーズに対応できる工業用地をあらかじめ確保しておくことは、大変重要であると考えております。このため県といたしましては、市町村が実施する、おおむね20ヘクタール以上の工業団地の造成に係る調査事業や、基盤施設の整備に対して補助を行っております。

なお、調査事業につきましては、中山間地域の市町村が行う場合、補助対象を5ヘクタール以上としているところであります。今後とも、立地環境のさらなる向上を図るため、新たな工業団地の整備を促進してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 工業団地整備の補助対象が、市町村が実施するおおむね20ヘクタール以上、中山間地域は5ヘクタール以上ということですが、県内には、大きな工業団地を整備したにもかかわらず、多くが売れ残っている工業団地もあります。市町村にとっては大きな投資となるし、20ヘクタールとは、かなりハードルが高いのではないかと思います。市町村からの要望もあるのではないかと思います。県において補助対象になる工業団地の面積要件を見直す考えはないのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 県といたしましては、地域経済への広域的な波及効果の観点から、一定規模の工業団地の整備を促進するため、おおむね20ヘクタール以上の面積要件を設けているところでございます。しかしながら、まとまった土地の確保が困難であるといった市町村からの要望を踏まえ、昨年度からは一部要件を見直し、中山間地域の調査事業の対象を、20ヘクタール以上から5ヘクタール以上に面積要件を引き下げたところであります。今後とも、経済波及効果の高い工業団地を整備するため、地域の実情を踏まえ、本事業がより活用されるよう努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 市町村と連携を密にして、企業が進出したくなるような下地づくりをよろしくお願いいたします。

次に、県内企業間の連携について伺います。先日、宮日新聞にうれしい記事を見つけました。延岡の地ビールメーカーの宮崎ひでじビールが、醸造タンクを、これまでオーダーしたことがない延岡鉄工団地内にある池上鉄工所に依頼をした。池上鉄工所は、アメリカのNASAからオーダーを受けたこともある高い技術を持

つ、延岡鉄工団地の老舗企業です。この地元企業への製造依頼と納入した記事を見た地元の水産関連会社から、漁で使う網の洗浄機の注文があったという内容です。これまで全く取引のなかった企業間の新たな受注で、地元にもっと需要が眠っているのではないかと。製造業は、高い技術を持ちながら、営業や情報発信が苦手なところが、えてして多いものです。今回の経緯をきっかけに、延岡鉄工団地協同組合内に異業種の若手経営者等が情報を共有し、集団としての営業に新たに取り組んでいます。行政には、どの企業がどんな技術を持っているかの情報を蓄積したスペシャリストを育ててほしいとのリクエストも出ています。そこで、県内企業間の連携促進の取り組みについて、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 県内企業間の連携促進につきましては、産業振興機構や工業技術センター等の支援機関が実施しております企業訪問、相談業務などの各種支援活動の中で行っておりまして、個別具体的な相談に応じ、必要な技術、製品などを有する県内企業の紹介、あっせんなどにより、企業間の連携・マッチングに取り組んでいるところであります。これらの取り組みによりまして、食品加工業者が県内企業と連携し、独自の技術を生かした乾燥装置を開発・製造した事例や、製造業者が金型の発注先を県内企業に切りかえた事例など、多くの事例が出てきております。このような企業間連携は、既存技術を応用した新たな分野などでの取引拡大や、経済の地域内循環、さらには県際収支の改善にもつながりますことから、県といたしましては、各関係機関が有するコーディネート機能の強化を図りながら、企業間の連携に、より一層取り組んでまいりたいと

考えております。

○田口雄二議員 今回の発端をつくった宮崎ひでじビールは、2011年に新会社としてスタートしています。永野社長は、地域に貢献できる事業体でありたいと思い、宮崎の農業を応援する「農援プロジェクト」を積極的に推進しています。県内でのホップ栽培にも着手しており、成功すれば100%県産の地ビールができ上がります。中小企業庁が2016年の「はばたく中小企業・小規模事業者300社」に選定しています。今回のことでさらに地元企業間の連携が深まり、地域の活性化につながってほしいものです。コーディネート機能の強化をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本県のアンテナショップ「新宿みやざき館KONNE」について伺います。久しぶりに行って見た新宿のKONNEは、場所を間違えたのかと思うほど周りが見え変わっていました。隣の広島県のショップは移転しており、KONNEだけになってしまいましたが、目の前に巨大な高速バスターミナル「バスタ新宿」がこの4月に完成しており、人の流れもがらりと変わりました。バスタ新宿のオープンによる大きな環境変化がありましたが、新宿みやざき館KONNEの現状について、また新宿みやざき館KONNEの見直しの検討状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 新宿みやざき館KONNEにつきましても、KONNEがある新宿駅南口におきまして、ただいまお話がありましたとおり、ことし4月に、一日約3万人が利用する高速バスターミナル「バスタ新宿」や、30、40代の女性をターゲットとする商業施設等がオープンしたところであります。こ

れらのオープンによりまして、KONNE周辺におきましても、4月以降、売り上げと客数が伸び、その後、台風等の天候の影響もあり、やや落ちた時期もございますけれども、総じて好影響を受けているところでございます。

県としましては、このような状況を踏まえまして、現在、KONNEの状況について検討を行っているところでございます。東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、ますます高まる首都圏の活力を活用していくため、検討しているところでございます。具体的には、県産品の展示・PRや本県の食の提供、交流・イベントの実施といった情報発信拠点に求められる機能について、現施設のリニューアルとほかの地域への移転のどちらが効果的に発揮できるのか、検討を進めているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、バスタ新宿等のオープンによりまして、新宿駅南口周辺の集客力や情報発信力が高まっておりますことなどから、現施設のリニューアルを中心に、市町村や関係団体等の御意見も伺いながら、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 時間が参りましたので、以上で終了いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕（拍手） 愛みやざきの有岡です。先月、うれしいニュースが飛び込んできました。先ほど田口議員からも紹介がございました、精密機器メーカーの日機装株式会社が宮崎市高岡町に大規模な新工場を建設するというニュースで、先月29日、知事立ち会いのもと立地調印式が行われました。工場建設場所は、宮崎市高岡町高浜の宮崎ハイテク工業団地であり、400人以上の雇用が見込まれるなど、本

県にとっても大いに期待される企業の進出であります。関係者の御尽力に深く感謝するとともに、これから地元としても協力してまいりたいと考えております。

さて、この機会に、地元高岡を幾つか御紹介させていただきたいと思っております。今回のハイテク工業団地の東側には、国の指定史跡、穆佐城があります。穆佐城には、島津家9代当主の島津忠国の誕生杉があり、高岡ゆかりの島津久豊、忠国は、今上天皇の直系祖先に当たります。また、近くには、高木兼寛先生の生誕の地、穆園広場があります。さらに、母なる川、大淀川を上流へ行きますと、昭和10年に国の天然記念物に指定された月知梅や、さらに上流へ行きますと、樹齢800年以上の去川の大イチョウがございます。

また、町の中心部には、桜の名所である天ヶ城公園があり、武家屋敷や錬士館など、文武両道の町として現在に至っております。特に、文教の町として多くの人物が育っています。明治23年、本田親美氏は、遠い北海道旭川町（今の旭川市）の初代戸長として、旭川地方の開拓に尽力され、現在、旭川市の公園内に本田親美顕彰碑が残されています。

また、大正13年、宮崎市の初代市長の大迫元繁氏も高岡町本町の出身です。さらに、昭和30年に公選3代の二見甚郷知事が誕生しております。ちなみに、このときの副知事は黒木博氏でありました。その4年後、二見甚郷氏は参議院議員となり、現在では松下参議院議員が活躍されるなど、多くの人材を輩出しております。今でも薩摩の郷中教育の影響を受けた町として、「宮崎市高岡町教育の日」として、地元小学生・中学生が集まり、合同学習を行っています。

また、30年ほど前、私が高岡町教育委員会で

社会教育に携わったときも、婦人会活動が盛んで、藤原てい先生を婦人大会に招き、講演をいただきました。バレーコート3面がとれる天ヶ城体育館いっぱいには婦人会の皆さんが集まる中、鷹の目・蟻の目のお話はわかりやすく、記憶に残るものでありました。まちづくりには、女性の得意とする蟻の目、男性の得意な鷹の目、両方が大切であるというお話は、先月15日に他界された先生の激励の言葉となりました。

大変地元の紹介が長くなりましたが、今回通告の11項目の質問におきまして、宮崎県の経営者である知事を初め、執行部の皆さんに、鳥の目、虫の目、魚の目という3つの視点から、通告に従い質問してまいりますので、明快なる答弁をお願いいたします。

まず、知事の政治姿勢について御所見をお伺いいたします。

全国知事会議において河野知事は、スポーツ・文化・観光プロジェクトチームリーダーとして、本年8月と10月に、関係省庁に対し、スポーツ・文化・観光振興施策について提言を要請されております。そこで、今回の提言を通し、本県におけるスポーツ・文化・観光の連携強化と地方創生の実現へどのようにつなげようとされているのか、知事の考えをお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

スポーツや文化は、人々に夢や感動・活力を与えると同時に、地域への誇りを高め、愛着を深めるものであります。また、これらを観光などの産業に結びつけることで、地域経済にも大きな効果が期待できると考えております。こと

しのリオデジャネイロオリンピック、先ほど延岡出身の選手の活躍の話がありましたが、地域の誇りということもあります。また、ブラジルでは、さまざまな効果もあったかと考えております。

このような中、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を全国に波及させるべく、現在、国・地方を挙げたさまざまな動きが出ているところであります。全国知事会におけるプロジェクトチームについて御紹介いただいたところでありますが、地方での取り組みというものを国も強力に後押ししてほしいということで、強く求めているところであります。スポーツランドみやぎを掲げる本県としましても、現在、「おもてなしプロジェクト」を、各部局や官民の連携のもと、強力に推進しております。

本県では、国民文化祭や2巡目国体なども予定されておりますので、御指摘のように、スポーツ・文化・観光、その他さまざまな分野の連携を強化し、スポーツランドみやぎ、世界ブランドを生かした地域づくりなどの取り組みのさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。東京オリンピックの話題においても、国民の関心事として、大会後のレガシーが話題となっております。国民文化祭や国民体育大会などを成功させることはもちろんであります。大会後のレガシーが県民にとって大きな意味をなしております。そこで、将来の財産として、国民文化祭や国民体育大会を通して、県民に何を残そうとされているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国民文化祭や国体など

の大会は、本県が持つさまざまな魅力、宝というものを全国に発信する絶好の機会であると考えております。その開催を通じて、本県のイメージアップや観光・交流の拡大につなげますとともに、多くの県民が地域の魅力を再発見し、郷土への自信や誇りを深める契機としたいと考えております。

また、開催に向けまして、本県の将来の芸術文化やスポーツを担う人材の育成を図りますとともに、障がいの有無にかかわらず、ひたむきに活動に取り組む姿に直接触れることで、将来を担う子供たちにとっても、大きな力となるのではないかと期待しているところであります。

そして、大会の開催を通じて得られた有形・無形の財産——オリンピックに関してはレガシーというような表現で言われておりますが——を生かして、県民・企業・関連団体が生き生きと躍動し、県内各地に、文化・スポーツはもとより、観光を初めとする産業振興にもつながっていく、そのような大きな動きをつくり出してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま郷土への自信や誇りを高める機会ということで、大変期待したいと思っておりますし、全国知事会の提言にありますように、文化活動・スポーツを「する」だけにとどまらず、「見る」「支える」という、誰もが参加できるステージへと成長させていくことが必要であります。本県の産業振興につながる流れを期待しております。

次に、もう一問、知事に質問させていただきますが、衆院内閣委員会で、今月2日にIRを推進するための法案が可決されました。その報道を受け、新聞紙上では、知事は「地方の活性化という観点から関心を持って前向きに検討している」とあります。2年前の知事選挙のとき

にも、「カジノを含む統合型リゾートについては、国において健全性など制度設計がなされることを前提に前向きに検討したい」と答えておられます。

和歌山県は平成16年8月、地方自治体カジノ協議会発足以降も、県のホームページ上で取り組みを紹介しています。また、ことし10月、IR議連総会において、各地での積極的な取り組みが紹介されております。本県においても、今後の課題である県民にわかりやすく説明することが大切であり、議論の場が必要と考えます。そこで、IRについてどのように取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 統合型リゾート、いわゆるIRにつきましても、経済の活性化や観光浮揚なども期待されますことから、私も大変関心を持っておるところであります。今、にわかに今国会での議論というものが高まっておるところで、その動きを注視しているところであります。

IRに関しましては、ギャンブル依存症や青少年の健全育成対策のほか、地方での実現可能性など、さまざまな課題が指摘されているところであります。今後、IR推進法が成立した場合、施行後1年以内に制定されますIR実施法案の検討過程において、それらの対応策が明らかにされるというようなことを伺っているところであります。

私としましては、これらの課題に対する制度上の措置が十分になされるのか、また、規模や経済効果が本県の実態に即したものになるのかといった点について、情報収集に努め、検証を行うなど、しっかりと県民の間での議論も高め、前向きに検討してまいりたいと考えており

ます。

○有岡浩一議員 知事の政治姿勢について、3問お伺いいたしました。ここで、10年ほど前の話になりますが、先月の青森市長選挙で見事当選された小野寺晃彦氏が宮崎市財務部長当時、私は宮崎市議会にお世話になっておりました。そのとき、小野寺氏が一言、「県庁に来られている河野氏はすばらしい先輩です」と紹介されたことを思い出しました。確かに、人格、頭脳、キャリア、すばらしい知事ではありますが、これからの知事の政治姿勢に期待をし、一人の政治家を紹介したいと思っております。

それは、シンガポールの独立の父と言われるリー・クアンユー首相であります。直接お会いしたことはありませんが、21世紀のための友情計画（ASEAN青年招聘事業）を約30年前、高岡町で受け入れたとき、担当者としてシンガポールの青年との交流を行いました。そのときの印象は、シンガポールの独立を誇りとし、リー首相を尊敬し、日本に追いつくために、どンドン伸びようとするエネルギーを同世代の若者から感じたものです。そのころ、リー首相は、「日本を見習え」を基本方針としていて、政治家としての信条は「自分の評価は30年後でいい」と言われていたそうです。

ASEAN青年招聘事業を受け入れてから30年後のシンガポールを訪れると、経済・観光・文化において、常に成長し続ける姿がありました。その一つが今回のIRです。2004年8月、首相に就任した3代目のリー・シェンロン首相によってIR導入の検討が発表され、国民にIR導入後のイメージを持たせ、理解を求め、2010年に2つのIRをオープンさせております。ちなみに、現在の宮交ボタニックガーデン青島が1965年10月15日にシンガポール植物園

と姉妹植物園となったのは、51年前の黒木知事
のときであります。

ぜひ、政治家・河野知事のカラーとして、
「自分の評価は30年後でいい」、そういう思い
で、鷹の目・蟻の目、さらにトレンド・時代の
流れを見きわめる力で、大胆に県政運営に挑戦
していただくことを願っております。

次に、日本版DMOについて、商工観光労働
部長にお伺いいたします。

観光庁が規定した日本版DMOは、「地域の
「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと
愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った
観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係
者と協同しながら、明確なコンセプトに基づい
た観光地域づくりを実現するための戦略を策定
するとともに、戦略を着実に実施するための調
整機能を備えた法人」となっておりますが、本
県における日本版DMOの取り組みの現状につ
いてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 日本版D
MOは、地域での観光消費額を伸ばすことによ
り、「持続可能な観光地域づくり」を実現する
ため、その推進組織として、国が登録制度を創
設したものでありまして、本県では、みやざき
観光コンベンション協会が、本年5月に「地域
連携DMO」の候補法人として登録されてお
ります。このため、同協会では、DMOの構築に
向け、地域の多様な関係者との合意形成を図る
ため、農林水産業関係者などを新たに役員に加
えるとともに、関係団体や市町村等との意見交
換会を各地区で実施しているところでありま
す。

また、県としましても、同協会と連携して、
マーケティング機能強化に向けた調査事業や、
地域の観光の担い手を育成するための「観光み

やざき創生塾」などを実施しているところで
あります。今後とも、同協会と一体となってDM
Oの構築に取り組み、「持続可能な観光地域づ
くり」を実現してまいりたいと考えておりま
す。

○有岡浩一議員 ただいま、現在の取り組みに
ついて御紹介がありました。日本版DMOの
推進には、各地域で活躍する観光人財が必要で
あります。そこで、人財育成の取り組みが急務
であり、調整機能のポイントとなりますが、人
財育成に対する県の取り組み状況を再度お伺い
いたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 議員御指
摘のとおり、DMOの構築のためには、観光地
域づくりを牽引するリーダーの育成が何より重
要でありますので、今年度から、「観光みやざ
き創生塾」開講したところでございます。創生
塾は、県内外で活躍する講師陣からの講義に加
え、フィールドワークを含めた2泊3日の特別
研修を実施するなど、実践的なカリキュラムと
なっておりまして、公募により県内各地から集
まった意欲ある54名の観光関係事業者等が受講
しているところでございます。

今後とも、市町村、民間事業者等と連携し、カ
リキュラムの充実に努めますとともに、塾生の
フォローアップやネットワークの強化を図るな
ど、本県における観光人財の育成に中長期的に
取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 どうもありがとうございました。日本の観光の中で、日本人が資源だとい
うことを言われる場合があります。人を生かすこ
と、そして人を求めて、日本人というものを理
解しに、海外からも多くの方が見えられる。そ
ういった意味では、人財育成というものは大き
な力になると考えますので、どうぞ積極的に進

めていただくことをお願い申し上げます。

次に、公共施設管理事業について、総務部長にお伺いいたします。

本年8月に示された宮崎県公共施設等総合管理計画において、建物系施設を846施設保有し、老朽化の進行が明確となっております。そこで、全庁的な体制として、公有財産調整委員会の組織と機能における積極的な取り組みが必要であります。公共施設等の維持管理についてどう認識されているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 公共施設等総合管理計画の策定に当たりましては、建物系施設の現状と将来予測につきまして、さまざまな角度から分析を行ったところであります。20年後には、大半の施設が建設後30年を経過することになります。現在保有する全ての施設について、一定の周期で改修や更新を行うことを前提として試算いたしますと、今後40年間で約6,725億円の経費が必要と試算されます。このため今後は、建物系施設の適正配置や適切な維持管理により経費の圧縮に努め、財政負担の低減化・平準化を図っていくことが大変重要であると考えております。

○有岡浩一議員 40年間で6,725億という試算が出ています。建物系施設において財政負担の低減化や平準化を図るといふ答弁がございましたが、大変重要であります。ファシリティマネジメント推進の取り組みをどのように進めていく計画かを、再度、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 建物系施設の保有の最適化につきましては、施設ごとに利用実態等を分析し、地域の実情に配慮しながら、建てかえや他用途への転用などを行いますとともに

に、地域ごとに国や市町村との間で情報を共有して、相互の施設を有効に活用するエリアマネジメントに取り組んでまいります。

また、個別の施設につきましては、庁舎や県立学校施設などの施設類型ごとに個別施設計画を策定しまして、定期的な点検や的確な修繕などの予防的保全を実施することにより、長寿命化を図りますとともに、より効率的かつ効果的な改修や更新を行ってまいります。このような取り組みによりまして、財政負担の低減化・平準化を図ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ファシリティマネジメントにおきまして、特に未利用財産の有効活用など、スピード感を持って取り組むことが必要だと考えております。また、先日、西村議員から宮崎県東京ビルについての提案がありましたが、民間の感覚を取り入れながら、有効な管理を公有財産調整委員会において検討し、決断・実行することを期待しております。

次に、施設整備に要する資金調達について、再度、総務部長にお伺いいたします。市場公募債について、一般財団法人地方債協会を訪問し調査しましたが、導入していない県は、九州では沖縄県と本県のみです。国は、地方債の市場化を推進する観点から、活用を検討するよう通知されているようですが、県債発行について、市場公募債を導入する考えはないのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 市場公募債は、地方債の資金調達の手法の一つでありまして、国債や社債などと同様、広く市場から購入を募るものであります。本県では、現在導入していないところであります。

市場公募債による資金調達の場合、各種手数料の負担など、銀行等引受債と比較して、必ず

しも有利な条件で資金調達できるとは限りませんが、今後、施設整備等に伴いまして、県債発行が増加することを想定した場合、調達手段の多様化により、安定的な資金調達が可能になるなどのメリットもあると考えられますことから、市場公募債の発行団体が東京で開催している投資家向けの説明会への参加や、直近の導入団体の調査を行うなど、検討を行っているところでございます。

○有岡浩一議員 今後、金利の変動におきましては、市場公募地方債など、資金調達の多様化が求められると思いますので、ぜひ研究を進めていただきたいと思います。

次に、アダプト制度について、県土整備部長にお伺いいたします。

県内企業の社会貢献の一つとして、アダプト制度を活用し、企業のPRや地域住民と社員の交流など、さまざまな取り組みが可能であり、地域力向上の視点からも推進すべきと考えますが、公共施設における企業参加型のアダプト制度の取り組みについてお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 現在、県が管理する道路や河川、海岸におきましては、「クリーンロードみやざき推進事業」や「川や海の応援団制度」による取り組みにおいて、清掃や植栽、草刈りなどの活動を行う団体や企業と協定を締結し、環境保全や愛護意識の向上を図るとともに、維持管理費の低減にもつながる、いわゆるアダプト制度を導入しているところであります。

また、現在策定中の「(仮称)美しい宮崎づくり推進条例」では、市町村や県民、事業者の皆様との協働により、県土を美しくする取り組みを推進することとしており、企業との連携は大変重要であると考えております。このため、

さまざまな公共施設において、企業参加型のアダプト制度の活用について検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、アダプト制度の現状または取り組みについて御紹介がありましたが、例えば、幾つもの企業が合同で参加することによりまして、若手職員の社会参加の場となったり、交流の輪が広がるなど、意識改革にもつながることを期待しております。

次に、河川管理について、再度、県土整備部長にお伺いします。

本県が管理する河川において、河川堆積土砂の除去や河道掘削など要望が多く寄せられておりますが、現在の県の取り組み状況についてお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 堆積土砂の除去につきましては、地域からの要望が非常に多い状況にありますが、通常、県単独事業で対応していることから、家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から優先的に除去しているところであります。

このようなことから、要望に少しでも多く応えられるよう、公募した砂利採取業者に堆積土砂を搬出させることにより、より多くの堆積土砂の除去を行う取り組みや、昨年度からは、翌年度の予算を前倒しして早期に発注することを可能とするゼロ県債の活用により、次期台風期までに堆積土砂を除去する取り組みを行っているところであります。今後とも、これらの制度も活用しながら、適正な河川の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいまの答弁で、緊急性の高い箇所から優先的に除去し、ゼロ県債により、第1四半期の発注をふやし、効率的に実施していることは理解できますが、近年の集中豪

雨による浸水が増している現在、行政だけでなく、現場の業者の知恵も交えながら、今後の対策を検討していただくことを要望しておきます。

次に、県内の空き家対策について再度お尋ねいたします。

特定空家に指定される前に、行政の助言・指導・勧告が行われますが、この場合、所有者にとって相談できる場が必要であります。現在の相談体制の状況をお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 空き家に関する相談につきましては、住民に最も身近な市町村において対応することが重要でありますことから、本年4月には、県内の全ての市町村に、さまざまな空き家に関する相談に対応するため、「空き家相談窓口」が設置されたところでもあります。

また、空き家の管理・賃貸・売買などの専門的な相談に対応するため、昨年12月に一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会において、無料で相談を受け付ける「みやざき空き家等相談窓口」が設置されたところでもあります。

県といたしましては、これらの相談窓口について、現在、県庁ホームページ等で県民の皆様にも広く周知を図っているところであり、今後とも、市町村や関係団体と連携して、空き家に関する相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま御紹介がありましたように、「みやざき空き家等相談窓口」が昨年12月に一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会に設置されたということで、私どもは余り知識としてなかったんですが、ぜひ、そういう相談があったときには、市町村の窓口、さらには県の相談窓口があるということで、そういった

情報提供をしていただきたいと思います。また、平成28年度に税制改正が行われ、平成31年12月31日までの間に空き家を譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円の特別控除が適用される制度や、今年度の国土交通省住宅局のモデル事業の事例など、情報収集と情報提供を行うとともに、関係者や市町村担当者への相談支援体制を強く要望しておきます。

続きまして、農政水産部長に、高病原性鳥インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

国内では、鹿児島、青森、新潟などで鳥インフルエンザが発生しておりますが、県内の発生防止にどのように取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 鳥インフルエンザにつきましては、韓国に続いて国内でも、鹿児島県出水市等の野鳥で、病原性の高いH5N6亜型のウイルスが相次いで検出される中、先週、青森、新潟の家禽農場でも発生が確認されたところでもあります。

県では、海外の発生状況から、今シーズンは発生リスクが高いと考え、防疫メール等による情報発信や、養鶏農家全戸992農場への立入点検を実施してまいりました。これらに加え、11月からは、過去に発生があった地域の農場への再巡回や、全ての農場への電話啓発など、例年以上に対策を強化してまいりました。

このような中、国内の家禽農場での発生を受けまして、直ちに養鶏関係者を集めた緊急防疫会議を開催し、野生動物の侵入防止や鶏舎周辺への石灰散布など、防疫の再徹底を呼びかけているところでもあります。また、愛玩鶏飼養者につきましても、市町村の広報、防災無線による呼びかけ等を実施しており、さらに、餌の販売店舗等にチラシやポスターなどを掲示するな

ど、さまざまな機会を捉えて、日常の管理の徹底を啓発しております。

養鶏農家の皆様は、今、懸命に防疫作業に従事されております。県といたしましても、県内での発生防止のため、最大限の警戒のもと、関係団体と連携し、全力で取り組んでまいり所存でございます。

○有岡浩一議員 鳥インフルエンザに関しましては、私ども高岡でも毎回のように被害が出ておまして、養鶏農家の対策は当然でありましょうが、県民の皆さんの防疫に対する理解と協力、こういったものを強くお願いしておきたいと思っております。

続きまして、有機農産物について、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

農林水産省生産局の新規事業では、持続可能で環境に優しい食料の生産を目指して、オーガニック・エコ農産物安定供給体制の構築を進めております。海外における有機食品の市場の急速な拡大や、新規就農者の有機農業への高い関心などがあるようです。そこで、本県における有機農業への取り組み状況と推進の考え方を、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県における有機農業の取り組みにつきましては、綾町の「自然生態系農業推進条例」に基づく地域一体となった取り組みを初め、西諸県地域等における露地野菜や水稻、さらには、輸出を視野に入れました有機栽培茶研究会の取り組みなど、有機JAS認証を取得し、有利販売につなげるなどの取り組みが見られるところであります。

このような中、県におきましては、「環境保全型農業推進プラン」に基づき、健全な作物づくりに天敵の利用等を組み合わせた宮崎方式ICMを普及するなど、農薬や化学肥料の使用を

低減する取り組みを推進しているところでございますけれども、本県の温暖多雨な気象のもとでの有機農業は、品目によっては、病虫害対策の問題等で、安定生産の観点から普及が難しい面もございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、有機やエコ農産物への関心の高まりが見られますことから、県といたしましては、今後とも、環境に優しい農産物の生産を推進しますとともに、意欲ある実践者の取り組みをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま部長から答弁いただきましたが、例えば綾町におきましては、有機農業の町というイメージを長い時間をかけて作り上げております。そういった意味では、宮崎県の農産物は、おいしさとともに、安全・安心にこだわり続けていくべきだと思っておりますし、宮崎の変わらないブランドアイデンティティーとなることを期待しております。宮崎の農産物は安全でおいしい、こういったことが常に全国に、世界に発信できるような取り組みとして、これからも有機農業に取り組んでいただければありがたいと、そのように考えております。

それでは次に、環境森林部長に、食品ロス削減についてお尋ねいたします。

食べ物を大切にすることは命を大切にすることと教わってきた我々としては、食品ロスは減らすべきであり、一人一人が努力すべきと考えますが、食品ロス削減に向けた県の取り組みをお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 食品ロスを削減することは、廃棄物の発生抑制や減量化はもとより、大きく食料問題などの観点からも重要な課題であると認識しております。

そのため本県では、今年度から「みやざき食べきり宣言プロジェクト」を始動させたところでございます。具体的には、8月から、食品ロスの削減に取り組んでいただける食品スーパーや飲食店などを「食べきり協力店」として登録する制度をスタートさせましたほか、12月からは、幅広く県民にアピールするために、テレビスポットCMの放送や、県内各地で「食べきりキャラバン」「食品ロス削減パネル展」などを順次実施してきているところでございます。

今後は、消費者団体や業界団体などで構成されます4R推進協議会とも十分連携しながら、さらなる取り組みの強化を図り、食品ロス削減を県民運動として、広く浸透させてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 本県は食料の生産基地だという自負がありますが、つくったものを全て有効に使っていただく、そういう思いで、「いただきます」の精神で、これからも取り組んでいく必要があると思っています。環境森林部長の答弁がありましたように、県民みんなでこの取り組みを進めながら、食品に対する感謝の気持ちで食品ロス削減に取り組んでいただくことを強く要望して、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、「健康長寿日本一」について、福祉保健部長にお伺いいたします。

宮崎県では、「健康長寿男女とも日本一」を目指し、誰もがいつまでも健康で、生きがいを持って暮らすことができる健康長寿社会づくりを推進しておりますが、平成25年の本県の健康寿命全国順位は、男性71.75歳で8位、女性は75.37歳で4位となっております。ちなみに、1位は男女とも山梨県でありました。健康はみんなの願いであります。平成42年、「健康長寿日本一」を達成するために、どのような取り組

みを行っているのか、特に他県にない宮崎ならではの取り組みについてお伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 県では、「健康長寿日本一」の達成に向け、昨年度から「健康づくり」「いきがづくり」「県民一人ひとりの参加」の3つを柱として、野菜摂取量の増加を図る事業や運動の習慣化を図る事業、高齢者の生きがづくりを促進する事業など、健康長寿社会づくりのための各種事業を実施しているところであります。

特に宮崎ならではの取り組みとしましては、本県が日本有数の野菜生産地であるという特色を生かし、外食や中食で野菜を多く使ったメニューを提供する店を登録し紹介する事業や、家庭で野菜料理をつくっていただくきっかけとするため、野菜料理コンクールを実施するなど、野菜を積極的に食べる活動——これを略して「ベジ活」と言っておりますけれども——「ベジ活」を推進する事業等、取り組んでいるところであります。

また、宮崎大学医学部と連携して、骨、関節、筋肉などの障がいのために移動機能の低下を来すロコモティブシンドロームを予防するための事業なども実施しているところであります。

○有岡浩一議員 さまざまな取り組みを行っていただいておりますが、生活の質を高めるということで、クオリティー・オブ・ライフという表現がありますけれども、健康で自分らしい生活を送れることが、心身の健康、良好な人間関係など、宮崎県が目指す日本一住みやすい宮崎県をつくるという、その実現に一步近づくのではないかと考えておりますので、「健康長寿日本一」は、私どもが敬老会に行ったときも常に申し上げています。「健康で長生きしていただ

き、ぜひ東京オリンピックをみんなで見ましよう」という御挨拶をさせていただくことが多々あります。そういった意味で、この取り組みは、結果的には医療費の抑制にもつながる大きな取り組みであります。

そこで、一つ御紹介させていただきますが、先日、総合型地域スポーツクラブの可能性について勉強会があり、参加させていただきました。俗に言う1130運動、そういったものを実施している割合の高い岩手県は、1人当たりの医療費が全国平均よりも低くなっております。逆に宮崎県は、平均値よりも約3万5,000円ほど高くなっているという資料がございました。運動継続者1人当たりの年間医療費の推移を総医療費（外来費プラス入院費）で比較したとき、全国平均値に抑えることができたならば、年間約400億円の医療費抑制となるという資料でございました。「健康長寿日本一」の取り組みや、健康づくり、スポーツの実施率を上げることが、医療費抑制に大いに期待できるという勉強会でございました。

医療費を抑えるということが、これからも国民健康保険税を管理する中でも必要になってまいりますので、ぜひ連携しながら、1130運動の担当課、「健康長寿日本一」の取り組みの担当課、それぞれが県民の幸せのために努力することをお願いしたいと思っております。

ただ、そのためには、どのような取り組みが必要かと申しますと、関係機関との連携というテーマがございます。日本一を目指すということで、年齢差では0.8歳とか0.4歳、大変少ない数字のようですが、これは全高齢者みんながその年齢まで長生きしていかなきゃいけないということですから、大変大きな課題であります。平成42年に「健康長寿日本一」という目標を達

成するためには、関係機関との連携が必要と考えますが、どのような取り組みをされようとするのか、再度、御答弁いただきたいと思いません。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話にもありましたが、「健康長寿日本一」という目標達成のためには、県だけではなく、市町村や各種団体・企業、いろんな関係団体が協力して、県民一人一人が健康長寿社会づくりに取り組んでいくことが大変重要であります。このため、県では昨年度、市町村やさまざまな関係団体を構成員とし、知事が会長を務めます「宮崎県健康長寿社会づくり推進会議」を設置いたしまして、基本的な推進方針を定め、県を挙げて取り組んでいるところであります。

さらに今年度は、市町村、関係団体との共通認識を高め、積極的に取り組んでいくために、市町村を訪問し、意見交換を行うほか、関係団体には、それぞれが行う健康づくりに係る取り組みについて、例えば、「健康診断の受診率100%を目指します」などといった「健康宣言」を行っていただくこととしているところであります。今後とも、市町村や関係団体の皆様とともに、各種事業の積極的な展開を進めまして、「健康長寿日本一」を目指してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 関係する各企業との連携という答弁をいただきました。一つの例で、健康診断受診率100%を目指すという、これは宮崎県の大きな課題でありまして、受診率の低さというものが大きな課題になっております。そういった意味では、先進的に企業が率先して、こういう目標を掲げて取り組んでいただくこと、これは新しいモデルであり、模範になると思っておりますので、このような企業の協力、そして、

それが県民の皆さん方に広がっていくことを強く願っております。

続きまして、最後の社会教育の充実について、教育長にお伺いいたします。

最初に、社会教育に携わっていたというお話をさせていただきましたが、生涯教育という観点もあります。私は、社会教育というものが地域の活性化には必要だというふうな観点で質問させていただきます。

ホームページ上で、宮崎県社会教育委員会議の資料を見せていただきました。コミュニティーの形成やネットワーク、プラットフォーム構想など、地域で子供たちを育てることが検討されておりました。地域力向上のために、社会教育の取り組みが大変重要だと考えておりますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 「地域の子供は、地域で育てる」ということがよく言われるわけですが、子供を健やかに育てるためには、地域の教育力を高めることが必要であり、その観点から、社会教育は大変重要であると考えております。

このことから、県教育委員会では、子供と地域住民や地域住民同士の結びつきを強めるために、子ども会や公民館等の社会教育関係団体の支援や、地域と学校が連携・協働して取り組む活動を支援するなど、社会教育の充実を図っているところであります。

また、かねてから県民の要望もありまして、本年度、県教育研修センターのリニューアルにあわせて、地域社会を支える人材づくりを推進するために、担当する部署を新設し、社会教育主事を2名配置するなど、社会教育支援体制の強化を図ったところであります。

○有岡浩一議員 社会教育支援体制をつくって

いただいているということで、各地域での公民館単位での活動、コーディネーターの方たちの存在が大変大きいと思っております。特に学校を退職された先生方、そういった方たちを活用しながら地域の子供たちの支援をしていただくことは、大きな取り組みだと思っております。

その中で、教育長から答弁がありました、県教育研修センターに2名の社会教育主事を配置したということで、私どもは、教育研修センターにこういう社会教育主事がおられるということは大変心強いですし、また、社会教育の充実というものを行政の中でも位置づけていただいたということで、大変感謝しております。そこで、教育研修センターでは、社会教育主事2名体制ではございますが、どのような取り組みを行っているのか、再度、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） 県教育研修センターでは、社会教育にかかわる県や市町村の教育行政職員の資質向上研修や、地域づくりの核となる社会教育関係団体等の人材養成研修、さらに、広く県民の皆様にも参加していただけるような魅力ある公開講座など、社会教育に関する各種研修や講座を開催しております。

また、センター内の施設を開放して、社会教育関係団体に活動の場を提供したり、あわせて、社会教育に関する資料や書籍等をそろえ、県民の皆様にも情報提供を行ったりしております。今後とも、地域の教育力向上を目指し、県民のニーズに応じた研修等をさらに充実していきたいと考えております。

○有岡浩一議員 今答弁いただきましたように、社会教育の充実これからも取り組んでいただくこと、そして、宮崎のすばらしさを次の世代に引き継ぐことは、大人の大きな責任だと

思っております。

通告しました質問は全て終わりましたが、先ほどI Rの話もしましたし、県民の理解や財源の問題もあります。こういった問題にどう取り組むのか。「なせば成る」という精神で、これからやっていただきたいと思っておりますし、自然豊かな宮崎だからこそ取り組める、宮崎らしいI Rの取り組みもあるんじゃないかと思っております。持続可能な取り組みを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分開議

○宮原義久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 午前中に引き続き、延岡市から傍聴に参加してくださる田口雄二議員の応援の方々に感謝申し上げます。ありがとうございます。私の地元日南からもお見えになっていますので、仲よくしていただきたいと思えます。さすが県議員だなという質問は、私の後の井本議員にお任せをして、早速質問したいと思います。

まず、人口減少対策についてであります。来年度の当初予算編成方針が出されました。重点施策の柱が3つあります。その中の1つに、人口減少対策と中山間地域対策の強化があり、その1番目に「若者の県外流出の抑制とU I Jターンのさらなる促進」とあります。昨年は、高校卒の県内就職率が54.7%と全国最下位が話

題となり、今年度は、雇用対策に力を入れたさまざまな施策が展開されているところであります。そこで、平成22年に策定された総合計画「未来みやざき創造プラン」の長期ビジョンには、人口減少を最小限に抑制するための施策を展開し、20年後の人口・経済状況等、2030年の宮崎県の姿が描かれています。長期ビジョンが策定されて6年経過しました。過日、平成27年国勢調査の確定値が報告され、本県人口は110万人を割り込みました。知事はどのように分析されているのか、お尋ねをいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

国勢調査の結果、本県の平成27年10月1日現在の人口は110万4,069人、前回の平成22年に比べ3万1,164人の減少となっております。これは、平成25年に国立社会保障・人口問題研究所が行った本県の推計人口を3,253人下回る結果となっております。この推計人口との乖離を年齢階層ごとに見ますと、14歳以下の人口は2,271人推計を上回っております。とりわけ0歳から4歳の層では1,317人上回っており、この階層においては減少のスピードに改善が見られるわけがありますが、一方で、15歳から24歳の層では、5,567人下回る厳しい状況となっております。進学や就職の時点で、推計以上に県外流出があったものと考えております。このため、若者にとりまして、魅力ある就学環境の創出や良質な雇用の場の確保など、若年層の流出抑制に向けまして、さらなる対策を講じていく必要があるものと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○高橋 透議員 今、答弁がありました。15

歳から24歳未満が5,500人ぐらい下振れをしているということでありました。新卒者の県内就職率を高めるためにさまざまな事業を展開されていると思うんですが、結果が出るのはこれからだというふうに思います。特に大学院、大学、短大、高専の県内就職率は、全就職者2,313人のうち989人の42.8%なんです。それを考えると、非常に就職率は低いなと思うんです。県内企業の地元採用枠はあると思うんですが、さらに県内就職率を高めるために、主要企業に知事が直接訪問して、地元採用枠を設けてもらうように働きかけを行ってはどうか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 大学生の県内就職を促進するためには、県内に若者の雇用の場をしっかりと確保することが重要であると考えております。このため県では、宮崎労働局と教育委員会と合同で、主要経済団体を通じて、県内企業に対して、新規学校卒業予定者の求人枠の拡大などについて要請活動を行っておるところであります。また、8月に開催しました産学労官の代表による雇用政策懇談会——私も出席をいたしました——におきましては、若者の県内就職・定着促進をテーマに意見交換を行ったところであります。産業界からも、県内企業が地元の若者を安定的かつ継続的に雇用していく重要性について意見が出されたところでもあります。今後とも、大学生を初め若者の県内就職を促進するために、さまざまな機会を捉えて、県内企業の経営者等に対し、求人枠の拡大を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 午前中の質問でも言われましたけれども、東証1部上場企業が県内に立地するというので、地元採用枠も400人ということですから、大変うれしいニュースだったんですが、雇用確保におけるこういった対策の一方

で、いろんな課題、問題があるんです。実は、10月に私どもの会派で、都城高専に事務局がある霧島工業クラブに調査に行きました。そこで伺ったのが、県内大手企業で、売り上げも右肩上がり伸びている企業に呼びかけても、就職説明会にも来てくれない、もちろん地元採用枠もないということなんです。都城高専の県内就職率はわずか1割です。せっかく県内にも魅力ある就職先があるのに、地元に残れない歯がゆさを工業クラブの方がおっしゃってありました。あと、インターンシップ、中には旅費支給をしたり、昼食を出したり、そういう企業もあるわけなんです。行政で交通費の一部を助成するとか、そういうことがあると、インターンシップもさらに活性化するのではないかとということでありました。本県もいろいろ工夫されていますが、大学生の県内就職を促進するために、インターンシップをさらに活性化させる必要があります。県はどのように取り組んでいらっしゃるのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） インターンシップは、大学生等が就職先を検討するに当たりまして、企業理解を深める重要な活動、取り組みの一つであるというふうに考えております。このようなことから、県では県内就職を促進するため、インターンシップの受け入れ企業の開拓と学生とのマッチングに取り組んでおりまして、今年度は132名の学生が県内企業でインターンシップを行っております。また、現在、さらなる参加促進を目指して、インターネット上にインターンシップの情報を集約し、マッチングを行うシステムの構築に取り組んでいるところでありまして、今後のシステムの利用促進を図るため、企業や学生を対象に、啓発冊子の

作成やセミナーを実施することといたしております。今後とも、インターンシップの活性化を図るために、経済団体や大学等と連携しながら、企業や学生に働きかけてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 5月の連休前後、このあたりに9割方決まっているということでもありますから、早い時期にインターンシップで企業を知ってもらうことが大事だということでもあります。よろしく願いいたします。

次に移りますが、宮崎海上保安部巡視船再配置の対策であります。宮崎海上保安部所属の巡視船「たかちほ」が、10月1日付で種子島へ配置がえとなりました。近隣諸国の海洋進出が活発化していることなどから、種子島海上保安署が新設されたことに伴い、油津にある宮崎海上保安部があおりを食ったんじゃないかと思っております。そこで、宮崎海上保安部巡視船配置がえに伴い、日向灘沖での海難救助や密漁取り締まりに影響はないのか、それぞれの関係部長にお尋ねいたします。

○危機管理統括監(畑山栄介君) まず、海難救助の関係でございます。議員御指摘のとおり、宮崎海上保安部では、種子島海上保安署の新設に伴い、ことし10月に巡視船「たかちほ」が、より小型の巡視艇の「しろかぜ」に配置がえされ、現在、巡視艇2隻で海難救助等に当たっておられます。宮崎海上保安部によりますと、平成27年は、船舶の衝突など海難事故が5件、磯釣り中の事故などによる人身事故が14件あり、これらのうち、同保安部が救助した事案が1件、ほかの機関等が救助した事案は6件、自力救助の事案は3件あったと伺っております。こうした状況にありますが、巡視艇は、浅瀬に近づけるなど機動力がある一方で、外洋で

の活動に制限があるといった特徴があります。今回の配置がえが及ぼす影響については、今後の巡視艇の運用状況などを注視していく必要があるものと考えております。

○農政水産部長(郡司行敏君) 次に、漁業取り締まりについてであります。今回配置されました巡視艇「しろかぜ」は、これまでの巡視船よりも小型になりますけれども、漁船が操業できる波浪での機動性や速度は、これまでの巡視船と同程度と伺っております。このため、漁業取り締まりに関しましては、これまでと同水準の取り締まりが可能であると考えております。県におきましても、「たかちほ」「みやざき丸」の2隻の漁業取締船を保有しており、新たに配備されました巡視艇としっかり連携をとり、漁業取り締まりを行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 私は、海難救助のほうをすごく心配しているんです。お話にもありましたように、小型で外洋のほうに行けないということでありました。御存じのように、26トンの巡視艇が2隻残るわけですけど、26トンの巡視艇は20海里制限、いわゆる37キロメートル以上沖に行けないという制約があるんです。そういう意味では、何らかの有事があったときに油津からは行けない。細島に同クラスの巡視船があるらしいですけど、南のほうまでは厳しいという話も聞きました。

そして、実はもう一つ問題があるんですけれども、12名の職員削減なんです。海上保安部の方々は家族で転勤していらっしゃいます。ざっくり30名が日南市から出ていったわけなんです。当然そのことによって日南は購買力が落ちます。私は、この人口減少時代に30名の転出というのは非常に大きく、日南市にとってマイナ

スになるというふうに思っています。そこで、巡視船「たかちほ」の再配置を海上保安部に要望していくべきじゃないかということ、知事をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 海上保安庁の任務は、四方を海に囲まれた我が国にとりまして、海上の安全及び治安の確保を図るため、大変重要なものであると認識しております。今回の宮崎海上保安部の巡視船の配置がえは、九州南西海域におきます外国漁船の監視体制の強化等を行うため、種子島海上保安署が新設されたことに伴うものであります。宮崎海上保安部からは、本県海域におきまして、海難救助等に支障のないよう、第十管区海上保安部全体で総合的な船舶の運用・調整を行うと伺っているところであります。その状況を見きわめた上で、御指摘の内容等を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 保安庁の方針で全体、総員をふやさないとか、新たな装備を配置しないというのがあるかもしれませんが、ぜひ日南市と連携して、再配置の要望を保安庁に働きかけていただきたいと思います。

次に、2018年大河ドラマ「西郷（せご）どん」へのアプローチについてお尋ねしてまいります。2018年大河ドラマが「西郷どん」に決まりました。原作は林真理子さん、脚本は「花子とアン」を執筆された中園ミホさんです。西郷隆盛を演じるのは、「花子とアン」に出演された俳優の鈴木亮平さんです。西郷隆盛といえば、最後は西南戦争で自害をするわけですが、本県は西南戦争における薩摩軍敗走の地、延岡市の北川町が最後の決戦の地であります。飢肥西郷と言われた小村寿太郎の師、小倉処平が戦死しています。2018年大河ドラマに決定した

「西郷どん」について、本県もドラマの舞台となるよう、積極的に働きかけるべきだと思いますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 大河ドラマの制作、本県におきましても、ゆかりのある偉人や神話などを取り上げていただきたいということで、NHKに対して機会あるごとに要望を行ってきたところではありますが、今回、明治維新から150年目に当たる2018年の大河ドラマが「西郷どん」に決定したということでもあります。西南戦争では、和田越えの決戦などの激戦地や宿陣跡のほか、日南隊の隊長でありました小倉処平が戦いの中で命を落とすなど、さまざまな史跡や史実が本県にも存在していると。ドラマ化に当たっては、ぜひそういった内容についても取り上げていただきたいと考えております。小説は現在も連載中であります。今後のアプローチによっては、西郷隆盛公にかかわるさまざまなエピソードが描かれるチャンスもあると思いますので、ドラマの中でも本県が舞台となるよう、関係市町村とともに、NHKへの要望など、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 小倉処平、中には御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、飢肥藩中級藩士の次男で、2年間英国で学んだ俊才であったと言われております。安井息軒の門下生として三計塾で学んで、同じ門下生であった陸奥宗光や谷干城らと交流を得ています。当時は雄藩出身で独占されていた大学南校に、小藩出身の人材にもひとしく勉学の機会を与えるべきと「貢進生制度」を政府に建議して、小村寿太郎を大学南校に進学させた人物であります。

林真理子さんは、原作を今、連載中なんです。が、昨年、延岡市で開催されました「エンジン01（ゼロワン）」の副実行委員長として延岡

に三度おいでになっているようです。そのときに、西郷隆盛宿陣跡資料館と御陵墓参考地を訪ねられています。このことは、11月18日付夕刊デイリーの記者手帳で紹介されていますが、林真理子さんはそこで、小倉処平のこともしっかりごらんになったというふうに思います。西南戦争最後の激戦地の延岡、そして、飢肥藩出身の小倉処平が大河ドラマに登場するのではないかと、わくわくしておる次第であります。

午前中は、内田副知事の出番がありました。そこで、稲用副知事、まだ出番がありませんので、ぜひ——延岡出身ということでもありますから、西南戦争、小倉処平にも少なからず思い入れがあられると思います。そこで、大河ドラマは「西郷どん」で57作目になりますが、これまでの大河ドラマで印象に残る作品ベスト3を挙げていただきたいと思います。

○副知事(稲用博美君) たくさんいい作品があったんですけど、至って個人的にということ、まず、「篤姫」、宮崎あおいさんと本県出身の堺雅人さんの名演技があったと思いますが、それ以上に、小松帯刀の生涯というものに大変引かれました。あと2つ挙げないといけないんですが、司馬遼太郎さんが好きなものだから、1つは大村益次郎をモデルにしました「花神」、そしてもう1つは、今の一連の御質問の流れで、西南戦争和田越えの戦い、小倉処平というふうに流れるように行くためには、「翔ぶが如く」ということでお答えしないといけないのかなと思いました。この2つの作品はいずれも、近代日本の建設の苦しみ、痛みということと同時に、そのときの人々の矜持というものが表現されたすばらしい作品であったというふうに思っております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。どち

らかというと江戸後期、幕末物をベスト3に挙げられましたが、昨年が「花燃ゆ」でした。これは史上最低の視聴率だったらしくて、幕末物は当たらないというジンクスがあるらしいです。ぜひそうならないように「西郷どん」は応援をしていこうと思います。よろしくお願いいたします。

日南市の学芸員に話を聞く機会があったんですが、西南戦争が始まったときに小倉処平は東京にいて、そのときには一番隊、二番隊は出ているんです。小倉処平は三番隊の隊長で駆けつけているらしいです。そして、薩摩軍が劣勢になったときに軍の再編をして、そのときには飢肥隊の隊長から離れて、小倉処平は西郷隆盛の周りにいたという話を聞きましたので、ひょっとしたら西郷隆盛と話を交わしたこともあったんじゃないかと推察します。小倉処平の存在なくして小村寿太郎の存在はあり得ません。ぜひ、「西郷どん」で宮崎県が舞台となって小倉処平が登場することを祈りながら、いつの日か小村寿太郎の生涯が大河ドラマに採用されるよう、これまで以上に顕彰と、そして大河ドラマ誘致の県民運動を展開していただきたいと思います。

次に移ります。医療・介護について伺ってまいります。

本県では、2025年に、後期高齢者が16万9,000人が20万4,000人になるそうです。認知症は5万人から7万人、独居老人が6万2,000世帯から7万2,000世帯になるようであります。これまで、高齢化のスピード、進展にどう対応するかということが問われていましたが、これからは、人数の多さにどう対応していくかということらしいです。そういう意味で地域医療構想が策定されたと思いますが、あくまで推計であっ

て、病床数の削減を意味するものではないと答弁をされてきました。さらに、構想区域ごとに各地域の調整会議で議論して、地域の実情に応じた医療体制の構築に向け自主的な議論を行うとなっています。ただ、自主的な議論だけでは、国が考えている方向にはなかなか向かわないのではないかと考えます。地域医療構想では、療養病床を可能な限り在宅医療へ移行させるのが狙いだと考えられるからであります。そこで、2018年に診療報酬が改定されることになっていますが、在宅医療へ誘導する改定になるのではないかと考えられます。どう考えますか、福祉保健部長に答弁をお願いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本年度の診療報酬改定における基本的な視点の一つに、「地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点」という項目がございます。この中で、療養病棟につきましては、より医療の必要度が高い患者を受け入れるための基準の厳格化、あるいは「退院支援加算」の新設、「在宅復帰機能強化加算」の見直しなど、患者の在宅復帰をより促進するための改定が行われております。また、在宅医療につきましては、緊急往診やみとりの十分な実績を有する医療機関の評価の充実や、新たに、在宅医療を専門に行う医療機関の開設が認められるなど、質の高い在宅医療の確保に向けた改定内容となっております。さらに、本年度の診療報酬改定における附帯意見を見ますと、「質が高く効率的な在宅医療の推進について引き続き検討すること」とありますので、御質問の2018年の診療報酬改定につきましては、これらを踏まえたものになるのではないかと考えております。

○高橋 透議員 厚生労働省が出した推計で衝撃的な数字があります。今後、死亡者が急増し

て、2030年には、約47万人が「死に場所難民」になる可能性があるという数字であります。現在は約75%の人が病院で亡くなっているわけですが、そのベッドが圧倒的に不足するというところであります。今後、自宅や介護施設などでのみとりを大きくふやさなければならないと思います。住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを早急に確立しなければならないゆえんであります。そこで、地域包括ケアシステムの構築を進めるために、日南市などがモデル事業に取り組んでいます。その成果について福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 地域包括ケアシステムは、市町村が主体となりまして、医療と介護の連携や、介護予防、生活支援などの体制づくりを行うものであります。県では、その支援のため、意欲のある市町村を対象にモデル事業を実施しているところであります。昨年度は、日南・串間地域を対象に、医療機関退院後の高齢者に適切な医療・介護サービスを提供するための退院調整ルールづくりのモデル事業を実施しまして、病院看護師やケアマネジャーから、「お互いに顔の見える関係ができ、調整がスムーズになった」との声が聞かれるなど、期待された成果が出ているところであります。このため、今年度は、新たに4つの地域で本事業を実施しておりますが、このほか、平成26年度からの住民主体の介護予防のモデル事業には延べ12市町村が参加しており、また、今年度からの自立支援のためのケアプラン作成のモデル事業には、5つの市町村が参加しているところであります。こうした県内での先行事例の成果を他の市町村へ波及させながら、地域包括システムの構築を促進していきたいと考えておりま

す。

○高橋 透議員 ありがとうございます。少しずつですけれども、広がりを示す方向性が出ていていると思いますが、地域包括ケアシステムで最も必要なことは何か、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 2025年に向けて、医療や介護を必要とする高齢者の増加に対応していくためには、在宅医療や訪問看護、居宅介護サービスなど、在宅生活を支える医療・介護基盤の充実や、それに必要となる人材の確保・育成、認知症対策、医療と介護の連携など、重要な課題と考えているところであります。また、社会保障給付費が増大していく中で、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるようにするためには、住民みずからの生活習慣病の予防や介護予防の取り組みを初め、生活支援、見守り体制づくりなど、多様な主体による地域の支え合いも重要であります。地域包括ケアシステムの構築は、市町村が主体となって、これらの取り組みを一体的に進めていく必要がありますので、県といたしましては、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 在宅ケアの中核を担うのは、医療にも介護にも顔がきく訪問看護だと言われています。まだまだ数が足りません。というより、県民の間に訪問看護が余り知られていないなと思います。だから利用者も少ないという現状があると思いますが、県民が訪問看護の必要性を感じる施策をしっかりと取り組むことが大事だと思っています。地域によっては、交通費などの利用者負担の問題とかあるし、人材不足の問題、乗り越えなければならない課題がいっぱいあります。市町村としっかり連携して、地域

包括ケアシステムの確立に御尽力いただきたいと思っております。

次に移ります。観光振興について。

先月22日に、南九州観光振興会議が鹿児島市で開催されました。パネルディスカッションのパネリスト、NPO法人「かごしまバリアフリーツアーセンター」の理事長から、高齢者や障がい者に限らず、安心して外出、旅行ができるようバリアフリーを推進・情報発信し、地域への啓発にかかわる事業とバリアフリー観光相談・情報発信等の事業を行っているお話を聞きました。障がい者が観光や買い物などで積極的に外出できるように環境整備をしていく必要があります。現在の取り組み状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県では、平成12年に制定いたしました「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、宿泊施設、道路、公園等、多くの方が利用する施設について、段差の解消や道路幅の確保、障がい者用トイレの設置等、障がいのある方や高齢者等の利用に配慮した整備基準を策定いたしまして、バリアフリーの施設づくりの促進に努めてきたところであります。また、こうした施設を活用していただけるよう、「みやざきバリアフリー情報マップ」として、ホームページ上で、障がいの状況や施設の種類、所在地などの条件により、障がい者対応の施設の整備状況を検索できるようにしているほか、車椅子で行ける宮崎のお薦め観光地の紹介などの情報提供を行っているところであります。

○高橋 透議員 これまでは、旅行業者が商品をつくって販売する、いわゆる発地型観光といったものが主流であったんですが、受け入れ側が主体となった着地型観光に観光産業の環境

が変化しているとのことであります。高齢者や障がい者が旅行するとなると、着地、行き先での移動とか入浴、食事介助などのため、出発地から介助者、看護師を同行させるのが一般的だと言われております。その分、交通費とか宿泊費とか人件費の経費がかかってくるわけでありませんが、旅先、着地場所で必要なサポートを必要な場所と時間につなぐことで、旅行コストは低減できます。そして、家族などの同伴者も自由な時間を楽しむことができます。県内の観光地あるいはホテル・旅館組合において、ハード面の整備は非常に厳しいものがありますが、問題や課題の共有あるいは研修などを重ねることで、バリアフリー観光は可能になってくると思っております。今後、障がい者や高齢者等の観光客がふえていくと思われませんが、バリアフリー観光の推進について、県の考えを商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） バリアフリー観光の取り組みにつきましては、全国では、ただいま議員のお話がありましたとおり、「かごしまバリアフリースターセンター」のように、31の地域において、NPO法人等が主体となったバリアフリー旅行相談窓口が設置されておりまして、観光施設等の実態調査や宿泊施設等へのバリアフリー化の指導・助言、旅行者からの相談への対応などを行っているところであります。一方、県内での取り組みにつきましては、観光関連団体等での個別相談対応などが中心となっている状況でございます。バリアフリー観光への対応は、交流人口の拡大を進める上で、ますます重要になってくるものと考えておりますので、先進地域での取り組みも参考に、関係部局や市町村等の意見も伺いながら、今後の取り組みについて検討してまいりたいと

考えております。

○高橋 透議員 宮崎はどちらかというところまでおこなっているのかなという感じがしますから、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

話は変わりますが、プロ野球のことしの観客動員数、1位は巨人で300万人、阪神が291万人、ソフトバンク250万人、そして広島が216万人の順番であります。ただ、それぞれの本拠地周辺の人口を考えると、広島の216万人は私はすごいと思っています。御案内のように、黒田投手とか新井選手が復活したということもありますが、もう一つ大きな観客動員数の増の要因は、マツダスタジアムの機能性だというふうに私は思っています。砂かぶり席があったり、寝そべって見られる席があったり、あるいはバーベキューを楽しみながら観戦できる席もあるということであります。そして、もっとすごいのは、何よりも障がい者や高齢者に配慮した設備です。車椅子観戦スペース席140席、車椅子貸し出し20台、多目的トイレは24カ所、そのうちオストメイト対応が12カ所あります。障がい者や高齢者を誘導案内するホスピタリティスタッフがそろっています。ちなみに東京ドームの車椅子席はわずか12席であります。これはメジャーリーグの球場をお手本にして設計されたそうではありますが、宮崎にもサンマリンスタージアムがあります。改修される時にはぜひ、マツダスタジアムを参考に、ユニバーサルデザインの理念をよろしくお願いしたいと思います。

いろんなところで配慮することによって、自然と観光もひっくるめてふえてくる。そういうことをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、農水産業の振興について。

まず、農産物の海外輸出策について伺ってま

います。今議会に提案されています「産地パワーアップ計画支援事業」で、輸出拡大に取り組むということになっておりますが、どのような品目が対象となるのか。また、その支援内容について農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県における農産物の輸出につきましては、カンショやお茶、花卉などの品目で取り組まれておりますが、今議会にお願いしております「産地パワーアップ計画支援事業」の輸出対策では、カンショを対象に事業を行うこととしております。具体的には、串間市の農業法人が、カンショの品質低下を防ぐ既存のキュアリング施設と連動した貯蔵庫と選果ラインの一体的な整備を計画しているところであります。県といたしましては、本事業により貯蔵庫等の整備を進め、香港、台湾等への輸出拡大を目指した取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 カンショについては、聞きますと、これまで輸送時に腐敗なんかが生じていたらしくて、今お話がありましたように、集出荷貯蔵施設の整備ができれば解消できるということで、大変ありがたいこととあります。

県南にはほかに、キンカンとかスイートピー、こういったものが現時点で輸出されているわけですが、その取り組み状況と今後の展開について、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） まず、キンカンについては、東アジアにおいて、縁起のよい色や名前、そしてその甘さから高い評価を得ており、非常に有望な品目であると考えております。しかしながら、海外量販店や日本食レストランでのフェア等において、「より酸味の少ないキンカンが欲しい」との声もあることから、

現在、その栽培実証に取り組んでいるところであります。

次に、スイートピーについてでありますけれども、国内の花市場との連携のもと、ニューヨークを中心にプロモーションを実施し、取引の定番化を実現しております。今後は、新たな販路開拓に向け、アメリカ西海岸の花弁バイヤーを招聘するとともに、ロサンゼルスでプロモーションを実施することとしております。

県といたしましては、引き続き、産地や輸出事業者等と連携しながら、海外のマーケットニーズに対応した産地づくり、取引づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 スイートピーについては、北米に輸出しているのは、大阪の「なにわ花いちば」に一旦持っていつているわけです。香港へは延岡の市場が約4万本ですか、北米は35万本というふうに聞いておりますが、今そういう実績があるわけで、特別委員会のこの前の海外調査で香港の総領事館で話を伺ったときに、香港というのはもともと英国領ですから、花を贈る文化が根づいているということとあります。そういう意味では、今のところ4万本ですので、伸び代はあるなと思ったところであります。

それと、物流のコストの関係で、先ほど言いましたように、一旦大阪とか、そういう商社とか物流会社をお願いして輸出している今の現状なんです。ロットが小さいから、宮崎県単独でやっても成り立たないということがあると思うんです。ただ、観光関係では、九州をまとめて今売り出そうとしているじゃないですか。だから、九州の農水産物を集めて輸出する方法があると思うんです。そういう意味では、羽田正治さんが代表者になっていきます九州農水産物直販の役割は大きいんですけども、参加者を見て

みますと、JA経済連は本県だけなんです。九州各県の経済連が協力して農水産物を集めるということがなかなかできていないというふうには思ったりしています。観光誘客についても、先ほど言いましたように、九州レベルで売り込む機運も高まっているわけですから、農水産物についても、オール九州で輸出促進に向けたことは取り組めないか、その状況について知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) オール九州での輸出の取り組みは、これまで九州地方知事会においても、たび重なる議論を重ねてきたところであり、九州地方知事会と九州経済連合会等で構成します九州地域戦略会議におきまして、具体化に向けた検討を行ってきたところでもあります。御指摘のとおり、理念はみんな賛同するわけではありますが、実際に行うとなると、さまざまな課題に直面してきておるわけでもあります。本年7月に、香港において九州・山口が連携したフェアを開催しておりますが、本県からも完熟マンゴーやカンショなどを出品し、大変好評を得たというふうには伺っているところでもあります。アジアでのプロモーションなどを行っておりますと、宮崎はいいとして、次から次へ各県がいろいろなものを持ってくると。さっき御指摘がありましたように、ロットが小さい、発信力の問題、いろいろあるわけでもあります。オール九州での輸出の取り組みをすることによって、発信力を高め、各県の特産物のリレーによる周年での安定した取引の実現や、物流コストの低減が図られるなど、連携には大きなメリットがあります。本県としても、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしくお願ひします。

6月議会で、みやざき地頭鶏の輸出について

質問しました。輸出にはさまざまな課題があって、関係機関等との検討を進めるとのことでありました。その後の取り組み状況について、農政水産部長に答弁を求めます。

○農政水産部長(郡司行敏君) みやざき地頭鶏のさらなる消費拡大を図る上で、海外への輸出は大変重要であると考えており、本年度は、輸出に向けた調査を行っているところであります。具体的には、ジェトロの現地アドバイザーの協力を得て、10月に香港とベトナムでニーズ調査を行い、みやざき地頭鶏はこれらの国の消費者に十分受け入れられるとの調査結果を得たところでもあります。この結果を受け、年明けには、現地でより詳細なマーケット調査を実施するとともに、対象国の衛生基準を満たす施設を選定するなど、生産者や関係機関と一体となって、輸出に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。前に進んでいるようであります。特別委員会で海外調査に行ったわけですが、香港のスーパーに行きました。徳島県産地鶏「阿波尾鶏」を見ました。総領事の方に伺うと、「熊本の「天草大王」もあるよ」とおっしゃっていました。そして、私たち委員で、みやざき大使に委嘱されております、日本産食品取り扱いが香港でトップクラスの食品輸入商社のデニス社長と懇談したわけですが、この方が、鶏肉の輸入を検討しているとおっしゃっていました。私は、他県におくればならんなどと思っていまして、売り込みは早い者勝ちだと思うんです。あと、大きな課題がありましたよね、食鳥検査場。ここも、しっかりと前に転がしていただきたいと思ひます。

次に、福岡のイベントにおいて、鶏肉の生食

で食中毒が発生しました。厚労省が鶏肉の生食を規制するのではないかという臆測が報道されましたが、鶏肉に対して国が生食の禁止をする動きがあるのかどうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 鶏肉につきましては、現在、国において、カンピロバクターによる食中毒を低減するため、新たな殺菌剤の使用などの有効な手法について、具体的に検討がされているところであります。いわば生で食べる上での安全対策について検討されているところであります。今のところ、生で食べることについて禁止するという動きは聞いておりません。

○高橋 透議員 安心しました。ありがとうございます。地頭鶏の売りの一つが、刺身で食べる生食。ここが一つの大きな魅力でありますから、安心しました。ありがとうございます。

次に、目井津どれマアジのブランド化についてお尋ねしてまいります。南郷町目井津港では多種多様な水産物が水揚げをされて、港の駅「めいつ」には、新鮮でおいしい魚を求めて県内外から多くの買い物客が訪れています。毎年3月から6月にかけて、脂の乗った小型のマアジが水揚げされています。そのマアジにさらなる付加価値をつけてブランド化する取り組みが行われています。取り組み状況と波及効果について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 目井津港で水揚げされる定置網で漁獲されたマアジにつきましては、鮮度や脂の乗りなどの品質が高く、小型で料理にも使いやすいことなどから、地元の飲食店や県内外の市場関係者からは高い評価を得ているところでございますけれども、一般の消費者までには十分に認知されていないという

状況にあると考えております。このため県では、漁業関係者や日南市等と連携して組織されました「めいつの魚ブランド化推進協議会」において、目井津の魚の認知度と付加価値の向上を目指し、核となるマアジにつきまして、来年3月の地域ブランドの立ち上げに向け、準備を進めているところであります。こうした地域ブランドの取り組みにより、水産物の販売促進や消費拡大が図られ、観光などの地域の活性化にも効果が波及するものと考えておりました。今後とも、日南市や関係者と一体となって取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。3月から6月の期間限定のブランドになるのかなと思っております。脂の乗りは、あの北浦灘アジに劣らないぐらいの脂の乗りだそうですから、大変楽しみなんです。定置網どれで鮮度がいいんです。地元のスーパーとか飲食店はもちろんのこと、東京築地の市場からも高い評価を受けていると聞きます。そこで、ブランドが確立されるためには、鮮度管理を徹底するための施設整備やPR力も求められていきます。県としての支援も必要です。今後、財政面も含めてどのような支援をされていくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 目井津どれアジのブランド化につきましては、漁業者の所得向上や地域活性化につながるものと考えておりますので、県といたしましても、大きな期待を寄せているところであります。ブランド化を進めるに当たっては、機器等の整備が必要になる場合もあると考えますので、県といたしましては、関係者の声を十分お聞きしながら、支援を行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。よろ

しくお願いいたします。昭和55年の旧南郷町時代には3万1,963トン、162億7,000万円の水揚げ高がありました。現在では、1万4,723トン、57億3,000万円の水揚げです。量で半分以下、額面で3分の1まで激減しています。このブランド化の取り組みは本当に大事なんです。マアジがブランドとして認証されることによって、県内外に水産業の町・南郷目井津がさらに認知をされて、交流人口の増につながります。地方創生の成功例として、かつての魚の町・南郷の復活が期待されると思います。よろしくお願いいたします。

教育問題に移ります。

特別支援教育支援員の増員についてお伺いしてまいります。11月13日に日南市において、発達障害児親の会「HAGU（ハグ）」の主催で、「発達に凸凹のある子どもの自立に向けて、理解と支援のネットワークを考える」と題した講演会がありました。講師の藤堂栄子さんは、東京都港区で通常の学級における発達障がいのある児童生徒をナチュラルサポートする支援員を養成する講座を立ち上げ、全国に広げられています。本県では、宮崎市の親の団体が養成講座に取り組んでいます。そこでわかったことは、大規模校になると、1人の支援員が10人の子供を見ている実態があり、とてもではないが一人一人に十分な支援ができていない実態があるということです。このことは、宮崎市の親の団体が行っている養成講座に参加された現役のスクールサポーターがアンケートに答えられているそうです。特別支援教育支援員の増員対策について、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 特別支援教育支援員は、障がいのある幼児、児童生徒に対して、学習活動上のサポート等を行っており、全ての公

立幼稚園、小中学校において配置できるように、市町村に対する地方財政措置が講じられているところでもあります。その措置額も年々増加しておりまして、特別支援教育支援員の数は着実に増加している状況にあります。しかしながら、議員の御質問にありましたとおり、学校によっては十分な数を確保できていないという状況も伺っているところでもあります。県教育委員会といたしましては、特別な配慮の必要な幼児、児童生徒が増加している現状を国へ報告し、特別支援教育の充実のための予算の拡充について、継続して要望してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 子供1人に支援員1人がベストですけれども、まずは、せめて4～5人に1人の支援員を配置すべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、支援員への研修の必要性についてお尋ねをしております。発達障がいは、生まれつきであったり、見た目ではわからなかったり、発達にでこぼこがあります。早期の対応が必要でありまして、子供が何に困っているのか、その原因は何か、どのような手助けをすればいいのかの知識と体験が必要と言われます。港区の講師の方の話では、支援によっては、小学2年生・3年生で支援が外れるとのことであります。そこで、特別支援教育支援員の研修はどのように取り組まれているのか、研修の現状について教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 特別支援教育支援員の研修につきましては、現在、支援員を配置している24市町村のうち、15の市町村で実施されているところでもあります。研修の実施回数としましては、13市町村では年1～2回の実施となっており、2つの市においては年4回実施さ

れております。

次に、その研修内容につきましては、支援員の役割や障がいの特性理解及び子供への適切な対応の仕方などとなっております。市町村の担当指導主事やエリアコーディネーター、保健師等が講師となって講義を行っております。このほか、事例研修やグループ研修などを通して、支援員の資質向上が図られているところであります。

○高橋 透議員 今の答弁を聞きますと、全ての学校で研修は行われていないし、年に1～2回ということであります。先ほど紹介しましたけれども、宮崎の親の会が行っている養成講座は、40時間ぐらいの研修をしているんです。そういう意味では、さまざまな研修に取り組まれていると思いますけれども、例えば研修センターがありますね、あそこを活用した支援員養成の研修などできないものか。指導者をしっかり養成する取り組みなどは実施されていないのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） 支援員は、教職員の指示に基づいて、特別な配慮の必要な幼児、児童生徒の支援を行っているところであります。このため、県教育委員会といたしましては、まず、支援員への指示を行う教職員の専門性を向上させることが、幼児、児童生徒のより適切な支援につながるという観点に立ち、教職員の研修を実施しているところであります。御質問の特別支援教育支援員の研修につきましては、特別支援教育の充実を図る上で大変重要なものと考えますので、今後、市町村と意見交換等しながら検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 要は研修の中身なんですよ。親の会との連携もこれまで以上に取り組んでほしいし、行政でやれないこともあると思う

んです。親の会などの運営面とか、特に財政面で支援する方法だってあると思うんです。障がいを抱えていても、大人になったときに生きる力とか、社会参加する上で必要な力を養う支援を丁寧にやっていただきたい。お金がかかるかもしれませんが、長い目で見れば社会的コストを下げることにもなります。

最後に、発達障がいの子供を持つお母さんのお話をします。小学校3年生の子供が、クラスメートの発達障がいの子供からおなかを蹴られたとのことで、学校から連絡があって保健室に行かれました。蹴られた我が子はベッドで横になっていたそうで、加害者のクラスメートは、両脇を校長先生、教頭先生、支援員に挟まれて凝り固まっていたそうです。そのお母さんが加害者の子供に話されました。「話し合いで解決できなかったの」と問いかけられましたら、加害者の子供は目からぼろぼろ涙をこぼしたそうなんです。お母さんの話では、「その子は何かあると周りから叱られてばかりいたのでしょう」とのことでした。子供が問題行動を起こす背景には、必ず理由があります。そのお母さんは、発達障がいに対する知識と体験をお持ちでした。だから、「話し合いで解決できなかったの」という声かけができたのだらうと思います。その後、加害者の子供は蹴られた子供と仲よく遊ぶようになったそうです。丁寧な研修、啓発は必要です。当事者だけではなく社会全体で発達障がいに対する理解が深まれば、もっと優しい社会になると思います。

以上で質問を終わります。（拍手）

○宮原義久副議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕（拍手） きょう最後の質問になりました。先ほどは高橋議員からプレッシャーをかけられまして、傍聴者も多分

がっかりすると思います。どうぞ今のうちに帰ったほうがいいかもしれません。それでは、質問に入りましょう。

失われた20年という言葉があります。バブルがはじけて以来、日本の経済が余りうまくいっていないと私たちも思うんですけども、しかし、なぜか円が買われております。つまり、日本よりもヨーロッパ、アメリカのほうが調子が悪いということでもあります。これは、リーマンショックの後片づけがうまくいっていないということでもあります。つまり、日本の失われた20年が今、ヨーロッパで始まったということらしいです。後に続いていたBRICsの調子もよくありませんし、中国もバブルがはじけて、高度成長の時代はもう終わったんじゃないかと言う人もおります。ITバブルも終わり、金融バブルも終わりました。しかし、バブルがはじけるたびに格差が広がっております。次は、AI（人工知能）、IoTだと言って、何とか経済を発展させようとする経済人たちは躍起であります。AIやIoTによって人の仕事は奪われ、最終的には1割の仕事しか残らないという話もあります。そうすると、単純に考えれば、格差はますます広がるんじゃないのかなと心配するわけであります。

私は、学生時代に、レーニンの「帝国主義論」という本を読んだことがあります。この本は70年前ぐらいに書かれた本なんです。ちょっと読んでみます。

資本主義経済が高度に発展し資本および生産の集中、集積が強まると、経済は自由競争段階から独占段階へ移行する。

そこでは銀行資本と産業資本が融合して金融資本となり、国内市場を牛耳って労働者を搾取する一方、有力な資本の投下先が国内か

ら減ったことを受けて海外へと進出するようになる。

このように金融資本がさらなる利潤を求めて海外進出することを帝国主義と呼び、資本主義が最高レベルにまで発展した段階である。

帝国主義段階での海外進出において、商品輸出に劣らず、むしろそれ以上に重要なのが資本輸出である。

輸出された資本は後発国に投下され、現地の労働者の労働を搾取し、そうして得られた利益が投資国に還流する。

かくして先進国の金融資本は世界中から搾取し、その一部を国内の労働者層に分配し、彼らを手なづけようとしている。

こういった傾向は世界全体での資本主義ひいては生産力の発展を激しく促進するが、行き着く先は帝国主義国同士での勢力圏分割戦争であり、最終的には万国の労働者が団結して世界革命を起こすことで、社会主義への道を開かねばならない。

まさかこんなことにならないだろうと思うんですが、状況はよく似ているなという気がするわけであります。

こういうときに、アメリカでトランプさんが次期大統領ということになりました。世界に大きな衝撃を与えました。私もびっくりしました。皆さんもそうだと思います。その前はイギリスがEUから離脱し、また、フィリピンの大統領は驚くような人が大統領になったということが起きました。この現象を単にポピュリズムだと片づけるのは簡単であります。しかし、私は、この現象の根底には、貧富の格差、そして中間層の没落があるというふうに思うのであります。大衆の不平・不満に火をつけたと言える

んじゃないかと思うんです。私が心配なのは、あのヒトラーナチスがあらわれたときであります。第1次世界大戦後の莫大な賠償と大恐慌によって国民が不満を持っていた。その不満に火をつけたのがナチスでありました。民主主義の中から全体主義が生まれたということは教訓にしなければならぬと言われております。トランプ政権が果たしてそんなふうにならなければいいがなど。甘く考えるとそういう時代が来るんじゃないか。私は本当に心配しているわけでありまして。日本においても格差が大きくなりつつあります。知事はこのような現象をどのようにお考えなのか、お聞かせ願えたらと思います。

壇上での質問はこれで終わります。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

さきのイギリスのEUからの離脱や今回のアメリカ大統領選挙の結果につきましては、さまざまな背景や事情があるという指摘、またいろんな分析がなされているところでありますが、御指摘のように、一つには移民政策への反発や格差への不満や怒りがあると報じられているところであります。格差の固定化や拡大というのは、社会全体に閉塞感や停滞感を生み出すものであり、それは大変危険な展開の種をまくことになりかねないのではないかと心配するところでありまして、そうならないようにしっかりと対処することが、政治の責務であると考えております。私としましては、全ての人々が生きがいを持って働き、活躍できる社会、また、全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されることなく、生き生きと学び、夢の実現に向かってチャレンジできる、まさにひなたのような温かい社会であってほしいと考えております

し、そのために努力を重ねてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井本英雄議員 ありがとうございます。

地方創生と人口減少についてお聞きいたします。

地方創生の目的は一体何であるか。人口減少対策ということであろうと思います。人口減少対策は大きく2つあると思います。1つは一極集中対策です。もう1つは少子化対策です。しかし、どちらにしても、これは今までの国策の結果であり、地方が引き取る課題ではないんじゃないかと私は思うのであります。中央政府は、自分たちの政策の失敗を地方に押しつけようとしているとしか、私には思えません。平成の合併もそうでありました。三位一体改革もそうでありました。道州制が持ち出されたときもそうでありました。中央政府の負担を軽くせんがための政策にすぎないと私は思っております。勝手な押しつけであります。あげくの果ては、いいアイデアを持ってきなさい、いいアイデアを持ってきたら予算をつけてあげましょうと。本当に地方をなめているとしか言えない。恐らく皆さんもそう思っているでしょう。私がかわりに言いますが。

地方自治体は、地方創生とか何とか言われる前から同じことをやってきたんですよ、はっきり言って。頑張ってきたんですよ。殊さらこんなことを言われる必要もないと私は思っているんだけど。そんなことを言ってもニンジンが前にぶら下がっておりますから、国の政策に応じなきゃしようがないだろうと思っておられると思うんですが、どのようにお考えか、総合政策部長のお考えをお聞かせください。

○総合政策部長(永山英也君) 地方創生は、東京一極集中を是正し、都市に向かっている人

やお金の流れを変えること、さらに、地方が成長する活力を取り戻すことによって、人口減少を克服することを目的として、国・地方を挙げて取り組んでいるものであると理解しております。当然、長期にわたる息の長い取り組みが必要でありますので、国に対しては、地方の実情に応じた支援策を継続的に講じること、そして、政府関係機関や大学の地方移転など、東京一極集中を是正するための対策を講じていただくよう求めてまいりたいと考えております。

一方、地方におきましては、これまでのさまざまな地域振興策と異なり、日本全体で人口が減少していく厳しい状況の中で、難しい課題に挑戦していかなければなりません。このため、本県といたしましては、特に若者が学びたい、働きたい、そして、結婚して子供を生み育てたいと思える、そのような県づくりを目指しまして、戦略性を持った施策に、市町村とも十分連携しながら、しっかり取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○井本英雄議員 言いたいことは言えないでしょう。承知しております。

世界のGDPの10%が観光産業であります。日本の場合はまだ5%らしいですね。あと倍ぐらい伸び代があるということでもありますので、観光産業に力を入れるのはそう悪くないことじゃないかなと思います。

ここに「観光立国の正体」という本がありますが、この本の著者である山田桂一郎さんを私はかねがね注目していたんです。というのは、彼の観光に対する考え方が私とよく似ていたということでありまして、私は、ともかく昔から、観光というのはまちおこしの延長ですよ。そして、そこに住んでいる住民が本当に幸せにならなきゃ、本当に住みよいまちだなと思

わなければ、観光は絶対できませんよということ。これを10年ぐらい前から言ってきましたが、覚えていますか。それがこの本にも書いてあるんです。こう書いてある。読んでみます。

講演などで地方を訪れた際、まず最初に私がお話するのは、「そもそも観光だけではまちおこしはできない」ということです。自治体の担当者から、「何か派手な観光イベントを仕掛けて地域活性化の目玉にしたい」というような依頼をいただくことがあるのですが、実際はむしろ逆で、本当の意味で地域が良くなる限りは観光地としての再生はありえません。何度でも訪れたいくなる「強い観光地」の基礎となるのは、そこで暮らす人たちの豊かなライフスタイルです。そこにリアリティを持たすためには地元ならではの生活文化や伝統風習、自然環境や景観の良さ、地場産業が提供する本質的な価値に裏打ちされたきめ細やかな商品や製品、サービスの提供が大切になります。

そのためにはまず、その地域が持っている「本来の魅力、本当の宝」をしっかり洗い出す必要があり、地元が持つ哲学や思想、美学も継承しなくてはなりません。だからこそ、観光関連事業者だけでなく、農林漁業や商工業に関わる事業者の方々やNPO、市民団体から一般住民まで、幅広い層の人々が主体的に参加しているかどうか重要になります。そして、地域経営という視点から地域全体を最適化するようなドラスティックな発想転換が不可欠です。

というふうに書いてあります。

この山田桂一郎さんが宮崎県の相談役になっているということで、私もびっくりしたんです。恐らくどなたかが担当者で行ってこられた

んでしょうが、基本的な考え方が一致していればこそ、山田桂一郎さんを相談役に選んだのではないかなと思うんですが、商工観光労働部長にお聞きします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 山田桂一郎氏は、観光立国スイスで観光業に従事する傍ら、日本においても、地域振興のコンサルタントとして、多くの地域で実績を上げていることから、昨年度から、本県観光事業のコーディネーターに就任いただくとともに、今年度からスタートいたしました「観光みやぎき創生塾」の主任教授も務めていただいているところでございます。

山田氏の観光に対する基本的な考え方は、今、議員のお話にもございましたけれども、「住民が幸せになり、まちが豊かになることが重要であり、そのためには、その地域ならではの食、文化など、豊かなライフスタイルを観光地域づくりの基礎として外貨を稼ぎ、得た収入を域内で回すことが必要である」というもので、まさに本県の地方創生の理念に合致するものであるというふうに考えております。県といたしましては、この理念のもと、観光みやぎき創生塾などを通して、県内各地の観光地域づくりを牽引するリーダーを育成しながら、持続可能な観光地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。この本の中で、それこそ河野知事を持ち上げております。もう読まれたんじゃないかと思いますが、ちょっと読んでみませんか。

「今の宮崎県知事の河野俊嗣氏は若くてビジネス感覚があります。河野さんは総務省出身の元官僚です。総務省は中での個人差が大きい省庁で、センスのいい人はすごくセンスがいい。

そういう人が自治体のトップにいると話が早くなる」と、えらく持ち上げておりますが、どういう部分かということ、顧客データベース化での先進的な取り組みをしているということで褒めているんですね。顧客データベース化がどのように重要で、どのように将来の観光に結びつくのか、知事のわかりやすい御説明をお願いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 持続可能な観光地域づくり、これは地方創生にとっても一つの鍵になるのではないかと、大変重要な分野であろうかと思っておりますし、そのためには、観光客の動向や嗜好などを把握して、ニーズにしっかりと対応を行う取り組みが大変重要になってまいります。そのためのマーケティングという発想が非常に重要であろうと思います。このようなことから、まずは、リピーターを獲得するために、ポイントカード発行による会員情報のデータベース化に試行的に取り組むこととしたところであります。さらに、新たな顧客を開拓するために、Wi-Fi利用者の動向の把握でありますとか、旅行社のビッグデータを活用した商品造成など、さまざまなマーケティング手法を駆使した取り組みにも着手したところであります。これらの取り組みは、本県が目指すDMOの構築にとりましても、非常に重要と考えております。観光コンベンション協会と連携して、専門人材の育成・確保に努めますとともに、マーケティングを活用した戦略的な誘客を図ることで、持続可能な観光地域づくりを実現してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。先日、博報堂の鷹觜さんという方のお話を聞く機会がありました。東北大震災の後、「浜のミサンガ」という、手に巻くものですね、網でつ

くったもの、それで有名になった方だと聞いております。田舎館村は、浮世絵などの田んぼアートで有名になった町です。有名になってたくさんお客さんが来るんだけど、すばらしかったと言って感動して帰るだけで、実際の目的は米を売ることが目的だったらしいんですが、誰も米を買って帰らないというので、博報堂の鷹觜さんのところに相談が来たというわけです。鷹觜さんはいろいろ考えたんですが、あの絵は横から見たらあんな絵に見えないらしいですね。役場のてっぺんに立ってあそこを見ると、浮世絵の絵が出てくるわけです。そのときが一番感動していると。そして、十人が十人、写真を撮る。そこに目をつけた。写真をパチャンと撮ったときに注文票が出るというんですが、私もよくわからんのだけど、そういうシステムを開発したと。それがI o Tということだということです。それで結局米が売れるようになったと。これは日本マーケティング大賞奨励賞を取ったということでもあります。

鷹觜さんが言われるのは、観光なり村おこしの目玉となる対象物、これを入り口と言っておりましたが、これがまず人の注目を浴びるものでなければならない。この場合は田んぼアートです。それと同時に大切なのは、それを拡散する力が必要だと言っている。ここではスマートフォンによるI o Tということになるんでしょうか。

ピコ太郎のアップーペンというのは非常に個人的で強烈なんですね。しかし、あのまま置いていたら誰も注目しなかった。ある有名な歌手が、あれはすごいと言ったためにざあっと広がったということでもあります。だから、入り口と出口、対象物とそれを拡散する力というのが必要なんだということを盛んに言っております。

た。

インターネットが生まれる前と後では、情報量は7,500倍になっているということだそうあります。インターネットというのは口コミなんですね、簡単に言えば。テレビとか何とかで宣伝するんじゃなくて、口コミでそれこそ広げていく。これが今、重要だということを盛んに言っております。

まちおこし、あるいは観光おこしにもITは欠かせない存在になっております。県当事者にはそのような意識はあるのか、商工観光労働部長にお聞きします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 国内外の旅行市場で主流となりつつあります個人旅行者の誘致を図るためには、SNSを初めとするITを活用した情報発信や取り組みが不可欠であるというふうに考えております。このため県では、従来からのホームページや動画共有サイト等での情報発信に加え、有名ブロガーの招請等による情報発信や、オンライン宿泊予約サイトでの誘客プロモーションなどを実施しているところでございます。また、国内外から本県を訪れる観光客に対し、観光施設や路線バス等の情報が携帯端末により簡単に確認できる仕組みを多言語で提供しているほか、県内の観光施設やスポーツキャンプ等の周遊を促進するためのアプリの開発を行うこととしております。今後とも、日々進歩するITを積極的に取り入れながら、より効果的、効率的な観光誘致に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 私が言いたいのは、ITの技術じゃないんですね。わかっていると思いますけど、口コミなんです。これが今、強烈に広がる能力を持っておるといことなんです。わかっていたかかないといかんですね。

次に、公務員のあり方についてお聞きいたします。

私も県議会議員になって20年になりますけれども、県職員たちといろいろつき合っておりますが、難しい仕事を持っていくと、余り積極的な態度じゃないというか、どちらかというところ否定的に、難しいですねというのが先に来る。その難しいものを何とか解決して、県民を喜ばせようじゃないかというものを感ずることができない。公務員の性質でそうならざるを得んのかなと思うこともあるんですけども、しかし、人間はやりがいというものがないと生きていけないと思うんです。公務員になろうと思ったときの志は、もちろん、安定した職業だということもあるかもしれないけど、やはり県民のためにお役に立ちたい、喜んでもらいたいという動機が基本的にあったんじゃないかと。それが何年か勤めているうちに公務員らしくなっていくとか、ガラスの天井じゃなくて、やる気の天井が公務員にはあるんじゃないかと思うんです。

そんなときに、スーパー公務員というのが、NHKの「プロフェッショナル仕事の流儀」で取り上げられました。いわゆる公務員らしからぬ公務員、型破りの公務員ということでありましょう。地域住民をリードし、まちおこしに積極的にかかわっていく。受身ではなくて非常に能動的である。彼らはみんなやりがいを感じております。私は、このようなスーパー公務員が生まれる環境、土壌に関心があるんです。みんながみんなスーパー公務員になれるわけじゃない。恐らくスーパー公務員になった方の性格、性質もあるだろうと思いますけれども、しかし、スーパー公務員が育つ土壌、環境が、次のスーパー公務員を生み出すことはあるだろう

し、新しい公務員の姿を模索することができるのではないかと私は思うのであります。なぜこのようなスーパー公務員が生まれるようになったのか、そして、そのような環境をつくっていくつもりはあるのか、総務部長、御見解をお願いします。

○総務部長（桑山秀彦君） 地方創生への取り組みが加速化する中で、自治体職員には、従来の事務処理能力に加えまして、地域の課題に応じて政策をみずから立案し、実現に導いていく能力が、より一層求められていると認識しております。御質問にありましたスーパー公務員の活躍ぶりが取り上げられる背景には、こうした時代の要請があるものと思っております。本県におきましても、そのようなやる気に満ちあふれた職員を育成するためには、本人の努力に加えまして、所属長あるいは上司といったものも、職員が意欲を持って一層活躍できる環境づくりに努めていく必要があると思っております。また、今年度から導入しました人事評価制度におきましても、成果だけではなくて、本人が失敗を恐れずにチャレンジする、そういった姿勢や取り組みについても、積極的に評価していく必要があるというふうに思っております。今後とも、職員が伸び伸びと働き、自由闊達に意見が言い合えるような風通しのよい職場づくりに取り組みながら、地域や県民の皆様を積極的にリードできるような、そうした意欲あふれる職員の育成に努めていきたいと思っております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。一番上に立つ知事の度量が試されるころでもあります。スーパー公務員を歓迎されるのか、そういう環境をつくるつもりはあるのか、知事の御見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県の職員は、総じて真面目な職員が多く、そのこと自体は、全体の奉仕者たる公務員として備えるべき大切な要素であるというふうに考えておりますが、一方で、真面目さはもちろん大事なんですけど、きらりと光る個性のようなものを持った職員、スーパー公務員もいいでしょうし、いろんな職員がいて、多様な職場であるべきであろうと考えております。こうした私の思いは、例えば、新規採用職員に毎年研修を行っておりますが、そのときに、先ほど議員からも、長年公務員で生活をしているとだんだん公務員らしくなるといいう話がありましたけれども、金平糖に例えて、とがったところをいろいろ持っている、役所に入って、これはおかしいんじゃないかと疑問に思う、そういうとがったところを大事にしてほしいという話もしたりしております。また、全職員向けのメッセージなどでも思いを伝えて、科学の用語で確率共鳴という言葉があるようですが、組織全体で右向け右とやるよりは、多少不規則な、想定外の行動をするような個体があったほうが、組織全体としては目的を達成する。そのようなこともお伝えしておりますし、ことしからは、若手の職員とざっくばらんに、だれやみトークということで、一杯やりながら思いを伝える機会も設けたところでありますが、今後とも、前例や限界を突き破ろうとする、多彩な人材を育成していく、そのような組織風土の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、教育問題についてお聞きいたします。

学習指導要領についてであります。生徒たちには、自分で考え、自分で切り開いていく生きる力、これが本当の学力であるということでは

今、教育をしていると思います。しかし、今の教える先生方が、学習指導要領を見ながら生徒たちを教育している。自分で考え、自分で切り開いていく、そういう教育をしなきゃならんのに、自分はそういうあんちょこを見ながら教育している。果たしてそれで大丈夫なんだろうかと、そういう思いなんですけど、教育長、お聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 学習指導要領は、全国どこでも一定の教育水準を担保することを目的として、学校における教育活動の大筋の基準を示したものでありまして、時代の要請に応じて、ほぼ10年置きに改訂がなされているところであります。学校現場では、この学習指導要領に基づき、教育活動が展開されておりますけれども、どのような教材等を用いてどう教えるか、個々の教師の創意工夫に委ねられているところであります。グローバル化が進み、価値観が多様化する中で、学校においては、未来を切り拓くたくましさを備えた個性豊かな子供たちの育成が求められております。そのため教師は、単に知識や技能を教えるだけの画一的な指導方法に陥ることなく、目の前の子供の実態に応じて、豊かな発想のもと、創造的で魅力ある教育を行うことが何よりも重要であると考えております。

○井本英雄議員 私も中学校の学習指導要領を取り寄せてみました。何々について教えること、それがずっと書いてあります。これについて教えること、これについて教えること。後、教え方は自分で工夫しなさいと、こういうことでしょう。教えることも細々書いてあるんだけど、私は、本当の創造的な教育というのは、何を教えなきゃならんのかということを考えるのも、先生の大きな役目じゃないのかなと。何を

教えなきゃならんのかということとは全部向こうに置いておいて、教え方だけ工夫しなさい、こういう感じですね、指導要領は。これで本当に創造的な先生が生まれるのかなと心配するんです。ここに書いてあることは絶対守らなきゃいかんのですか、お聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 学習指導要領というのは、学校教育法等に基づいて定められておまして、守らなければいけないものであります。しかしながら、近年の改訂で、学習指導要領については、内容の大幅な大綱化、細かいのを大綱化してまとめたような改正もなされております。それから、取り扱いの弾力化が図られているところでございます。各学校におきましては、個々の教師の英知を結集して、創意工夫しながら、先ほど申し上げたように、豊かな発想のもと、創造的で魅力ある教育を行うことが必要であると考えております。

○井本英雄議員 教育長としては、それまでが限界だろうと思いますけど、しかし、私は、何を教えるべきか、本来的にはその辺まで教師が考えてこそ、創造的な教育と言えるのではないかと考えております。これはこの辺で。

先日、延岡で「子ども・子育て協議会」が結成されました。これは、新しい制度として認定こども園がつくられることになったことを契機に、今までの幼稚園と保育園が心をつなげてさまざまな課題を解決していこうという組織であります。県下で初めて組織されたそうであります。保育園と幼稚園がいがみ合っていたということではないのでありますが、このような組織が結成されたということは革新的なことであると聞いております。今後、このような保育園と幼稚園の関係者が一つとなって宮崎の子ども・子育てを担っていくことは、大切なことだと

思います。このような協議の場を全県的に広めていくべきであると思いますが、福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましたとおり、延岡市において、子どもたちの就学前教育・保育を担う幼稚園、保育所、認定こども園などの関係者が一堂に会され、地域のネットワークを構築して子育て支援活動を行う協議会が設立されたことは、安心して子供を産み育てることのできる社会をつくっていく上で、大変意義深いものと考えております。県におきましても、幼稚園、保育所、認定こども園や保護者、子育て支援団体などで構成する「子ども・子育て支援会議」等を定期的を開催しておりますが、関係者間での意見交換を行うとともに、さまざまな御提言もいただいているところであります。本県の施策を展開していく上で大きな力となっているところであります。県といたしましては、今回の延岡市のような取り組みが県内各地域で広がっていくよう、関係者の方々はもとより、市町村や関係団体と十分な連携を図りながら、それぞれの地域における子育て支援の取り組みがさらに広がっていくよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、県立宮崎病院の再整備についてお聞きいたします。

我々議会は、県側のだまし討ちに遭ったんじゃないかという思いであります。基本構想時の平米単価が37万円であった。ところが、基本設計後は53.6万円に膨れ上がっております。その理由は聞きました。しかし、平成10年に完成した延岡病院でさえ、58万5,000円であります。日南も同じようなものです。基本構想を立てた

平成26年の宮城の市立病院で49万4,000円、東京の共済病院で51万3,000円です。基本構想の37万円がどこから出てきたのか。これは議会を欺いて、とりあえずゴーサインをもらわんがためだと言われても仕方ありません。185億円という事業積算になった理由について、病院局長の御説明をお願いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 宮崎病院の再整備基本構想策定時における事業費につきましては、構想の策定に当たり、当時の事業規模や施設整備計画、経済情勢等を踏まえまして、当時把握できておりました平成23年から25年に着工した他の同規模の公的病院の建築事例を参考に試算を行いました。具体的には、10カ所の公的病院の着工時における平米単価は24万3,000円から33万4,000円ではありますが、これにそれぞれ、平成26年6月までの建築費指数の上昇率1.07から1.12分を上乗せするとともに、将来の消費税率の引き上げや、さらなる建築費の上昇を見込み、1平米当たりの建築単価を37万円に設定しております。その平米単価37万円に、同じく公的病院の事例を参考に想定した1床当たりの必要面積82.5平米と必要病床数540床から算定した延べ面積約4万5,000平米を掛け合わせまして、建設費を約165億円とし、設計費、改修工事費等の関連経費として約20億円を加えまして、合計約185億円を事業費として想定したところでございます。

○井本英雄議員 延岡病院のことをなぜ考えなかったのか。今の話では出てきませんでしたね。これは恐らく何の根拠もないでしょう。私はそう思うんですけど。もう一度考え直してもいいんじゃないのかなという気がするんです。

なぜそんなに急ぐのかということでもあります。建てて33年しかたっておりません。普

通、50年使わないかん。オリンピックで資材や人件費が高騰したのであれば、オリンピックの後でもいいんじゃないかということでもあります。何か緊急に解決しなきゃならない課題があるのか。救急救命室が狭いとか、水道設備がよくないとか、ドクヘリがとまれないとか、地震対策のためとか、いろいろ聞きました。どうも緊急性がないような気がします。我々延岡人からすれば、宮崎市は恵まれております。大学病院もありますし、民間の総合病院もあります。医者の数も全国平均を上回っております。加えて、医師会病院が1年くらいの差で2～3キロ先に越してくるということも聞いております。何でそんなに急ぐ必要があるのか。病院局長、聞かせてください。

○病院局長（土持正弘君） これまでもいろいろな議論があったところでございますけれども、県立宮崎病院につきましては、総合的かつ高度の診療機能を持った全県レベルの基幹病院として、昭和58年に全面改築しておりますが、その後、議員御指摘のとおり、33年が経過しており、巨大地震等の大規模災害に対応する施設整備がまずは十分でないということから、災害発生に備えた免震構造の採用や専用ヘリポートの設置、浸水対策の強化など、基幹災害拠点病院としての機能強化が必要な状況となっております。また、病院改築後の医療技術の進展等に伴いまして、救命救急センターや手術室、集中治療室等の狭隘化が進んでいるほか、排水管等からの水漏れ、外壁からの雨漏りなど、施設の老朽化も進んでおりまして、施設面での機能にも支障を来す状況が続いております。これらの課題は、いずれも早急に対応する必要がありますことから、事業費について高騰いたしておりますけれども、可能な限り削減に努めながら、

現在の計画により再整備を進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 主観の問題ですけど、私は緊急性はないと。この後、坂口さんがやります。そのときは知事にも質問が行くと思いますので、ひとつ考えておいてください。

林業問題についてお聞きします。

森林バイオマス発電所の稼働などで、C材や林地残材の需要は高まっていますが、主要な木材生産物であるA・B材の需要は高まっていません。A・B材の価格は低い水準にとどまっております。今後、林業・木材産業の成長産業化のためには、A・B材を利用する新たな木材需要を安定的に確保していくことが重要であると思われまいます。これをどのように確保していくのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） まず、木材需要の多くを占める住宅分野について申しますと、現在、国産材のシェアは、平成27年で42%にとどまっております。そこで、外材が多く使用されています柱やはりなどにつきましては、今後、国産材に置きかえられる余地が十分にあると考えています。このため本県では、県内の製材事業者などが、製品の安定供給や価格面での優位性をより高められるように、加工施設等の整備を支援しているところでございます。また、これまで木材の利用が少なかった公共建築物などの非住宅分野につきましても、1点目としまして、公共建築物等の木造化やPR効果が高い施設の内装木質化の促進、2点目としまして、市町村や民間企業等への木材利用についての技術支援、3点目としまして、川崎市との連携など、都市部における内装材や家具等の利活用の検討、そして4点目としまして、新たな建築材料として木材の利用拡大が期待されるCL

Tの普及、そういったものを実施しながら、さらなる需要拡大に取り組んでまいりたいと存じます。

○井本英雄議員 次に、新たな木材の需要先として韓国や中国が期待されております。今、素材生産というのは、どちらかというと未開発国がやることであって、付加価値をつけて輸出するのが当たり前だろうと私は思うんでありますが、どのような取り組み状況なのか、今後の展開について、環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 県産材の輸出を拡大していく上では、地元産業の活性化や雇用創出等の観点から、議員おっしゃいましたように、より付加価値の高い製品の輸出をふやしていく必要がございます。しかしながら、我が国の代表的な建築方法であります木造軸組み工法が普及していない海外では、単に製品のみを輸出しようとしても、なかなか困難な状況です。そこで、本県の木材を使った建築工法そのものを普及していくことが重要ですので、現在、本県では、木材製品と建築技術を一体的に輸出します「材工一体」という取り組みを進めているところでございます。本年度は、韓国で設計士等の建築関係者に対しまして、木造軸組み工法の入門セミナーを4回実施しました。そして、そのセミナーの受講者を対象としまして、より実務的な内容の研修を本県で実施するという予定でございます。今後はさらに、台湾や中国などにつきましても、市場動向を見きわめながら、より付加価値の高い木材製品の輸出拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 話は一転しますが、作業道によって山が崩れたり、川が濁ったりしておりま

す。四国には四万十方式というのがあるそうですが、宮崎県ではどのような対策をとっているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 森林作業道というのは、間伐などの森林施業を目的にしまして、森林所有者等が開設して管理しているものでございます。御説明のございました四万十方式による開設方法は、土砂の切り取りで生じる根株などを盛り土の補強材として用いるなど、災害に強い道づくりの一つであると認識しております。本県でも同様に災害に強い道づくりを進めるために、土砂の切り取りを少なくするなど、より崩れにくい工法を示しました「宮崎県作業道等開設基準」なるものを定めまして、森林組合などの林業事業体に普及啓発するとともに、実際に作業を担当しますオペレーターの技術力向上のための研修等も実施しているところです。森林作業道などの路網は、木材生産や森林施業を行う上で、重要な生産基盤でありますので、森林所有者に対して、維持管理の徹底を普及啓発するなど、より崩れにくい道づくりに努めてまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、国体のあり方についてであります。

宮崎県で2巡目国体が開催されることになっておりますが、私は、国体そのものをやる意義がなくなっているんじゃないのかという気がしてしょうがないのであります。ほとんどの国民は国体に関心を持っておりません。いつやっているかも、どこでやっているかも、どんな成績かも知らない。そういうときになぜやる——やらなきゃしょうがないんでしょうが、国体のそもそもの目的は何だったのか、それは果たされているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 国民体育大会は、国

内最大のスポーツの祭典でありまして、トップアスリートの育成や地域の活性化、また、開催県の魅力を発信する絶好の機会となっているわけでありまして、国体は、都道府県対抗で行われますことから、オリンピック等につながるトップアスリートをジュニアの段階から発掘・育成する取り組みや、それを支える指導者の養成といった取り組みが、全国各地で競い合って展開されております。また、各地域において、運営ボランティアや花いっぱいのもちづくりという、多くの県民の皆様に参加いただくような運動等を展開することで、地域が一つになり、郷土愛が育まれるなど、地域の活性化にもつながるものと思っております。さらに、ユーチューブやフェイスブックなどを活用して地元の情報を発信したり、開催県の人・自然・文化に来県者が直接触れたりすることで、全国にその魅力が発信される貴重な機会にもなると思っております。2巡目国体の開催に当たりましては、これらの意義を踏まえまして、実り多い大会となるよう、計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、土木行政についてお聞きします。

まず、九州中央自動車道蘇陽一高千穂間の新規事業化に向けた国の検討状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 九州中央自動車道の蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間につきましては、国において計画段階評価が行われており、これまでに2回の地方小委員会が開催されたところであります。現在の検討状況であります。国に確認しましたところ、広域的な意見聴取の実施方法などについて検討するとともに、熊本地震に伴う影響を把握するため、企業など

に対して確認を行っているところであり、第3回の地方小委員会の開催時期につきましては、現時点では未定であると伺っております。県といたしましては、九州の東西軸を担う九州中央自動車道の早期整備について、機会あるごとに国土交通省や財務省などに対し強く訴えてきたところであり、蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間の早期事業化に向けて、引き続き、関係各県や沿線の地域と心をつなげて、県議会の皆様の御協力もいただきながら、国に対し、強く要望してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、延岡の三北というのは、北浦、北川、北方ということになっておるんですが、その中で、一番道路事情が悪いのは北方なんです。先日は日之影の見立というところにもみじを見に行きましたけれども、見立はずっとまだ奥なんです。ところが、見立のほうは道がいい。びっくりしたんですが、現在、国道218号から北方に入る3本の道、檜原細見線、板上曾木線、上祝子綱の瀬線を改良していただいております。住民も喜んでおります。進捗状況について県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(東 憲之介君) お尋ねの県道3路線につきましては、現在、部分的な拡幅工事や待避所設置など、1.5車線の道路整備に取り組んでいるところであります。まず、檜原細見線の進捗状況であります。黒仁田地区の22の整備箇所のうち、これまでに11カ所が完了し、今年度は4カ所で工事を進めております。さらに、今議会をお願いしております補正予算で、1カ所の工事を予定しております。次に、上祝子綱の瀬線ですが、菅原地区の14の整備箇所のうち、これまでに5カ所が完了し、今年度は3カ所で工事を進めており、さらに同じく補

正予算で2カ所の工事を予定しております。最後に、板上曾木線につきましては、16カ所で整備を進めてきました藤の木地区が、今年度で完了する予定であります。県としましては、引き続き、必要な道路整備予算の確保に努め、早期整備を図ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

安賀多通線構口工区の改良実施に踏み切っていただきました。本当に感謝しております。確かに買収も大変だろうし、費用もかかるだろうと思います。しかし、できるだけ早くやってほしい。この工区だけでなくその続きもありますから、どのくらいでできるのか、県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 安賀多通線の構口工区は、渋滞対策や通学路の安全確保のために、延岡警察署前交差点から南延岡駅前交差点付近までの970メートル区間において、平成27年度から、都市計画事業により整備を進めているところであります。進捗状況でございますが、これまでに測量・設計を行い、現在、用地取得のための建物調査を進めておりまして、一部において用地交渉に入る予定としております。完成予定についてでございますが、都市計画事業においては、都市計画法に基づき、設計の概要、事業施行期間等について、国の認可を受ける必要があります。当区間の事業施行期間は10年となっております。しかしながら、国の予算が厳しいことや、補償対象に多くの建物等がありますことから、今後の予算の配分や用地取得の状況によっては、完成予定時期が変わることも考えられます。県といたしましては、まずは、必要な予算の確保について、国に対し強く働きかけるとともに、延岡市とも十分に連

携して、地元の皆様の御協力をいただきながら、事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。いつもいつも渋滞しておるところであります。よろしくをお願いします。

次に、交通信号機についてお聞きします。

延岡に小峰町という南北に長い谷間の集落があります。その集落の真ん中を横断する形で広域農道が走っております。谷間ですので、両側ともスロープになっておりまして、車がスピードを出しておいてくるんです。そこを住民が横断する。非常に危険である。実際、事故も何件か起きております。そこで、広域農道が設置された直後から、信号機を設置してほしいという要望を出しておったんであります。県内で400件もの信号機設置要望があつて、毎年12～13件しか消化できない。しかも、ほとんど新しい道に設置されております。これを待っているのは100年たっても設置できないというので、住民達が考えたのが回転灯の設置であります。住民たちの苦肉の策であります。そこで、延岡市に相談しましたところ、延岡市が来年設置してくれるということになりました。これはありがたいことです。このような事例は日本で初めてかなと思いましたが、既に三重県東員町で実施しておりました。これはこれでよかったんであります。県内に400件の要望箇所があるわけですが、回転灯で事が済むところもあるんじゃないかと私は思うんであります。これに対して県が助成することはできないのかという質問であります。本来、警察で設置しなければならないところを市町村が設置するのでありますので、県として何らかの助成をしてほしいと思うのであります。総合政策部長のお考えをお聞かせください

い。

○総合政策部長(永山英也君) 県では、県、市長会、町村会、県警など、県内99の関係機関・団体で構成いたします交通安全対策推進本部を中心に、各季節ごとの交通安全運動の実施やテレビ、新聞等による啓発・広報を通じまして、交通安全思想の普及に努めております。また、各市町村においては、警察署、交通安全協会、自治会などで構成される交通安全対策推進協議会がありまして、地域の実情に応じた取り組みが行われております。御質問にありました赤色回転灯などの交通安全施設につきましては、毎年度、国から地方に対し、交通安全施設整備費用として交通安全対策特別交付金などが措置されております。例えば、交通安全対策特別交付金では、平成27年度、全市町を対象に、合計で2億7,700万円が交付されているところでございます。県といたしましては、財源の有効活用について助言を行いますとともに、効果的な交通安全対策が実施されるよう、市町村を含む関係機関・団体との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくをお願いします。

以上で終わります。ありがとうございます。(拍手)

○宮原義久副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

12月6日（火）

平成 28 年 12 月 6 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩 切 達 哉	(同)
7 番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	濱 砂 守	(ひむかの会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
26 番	右 松 隆 央	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。きょうが一般質問の最終日であります。皆さんもお疲れかと思っております。頑張ってください。私もちょっとぼおっとしていますけど。

私にとって最近の話題といえば、何と云ってもアメリカの大統領選であります。あれだけ誹謗中傷しながら、結局トランプ氏が勝利をいたしました。そして、その後、トランプ氏を中傷しておった人たちが、しゃあしゃあと閣僚に入っていく。まあ日本と違うなど。そして私が思ったのは、アメリカは選挙違反はないっちゃろうかなと、そんなことも考えたところあります。最終的に、私は、どこの国も、どこの国民も、トップリーダーの決断と実行、変革・改革を求めているのだなという感じを受けました。そういう意味で、私も、宮崎県のトップリーダーであります河野知事に、決断と実行、変革と改革を期待しております。

そういうことで、日本の課題といえば、人口減少、それに伴う社会保障問題、そして安全保障問題、デフレからの脱却じゃないかと思っております。行政というのは、基本は税収確保であります。税収が増加しないと政策はなかなかできないというのが現実であります。今、いかにしてデフレから脱却するかということが大きな課題であります。日本の経済も景気も7割、

8割ぐらいまで来ているんじゃないかなと思っております。アベノミクス、人によっては、全く失敗だと言う人がおりますけれども、私は、点数をやれば70点か80点かなと思っております。もう一息、県民の消費マインドが上がらない、あるいは企業の設備投資が増加しないということでもあります。

そこで、知事に質問でありますけど、一般的にこういう景気対策というのは、政府、日銀がやるべきだというふうに思われがちでありますけど、私は、地方行政も一緒になって景気対策の一翼を担うべきであると、そういうふうに思っております。知事の考え方はどうか。そしてまた、29年度の予算方針はどのようなことか、知事にお尋ねいたしまして、後は質問者席でやります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

国においては、成長戦略を初めとするアベノミクスに取り組んでいるところであり、デフレからの脱却や一億総活躍社会の実現は、本県においても極めて重要な課題であると認識しております。このため本県でも、成長産業の一層の振興等による経済の拡大を図るため、昨年9月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、施策目標の第1に「しごとを興す」を掲げているところでもあります。平成29年度当初予算編成方針においては、「成長産業の育成加速化と新たな産業づくり」を重点施策の柱の一つに位置づけ、積極的に取り組んでいくこととしているところでありまして、このような地域経済の活性化に向けた取り組みが、我が国全体の経済発展や景気の浮揚につながるものと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○中野廣明議員 今、確かに景気はよくなっていると思っておるんです。そこで、私が言うより行政の皆さんが言ったほうが信憑性があるかなと思うので、今、国・県の経済数値はどのようになっているのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 景気や経済に関する最近の指標につきまして、主なものを申し上げますと、県内総生産は、平成25年度で約3兆6,000億円となり、全国が5年間で約1.8%の増に対し、本県は約4.1%増となっております。また、平成26年の製造品出荷額等は、約1兆5,276億円と過去最高額となり、5年前と比較して、全国が約5.5%増に対し、本県は16.4%の増加となっております。所得面では、平成25年度の1人当たり県民所得は、全国が約306万5,000円に対し、本県は約240万7,000円であり、5年間の伸び率は全国よりも高くなっております。一方で、所定内給与月額は、平成27年で、全国は約30万4,000円に対し、本県は23万8,000円であり、5年間の伸び率は全国よりも低くなっております。雇用面では、全国的に有効求人倍率が伸びる中、平成27年度で、全国は1.23倍、本県は1.07倍となっておりますほか、ここ3年の本県の倒産件数は、40件前後と低い水準で推移しております。

○中野廣明議員 そのほかにおもしろい数字があるんですけど、失業率は3%、これはいい数字であります。それから年間自殺者、18年ぶりに2万5,000人割れをしたということも出ております。それから、東京23区内路上生活者744名で、過去最少という数字も出ております。そしてまた、国税も平成24年と比較しますと、平成27年が12兆円ふえております。県税も24年と比較しますと122億円増と。景気がよくなればま

だまだふえるんじゃないか。ふえないと、借金ばかりふえていい予算が組めないということになりますので、ぜひ、県も国と歩調を合わせた景気対策をやってほしいと思います。

次に、平成29年度当初予算編成のポイントの中の基本政策の重点施策とは、どのような観点、目的で設定するのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 重点施策は、限られた財源の中で、社会経済情勢の変化に対応しながら、県総合計画や地方創生総合戦略の着実な推進を図るため、当初予算の編成に当たり、重点的に取り組むテーマを設定するものでございます。

総合計画アクションプランの折り返しを迎えます平成29年度は、昨年の国勢調査の結果を踏まえ、改めて、人口減少問題に真正面から向き合い、将来を見据えて、今、手を打つべき施策を着実に推進する未来志向の地方創生に取り組むこととしたところであります。具体的には、若者の県外流出の抑制や持続可能な中山間地域の暮らしづくりなどを行います「人口減少対策と中山間地域対策の強化」、世界農業遺産やユネスコエコパークなどを生かした地域づくりや文化・スポーツの振興などに取り組みます「世界ブランドのみやざきづくりの推進」、そして、成長期待企業への集中支援や宮崎版DMOの展開などを行う「成長産業の育成加速化と新たな産業づくり」としたところでございます。

○中野廣明議員 その中で、DMOとか成長期待企業という言葉が出ました。これは地域の人たちに説明するのが難しいんですけど、これについて説明をしてください、商工観光労働部長。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） まず、D

MOにつきましては、地域の幅広い関係者等の合意形成を図りつつ、観光客の動向等を把握しながら、マーケットインの視点による施策を実施することで、持続可能な観光地域づくりを実施するための推進組織でございます。本県では、これらに加え、特に、観光地域づくりを牽引するリーダーの育成が重要でありますことから、人材育成に重きを置いた宮崎版DMOとして取り組んでいるところでございます。

次に、成長期待企業についてであります。産業基盤が脆弱な本県では、地域経済を牽引する中核企業の育成が大きな課題となっております。このため、売上高の大幅な増加など、今後、大きな成長が見込まれる企業を成長期待企業として認定し、産学労官により創設された企業成長促進プラットフォームにおいて、各機関が一体となって集中支援を行うことにより、将来の中核企業の育成につなげていくこととしております。

○中野廣明議員 なかなか説明を聞いても難しいですけど。それで、重点施策の中で、人口減少対策と中山間地域対策の強化とあるんです。私は、重点施策に挙げるのは、宮崎県の経済の底上げにつながるような政策がいいんじゃないかなと思っていて。人口減少対策、これは今始まった話じゃありませんし、持続して毎年毎年やるような話であります。来年もまたこんなのが挙がってくるのかなと思っております。

それともう一つ、世界ブランドのみやざきづくりというのがあります。私は、海外に出ていくというのは大いに賛成なんです。ただ、世界ブランドと言う前に、じゃ、宮崎県のブランドはどうかという考えもあります。例えば、世界ブランド、輸出を考えますと牛肉が主になるかと思えますけど、今、全国で、27年で110億しか

出ていないんです。宮崎県が19億。国は平成30年に250億円を目標にしております。まだこれは全体から見れば微々たる数字です。これも一歩一歩やらんといかん話であって、知事もイタリアに行かれましたけど——全体で2,000万ぐらい費用がかかっている——一気にこれは進まんと思えますよ、重点施策に挙げたところで。やっぱりこんなのもどうかなと思うわけでありませぬ。私は、いろいろ比較するとき、鹿児島県を見るんですけど、鹿児島は、「新しい力強い鹿児島」の実現に向けた各種施策の推進」というのが第1番目に来ております。そういうことで、もうちょっと今の経済を底上げするのが好ましいんじゃないかなと思っております。

次に、新年度予算編成において、宮崎県は限度額を設定しております。鹿児島を見ますと、前年度当初予算同額（一般財源ベース）という表記の仕方になっている。この違いはどういうことか、総務部長にお尋ねします。

○総務部長（桑山秀彦君） 御質問にありましたように、鹿児島県の平成29年度当初予算要求基準を見ますと、要求限度額は、いずれの経費も、所要額もしくは一般財源ベースで本年度当初予算同額とされているところであります。

これに対して本県では、まず、公共事業費につきましては、財政改革推進計画にあわせて、補助公共事業、県単公共事業ともに95%としておりますが、最終的には、国の予算編成の状況等を見きわめながら対応することとしております。具体的に平成28年度当初予算の例で申し上げますと、編成作業の中で検討を行い、予算編成方針で設定してございました要求限度額を、補助公共事業では100%まで引き上げ、さらに、補助公共事業、県単公共事業ともに、特別枠を上乗せして措置いたしましたので、最終的には100

%を超える予算を措置しているところがございます。また、その他一般行政経費につきましても、要求限度額を設定しておりますけれども、この見直しによって捻出された財源については、その全額を新規・改善事業の財源として各部局に配分しておりますので、実質的には100%ということになります。

このようなことから、本県と鹿児島県の要求限度額の設定につきましては、実質的にはほぼ同じであるというふうに考えております。

○中野廣明議員 結果的には同じだということですが、最初の見目はどっちが元気が出るかなど。それから、我々議員は、選挙民にいろんな説明をする場合に、95%当初は減ですよという言い方になるわけです。鹿児島のやつを見ますと、当初予算は過去5年間を見ると前年比100%、そういう指標。結果的には同じようなことになっておりますけど、そういうことで、もうちょっと工夫する余地があるのではないかなと思うんですけど、総務部長、どうですか。

○総務部長(桑山秀彦君) 予算編成方針の作成に当たりましては、作成時点での経済情勢や地方財政を取り巻く状況、国の予算編成の動向、さらには、本県の財政状況や見通しを踏まえることが重要であると考えておまして、来年度の予算編成方針におきましても、要求限度額設定の考え方やその率の見直しなどを行っております。今後の予算編成方針の作成におきましても、議員の御意見も踏まえながら、工夫すべき点につきましては工夫してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 次に、政策評価であります。私は、常任委員会でこういうのを見ると、本当に悩ましい。何を判断していいのか、何を基準にしているのか、どうやって結果をつかむの

か。私は、この分については、労力だけかかって、半分は無駄ではないかなと思っているんです。政策評価は見直すべきだと思いますけど。

○総合政策部長(永山英也君) 政策評価は、総合計画アクションプランの「新しい『ゆたかさ』展開プログラム」に掲げます8つの重点施策について、それぞれ評価指標を定め、その達成状況を評価しております。したがって、御指摘のとおり、指標には、できる限り施策の成果を端的に示すものを設定し、わかりやすくしていくことが必要であるというふうに思っております。評価指標の設定に当たりましては、数値の把握が難しい場合など、課題もありますので、今後とも、各部局と問題認識をしっかりと共有し、さらなる改善に努めていく必要があると考えております。労力をかけて評価しておりますので、しっかりとそれが県民にわかるように、それから、次の施策の展開に生かせるように、さまざまな工夫を重ねながら努めていきたいと考えております。

○中野廣明議員 これはやっている人たちが自己満足しているだけです。本当にわからん。例えば教育委員会、挨拶運動が出ているんです。目標85%、それでどうやって達成するか。1回挨拶したら丸か、10回して丸か。こんなのは100%ですよ、目標としては。たまたまの例ですけど、これ、しっかり見直してください。悩ましい。

次に、出張旅費の問題でありますけど、職員はいろいろ出張する。出張すればするほど赤字だという話があります。奥さんからは、何で赤字まで出して出張するのという話がありますけど、旅費200円、これはどういうことなのか、総務部長。

○総務部長(桑山秀彦君) 旅費につきましては

は、出張するために必要な経費を賄うものでありますけれども、実費支給の観点から現在の形になっております。旅行雑費200円ということですが、出張中の諸雑費といたしまして、携帯電話の通話料等を踏まえた設定としております。これは、以前の制度に昼食代が含まれていたことへの批判を受けまして、見直しを行ったものであります。一方で、旅費事務が煩雑で職員の負担感が増すようなことにならないよう、これまでも、不足する旅費を増額する場合の手續の簡略化でありますとか、公用車出張の場合に、旅行命令を効率的に作成できるように見直しなどを行ってきております。今後とも、公務上必要な経費は公費で賄うとともに、職員の事務負担を軽減できるよう、旅費制度の簡素合理化に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 九州管内を見ますと、200円のところは鹿児島県だけです。沖縄県が400円、大分県が300円、熊本県が500円、佐賀県は100キロ以内のところは1,100円、長崎県は出ていません、福岡、これも実費。これはやる気の問題だと思います。中には、課長から出張してくださいと依頼をせんと行かんというような状況もありますから、これは低けりゃいいという問題じゃないので、ぜひいろいろ検討してみてください。

それから次に、本県の中小企業対策。

去年、ことしと、本県高校生の県内就職率がワーストワンという状況でした。いろいろ書かれるけどなかなか結論が出ない。ただ、ワーストワンになりますと、昔と一緒に、宮崎は就職者の数、働き手が多いですよと宣伝になって企業誘致になっておりました。このことは田口議員に先取りされましたけど、これはどのような対策を打っているか、商工観光労働部長にお尋

ねします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 本県の高校生の県内就職率が低い要因としましては、都会への憧れや希望する職種の有無、県外企業との給与の差などのほか、教職員や生徒等が地元企業を十分知らないことや、企業側のアピール不足も課題であると考えております。

このため県では、県内企業の魅力を高校生に伝えるため、企業と高校のネットワーク強化や、就職説明会、インターンシップなど、県内企業の魅力に直接触れる機会の拡大に取り組んでいるところでございます。また、高校生にとって魅力ある雇用の場を確保することが重要でありますので、フードビジネスなどの成長産業の振興や中核企業の育成など、産業振興にも力を入れているところでございます。今後とも、このような取り組みを積極的に進め、高校生の県内就職を促進してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 統計を見ますと、県内の製造業事業所数が平成25年、失われた20年とかいうところで1,000件減っているんです。2,500件あったのが今は1,500件です。そういうのも関係しているのかなと思います。しかし、これも全国的な話かなと思います。そこで、県外就職する人のしっかりしたアンケート調査をやって、何が宮崎県に足らんのかということ进行分析する必要があると思うんです。アンケート調査をすべきじゃないかと思いますが、商工観光労働部長。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 高校生の意識調査につきましては、昨年、高校2年生を対象に、就職に関する意識調査を実施したところであり、また、教育委員会におきましても、一昨年、県外就職が比較的多い県立4校の3年

生に対しまして、抽出調査を行っております。また、本年9月には、宮崎労働局におきまして、県立34校の3年生と保護者に対し、県外を希望する理由や進路相談の相手等についてアンケート調査を実施したところでありますが、いずれも調査対象が少ない、または内定前の調査となっております。御質問にありました、進路の決まった3年生の調査の実施につきましては、県外就職を決めた理由の把握など、県内就職を促進する方策を検討する上で有効であると考えますので、教育委員会の意見を伺いながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 ちょうどこの質問を家で作るときに、一休みでテレビをつけたら、労働局がそういうのをやったとやっていましたけど、中身を見たら、県外に行って30~40歳になって宮崎に帰ってくるかどうかと、そんなこともありました。そんなのはまだ関係ないと思いますので、しっかり業種別にとっていただきたいと思えます。

それから、もう一つ、金融庁が今、新しい変革・改革をやっていますけど、金融庁は今まで銀行に対しては、不良債権の処理、そういうことを中心にやっておりました。今、金融庁は、とにかく無担保融資、リスクのある融資先でも、改善の見込みがあれば融資すべきという方向転換をやっております。そうなりますと、保証協会の関係が出てくると思うんですけど、今、この保証協会の対応についてはどのようになっているか、商工観光労働部長。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 議員御指摘のとおり、金融庁におきましては、金融機関に対するこれまでの不良債権問題を重視してきました姿勢を転換し、担保や保証に過度に依存

しない、企業の将来性を評価した融資を行うよう求めています。また、中小企業庁におきましても、信用補完制度について見直しを進めており、小規模事業者の保証枠の拡充やセーフティネット保証のあり方について、議論がなされているところでございます。このような中、信用保証協会では、現在、第三者保証人を原則として不要としておりますほか、無担保保証についても推進しているところであります。また、専門家派遣事業や関係機関と連携した経営サポート会議などを通して、中小企業の経営力の強化や経営支援にも力を入れているところでございます。県といたしましては、引き続き、信用保証協会と緊密に連携し、中小企業、小規模事業者に対する金融の円滑化に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 今、なかなか新しく企業を興すというのは数が少ないです。潰すのは簡単ですね。ですから、保証協会が代位弁済している企業というのは倒産件数にも出てきません。多いときは年間300件とか、今、100件台ぐらいになっていますけど、この部分をしっかりカバーしてやる。支払い条件、リスクをしてやるのか。今は無理だけど、あと1年ぐらいすれば立ち直るといような分もあろうかと思うんです。代位弁済額が低いんですよ、600万。300万もあるかなと思うんですけど、わずかな金額ですから、銀行なんかは、600万とか弁済したって——弁済は保証協会がするわけですけど——大した金額じゃないと思うので、しっかり中小企業、ここの分で頑張っていたいただきたいと思えます。商工観光労働部長、今、企業誘致がチャンスですよ。ぜひ、企業誘致、頑張ってください。

それから、過去最高の額を達成した製造品出

荷額の内容はどのようになっているか、商工観光労働部長。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 平成26年工業統計調査によりますと、本県の製造品出荷額等は、前年比5.5%、額にして800億円増の1兆5,276億円で、過去最高となっております。業種別では、食料品が3,170億円、次いで、電子部品の1,614億円、飲料・たばこの1,592億円、化学の1,512億円の順となっております。1次産業と関係の深い食料品と飲料・たばこの2業種で、全体の31.2%を占めているところでございます。

○中野廣明議員 私が聞きたかったのは——製造品出荷額は過去最高になりました。その内訳を見ますと、今、部長が言ったとおりです。その中で食料品製造品出荷額、これは行政が十分にタッチできるところであります。宮崎県は農業産出額3,300億ぐらい。日本で5番目ぐらい。これを食料品製造額に直しますと、伸びているけど全国でいうと下なんです。それだけ加工のほうに回らずに付加価値が県外に行っている状況であります。そういうことを引っ張りだしたかったわけであります。

次に、本県農業の現状と畜産の付加価値について聞きますけど、私、今、頭にあるのは宮崎県の農業就業人口です。平成7年が8万6,000人、それが平成27年は4万5,000人です。大体1年に2,000人減っているわけです。そういう中で、4万5,000人のうちの2万人は70歳以上ということ。70歳以上には75歳もあります。これは今後どうなるのか、一生懸命考えてもなかなか結論が出ないわけです。そういうことを前提に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の前期計画の総括と、前期計画と後期計画の違いはどのようなことになるのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の前期計画におきましては、主要指標の一つである農業産出額では、平成26年の実績が3,326億円と目標を132億円上回る一方で、議員御指摘のように、農業就業人口は4万5,000人と目標を2,000人下回るなど、本県農業は、担い手の減少や高齢化等の構造的な課題に直面しているものと認識をしております。6月に策定いたしました後期計画におきましては、このような状況を踏まえ、産地でしっかり担い手を確保し、儲かる農業を実現することが重要であることから、新しい産地と担い手の育成を進める「産地経営体の育成プロジェクト」と、中山間地域での所得向上や誇り・きずなづくりを進める「地域づくりプロジェクト」を新たに設けたところであり、今後5年間で重点的に取り組むこととしております。

○中野廣明議員 前期計画を私も目を通しました。なかなかいい数字は出ていませんよね。その中で、儲かる農業という大きなタイトルがあるんです。あれを見ると、本当にこれで儲かる農業になるのかなど。もうかるためには売り上げを上げて経費節減せんと、農家は市場に出して何ぼですから。最初から何ぼもうかるかというのは計算できんわけで。

そういう中で、私は今回、自民党農林部会の改革案に興味深く見ておりました。結果的には全農との折り合いがついてよかったなと思っています。それで、ちょっと参考に言いますと、肥料は、日本が9,500円、韓国は4,420円。肥料は倍です。それから種苗費、日本が3,700円に対して韓国は1,500円。大体これも2倍以上。それから農機具、10アール当たりで見ますと、日本は2万7,530円、韓国は5,100円。こういう違いがあるわけです。これじゃ、自由貿易とか

何とか言っても、やっぱり勝てませんよ。農業がもうかる施策等をぜひ頑張ってください。

それから次に、新規就農者の現状はどうなっているか、農政水産部長。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県における平成27年の新規就農者数は341名で、内訳は、後継者が74名、新規参入による自営就農が64名、法人就農が203名となっております。年齢別内訳では、20歳未満が16名、20代が104名、30代が最も多い146名、40代以上が75名で、40歳未満が全体の78%を占めております。営農類型別では、耕種部門が251名、畜産が90名となっております。品目別では野菜類が171名で最も多く、うち102名は施設園芸での就農となっております。経営面積につきましては、就農者の多い施設園芸での新規参入の場合で申し上げますと、平均で20アールとなっております。新規就農者は、産地を守り、地域の活性化を図る上で貴重な人材であることから、各自の就農計画に沿った営農が実現できますよう、普及センターと関係機関で連携し、経営発展に応じたサポートを行いながら、本県農業の将来を託せる担い手として育成してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 計画を見ますと、これも結構目立つんですけど、その中の後継者74名というのは、さっき言った農業従事者の中に入っている。これが毎年300ぐらいとか出てきますけれども、なかなか農業従事者のところに、やめる人が多いから反映されないということ。補助金があるからその間やっているかもわからん。これはしっかり調査をするべきだと思います。

それで、畜産の現状はどうなっているか、続けて。

○農政水産部長（郡司行敏君） 畜産統計にお

ける平成28年2月時点の肉用牛繁殖農家戸数は5,950戸、繁殖雌牛頭数は7万8,800頭で、戸数は減少傾向にあるものの、頭数につきましては、畜産クラスター事業等の積極的な取り組み等によりまして、前年に比べて3,000頭増加したところであります。また、肉用牛肥育農家戸数は687戸、肥育牛頭数は10万5,600頭となっております。近年、いずれも減少しております。頭数の減少につきましては、昨今の子牛相場の高値を背景として、肥育農家が計画どおり導入できていないことが主な要因と考えております。

○中野廣明議員 これは本当に大きな問題ですよ。肥育なんか、全国でも子牛が大体4万頭ぐらい、23年と比較しますと減っていますし、和牛も減っております。その中で3,000頭ふえて、いい話です。これで現状維持ができるかなと。この分については、まだまだ施策を打って頭数をふやすと。ただ、肥育はふえていませんよね。私の周りでもふえていない。この辺が一番私は問題だと思います。

そういうことで、今、県外へ移出している和牛、宮崎県で生産された和牛、肉牛が半分県外に行っているということを再三、私は言っているんです。追っかけているんですけど、県外へ行っている移出額の和牛100億円分を県内で屠畜すれば、大体何頭になるか。

○農政水産部長（郡司行敏君） 肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆる牛マル緊事業による平成28年9月時点の1頭当たりの販売価格は約123万円となりますけれども、これで試算しますと、約8,100頭分で100億円に相当するものと思われる。

○中野廣明議員 8,000頭、いきなりこれができるとは私も思っていないんですけど、方向としては、県外に行っているやつを県内でいかに屠畜

するか。こんな立派な宝がほかにありますか、製造業を見回して。ここをやれば2,000人ふえますよ、380億出ますよ、こんな分野はどこにもありませんよ。ここをしっかりとやらんと、何をやっているかわからんと思っています。後でまた聞きますけど。

前回、農政水産部長は、県外に行っている分を県内で屠畜するという質問に対して、「肉用牛枝肉競り市場の開設は大変重要だ。食肉処理場の機能強化とあわせ、可能性についてしっかり検討していきたい」、そういうふうにご答えているんですけど、その後どうなっているのか。

○農政水産部長（郡司行敏君） 8月に畜産新生推進プランを策定いたしました。この中で、付加価値向上につきましては、販売・輸出戦略部会の中でしっかり議論するということになっております。現在、この部会で検討する論点を整理するために、ワーキングチームを設置し、関係者の意見を伺っているところでありますが、その中では、議員がずっと御主張されています食肉処理場での屠畜頭数の増加であるとか、宮崎牛の知名度向上、さらには生産基盤の強化などのテーマが出てきているところであります。その後、ミヤチク都農工場の施設整備など、新たな動きもありますので、このような動きも含めて、年明けに開催予定の専門部会において、畜産物の付加価値向上に向け、しっかりと協議を行ってまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 新しく屠畜場をつくると、私はいいいことだと思っています。だけど、現状は、屠畜数も減っているんです。じゃ、それをつくってどうなるか。そこをつくったら、県外に行った分が新しい工場で屠畜されるかということ、まだまだいろいろ検討する余地があると思いますので、ここはしっかりと頑張ってください

い。

あとの2問は省略します。

次に、総合政策部長も今の件に関して、「農畜産物を県内で処理・加工し、付加価値を高めることは、本県経済活性化を図る上で大変重要である。チームを組んで問題解決に取り組む」というふうにご答弁されております。その後の対応、どうなっているか。

○総合政策部長（永山英也君） 畜産関連産業の振興等につきましては、総合政策部を中心にチームを編成し、情報の共有化を図り、県内での処理・加工をふやすための方策や付加価値向上を図る戦略について検討を行っております。また、このチームにより、幾つかの企業等を訪問しまして、今後の経営戦略等について意見交換なども行ってまいりました。このような取り組みの中で、畜産関連産業のさらなる発展を図るためには、安定的に原料を確保するための生産基盤の強化や原料の供給体制づくりも大きな課題であると、改めて認識したところであります。畜産業は、長年の取引の中で大手商社による系列化が進んでおり、課題への対応は簡単ではありませんが、大変重要な取り組みであると認識しておりますので、引き続き、総合政策部が中心となりまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 言葉では美しいんですけど、本当に進んでいるのかどうか分かりません。それで、ちょっと部長に聞きますけど、管内で産業を支援し、拡大してやっている目的はどうか、再度。

○総合政策部長（永山英也君） 産業の振興や経済の活性化を図るための方策につきましては、大きく2つ、つまり、基盤となる産業をベースに、さらにその強みを伸ばしていくやり

方、そしてもう1つは、新たなシーズの活用やイノベーションによりまして、これまでにない分野、例えば航空機関連産業とかI o Tなどにチャレンジするやり方があると考えております。本県における畜産業は、前者、つまり、基盤となる産業をベースに強みを生かす、その代表例であると認識しております。全国第5位の農業産出額の約6割を占めるまでに至りました生産基盤やすぐれた技術力を有し、加えて、生産や加工、さらには流通販売など、大変裾野が広い産業となっております。このようなことから、フードビジネス振興構想の重点項目に位置づけておりますように、多くの強みを有する畜産業を振興し、関連産業の高付加価値化を進めることで、本県経済の活性化と新たな雇用の確保を図ることができるよう努めてまいります。

○中野廣明議員 同様に知事からも答弁をもらっております。「県内で処理・加工する体制をつくり、循環を高めていくということで、一つ一つ努力してまいります」と、知事は答弁されております。知事は、その後どのような対応をされたか。

○知事(河野俊嗣君) 畜産業は裾野が広いものでありまして、その重要性は今、答弁したとおりであります。これまでの取り組みを通じて、畜産関連産業を支える生産基盤の強化や輸出の拡大など、一定の成果が得られているところであります。また、今回、県と事業主体がさまざまな協議を重ねた結果、ミヤチク都農工場の整備について取り組むこととなったところであります。この工場は、EUへの輸出基準を満たす衛生基準の高い処理施設となりますとともに、処理頭数も向上するというので、今回の整備を契機とした県内の畜産物の処理加工体制の強化を進めますとともに、付加価値向上に向

けた取り組みについてもしっかりと進めてまいり、畜産関連産業の振興による地域内の経済循環を高めていきたいと考えております。

○中野廣明議員 本当にやろうとされているのかよくわからんのですけれども、再度、知事に確認しますが、私が言いたいのは、県内産和牛の約半数が県外へ移出されているが、今後、県内での屠畜数をふやすように取り組むということによろしいのか、知事に再度質問します。

○知事(河野俊嗣君) 畜産物の付加価値を高めるため、県内の屠畜頭数をふやすことは大変重要でありますので、引き続き、課題解決に向けての検討を進め、県内での屠畜頭数の増加に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 リーダーはやっぱり決断と実行だと思います。知事が一言、やれと言えればみんな動き出すと思います。私は一遍にできるとは思っていません。方向をしっかりと出すべきだと思っておりますので、引き続きまた頑張ってもらいたい。私も引き続き、これは追っかけて質問しますから。

次に、災害対策についてであります。

阪神・淡路大震災、死者が6,432名、行方不明3名。東北大震災、死者が1万5,894名、行方不明2,557名、それから、消防団員、死者・行方不明254名、消防職員、死者・行方不明27名、警察官、死者25名、行方不明5名、計30人です。それから、子供、両親を亡くした人が244名、片親死亡が1,538名。熊本地震は、死者49名ということになっております。

そこで、新・宮崎県地震減災計画を策定しております。今、県はどのような対応をとっているのか、危機管理統括監にお尋ねします。

○危機管理統括監(畑山栄介君) 新・宮崎県地震減災計画は、建物の耐震化率や早期避難率

を高めることや、避難場所の確保、避難訓練の実施などにより、地震や津波による被害を最小限に抑えることを目標としております。このため県では、大規模災害対策基金を活用し、4つの柱を定めて地震減災対策に取り組んでおります。まず、危機に対して的確に行動できる人づくりとして、防災知識の普及啓発、防災士の育成などに取り組んでおります。また、避難確保対策として、沿岸市町の津波避難タワー等の整備に、これまで約4,500万円を支援するほか、建築物の耐震化の促進などに取り組んでおります。さらに、災害対応能力の強化として、南海トラフ巨大地震を想定した実働的な総合防災訓練等を実施するとともに、広域連携体制の充実・強化として、国や他の都道府県等からの広域的な応援の受け入れ体制の整備のための救助活動拠点や広域物資拠点等を指定し、資機材の配備等に取り組んでいるところでございます。

○中野廣明議員 1つ飛ばしまして、この計画で、人的被害3万5,000人となっておるわけですが、この3万5,000人が幾ら減少できるかというのが私は一番大事だと思うんです。いろんな災害訓練とかやったとしても、最終的にはこの3万5,000人を幾ら減らすかということが大事だと思っているんですけど、統括監、どうですか。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 御指摘のとおり、3万5,000人が被害想定最大の死者数ということで、このうち津波によるものが約3万1,000人とされております。住民一人一人が直ちに避難するということが最も重要となることですので、こうした適切な避難行動をとれるよう、市町村とも連携しながら、津波に対する心構えの普及啓発や実情に応じた避難訓練を繰り返すことによって、早期避難率を高めていき

いと考えております。この地震減災計画では、住民の早期避難率に加え、建物の耐震化率を高めることにより、減災の効果として死者数を8,600人に軽減できるものと見込んでおります。が、究極的には、さまざまな対策、こうした対策ですとか、ハード、ソフト両面でのいろんな対策を講じることで、人的被害を限りなくゼロに向けて進めていくということが肝要と思っておりますので、そうした大きな目標に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○中野廣明議員 8,600人軽減される、本当にいい数字だなと思います。今、Nスペで50何回シリーズでやっているんです。録画して見てみますけど、津波で亡くなられて、胸が打たれて二度は見たくないなというような場面もあります。その中で、南海トラフ地震が発生して、一番最初に到着する、5分以内に到着するところの集落は、防災タワーをつかった。それでみんな全員そこに逃げ切れるか。お年寄りや5分間では逃げられない。じゃ、どうするか。津波の高さが10メートルあれば、それ以上の3階建ての建物を避難箇所にして、それで避難訓練したら100%成功したと。私は、ここまでやればいいなと思っているんです。何ととってもやっぱり人命ですよ。いかに死傷者を少なくするか、これを目掛けて対策をとってください。

次に、警察本部長にお尋ねいたします。警察本部長も、私、いろいろ委員会で聞きますと、余り出て……。警察庁のホームページを見たら、「回顧と展望」というのがありました。その中で、「東北大震災の反省、教訓が各方面に見受けられる。住民や警察に被害を出さないよう、津波到達時間に十分に配慮した避難誘導方法等の検討が必要となっている。警察庁防災業

務計画から津波災害対策を独立して扱うとともに、迅速な避難誘導を行う」、そういうことを警察庁は書いているんです。私、Nスペを見ていて、お巡りさんが交差点で一生懸命誘導するけど、渋滞して動けないんです。あの警察官もひょっとしたら亡くなられたんじゃないかな、そんなことを考えますと、警察というのは大きな役割があると思うんですが、その対策はどうなっているか。

○警察本部長（野口 泰君） 地震発生で津波のおそれがある場合には、海岸付近遊動中のパトカーによる避難の呼びかけ広報や、沿岸部の交番・駐在所ごとに作成している「津波避難誘導マニュアル」に沿った、勤務員による主要交差点での住民の避難誘導、沿岸部への車両の進入規制等の対応に迅速に当たることにしております。その際、高齢者や避難行動要支援者等、避難に時間を要する人たちに対しましては、遠方の避難所ではなく、直近の丈夫で階層の高い建物への避難が有効な場合もあり、日ごろから防災講話等を通じ、危機意識の醸成と啓発活動に努めているところであります。また、津波到達予想時刻を考慮し、警察官自身も住民を避難遊動しながら避難し、みずからの命も大切にすることもあわせて、日ごろから指示、教養を行っております。

○中野廣明議員 Nスペを見ますと、やっぱり警察も大変だ。マニュアルどおりいかなのが災害ですからね。また続きは委員会で聞かせてもらいます。

次に、本年度の全国学力テストの結果はどのようなことか、教育長。

○教育長（四本 孝君） 本年度の全国学力・学習状況調査の結果について、全教科の正答率の平均値を全国と比較しますと、小学校で0.6ポ

イント、中学校で1.3ポイント下回っている状況であります。各教科区分ごとの状況につきましては、小学校における知識に関する問題である国語Aが全国平均を上回っておりますが、それ以外の教科区分では全て下回っております。中でも、小学校における活用に関する問題である国語B、これは全国的にも下位にありまして、強い危機感を感じているところであります。このため、県教育委員会の市町村支援チームが学校を訪問して継続的に指導する、あるいはまた、私自身も市町村に出向いて、市町村長あるいは市町村の教育長といろいろ話をしながら、学力向上への機運を高めて、市町村と一体となった取り組みが展開できるように努めているところであります。

○中野廣明議員 あの結果を見ますと、平均を上回ったのは小学校国語Aだけ。中学校の国語Aは40番目、小学校国語Bは45番目。私は、義務教育というのは、人生形成の基本的なものだと思うんです。これはしっかり頑張ってもらいたいと思います。

次に、政策評価、過去5年間の実績値についてはどうなっているか。

○教育長（四本 孝君） 政策評価の実績値は、全国学力・学習状況調査における本県の正答率が、全国の水準を上回った教科区分の割合を示しておりますが、過去5年間の実績値につきまして、さかのぼりますと、本年度が37.5%、27年度が30%、26年度が75%、25年度も75%、24年度は80%であります。

○中野廣明議員 これも目標値の70とかいうのは、なかなか説明を受けないとわかりません。これが30というのは、半分ですよ。ぜひしっかり頑張ってください。

それから、学力向上に関する目標達成に向け

た教育長の思いをお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県の学力向上に関する目標値につきましては、平成30年度までに、全国学力・学習状況調査の全ての教科区分の平均正答率が全国水準を上回ることを目標としております。この目標達成に向け、私自身が先頭に立ち、市町村と一体となって、不退転の決意で取り組んでいるところであります。また、学校現場のトップである校長はもとより、教職員一人一人も、私と同じ思いを持って真摯に取り組んでいるものと信じております。今後とも、県及び市町村教育委員会、学校現場一丸となって、目標達成に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

○中野廣明議員 大変声だけ大きかったと思いますが、教育長が回って頼まんと頑張らんというような校長先生は、俺はだめだと思うんです。そんな人は降格したらいいと思う。頑張ってください。

それから次に、いじめですけど、私はいじめを質問する気はなかったんですけど、新聞で、東北から避難してきた人たちがいじめられたと。何やと、私は、近くだったら怒鳴っていきたいぐらい腹が立ちますよ。何しちょっと、学校の校長先生はと。ああいう問題というのは、やっぱり校長先生がしっかりするべきだと。父兄は、学校に預けている間は、校長先生の下で安心・安全だと思っているんです。目に見えないところでそういうことがある。私は、校長の責任というのは大きいと思うんですけど、教育長、どうですか。

○教育長（四本 孝君） いじめ問題への対応につきましては、学校全体での組織的な対応や、保護者、関係機関等との連携により、重大な結果に至る前に解決されることが何より重要

であります。具体的な対応を指揮・監督する校長の責任というのは非常に大きいものがあると考えております。このため、県教育委員会といたしましては、今年度、全ての県立高等学校を訪問して、直接校長に対して、いじめ問題における自身の役割の重要性を認識させるとともに、とりわけ、早期発見、早期対応及び未然防止に向けた取り組みについて、校長がリーダーシップを発揮して対応するよう、指導を行ったところであります。また、小中学校に対しましても、全ての市町村教育委員会を訪問して同様の指導を行い、いじめ問題に対して、迅速かつ適切な対応が図られるよう努めているところであります。

○中野廣明議員 いじめがあったごとに、いつも記者会見を見ていると、校長は出ないんですね。教育長が、申しわけありません、再発防止に努めると。何ねと。毎回毎回、人の命を…。本当に腹が立ちますよ。これは校長の責任だと思っんです。

それと、教育委員会で作っているいじめ防止基本方針というのがあるんです。これを私もばらばらっと見たんですけど、「責任」という言葉がどこにもないんです。ただ流れが書いてあるだけで。とりあえず責任があるから罰するとかそんな話じゃなくて、この条例の中には、校長が責任を持って当たるとか、そういう責任の問題、そういうことをしっかり書く。要綱を変えるべきだと思っているんです。どこが責任をとるか。最終的には教育委員会に上がってきて、第三者委員会をつくって、それを知事に提示し、それで終わり。それじゃなかなか防げませんよ。責任を明確にするということで、教育長の見解を再度お伺いします。

○教育長（四本 孝君） 県のいじめ防止基本

方針の中では、いじめ防止対策の基本的な方向性や、各学校において取り組むべき事項、また、重大事態が発生した際の対処などを示しております。県教育委員会といたしましては、先ほど申し上げましたように、いじめ問題への対応において、現場のトップである校長の責任は非常に大きいと考えております。現在、国において、この基本方針の見直しが進められているところでありまして、それを踏まえて、県の基本方針も見直すこととしておりますので、議員御指摘の点も踏まえながら、今後、具体的に内容を検討してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 本当に私は、命は大切だと思います。子供と住んでいると——小さいいじわるがいじめになって。もう一つ聞いたのは、私の家の近くで、学校でいじめがあって転校しているんです。転校してよその学校に行っている。そうしたら、そのお母さんが亡くなったんです。二重にかわいそうだなと、そういう事例がいろいろありますから、しっかり頑張ってください。

それから、災害について、Nスペはオンデマンドでやっていると思います。関係者は一回あれを見てください。いかに津波が大変かというのがわかります。

以上をもって終わります。(拍手)

○星原 透議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 年明けの1月20日に就任することとなる第45代大統領に、アメリカ国民はドナルド・ジョン・トランプ氏を選びました。1946年6月14日ニューヨーク市の生まれの70歳、不動産王と称される、政治経験が全くない実業家であります。大方が、民主党のヒラリー・クリントン氏の勝利を予想しておりました。しかし、結果はこれを覆し、トラ

ンプ氏が大逆転劇をもって勝利をつかんだのであります。国民の不平不満が噴き出した選挙結果だとする報道が数多くなされたのみならず、結果に納得がいかないとするデモ等までもがなされるに至った選挙ではありましたが、いかにあろうとも、次期米国大統領はトランプ氏で既に決定を見ているのであります。ところで、我が国の外務省は官邸に対し、トランプ氏はあくまでも泡沫候補、勝つのはヒラリー氏だと、ずっと報告し続けてきたようであります。しかし、トランプ氏の勝ちが見えてきますと、「君たちは一体どのような情報収集をやっていたんだ」と、首相は珍しく感情的になり、外務省幹部をどなりつけたとのことあります。そして、みずからは間を置かずニューヨークへ飛び、就任前のトランプ氏との会談を行っております。話された中身がどうであったにせよ、米国では、少なくともこれからの4年間はトランプ政権が続くこととなります。

さて、そのトランプ氏であります。氏は政策の基本をアメリカファーストとしております。メイク・アメリカ・グレート・アゲイン(偉大なるアメリカをもう一度)としております。自国の利益を第一に考え、そのための方策・政策を国民に訴え、最も多くの支持を得た政治家・政党が国の政権を担い国づくりを行う。民主主義が確保されている国家においては、いずこも同じ政治形態でありましょう。つまり、「自国が第一、自国を優先」の思想であります。そして、かような考え方は、我が国の地方自治体においても同じであり、都道府県間における地域間競争は、まさしくこれが縮図そのものだと言えます。産業の振興にせよ、医療や福祉の充実にせよ、あるいはインフラの整備にせよ、いずこよりもまず宮崎をとす思

想。本県を思えば、これこそがしかりであり、至当であると信じます。

ところで、知事は、この1月には2期目の折り返し点を迎えられることとなります。そして恐らく、その2年後には3期目への県民の審判を仰がれることになろうかと察します。そのような中、これまでの6年間の県政運営を省みられるとき、無論、知事には知事なりの思いや理念もあろうかとは存じますが、宮崎県ファースト的視点からは、その総括をどのように感じておられるのか、大変気がかりなところでもあります。一方、私も県議会側であります。例えば、知事提案の議案の審査を初め、あらゆる課題などに対し常に真剣に向き合い、これが本当に本県のためになるのか、そして間違いなく県民の幸せにつながるのか、さらには、その効率、あるいは効果はなどと、さまざまな角度から、宮崎県ファーストの強力な理念を基本に、県政の二元代表の一元としての責務を完遂すべく努力を重ねてきているのであります。県民に選挙された者としての議会の存在を、県行政から決して軽んぜられることのなきよう、常に宮崎県ファーストを基本として、監視機能や政策提言能力等の向上のため、日々努力を重ねてきているのであります。

質問に先立ち、今回はあえてそのような背景を申し上げ、知事が就任この方、宮崎県発展のためにどのように取り組んでこられたか、宮崎県への思いの強さのいかなるかをお尋ねし、壇上からの質問といたします。

後は自席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

6年間の取り組みの総括、宮崎への思いということでもあります。私が知事に就任をしました

6年前の本県は、口蹄疫を初め、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火という未曾有の災害が、農業のみならず商工業や観光など、県民の生活全体に深刻な影響を及ぼしておりました。その深刻な状況から一刻も早く復興をなし遂げること、それが私の何よりも重要な使命と心がけ、県民生活や県内経済の立て直しに全力を傾けてまいったところでもあります。宮崎牛の日本一連覇等の成果を経て、これについては一定の道筋をつけることができたものと考えております。

その後、復興から新たな成長へとギアを入れかえ、フードビジネスやグローバルな市場開拓など成長産業の育成・加速化を初め、県勢発展へのあすの礎づくりに取り組んでいるところでありまして、私みずから積極的に、国内外の政府機関への要望はもとより、企業、団体等へのトップセールスにも取り組んでいるところであります。そして、国内外に多くの人脈やネットワークを築き、オール宮崎で宮崎のさらなる発展のために取り組む力を結集する体制を築いてまいりました。おかげさまで、多くの皆様のお力添えをいただきながら、例えば今回の国の補正予算におきましても、これまでになく多額の配分を得て、財源を確保することができたものと考えております。

今、本県には、東九州自動車道整備の大きな前進など、先人の方々がまかれた種がさまざまな花を咲かせつつあります。私は、これらの花をさらに大輪の花に育てていくことはもとより、自分なりの新たな種をまいて育てていく、このことに力を注いでまいりたいと考えております。

人口減少社会が到来する中で、中山間地域の厳しい現状など、課題は大きいものがありますが、宮崎は、さらなる県勢の発展に向けて、大

きな可能性、ポテンシャルを秘めておると考えております。この県勢を発展させることを何よりも第一と考え、そして県民の皆様、どこよりもこの宮崎に住んでいてよかったと実感していただけること、そのために、私が先頭に立って「みやざき新時代」を切り開いていくことこそ、私に課せられた使命だという思いはますます強くなっているところであります。

任期の折り返しを迎えるところでありますが、今後とも「対話と協働」の姿勢を大切にしながら、県議会の皆様を初め、各方面の御協力をいただきながら、県民の声に耳を傾け、何よりも県民のため、そして「くらしの豊かさ日本一の宮崎」づくりのため、県政運営に全身全霊を傾けてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 宮崎の土壤にしっかり根づくような、そして合うような種をぜひまいて、大きく開花をさせていただきたいと思います。

私はこれまで幾度も、宮崎県ファーストの理念に立脚しての質問なり、政策提言等を行わせていただきました。知事の所見を尋ねてまいりました。消費税の清算基準しかり、基準財政需要額の算定のあり方しかりであります。そして、これに対する知事の答弁を聞いておりました、オールジャパン的な立場の域を出ておられないなというのが、率直な印象でありました。ただ、今の答弁を聞いておきますと、これが少し宮崎県ファーストに変わりつつあるのかなとも期待が持てるところでもありましたが、知事が国への退路をしっかりと断った、広島への退路を断ったんだと。本気で宮崎に骨を埋めるとされた覚悟には、いささかのすきもないのか。

「私、河野俊嗣が宮崎の知事を務めるからには、どこの県にも負けぬほどの大きな幸せを我

が宮崎に必ず届ける。この河野が宮崎の知事をやるからには、県民のただ1人たりとも不幸になっていくような政治は断じてやらない。それがためには、私は知恵も力も汗も涙も、持てるものの全てを出し尽くし、宮崎県民第一の思いでがむしゃらに働く」といったような気概、気迫たるものを、知事から強力に感じ取ることが、寂しいかな、私にはできないところでもあります。大変恐縮だけれども、知事の椅子に座すことをもって知事職に満足をされているといったようなことは、まさかにもないとは思いますが、しかし、かく願いつつも、全国知事会などにおける知事の発言記録などを見ますと、やはりその思いというのもまだ完全には消せないわけであります。知事には、ぜひ、がむしゃらであっていただきたいことを申し上げ、知事の政治姿勢に関し伺います。

我々県議会と、知事及び執行部局との関係についてであります。申すまでもないことではありますが、私どもがそれぞれ二元代表制の一元として、より多くの、そしてより質の高い奉仕を県民に届けていくためには、互いが揺るぎのない信頼の上に立脚をし、そしてそれぞれが常に全力を尽くす。これを失っては、県政が県民への最良の仕事を提供できる道理はなく、そのためには、互いが互いに敬意を持ち、誠をもってその立場を尽くすことが基本であり、不可欠であります。しかしながら、今回の県立宮崎病院再整備計画につきましては、相互の信頼関係を大もとから壊させかねぬほどの大きな問題となっております。そこで、これに関し、まず病院局長に幾つかお尋ねしてまいります。

当初の病院整備に関する検討に際しては、現在の病院の改修に54億円を要するという整備案も、選択肢の一つとして選ばれたわけでありま

すが、その改修により何年間、健全な建物として現病院を維持できることを見込んでおられたのか、お尋ねをいたします。

○病院局長（土持正弘君） 平成24年度の宮崎病院再整備の4つの検討事案の中の既存建物改修案につきましては、老朽化の激しい給排水設備の改修及び既存病棟の内部改修、これは病室の個室化を想定しておりましたが、これのみを行いまして、建物本体はそのまま継続使用するという案でございました。建物の躯体部分につきまして、詳細な調査は行っておりませんが、一般的には50年程度の使用に耐え得ると言われておりますので、現在、改築後33年を経過しております現病院においては、設備の改修を行えば、今後15年程度は使用可能ではないかと想定しておったところであります。

○坂口博美議員 15年はもつので、今の病院の改修で当分の間は宮崎病院の機能は果たせると、だから54億を投資する価値はあるんだという判断のもとで、改修案を他の案と比較して残されたということになるかと思われまます。つまり、今の病院はまだ使えるということでありまます。ではここで、業者を選定するときのプロポーザルに際して、与えられた条件についてはどのようなものがあつたのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（土持正弘君） まず、事業の目的であります。県立宮崎病院の施設、医療機能、経営面の課題を解消し、宮崎県の中核的な役割を果たす高度急性期病院として再整備するための基本設計を行うこととしておりまして、敷地の条件として約3万6,000平方メートルの現在地としておりました。次に、施設の条件として、主要建物の規模については、新病院を約4万5,000平方メートルとしており、また設計の内

容については、県立宮崎病院再整備基本構想によることや、耐震安全性につきまして、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による構造体の耐震安全性分類を、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標としたI類といたしました。最後に、建設の条件としまして、工事費を改修工事費を含めて約169億円としておりました。

○坂口博美議員 国の総合耐震・対津波計画基準では、今答えていただいた構造物の耐震性のほかにも、施設の位置の選定についても定めていると思います。前面道路についてはその基準ではどうなっているのか。この基準が定められた目的についての説明とあわせて、再度お伺いをいたします。

○病院局長（土持正弘君） 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準は、国家機関の建築物及びその附属施設の営繕等を行うに当たり、地震災害、津波災害及びそれらの2次災害に対する安全性に関する基本的事項を定めるとともに、保全に係る事項について定め、地震及び津波による災害時に、官庁施設として必要な機能の確保を図ることを目的といたしております。その中で、「災害応急対策活動に必要な官庁施設の位置は、ライフライン及び前面道路の機能障害が発生せず、又は早期復旧が可能なよう選定するものとする」と定められているところであります。

○坂口博美議員 国の基準では、アクセス道路については、機能障害が発生しないこと、仮に発生しても早期復旧が可能であることを求めているわけですね。プロポーザルに際しても、複数の業者から大淀川の洪水に関し指摘がなされ、提案もなされております。そういった中で、県がこの設置基準を無視した理由というのは何

だったのかをお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） この基準につきましては、直接的には国家機関の建築物及びその附帯設備を適用範囲としており、直接これに拘束されるわけではございませんが、私どもも十分に参考とすべき基準ではあると考えており、大淀川氾濫による水害時につきましても、新病院は1.5メートルのかさ上げを行うことで直接の被害を受けない計画としており、ライフラインが途絶した場合も3日間は自立できるよう、燃料等の備蓄を行う予定といたしております。また、水害により周辺道路が冠水した場合も、国の予想では24時間以内に水は引くと予測されておりますが、国道10号及び国道269号は緊急輸送道路に指定されており、復旧は速やかに行われると想定しております。必ずしもこの基準を満たしていないとは考えていないところであります。

○坂口博美議員 国の施設に対しての基準だということですが、一方で耐震強度については、最高レベルのものをこの基準に沿って求められるわけです。一方では今のような答弁です。そしてこれが、「この基準を満たしていないとは考えていない」という答弁だけど、「満たしていると思う」という答弁はありません。基準の目的というのは、地震・津波による災害に対する安全性を定めるものでありますから、水害に対しての機能確保というのは目的としていないということは、矛盾があります。津波の水でも大淀川の水でも、塩辛いか辛くないかだけの違いです。病院前の道路が1メートルもつかれば、病院の機能は完全に麻痺します。

ところで、その工事費についてでありますけれども、工事費についても条件にしていたことですが、これを条件にしていたとしたら

——165億円というのは与条件についての条件です。業者には、それを上回ったときには、この費用増大についての報告を病院局にすることが義務づけられたということの意味すると思うんですけれども、業者が、建設費が増大しますよということは、局にはいつ報告されたのか。そしてそれを最初に議会に報告したのは、いつ、どの場でだったのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（土持正弘君） 先ほど申し上げましたように、基本設計の与条件といたしまして、対象施設の概要の中で、概算工事費として約169億円を示しております。この額は、基本構想で示しております新築費用の165億円と改修費用の4億円でございます。事業費に関しましては、平成27年10月に基本設計を受託いたしました設計事務所から、その年の年末、27年の12月に、ほかの病院における工事費事例の提示がございまして、その中の直近の工事事例と比較すると、こちらが提示した予算からかなり開きがある旨の報告があったところでございます。また、本年の2月に入りまして、新病院の計画をもとにした最初の粗概算について報告を受けたところ、この時点では、平面計画が確定した面積ではございませんが、4万5,900平米と想定して約288億円——これは税抜きの価格ではございますが——との試算がされておりました。そして10月、基本設計が完了し、成果品の一つとして事業費の提示があり、その結果を10月末の閉会中の常任委員会において御報告させていただいたところでございます。

○坂口博美議員 つまり、その費用が膨大に膨れ上がるよという連絡をもらわれてから、それを議会に報告されるまで10カ月余りかかっているんです。これは議会軽視どころか、全く議会

をばかにしているとさえ思える行為でありまして、非常にこれは不愉快です。おくれた理由を、「精度を高めてから議会には報告をしようと思っていた」という説明でもありました。しかし、ここで重要なのは、大変な金額になりますよということを一早く議会にすることで、精査してからといたら、工事が完成するまで報告できませんよ、そんな細部の端数まで調べて議会に報告するなんていたら。言いわけにすぎないと思います。

ところで、これまでのほかの議員の質問に対して病院局長は、費用が高騰した原因は、面積がふえたこと、あるいは資材や労務費が高騰したことにあるとされておりますけれども、私はそれだけが原因ではないと思うんです。県立病院として果たすべき機能を担保するための標準的な設計をはるかに超えるような、言うならばぜいたくと思えかねないような仕様があるのではないかなと考えます。局長が圧縮しようと思込んでおられる対象にはどのようなものがあるのか、その根拠なども含めてお尋ねをいたします。

○病院局長（土持正弘君） 新病院は、仕上げ材に汎用品といいますか既製品を適用するなど、決してぜいたくなつくりをしているわけではございませんが、駐車場が現在の地盤から1.5メートル程度高くなるために、建物に向かって全体的に緩やかに勾配をとる計画としており、例えば、車道部分のみスロープとし、駐車部分は現地盤レベルでの整備を行うことにより盛り土の面積を減らすことや、改修工事の一部である研修施設の整備などを、病院経営が黒字化するまで先送りすることなども視野に入れ、細かいことの積み重ねになるとは思いますけれども、あらゆる視点で総事業費の縮減に努めたい

と考えております。

○坂口博美議員 その研修施設というのは、工事をおくらせるというだけで、これは全然圧縮にはつながらないと思うんです。今話を聞いてみると、土を少し動かす、土を減らしますよということで、これは数千万の世界です。それぐらい節約したって話にならないです。こんなことを議会が評価できるわけがない。県民がその努力というものを評価できるわけがないです。

知事部局では、さきも申しましたように、県民からの本当に切なる要望、これも財政難を理由に十分な対応ができていないというのが実態です。そしてまた同じ理由、お金がないという理由でその整備を待たされている、例えば警察庁舎でありますとか、そのほかの老朽化著しい施設、これらをたくさん抱える中で、目前には防災拠点庁舎や国体施設など大型投資が幾つも控えております。そのような中での今回の病院問題であります。申し上げたような財政状況の中で、改修を選ばずして改築を選んだ病院局の特別会計へ、病院建設のための補助金を一般会計から支出するという行為は、これを我が家に例えるなら、我が家の経済が苦しいことを理由に、我が子には三度の飯を二度に我慢させ、よそ様の子供にはうんとおいしいものを与える行為であるとも思えます。特に総務部長は、あとき次長で、この計画を私どもに説明されたんです。今のような最初の資料に基づいてですね。今申し上げたような状況に本県財政というのはなっていないのかどうなのか、一般会計から今後支出を予定しておる大型投資の見込みなどについて、あえて総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 今後予定しております大型の施設整備といたしましては、平成29

年度から防災拠点庁舎の建設着工を予定しております。現時点で約130億円の工事費を見込んでおります。また、国体開催に伴う施設整備につきましても、現在検討を進めているところであります。その予算規模は正確には申し上げられないところがございますが、他県の例などを参考にして考えますと、数百億円程度と見込まれます。さらに、庁舎関係を含めました公共施設等につきましても、公共施設等総合管理計画に基づき総合的かつ計画的な管理を進めることとしておりまして、今後、適正配置や適切な維持管理に努めて、財政負担の平準化・低減化を図っていくこととしているところでございます。

○坂口博美議員 今言われたような大型施設のほかに、例えば、今申し上げましたけれども、高岡の警察署、これは雨のたびにつかる、古い。都城署、お金がないからちょっと我慢しろで、まだ順番待ちです。そのほかに、知事は、水産業大変厳しいと言っておられましたけど、そこに関係する、みやざき丸、たかちほ、進洋丸、水産試験場、全て、全てが我慢してください、そんな状況の中です。加えて、今、総務部長が答弁してくれたとおりの本県の財政状況なんですけれども、今回の計画の問題点としては、これまでの質問で申しましたように、ほかの議員も2人ほどやりましたけれども、現病院の場所というのは、遠くに住む者にとっては非常に利用しにくいという問題があります。同じ宮崎県民の間で命のとうとさに差を生ずるとさえ言えようかと思っております。

そこで、例えば、宮崎のインター付近の山を切って低い階層の病院を建てれば、たくさんこの例が最近わかってきたように、大地震のときにおけるビルのウイークポイントはエ

レベーターの機能麻痺であります。こういった心配も要らない。階が低ければ、当然、単位面積当たりの建物の重量というのは軽くなりますから。しかも切り土で岩盤であります。だから、そこに現病院で投資する予定の地盤改良、くいを打ったり。それから免震装置、莫大な金がかかります。これだって、そういったところに整備すれば大きく費用が節減できるわけです。そしてまた、地震波の卓越周期などの条件次第では、躯体整備費もかなり安くなることが考えられるわけです。さらにまた、広さが確保できるとすれば、立体駐車場などつくらずとも、直接地面への駐車で、よくあるように駐車場からの転落事故、こういった心配も全くする必要がない。さらにまた、今回採用された井型、これはコストが安くなると言ったけど、たまたまあれは県病院の敷地に長さの制限があるから、長方形をつくっても、4病棟入らずに3病棟しか入らない長さなんです。だから横に出して1階に4病棟入れた。それで階数が減ったから結果的に安くなるだけで、広さがあれば、何ととっても壁の長さは長方形が、変な形よりも一番短いわけで、コスト安になることはわかっています。そして維持管理、老朽化、そういった対策についてもシンプル・イズ・ベストです。だから、そのところも説明がちょっと違う。

それから、やっぱり心配なのが、一つは、ああいった形のところに、たばこを吸いながらモデルに煙を当てて扇風機の風を当てたら、奥まったところに煙は立ち上がります。それは横にはって奥まったところから吸い込まれていきます。これを乱気流というんです。ヘリコプターのパイロットはたまったもんじゃない、そんなところを飛ばされたら。「俺は嫌だ」って言

います。逆にこれが直接広い地べたに離着陸できるとすれば、それこそ災害時には何機ものヘリコプターが離着陸できる。こういったところも非常に不利な場所を選んでいきます。しかも騒音で何の苦情が出てくるかもわからない。

また、それ以上に私が問題と考えるのが、先ほどの水であります。国のそれは津波に対しての基準だと言われるけど、言いましたように、大淀川の水でも水は水です。これを無視して——1.2メートルつかるということを国土交通省はシミュレートしているんです。これで万が一……。熊本の地震でもそうでした。ちょっと後に台風でやられました。5人死んじゃったですよ、台風後の土砂災害で。これがたまたま長い1000年のスパン、200年のスパンの間には、同じ日、同じ時間に来ないとも限らない。病院に残っているスタッフとかそういった人は安全でしょう、どこに行く必要もないから。しかし、ともで助けを待っている患者はたまたまじゃない。そういう場所なんです、あそこは。

これを病院局長なり知事が自分のお金でやるんだったら、どうぞどうぞと言います。しかしながら、これは巨費を、しかも県民の金をつぎ込む大事業です。だから、知事はここで一回頭をまず無にされて、頭を冷静にされて、そして議会の声にも耳をかし、この計画を白紙に戻す。それからもう一回考え直すんだと。私は冒頭言いました、知事と議会との信頼関係のとうとさというものを篤と、くどく述べたんですけども、まさしく今回のこの問題というのは、これを問うゆゆしいものを含んでいると思います。知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県立宮崎病院につきましては、総合的かつ高度の診療機能を持った全県レベルの基幹病院として、また基幹災害拠点

病院として、これからも高度で良質な医療を提供し続けていく必要があるものと考えております。

しかしながら、現状は、施設の老朽化、狭隘化のほか、基幹災害拠点病院として必要な施設整備が十分ではないことなどさまざまな課題を抱えておまして、また、いつ南海トラフ巨大地震が発生してもおかしくない中、県民の命を守るために早急な対応が必要でありますことから、さまざまな角度から総合的に判断をしまして、県議会の皆様とも協議を積み重ね、現在地での全面改築が必要とした基本構想を策定し、再整備を進めてきているところであります。県民の健康を守り命を守る、非常に重要な施設であります。巨額の財源を必要とする施設でありまして、これに対する議員のさまざまな観点からの御指摘、御意見について、今、重く受けとめておるところでございます。今回、県立宮崎病院再整備の事業費が大幅に増大をし、議会や県民の皆様にも多大な御心配をおかけしていること、また、その説明がおくれ、執行部と議会の信頼関係に水を差すようなことになったことに関しまして、深くおわびを申し上げたいと考えております。

事業費の増大を契機に、計画の見直しを含めさまざまな御意見もありますことから、これらの御意見を真摯に受けとめ、さらに検討を重ね、十分に協議をさせていただきたいと考えております。

○坂口博美議員 よろしく願いをしておきます。

次に、地方交付税に関し伺います。

財務大臣の諮問機関であります財政制度等審議会は、ここ4年間、地方財政計画の規模が拡大し、地方の財政調整基金等の残高もふえてい

ることから、地方財政計画の適正化を進める必要があるとし、財務省はこれを根拠として、地方交付税の削減を主張しているようであります。仮に地方交付税が削減となれば、財政基盤が脆弱で、道路や港湾あるいは農地整備等が大幅におくれている本県にとって、大きな問題であり、これらインフラ整備のみならず、社会保障など県民生活全般に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。この国の交付税削減の議論について、知事はどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 地方財政につきまして、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」におきまして、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額につきまして、平成30年度まで、平成27年度地方財政計画と同水準を確保するとされているところであります。このような基本的な考え方が示されているところでありますが、去る11月に開かれた国の経済財政諮問会議において、財務省から、地方財政計画の歳出額と決算額の乖離や地方の基金残高の増加を理由に、地方財政計画の適正化を進めるべきとの意見が出されたところであります。

しかしながら、地方における基金は、大規模災害や経済不況等の不測の事態により生ずる収支不足や、将来見込まれる財政需要に備えるための非常に重要なものでありまして、短期的な基金残高の増加を理由とした議論は妥当ではないと考えております。地方交付税は国の財政の中で非常に大きな割合を占めるものですから、常に見直しの議論というのを国の財政当局は示しておるところであります。地方における貴重な財源であるということ、しっかりと地方として意見をまとめて、これをまた守っていき

いと考えております。

財政基盤が脆弱な本県におきまして、地方交付税の削減は、今後の施策の推進、また先ほど議論がありましたインフラ整備や社会保障など、県民生活に直接大きな影響を及ぼしますので、地方の実情を十分踏まえ、地方交付税の持つ財源調整機能、財源保障機能を損なうことのないよう、国に対ししっかりと訴えてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 地方の基金の性格については、今お答えいただいたとおりだと思います。そして、その残高が増加したというのは、ここ数年の税収額が見込みを大いに上回ったことによるものでありまして、これから先は、むしろ見込み額を下回ることが予測をされる。そのようなことから国においても、本年度予算のように一般会計からの繰出金による交付税特会への加算というのは今後望めないと思われま。そうすると、骨太方針2015どおりに一般財源総額が維持されたにせよ、それは臨財債での対応になると思われま。これについては、返還分を交付税措置するとはされているものの、しかしそれが将来の基準財政需要額の中の公債費として計上され、そしてその分が必要額総額に上積みされるとまでの保障はされておられませぬ、その点が財政力の弱い本県には大きな懸念材料であります。そこを含めて、宮崎の立場から、知事は国へ要望していくべきだということを申し上げまして、グローバル戦略について、知事に伺います。

現在、県では、フードビジネス構想やグローバル戦略に基づくさまざまな施策が展開されております。そういった中、日本総合研究所の2016年版都道府県幸福度ランキングを見ますと、本県の勤労者世帯における可処分所得は、

トップの富山県より21万円も低い32万7,000円で、全国最下位となっております。申すまでもなく、そこからの脱却は待ったなしであり、知事には、そのための積極果敢なる、かつ本県ならではの施策の展開が強く求められています。

ところで、世界は今、イギリスのEU離脱や中国の投資銀行によるアジア経済の囲い込み、さらにはトランプ氏のTPP脱退発言などと、保護主義の流れの中にあります。このような中で本県が他県に抜き出るには、情報の収集や分析、そしてそれらに基づく行動などが大変重要であり、そのための人財は、これが成否への極めて大きな鍵になると思われまます。世界的に保護主義が進むかと思われる中、本県のグローバル戦略推進に係る決意などについて、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 経済のグローバル化が進展する中、さきのアメリカ大統領選挙におきまして、TPP脱退などを主張してきたトランプ氏が当選したことにより、世界経済をめぐる先行き、不透明感が高まっておりまして、今後、日本や本県の経済にどのような影響があるか、なかなか見通せない状況がございます。

一方、国内市場が縮小する中で、本県経済の活性化を図るためには、海外との交流拡大は避けて通れないことから、このような状況におきましても、私は、みやざきグローバル戦略を着実に推進していくことが大変重要であると考えております。このため県では、外部の専門家等を活用しながら、県内企業の海外展開の支援等に取り組むとともに、やはり重要なのは交流を支える人づくりであろうかと考えております。産学金労官で構成をします「産業人財育成プラットフォーム」を設立し、学生の海外インタ

ーシップの実施や国際ビジネスセミナーの開催等、グローバルな人材の育成に努めているところであります。今後とも、さまざまな環境の変化を的確に捉え、宮崎の強みを生かしながら、積極的にグローバル戦略を展開してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今も申し上げましたように、世界的には、グローバルから保護への流れ、その動きもだんだん大きく、かつ加速してきております。そういう中で、我が国では、例えば今議会に提案されております補正予算案のように、TPPありきでの自由貿易加速化を見据えた政策に基づく予算が幾つも組まれております。しかしながら、これらの政策立脚の根底がこのように変わろうとする中で、今後の県の振興方策や計画などについてはどう展開していかれるおつもりか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 今後、世界的に保護主義が強まり、海外での事業展開が厳しさを増す場合には、総合計画や各種施策の推進におきましても、世界の中の、あるいはアジアの中の宮崎を一層強く意識し、より戦略性を持って、強みや特性をさらに伸ばしていく必要があると考えております。例えば、今後成熟していきますアジア市場をターゲットとした3つの展開、つまり、世界トップレベルの残留農薬分析や機能性分析技術を生かした食の安全や健康に関するニーズの取り込み、東九州メディカルバレーの取り組みによります医療機器産業の展開、また、今後増加が見込まれます個人旅行など観光需要の取り込みなどが考えられます。また、これらの実現のためには、みやざきビジネスアカデミー等を通じた産業人財の育成が大変重要であります。本県を取り巻く環境は一段と厳しさを増してまいりますが、広い視野と柔

軟な発想を持って、国際情勢の変化や地域間競争に対応できる地域づくりや産業づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今答弁にありました、食の安全や健康へのニーズ取り込み戦略に関してですが、これに関して、県の農業試験場内にある食の安全分析センターがISO17025を取得したとの報道が、先月22日になされました。このことは、本県が発元元の分析技術が世界水準の分析規格であると認められたことを意味するわけでありまして。そして、センターではこの技術を食の機能性成分分析にも応用していくとされております。食品表示法の施行に伴う機能性表示制度がスタートした今、ISOの認証を受けたセンターが核となって機能性成分の分析拠点を宮崎が持つことになれば、本県農産物は大きな付加価値を持つことになり、輸出拡大にまで大きく貢献することになると信じます。そしてまた、これにとどまらず、本県分析技術の世界的なブランド化による人や物の動きは、本県グローバル戦略の一翼となり得ると考えますが、食の機能性研究の可能性や今後の展開方策について、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 健康志向というものが国内外で大変高まっております。安全や安心、また健康に着目をしたみやざきブランドの農産物は、まさに時代の追い風を受けているものと考えております。このため、国の最先端の機能性研究チームとの連携により本県の研究水準のさらなる高度化に取り組みながら、医学部と農学部を持つ宮崎大学との食の機能性研究拠点の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、これらの取り組みとあわせまして、みやざきビタミンピーマンの栄養機能食品として

の分析データの蓄積や、県内企業などと連携をいたしました干したくあんや発酵乳製品の機能性表示に向けた臨床研究などにも着手をしたところでありまして。今後とも、本県が有する高い分析技術や研究体制を強みに、輸出の拡大や技術開発のグローバル化に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 本県が、農産物の安全性とか機能性、こういった点に最初に注目したのは、農政水産部長が「みやざきブランド構想」を担当されていたときのことであったと記憶しております。その記憶をたどってみますと、たしかあのとき部長は、3段階で食の機能性研究を進めたいといったような話をしておられました。そして恐らく、今回、議会に提案された食の機能性解析拠点は、申されていた最終段階、3段階目に当たり、部長が進めてきた「みやざきブランド戦略」の集大成となるのではないかと推察しております。これまでの機能性研究の推移と、この研究にかける部長の思いについてお伺いをいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 本県における機能性研究の始まりは、議員とも随分議論をさせていただきましたけれども、宮崎牛や完熟マンゴーのように、おいしさという評価軸を持たない野菜のブランド対策として、残留農薬分析による安全・安心に加えまして、本県の豊富な日照時間と相関の高い機能性成分に着目したところに始まります。そこで、まず第1段階として、野菜の機能性を評価するため、宮崎方式の残留農薬分析技術を応用した分析技術の確立に取り組みました。次に第2段階として、この分析技術を活用し、さまざまな栄養機能性成分のデータ蓄積を進め、その結果、平成25年度から「みやざきビタミンピーマン」「みやざきビタ

ミンゴヤー」の2商品を、本県ならではの健康ブランドとして認証するに至っております。このような取り組みを進める中で、昨年4月から食品の機能性表示制度がスタートいたしましたけれども、私は、第3段階として、これまでの機能性に着目した取り組みの蓄積を生かす時代がいよいよ来たかと、そのように感じたところでもあります。県といたしましては、この機能性をみやざきブランドの新たな付加価値として位置づけ、機能性表示食品の開発や機能性に着目した新品种の開発等に取り組みながら、しっかりと農家所得の向上につなげてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ここで知事に、土木問題について伺います。本県のインフラ整備状況についてですけれども、これについての所感をお聞かせいただいて、インフラ整備を進めるに際して、どのようなことに留意しながら、どう取り組んでおられるのか、基本的なお考えをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本県はこれまで、高速道路や港湾を初めとする交通ネットワークの整備や、防災・減災対策に必要な河川や砂防施設などの整備等を着実に進めているところでありますが、全国に比べ、高速道路や国県道の整備など、まだまだおこなわれている状況にあるものと考えております。このため、まずは国の公共事業予算を確保することが大変重要でありますことから、私自身先頭に立ち、これまで機会あるごとに、関係省庁等に対して必要な予算確保の要望を行っております。11月にも国土交通大臣に面会をし、インフラ整備のストック効果、宮崎のようなインフラがおこなわれているところであるからこそ、そのストック効果が最大限に発揮されるということで、本県に対する予算の重

点配分を強く訴えたところでもあります。本県の厳しい財政状況下においては、県民ニーズを踏まえながら、公共事業を効率的・効果的にを行い、いわゆるフロー効果を期待することはもちろんであります。ストック効果が最大限発揮されるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 よろしくお願いをします。

今お答えを聞いて、最近の、例えば東九州道などの格段の進捗であります。また、今回の際立った補正予算の獲得などについては評価をして、その成果というのは、きっとこれは内田副知事効果が大きかったのではないかなと思っ

ているところでもあります。願わくば、副知事にはこのままずっと宮崎に残っていただきたいとすら思いたくもなりますが……。さて、知事は今、まずは予算をしっかりと確保することを基本としたいと答えられました。しかし、気持ちはそうあっても、これに期待するというのは、ある意味、大変難しいのではないかと、私は考えております。なぜかならば、それは、国の会計のあり方というのが、まず単年度会計主義であります。そして、シーリング方式による予算編成だからであります。だから、どうしてもそこにバイアスがかかりやすく、前年度以上の予算獲得というのは望みが難しかりょうと思うんです。そしてまた、ストック効果を高めるとも答えられました。しかし、それにも問題があるような気がします。それは、今の公共事業というのは、以前のように、事業ごとに予算を示しての整備5カ年計画がなくなったことから、工事進捗の年次計画というのを一部工事でしか示していただけないためあります。だから、まちづくりなどの先読みが難しく、企業進出や住宅建設などへの民間投資は

臆病になりがちであろうと思います。つまり、今の予算編成のあり方は、ストック効果が出にくい制度や構図になっていると思うのでありますが、インフラ整備に係る御見解を内田副知事に伺います。

○副知事(内田欽也君) ここ数年、東九州道などの高速道路の整備や細島港の国際物流ターミナルの供用開始など、本県のインフラ整備は着実に進んでおりますが、これは、これまで携わってこられた先人の方々の御尽力によるものと思っております。

これらのインフラストック効果につきまして、御指摘のように、将来の予算が不透明な中で、具体的な見通しを立てにくいという課題もあります。そういう中でも、高速道路の整備状況とか新規開通見込みなどを踏まえた大手製材メーカーあるいは精密機器メーカーの進出や、大型クルーズ船の相次ぐ寄港など、その効果が徐々にではありますが、あらわれてきているところだと思っております。今後とも、できるだけ早期にストック効果を発揮させるための取り組みを進めながら、宮崎県の成長を支えるインフラ整備の推進に努めてまいりたいと思っております。

○坂口博美議員 それから、先ほど知事は、フロー効果への期待とも答えられました。そのためには、受注者がしっかりと納税をして、雇用の改善とか安定を図るなど、社会への経済的貢献を果たさなければ、それは望めないわけであり。しかしながら、近年では、本当に県の投資に見合うだけのフロー効果が果たして発揮されているのか、甚だ疑問であります。最近の県内建設業者の経営状況をどう分析しておられるのか、そしてフロー効果を高めるためにどういった対応をされるおつもりか、内田副知事に

再度お伺いいたします。

○副知事(内田欽也君) 私も、県内各地区の建設業関係団体などと意見交換をさせていただいている中で、就業者の高齢化や若年入職者不足などの課題、あるいは「建設投資が安定しない中で、将来を見通せない」などの切実な声も伺っているところでありまして、本県の建設産業は厳しい経営状況にあるものと認識をしております。このため、予定価格の適正な設定や、ゼロ県債などの債務負担行為を活用した発注の平準化に努めるなど、改正品確法の趣旨を踏まえた取り組みを進めてまいります。さらに、公共事業予算の確保に努めるとともに、県内企業への優先発注とか県産資材の活用など、地産地消の取り組みを一層推進し、予算のフロー効果を最大限に発揮させるように努め、ひいては建設産業の健全な育成に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひ、大切なことですから、よろしくお願いをします。

そして、フロー効果を高めるために適切な予定価格を設定するという答弁でありましたが、基本的には、適切な予定価格というのは現在なされていると言ってもいいかと思っております。ただ、それは設定しましても、工事現場には不確定な施工条件が数多く存在をしておりまして、これが設計条件と異なったときに、適切な設計変更と、それに伴う工期や請負代金の変更がなされることが大切でありまして、これは改正品確法でも発注者に義務づけております。しかしながら、設計変更については、工法や仮設工事に係る指定、あるいは任意への対応のあり方を含め、さまざまな問題を抱えているやに仄聞しております。このことに係る県土整備部長の御見解をお伺いいたします。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 工期や積算などの設計変更を適切に行うことは、公共工事の品質を確保し、ひいては、受注者が適切な利潤を確保するためにも大変重要であると考えております。このため、現場の状況に応じた積算を行うため、受注者との協議を十分に行うよう努めているところでありますが、議員御指摘のような課題もありますことから、改正品確法の趣旨を踏まえ、受注者・発注者間の認識や解釈の違いが出ないように、「設計変更・工事一時中止ガイドライン」を作成し、本年4月から運用を開始したところであります。今後とも、技術研修を行うなど職員のスキルアップを図りながら、改正品確法の趣旨やガイドラインの周知徹底を行い、より一層、適切な設計変更に努めてまいりたいと考えております。

○**坂口博美議員** それから今、副知事は、ゼロ県債等についても積極的に活用することの必要性というのを述べられました。施工時期の平準化というのは、間違いなく企業経営の効率化に大きく資するものと考えられます。そういった中で、近年では、地方の自由度を高めるために、地方へのこれまでの補助金についても、ある程度の交付金化がなされてきておりますことから、例えば、過年度設定の債務負担行為についての後年度支出分にこれを充てるということは、可能であろうと思います。したがって、長い工期を要するような工事以外についても、その施工時期の平準化が適当であると考えられるものについては、当該年度の支出を伴わないゼロ県債での県単独事業とあわせて、当該年度支出と同時に翌年度支出分までをも契約する、2カ年債務負担行為などを積極的に活用すべきだと考えますが、副知事の御見解をお伺いいたします。

○**副知事（内田欽也君）** 発注の平準化を図るためには、ゼロ県債などの債務負担行為の活用を図ることが重要であります。このため県では、ゼロ県債につきましては、昨年度、13年ぶりに2月補正予算で約10億円を設定させていただき、今年度は、本県としては初めて、国の交付金事業も加えて、今回の補正予算で約24億7,000万円の設定をお願いしているところであります。また、2カ年度債務負担行為につきましては、国土交通省では、工期が12カ月未満の工事についても実施しているということもありますので、本県においても、その活用を検討する必要があると考えております。今後とも、公共事業予算や発注状況などを勘案しながら、ゼロ県債などの債務負担行為の積極的な活用を図るなど、発注の平準化に努めてまいりたいと考えております。

○**坂口博美議員** ぜひ、このことについては総合的な視点からよろしく願いをしておきます。

そして農政水産部長に、先ほどの機能性について、あと一つお尋ねします。これまでの取り組みの蓄積を生かすときが来たということをおっしゃっていただきましたけれども、具体的にはどういったものを積み上げてこられたのか、お伺いいたします。

○**農政水産部長（郡司行敏君）** 栄養機能性に着目した取り組みにつきましては、総合農業試験場における長年の研究の結果、ビタミン類やポリフェノール類など140種類の栄養機能性成分を分析する技術を確立するなどの研究蓄積がございます。また、本県野菜のビタミンC含量が、例えばピーマンで申し上げますと、冬場の生産物のほうが日本食品標準成分表と比較して高いなど、季節によって変動があることなども

これまでの分析でわかっているところであり
ます。このように、機能性に関する研究に関しま
して、本県は全国のトップレベルの水準にあり
ますけれども、栄養機能性成分は、品種の違い
や生産者の技術、あるいは立地条件等によって
変動することなど、まだまだ未知の部分も大き
いことから、今後とも、国や大学と連携し、本
県農産物のブランド化と農家所得の向上につな
がるように、機能性表示食品の開発に向けて、
積極的に取り組んでまいりたいと考えておりま
す。

○坂口博美議員 ビタミンCの含有率というの
が、ゴーヤーでは周年高いけど、ピーマンは冬
季のみ高いということでありました。そうなる
と、今後また、いろんな品種における栽培技術
の確立などへの取り組みが求められようかと察
します。部長には、最終ステージに来た今の取
り組みを一日も早く仕上げてください、こう
いった次なる挑戦に臨んでくださることを心か
ら願ひまして、質問を終わります。ありがとう
ございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 昨日、我が
会派の田口議員が一般質問の中で突然、「キヤ
ノンの社長に就任した真栄田雅也氏は延岡出身
で、太田県議の延岡高校テニス部の2年後輩で
あり、太田ルートの活用を十分考えながら、雇

用拡大に向けてアプローチすべきです」と、本
気とも冗談ともつかぬ提案をされて、びっくり
しました。確かに思えば、真栄田氏は、私が中
学校3年生のとき1年生で、テニス部に入部
し、一緒にテニスをした仲であります。私が高
校に上がり、テニス部のキャプテンをしていた
ときに、彼がまた新1年生でテニス部に入部し
てきました。

ところが、夏休み近くなって、彼が私のとこ
ろに来て、「勉強がしたいので、テニス部をや
めさせてくれませんか」と言ってきました。も
ともと真面目な後輩だったので、私は「やめる
なら、高校3年間、本当に一生懸命に勉強せ
にゃいかんよ」と優しく諭し、退部を認めてあ
げました。まさかその彼が経団連会長まで輩出
した名立たるキヤノンの社長にまで上り詰める
とは、そのとき夢にも思いませんでした。

当時、50年も昔の話ではありますが、体育会系
の運動クラブでは、新入生が途中で退部しよう
ものなら、びんた(ほっぺた)を張り回してや
めさせるところもありました。私は、真栄田氏
のびんたをあのとき張り回さんでよかったと、
今になって胸をなでおろしているところです。

「太田ルートの活用で雇用拡大のアプローチ
を」との提案でありましたが、キャプテンとし
ての当時の私の威厳が彼に対してまだ通用する
ものかどうか、自信がありません。

時間をとりましたが、知事の政治姿勢につい
て質問いたします。

1点目は、TPP問題における自由貿易か保
護貿易か、あるいは自由主義か保護主義かとい
う対立的な捉え方でいいのかどうかという問題
であります。安倍総理は、TPP推進の立場で
こう述べています。「かつて保護主義や排他主
義が世界を戦争に駆り立てた。自由で開かれた

経済こそが平和と繁栄の礎だ」。確かに私自身、戦後教育を受けてきて、保護貿易やブロック経済が世界を戦争に導いたという認識を持っていた者であります。

しかし、今日の世界経済、新自由主義が謳歌され、多国籍企業がばっこする社会、果たしてそのような分析だけで世界経済を見てよいものだろうかという疑問を持つようになりました。歴史を振り返ってみると、ドイツの社会主義者ラサールが、自由放任の国家を「夜警国家」と規定して以来、国家のあり方は自由と規制の間での綱引きであったと思うのです。

ノーベル経済学賞を受賞しているスティグリッツ教授は、本年3月16日に政府主催の国際金融経済分析会合に招かれた際、消費税ではなく、所得税などの累進税率の強化を訴えて注目されましたが、その彼も、グローバル経済に対して、自由主義ではなく、適正な規制が必要だと主張し、警鐘を鳴らしています。ですから、私は、TPP問題は、自由主義か保護主義かという対立で見るのではなく、強いて表現するならば、新自由主義貿易か適正な規制かにあるのではないかと思います。また、スティグリッツ氏は、「TPPは自由貿易と言いながら、それはがちがちの管理貿易だ」とも言っています。

これまでTPP問題は、さまざまな角度からその問題が論じられてきました。私はその中で、日本文化を守るという立場から、文化に絞って論じたいと思います。黒木正一議員、そのほかの方も取り上げられたように、先般行われた「25年連続スギ生産日本一記念式典」で、ソウル大学校教授の李銓濟（イ・ジョンゼ）氏は、「輸出に当たっては相手国の文化を熟知しておかなければいけない」という旨の挨拶をされておりました。自国の文化を押しつけるので

はなく、お互いの国の文化を理解することは、大事なことであると思います。

こんな文化にまつわる話があります。東南アジアの山岳地帯の民族文化の調査に当たった学者であるお父さんが、日本に戻ってきて、家族団らんの夕食のときに報告したそうです。「あのね、向こうではね、御飯を食べるときに手で食べる人たちもいるとよ」と言ったところ、それを聞いたおばあちゃんが驚いたように、「へえ、口で食べんとね」と言ったそうです。

このように、この地球上には、さまざまな気候風土、文化を持った国が存在します。砂漠の民、遊牧の民、狩猟民族から農耕民族など、日本は温暖な四季折々の気候風土を持ち、梅雨や雪解け水を利用しながらの水田耕作は手放せません。海も山も守らなければ、国、日本が壊れてしまいます。だからこそ、その国の事情を表現できる関税というものがどうしても必要だと思います。人間は、自然に身を添えて生きていかなければならないからです。自然にあらがうことはできません。そのことは、国際的にも認められるべきであると思います。

TPPに見られるように、自由貿易一辺倒で、それぞれの事情を持った国が一括関税を撤廃・廃止していくことは、果たして成長を促進させることになるのか、さらなる問題を生じさせるのではないかと危惧するものです。

トランプ次期大統領がTPP脱退を表明して以来、国際的な議論として、自由主義か保護主義か、アメリカ抜きのTPPかなど論じられ、不透明な部分もありますが、かつて宮崎県選出の国会議員が、「もし首相がTPPに前のめりになるなら、私が羽交い締めにしてでもとめる」と言い切ったことを思い出すと、トランプ氏も軟化することもあるのではないかと、今後ど

う変わるのかわかりません。以上、知事のT P Pに関する現状認識や所感を伺います。

2点目であります。人間の働く形というものは、人間が生きていく上で、さらに健全な家族や信頼ある社会を築く上でも、大変大事なことであり、と思います。そんな中、先般報道された、世界でも有数の広告会社「電通」で起きた女性職員の過労自殺事件。社会に我が子を幸せあれと送り出したその親御さんたちの悲痛な思いは、察するに余りあります。また、大切なお子さんを預かっているという思いが、余りにも利益を追求するばかりに、企業は麻痺してしまったのではないかと思います。

明らかになったことですが、その電通には、「鬼十則」という定めがあったとのことであり、引用してみますと、1条が「仕事は自ら創るべきで、与えられるべきでない。」、2条は「仕事とは、先手先手と働き掛けて行くことで、受け身でやるものではない。」、3条は「大きな仕事と取り組み、小さな仕事は己れを小さくする。」、特に私は5条が気になるところであります。「取り組んだら放すな、殺されても放すな、目的完遂までは…。」とあります。命が大事なのであります。

法治国家と言われ、さらにコンプライアンスが叫ばれる今日、電通という世界でも屈指の巨大企業の「鬼十則」、このような企業文化は、労働基準法の本質と全く真逆な考え方であり、仲間を支え、仲間を助けていくという日本古来のよき文化を持っていた日本の社会が見て見ぬふりをする、まるで大人の社会までもが幼児性を持ってきているように思います。

宮崎県でも、長男を自殺で亡くされたお母さんが「東九州過労死を考える家族の会」を立ち上げられました。そのお子さんの遺書には、

「使えない人間ですみませんでした」と、上司宛てた手紙があったそうです。このような痛ましい事例を少しでも減らしていかなければならないと思うのですが、人間が働いて生きていく上で、働く形は非常に大事であると思うのですが、電通での事例などを見て、知事はどう思われるのか、所感を伺います。

3点目であります。本県の29年度の当初予算編成方針のポイントを見て感じた、国と地方のあり方についてであります。その方針の中には、「限りある財源を効果的に活用」「財政改革の取り組みを不断の取り組みとして着実に実行」「徹底したコスト意識を持って経費節減を図る」というような表現が散見されます。これでもいいと思いますが、このような考え方から、これまで県や市町村もこぞって指定管理や民間委託などを進めてきたわけですが、結果として、県・市町村の行政みずからが、地方創生を一方で訴えながらデフレ経済を助長する、相反する取り組みをしているという感を持ちます。

本年11月24日に発表された総務省の方針によると、来年度の地方交付税については、人口減少対策で成果を上げた自治体に手厚く配分し、指定管理の導入を促進するなど、政策誘導型の交付税にさらになろうとしています。果たして、このような考え方や仕組みではますますデフレとなり、日本の将来はあるのか、このような手法を続けていっていいものかという不安を覚えます。

自治体の任務として、そろそろ根本的な解決策となるような政策提言——私としては、いつも訴えておりますが、富裕層からの税を取る超過累進課税の強化、または派遣労働者制の廃止を考えていますけれども——そういったことも

国に要望していく義務があるのではないかと
思いますが、知事のお考えを伺います。

壇上では最後になります。総合政策部長
に、特急列車のワンマン化について質問いたし
ます。

特急列車のワンマン化についてであります
が、この問題については一部マスコミでも報じ
られましたが、これは、大分から宮崎空港間の
4両編成の特急列車を、車掌を外して運転手1
人にするというワンマン化のようであります。
私はとんでもない提案だと思えます。とんでも
ないと私が怒るのは、特急列車の特性を知って
おられての提案なのかと啞然としたからであり
ます。

もちろんこの提案は、JR九州本社とそこで
働く人たち、労働組合との間での問題かもしれ
ませんが、とんでもない、私は議員になって14
年間、私がJRに払ってきたお金は、JR運
賃、特急料金も含めて700万円にもなります。で
すから、私こそJR列車をいちずに利用してき
たJR愛好者、優良・善良な利用者だと思われ
るこそ、多くの利用者にかかわって言わせてもら
いたいのです。

まず、特急列車の特性ですが、有名な黒澤明
監督の映画、「天国と地獄」というのがありま
す。当時、特急列車は、完全密閉された部屋と
考えられ、外部との犯罪は成り立つはずがない
と考えられていました。が、しかし、唯一トイレ
の窓に7センチのすき間ができることで、3,000
万円の身代金の入ったかばんを投げ捨
てるという犯罪が成り立ったストーリーであり
ます。現在では、そのトイレの窓さえあかない
、本当に完全に密閉された特急列車だと思ひ
ます。新幹線であった焼身自殺や痴漢、暴力行
為など、さまざまなトラブルに車掌がいなくて

どう対応するのでしょうか。車掌がいなければ、
運転手は踏切など前方ばかりが気になって、後
ろの車両内のことは全然わからないといいま
す。

日向一高鍋間は25～26分かかります。その
間、完全密閉された空間となってしまう。こ
こが、各駅停車でき、しかも窓は自由にあけ
閉めできる普通列車——いわゆる鈍行といいま
すが——との違いであります。普通列車の場
合、車内の異常はすぐに伝えることができます。

その他いろいろな問題もありますが、もう一
つ挙げておきますと、私は、列車で帰宅中に3
回ほど列車事故に遭遇したことがあります。乗
客は車内に長時間待機させられます。異常な物
音がしたということで、飛び込み自殺だったの
か、車との接触事故だったのか、特急が急停車
するわけです。密閉された部屋で長時間車内に
待機させられている乗客は、次第にいら立って
きます。しかし、車掌が適宜、車内放送をし続
けます。「今、警察に通報し、レール上を歩い
て点検しておりますので、いましばらくお待ち
ください」、そういった放送が、この前、津波
の放送であったように必死で放送されます。

私は、車掌さんが、乗客の乗りおりのときに
列車の外に出て、その乗りおりの安全を指さし
て確認し、そして笛を吹いて出発させている姿
を見るにつけ、ワンマン化など、こんなことを
してはいけないと思ひます。県として、利用
者、県民の声を伝えてもらいたいと思ひます
が、県の考えを伺ひます。

以下の質問は質問者席で行ひます。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたし
ます。

まず、貿易についてであります。人口減少社会を迎え、国内市場の拡大が見込めない中で、経済・産業の活性化を図るためには、人口がふえ続ける海外の成長を取り込むことが重要であります。一方で、御指摘のとおり、無条件での自由貿易は、国内の経済や固有の文化等に影響を与える可能性があるものと考えております。

そのため、貿易や国際的な投資を促進しようとする場合、プラスの効果を求めるだけでなく、マイナスの影響を最小限に抑えることが肝要であり、さきのTPPをめぐる交渉において、一部の農産物に關税が残されたことなどは、こうした観点から、政府がぎりぎりの努力を行った結果であると理解しております。

本県におきましても、グローバル戦略を定め、今後、積極的に海外との交流を進めていくこととしておりますが、同時に、本県の基幹産業である農林水産業の強化や世界農業遺産でも認められた伝統文化の保存・継承などに努めてまいりたいと考えております。

次に、過労自殺事件を受けての所感についてであります。前途ある若者が過労を苦にみずからの命を絶った今回の報道に接し、御本人の苦悩はもちろん、我が子を突然失った親御さんのお気持ちを察しますと、深い悲しみとともに、今回のような痛ましいことは二度とあってはならないと強く感じたところであります。

現在、国におきまして、長時間労働の是正などをテーマとする「働き方改革」が議論されているところであります。私としましては、県民一人一人が安心して働き、心豊かに暮らせる宮崎づくりに、引き続き努力してまいりたいと考えております。

最後に、国への要望についてであります。我が国は、これまでに経験したことがない人口減

少時代を迎え、将来の社会像を見通すことが大変難しくなっております。将来の制度や施策のあり方については、国任せにせず、地方もそれぞれの地域における実情を踏まえ、真剣に考え、声を上げていく、また提案していく必要があると考えております。

このようなことから、国に対しましては、みやぎの提案・要望においても、単に予算確保の要望にとどまらず、いわゆる義務づけ・枠づけの見直しなど、国から地方への権限移譲でありますとか、企業の地方移転を促進するための税制の拡充など、真の地方創生の実現に向けた提案を行っているところであります。

また、全国知事会などを通じ、地方創生推進交付金の拡充や弾力的な運用、政府関係機関や大学の地方移転に向けた取り組みなど、東京一極集中の是正に向けた提言を行っているところであります。今後とも、本県、そして我が国の将来の発展につなげるという視点を持ち、地方の声、地方の実情というものをしっかりと国に届けてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（永山英也君）〔登壇〕 お答えいたします。

特急列車のワンマン化についてであります。JR九州におきましては、これまでも安全運行を前提としながら、ダイヤの見直しに加え、増便や運行区間の見直し、新型車両の導入、割引切符の販売など、路線の維持に向けた収支改善のためのさまざまな取り組みを行っております。JR九州に問い合わせましたところ、質問にありましたワンマン化についても、さまざまな経営安定化のための一つの選択肢として検討を行っている段階であるということでありました。県といたしましては、今後とも、JR九州

に対して、地域の実情等を伝えながら、公共交通機関の使命として、路線維持や利便性の向上、また何よりも安全性の確保が重要であるということについて、強く働きかけてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 わかりました。知事の答弁については、知事の政治感覚でもありますし、人生観も含めた意見だろうと思っておりますので、私がどうこう言うことはできません。

ただ、それぞれちょっと意見を述べさせてもらおうと、TPPの問題については、1853年にペリーが来航して以来、小村寿太郎が関税自主権を回復させるまでの長い歴史の中で、関税自主権というものを勝ち取ってきたわけですね。日米修好通商条約とか何か不平等条約がありましたけれども、そういうせっかく関税自主権を確立したのをまた失っていくというようなことにもなるのではないかなという思いもいたします。

また、働く形の問題でありますけれども、私は、今の国の流れというか、働く人たちの形があんまりよくないなと思っております。私は、労働基準法の中で一番好きなのは、第1条の2項であります。それを読んでみると、こんなふうに書いてあります。「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」。労働基準法が低いから、うちもそっちに合わせようと、それはだめですよということですね。

だから、これは施行されたのが昭和22年ですかね。戦後、日本国憲法をつくって、日本国民が、「よし、立派な国家をつくるぞ」と言って、こういった法律をつくる。私は、本当にこ

れは人間的な条文だと思って、これが一番好きなんです。そんな感じがするところから見たときに、今の電通の問題とか、さまざま職場での問題というのが、果たしてどうなのかなという思いであります。

お母さんの言葉を挙げると、「社員の命を犠牲にして業績を上げる企業が日本の発展をリードする優良企業と言えるのか。命より大切な仕事はない」。自殺された娘さんのメールであります。「こんなにつらいとは思わなかった。会社をやめたい。休職するか退職するかは自分で決めるので、お母さんは口出ししないでね」、最後亡くなったときには、「大好きで大切なお母さん、さようなら、ありがとう。自分を責めないでね。最高のお母さんだから」という言葉もありますけれども、そういう世の中をどうにか変えていきたいなと思っております。

それと、国への要望についても、岩切議員が、清掃労働者とかそういった人たちの業務委託とか、ああいった問題を問われたときに、知事のほうから、「そういった賃金というのは適正に積算されております」ということを言われました。私はそれでもいいと思います。それについてどうこうということはありません。ただ、そういう人たちが一生懸命働いてこの世の中をつくっておられるわけだから、私たちのまなざしとしては、そういう人たちに目をいつも配っておくということは行政上必要だと思いますし、知事の政治姿勢を聞いたときに、「国任せにはしない」という決意も伺いましたので、そういうところで私たちも頑張っていきたいと思っております。

それでは、特急のワンマン化の問題であります。全てを述べましたので、これについては問いません。何よりも安全性が大事だというこ

とを言われましたので、ぜひこれは伝えていただきたい。安全なんですよ。みんなが頭を並べて謝罪するようなテレビは見たくないわけです。ぜひそういうことを県として伝えていただきたいと思います。

ただ、警察本部長に質問いたしますが、私も列車の中に閉じ込められたことがあります。不満がいっぱい出ます。外では何をしているかというのは、特急列車から顔を出すことはできませんから、黙って待つ以外ないんですよ。不満が高まったりする。そのときに、列車事故が起こった場合の警察の対応、どうしているのかということをお知らせください。

○警察本部長（野口 泰君） 列車に関する事件・事故が発生した場合は、警察は、直ちに現場に臨場し、まず、負傷者、被害者の救護を優先的に行います。次に、乗客等の危険防止の措置及び関係者の事情聴取並びに現場保存等の所要の捜査を行うこととなります。こうした捜査を終了し、列車の運行が再開されることとなりますが、その間、時間を要することとなります。

○太田清海議員 踏切事故の場合は交通事故扱いとか、それから、人身事故の場合は刑事事件扱いというような話も聞いたわけですが、一生懸命捜査されている、現場検証されている、そういったことをぜひ県民にもわかっていただきたいなと思っております。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。現物給付と国保財政についてであります。

これは私もちょっと不勉強であったんですが、会派で沖縄に視察に行ったときに、少子化対策ということで、例えば重度医療の場合、現物給付というのは、病院にかかった後のお金の支払いが市と医療機関との間でやって、実際か

かった後にお金を払わなくていいというのが現実給付というふうに聞いていますが、沖縄では、現物給付した場合には、国保からペナルティーを受けるという話を聞いてびっくりしました。宮崎県では、ほとんどが現物給付をしていると思っているんですが、そういった子供や重度障がい児者、ひとり親家庭等に対する現物給付による医療費助成を行った場合、国保の国庫負担が減額されるということですが、その状況をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話にありました、地方単独事業として医療費助成を行い、一部負担金の減免措置を現物給付で実施している場合、国は、地方の減免措置によって生ずる医療費の波及増嵩分については、当該市町村が負担すべきものとしており、市町村国保に対する国庫負担の減額措置を行っております。

平成26年度の数値でございますが、子育て乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、重度障がい者（児）医療費助成事業の3事業において、これは推計額でございますけれども、県全体で約5億700万円が減額されているものと見込んでおります。

○太田清海議員 5億700万円という金額が減額されてもなお、現場の市町村では、そういう損害を受けながらも、障がい児とか子供さんたちのために犠牲的に出しておるというのは、私、宮崎県の自治体はよく頑張っているなど評価してあげないかとは思っております。延岡ではどのくらいの減額になりますか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 延岡市の例で、3事業合計ですが、推計額ですけれども、約4,800万円ほどになるかと思います。

○太田清海議員 わかりました。私、先ほど宮崎県の市町村はよく頑張っていると言った意

味は、沖縄では、そういう減額を受けるのがつらいから、現物給付をまだちゅうちょしていたところがあったわけですね。それと比べると、宮崎県の市町村は本当に頑張ったんだなと思います。減額措置は今後も継続するのか。また、私は、そういうことであるとするならば、廃止を国に求めていくべきだと考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 国民健康保険に対する国庫負担の減額措置につきましては、これまでも全国知事会や全国議長会等を通じ、減額措置の廃止を要望しているところではありますが、知事を初め私どもも直接、厚生労働省を訪問いたしまして、廃止について要望しているところでもあります。特に、子ども医療費助成に係る減額措置につきましては、地方自治体の懸命な少子化対策の取り組みを阻害するものとして、直ちに廃止するよう強く要請しているところでもあります。

なお、子ども医療費助成につきましては、本年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「減額措置の見直しを含め検討し、本年末までに結論を得る」とこととされておりまして、11月30日に開催された厚生労働省の社会保障審議会で国が示した見直し案の中身を見ますと、実施については平成30年度からとし、見直し対象は未就学児までとし、医療費助成に何らかの一部負担金や所得制限を設けている場合に限定することも検討するとされております。

○太田清海議員 わかりました。国に対する要望でありますけれども、廃止とか、少し動きは出てきているんだなと思って、ぜひ働きかけを強めていただきたいと思います。

次に、地域医療構想調整会議の編成について

ありますが、これについては、前屋敷議員の質問とかぶっておりますけれども、もう一回、確認させていただきたいと思います。

まず、地域医療構想調整会議の構成メンバーの現状についてお伺いたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 地域医療構想調整会議につきましては、構想策定の段階で各地域の意見を聞くため、昨年度から開催しております。現状での構成メンバーにつきましては、地域により若干の違いはあるものの、基本的には、各地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体や医療保険者、市町村などにより構成されているところであります。

○太田清海議員 私は、これにぜひ、利用者代表、いわゆる患者さんとか、そういったいい意味での利害を代表する人も入れたほうがいいんじゃないかという考えを持っているんですが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 地域における医療提供体制の構築に当たりましては、地域住民の理解と協力が必要となりますので、地域医療構想調整会議における議論の状況によって、幅広く意見を伺う必要がある場合には、会議への参加を含め、調整会議の中で検討されることとなろうと考えております。

○太田清海議員 そういう利用者の方々、患者さんの気持ちとか考え方なりを聞くような場をできるだけ多く設けていただきたいと思います。

次に、共生型福祉事業所「ゆるまーれ」についてであります。

私もこれは、実は、地元の新聞であります夕刊デイリーの報道で初めて知りました。私も厚生常任委員会の委員長ですので、こういうのが何でとびっくりいたしました。聞いてみたいな

とって聞かせていただきますが、共生型福祉施設というのはどういうものか。また、延岡市に開設された「ゆるまーれ」の取り組みや財源についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 共生型福祉施設というのは、高齢者、障がい者、児童等の対象者を同一の施設で受け入れるものでありまして、制度に基づく専門の福祉サービスを提供するものから、地域の居場所機能を担うものまで、さまざまな形態がございます。

お話しの「ゆるまーれ」につきましては、地域の居場所機能を担う施設でございまして、社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団が、延岡市土々呂地区の民家を改修しまして、ことし10月にオープンしたところであります。この施設では、週5日、常駐する職員2人がボランティアとともに、さまざまな世代の交流や子供たちへの学習支援等に取り組んでおりまして、地域コミュニティの活性化と社会福祉法人による地域貢献活動の先進事例として、注目を集めているところであります。

また、施設の整備費やスタッフの人件費等の運営経費につきましては、法人の自主財源で賄われていると伺っております。

○太田清海議員 これは、事業団、法人の自主財源でということ、私たちも、ちょっとそれは予算が伴わなかったから知らなかったわけですが、公益法人改革の一環としてもあるのかなと思います。公益法人で不祥事が起こってはいけない、内部留保がたまっている、それをどうかさせないかん、地域貢献のためにというような社会的な要望もあるわけですが、宮崎県社会福祉事業団「ひかり学園」というところが、内部留保金というか、内部努力でつくられたということであれば、私は本当に評価したいなと思っ

ております。雇用も生まれる形になるといいかなと思いますし、ぜひ、障がい者も子供たちも高齢者も、こういった施設を大いに地域で活用していただきたいと思っております。

それから次に、環境森林部長にお尋ねします。新聞報道でも、宮崎市で、杉の盗伐、違法伐採が行われたやに報道されたりもしましたけれども、これは島田議員もそういった質問をされたようですが、違法な伐採について、水源地域保全条例に基づき、県が把握できないものかどうか、お伺いしたいと思います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 水源地域保全条例は、水源地域内の森林の土地に係る贈与、売買、交換などの契約につきまして、事前の届け出を義務づけることにより、適正な土地利用を確保することを目的としています。したがって、この条例では、森林の伐採を届け出の対象としていませんので、県として、条例に基づく届け出により、違法な伐採等を把握することは困難でございます。

一方、先般、宮崎市で伐採届け出を偽造した事案が発生しましたことから、県では、市町村に対しまして、伐採届け出の提出を受けたときには、森林所有者等の確認を徹底するように文書で通知したところでございます。

○太田清海議員 わかりました。県としては、土地の売買だったら可能だけれども、上物の立ち木については把握できないということで、これは森林法でそうあるのでしょうか。ただ、県としては、各市町村に指導したと、厳格に対応してほしいということではありますが、できるならば、保険証とか免許証とかを見せながらやると間違いがないかなと思います。改善の方法はいろいろあるかと思いますが、ぜひ県としても指導していただきたいと思っております。

次に、公共事業の発注についてであります。

これは延岡市選出の5人の県会議員と延岡市建設関連団体との懇談会の中でいろいろ要望があったわけですが、私としては、測量設計業務において、熊本地震などの災害対応、応援に行った場合に、受注している業務の履行期間の延伸は可能なかどうかということをお聞きしたい。これは県土整備部長にお尋ねしたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 測量設計業務における履行期間の変更につきましては、

「土木設計業務等委託契約書」の規定に基づき、受注者の責めに帰することのできない事由の場合には、受注者の請求により履行期間の延伸ができることとなっております。したがって、県の業務を受託している受注者が、大規模な災害の発生により、県民生活等に大きな影響が生じるなど、最優先で災害業務に取り組む特別な事情が生じた場合には、履行期間の延伸が可能となります。

なお、延伸の期間につきましては、受託している業務の成果がその後の事業進捗に及ぼす影響を勘案し、発注者と受注者で協議を行うこととなります。

○太田清海議員 わかりました。

それでは、2番目の問題ですが、履行期間が延伸した場合に、人件費などの資金繰りに困ることもあるということで、測量設計業務で中間前払金は請求できるのかということですが、お伺いしたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 中間前払金につきましては、前払金を受領した後に、工期の途中で追加して請求することができるものであります。この中間前払金は、地方自治法等に基づき、土木建築工事のみが対象となっ

ており、測量設計業務につきましては、請求することができないところであります。

なお、前払金については、測量設計業務の場合、労務費や材料費等について、業務委託料の3割を上限として請求することができることとなっております。

○太田清海議員 わかりました。いろんな事情があろうかと思えます。法的に無理であればやむを得ないと思えますが、そういった声があるということは、ぜひお聞き取りいただきたいと思えます。

最後になりますけれども、警察本部長にお伺いいたします。高齢者の交通事故対策についてであります。4月1日から運転免許センターへ配置された看護師の活動実績や効果的事例についてお伺いしたいと思えます。

○警察本部長（野口 泰君） 県警では、本年4月1日から、県内3カ所の運転免許センターに、運転適性相談員として4名の看護師を配置し、運転に不安を抱えている高齢者やその家族、また、てんかんなど一定の病気を有する方からの相談に対応しております。看護師としての知識や経験に基づくきめ細やかな対応で、相談者の不安解消を図っており、相談件数も増加傾向にあります。

相談の一事例としまして、かたくなに免許返納を拒む高齢者に、家族が不安を抱えて相談に訪れ、看護師の医学的な知見に基づく丁寧な説明により、免許を自主返納し、本人や家族からも感謝された事例など、効果的事例は数多く寄せられています。県警としましては、今後とも相談しやすい環境整備に努めてまいります。

○太田清海議員 わかりました。私も実はバイク事故に遭って、相手の方が軽トラだったんですが、私自身はけががなく、バイクが破損し

たんですけど、そのおじいちゃん、運転手の人に聞いたら、実は視野狭窄もあって、いやいや、そういう人に運転させたらいかん、その人は日之影から県立延岡病院に治療にかかるということで、私、日之影の長男の方に電話を入れて、危ないですよと言って、長男の方が送り迎えするというようなことになって事なきを得たわけですが、そういう人たちがいらっしゃる。それをぜひ、看護師さんたちの活動も大変だろうと思いますが、頑張っていたきたいと思えます。

最後に、来年3月12日施行の高齢運転者対策に係る道路交通法改正の趣旨についてお伺いしたいと思います。

○警察本部長（野口 泰君） 道路交通法が改正された趣旨は、近年、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故が増加しており、事故全体に占める割合も高くなっていること、また、事故の原因として、運転者の認知機能の低下が疑われるケースも多いことなどから、高齢運転者の交通事故防止対策として、高齢者講習制度が拡充されたものです。

改正された75歳以上の高齢運転者対策の主な柱として、1つは、免許更新時の認知機能検査の結果、「認知症のおそれがある」と判定された場合の診断書提出や、認知機能検査の判定結果に応じた高齢者講習の実施、1つは、信号無視、一時停止違反など、認知機能の低下により起こしやすい一定の交通違反をした場合の臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の新設であります。高齢運転者による交通事故を防止するための法改正であり、県民の皆様に高齢者講習制度のさらなる周知を図ってまいります。

○太田清海議員 私、高齢者講習制度はかなり効果を出すんじゃないかなと期待しております。

す。人権の問題もありますけれども、ぜひ効果を上げていただきたいなと思っております。

以上で質問を終わるわけですが、私も今回、トリということで、最後を務めさせてもらいましたけれども、さまざまな立場の議員の皆さんの一般質問を聞かせていただいて、特に井本先輩議員の意見には、レーニンやナチズムの話とか、地方創生の話も出たときには、私も拍手したぐらいでした。職員の皆さんのお気持ちもおもんばかって言われたような気持ちもいたしまして、賛同できることが多々ありました。自民党という政党は、いろいろな立場・意見を包含して表現できる「懐の深い政党」だと思ひ、感服したところであります。

これは自民党のことではありませんけれども、天下の公党を「ばかな政党」とあしざまに表現する、そういった政治家が今あらわれています。政治や政治家に品格がなくなったのではないかなと思わせるような言葉を聞いて、子供たちがどんなふう to 育っていくのだろうと危惧いたします。

この前も申しましたけれども、私の少年時代は、池田勇人首相とか、中には大野伴睦という人もいらっしゃいました。大野伴睦の「伴睦」という言葉の響きは、物すごく頭に残って、いい名前だと思ったことがあります。政治家に対する尊敬の念があったように思います。私たち県議会も、お互いを尊重しながら、自分の人生観をかけて論争し、県民から信頼される県議会に立ちたいものだと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第14号から第17号まで採決

○星原 透議長 次に、今回提案されました議案第1号から第25号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

まず、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の任命の同意についての議案第14号から第17号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第14号から第17号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第13号まで及び第18号から第25号まで並びに請願委員会付託

○星原 透議長 次に、議案第1号から第13号まで及び第18号から第25号までの各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす7日から12日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時開会、常任委員

長の審査結果報告から採決まで、並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時48分散会

12月13日（火）

平成 28 年 12 月 13 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩 切 達 哉	(同)
7 番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	濱 砂 守	(ひむかの会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
26 番	右 松 隆 央	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	野 口 泰 博
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。

まず、議案第1号から第13号まで及び第18号から第25号までの各号議案、請願第18号から第20号までの各号請願並びに継続審査中の請願第17号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成28年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、国の経済対策の実施に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、312億4,000万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金188億5,000万円余、県債98億300万円余であります。

また、議案第18号に係る補正は、職員の給与改定等に伴う所要経費について措置するものであり、9億5,500万円余の増額補正となっております。

り、歳入財源は、地方交付税8億3,200万円余、国庫支出金1億2,200万円余であります。

両議案を合わせた補正後の一般会計の予算規模は、6,260億1,500万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で1,500万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は128億2,000万円余となっております。

また、総務部の補正予算は、一般会計では2,800万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,648億3,000万円余となっております。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設整備についてであります。

このことについて当局より、「陸上競技場、体育館、プールの3施設について、競技団体や市町村の意向調査を行い、整備候補地を絞り込んだところである。今後、3月の整備方針案の策定に向けて、さらに絞り込みを行うこととしているが、ハード面だけでなく、若い世代の育成などソフト面を重視しながら、市町村や民間団体と連携した整備手法などの工夫や、安全面や財源面などのさまざまな視点から、教育委員会や関係団体等と時間をかけて協議し、検討を重ねているところである」との説明がありました。

当委員会といたしましては、整備方針の策定に当たっては、今後の本県スポーツ振興やスポーツランドみやぎきの新たな展開など、しっかりした構想を持って取り組むとともに、国体開催に向け、市町村や関係団体等との連携が十分に図られるよう、できるだけ早期に策定していただくことを要望いたします。

次に、JR九州の特急列車ワンマン化についてであります。

このことについて委員より、「大分と宮崎空港間の特急列車の一部において、車掌が乗務しないワンマン化が検討されており、県民から安全について不安の声が寄せられている。JR九州の経営安定化策の一環とされるが、鉄道利用者の安全・安心を確保することは、公共交通機関として果たすべき責務であり、県民に鉄道利用促進を働きかけていく上でも必要不可欠なものであることを、強く訴えていただきたい」との要望があり、これに対し当局より、「同社を訪問し、地域の実情や懸念をしっかりと伝え、安全確保策について説明を求めるとともに、極めて慎重な検討を行うよう強く求めている」との答弁がありました。

次に、大型施設の整備計画についてであります。

本県では、今後10年間で、国体開催に伴う施設や防災拠点庁舎、県立宮崎病院などの大型施設の整備が予定されており、その支出総額は約1,000億円に上ることが想定されます。

このことについて委員より、「本県の厳しい財政状況の中で、多額の財政負担が求められることになり、健全な財政運営を保持するためには、真に必要な整備を見きわめるとともに、計画的な支出や経費削減に取り組む必要がある。については、今後の大型施設の整備スケジュールとそれに要する費用を示していただき、県民や議会と情報を共有しながら、中長期的な視野に立ち、広く県民のサービス向上につながるよう施設整備に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく

お願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願3件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第5号、第18号及び第22号については全会一致により、議案第1号、請願第17号及び第20号は賛成多数により、その他の請願については賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9億7,700万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,074億7,000万円余となります。

このうち、社会福祉施設等防犯対策関連事業についてであります。

このことについて当局より、「この事業は、ことしの7月に神奈川県相模原市内の障害者施設で発生した殺傷事件を受けて、社会福祉施設等への門扉やフェンス等の設置・修繕など、安全対策に要する費用について補助を行うものであり、防犯対策の強化などによって、利用者等の安全確保を図っていきたい」との説明がありました。

次に、宮崎県自殺対策行動計画第3期計画案についてであります。

これは、現行の第2期計画が平成28年度で満了するため、これまでの取り組みの成果や課題等を踏まえ、第3期計画を策定するものであります。

このことについて委員より、「うつ病のサインは自分では気づきにくいので、症状がどういったものか、周囲ではどのような対応を行うべきか、県民の理解を深めていくことに視点を置いて啓発活動を行うことが、ハイリスク者の早期発見につながるのではないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「相談対応については、相談できる具体的な場所や時間が、身近なところでわかるようにすることが必要なので、周知等の方法について検討いただきたい」との要望がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、災害復旧工事及び職員の給与改定に伴うものであり、病院事業費用1億600万円余、資本的支出10万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は310億2,900万円余、資本的支出は55億3,900万円余となります。

次に、県立宮崎病院の再整備についてであります。

このことについて委員より、「基本構想時から建設単価が大幅にふえることは、現計画の前提条件が大きく変わることであり、議会を欺くことであって、議会軽視ではないか」との強い意見があり、当局より、「基本構想時の平米単価は、平成23年から25年にかけての同規模の公的病院に関する建設単価を参考としたが、東日

本大震災からの復興などによる人件費等の高騰の影響で、公共事業の入札不調・不落という状況もあり、平成26年前半あたりの同規模の事例を参考とすることができなかった。建設費等の増加については早目に議会に報告すべきであったと、大変申しわけなく思っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「建設費等の増額分については、公営企業への繰り出し基準の規定等により、一般会計に大きな影響を与えることなく、大部分を医業収入により賄うとされている。しかし、県立病院は一般病院と違って公益性が高く、大きな収益を出すことは難しいと思われるので、約240億円に膨らんだ負担額を、今後、病院局の収益で返済していくことが本当に可能なのか」との質疑があり、当局より、「かたみに見積もった収支計画では、改築時の費用は全て病院事業債で賄い、本体部分は約30年で償還を行うことになるので、単年度での病院局の負担は平均すると約6億円である。県立3病院で考えると、日南病院や延岡病院は今後苦しい状況になることも考えられるので、そこをどう改善していくか正念場だと思っており、しっかりと取り組んでいきたい。また、宮崎病院は開院6年後の平成38年には黒字化できるよう、コスト削減と収入の増加を図り、病院局で負担できるよう努力したい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「医師不足や診療科がなかなか開設できないという課題が日南病院や延岡病院にある中で、病院局がそれだけの負担を独自の収益で賄っていくことには大きな不安がある」との意見がありました。

また、複数の委員より、「現計画を白紙に戻し、建設場所や施工時期も含めて再度検討すべ

きではないか」との意見がありました。

また一方で、別の委員より、「現在の場所は、宮崎市民のみならず近隣の方々も愛着を持っているので、現在地で建てかえを行っていただきたい」との意見もありました。

当委員会といたしましては、これらのさまざま意見をもとに、慎重に検討を行っていただくよう要望します。

また、今回、新病院建設という方針を決めた際の重要な判断基準であった建設費等の増加について、議会に早く報告しようとする努力が見られなかったことは大変遺憾であります。今後は、議会の声に真摯に耳を傾け、丁寧な説明を強く要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7,300万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は440億4,400万円余となります。

次に、首都圏における情報発信拠点のあり方についてであります。

これは、新宿みやざき館KONNEをリニューアルするか、あるいはほかの物件へ移転するか等の検討状況について報告があったものです。

このことについて複数の委員より、「現施設周辺では高速バスターミナルの開設等により人の往来がふえており、リニューアルが有益と考える。早期にリニューアルを行い、より効果的な情報発信を行う必要があるが、今後のスケジュールはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「情報発信拠点の機能を十分に発揮するため、市町村や関係団体等と丁寧に協議を進めている。早期にリニューアルか移転かの方向性を決定するとともに、年度内に詳細な拠点のあり方を整理してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて首都圏に注目が集まる中、宮崎の魅力を効果的に発信し、観光誘客や県産品の認知度向上等につなげるため、早期に方向性を決定し、情報発信拠点の充実を図っていただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で154億9,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は872億300万円余となります。

このうち、国の経済対策に係る事業について

であります。

このことについて委員より、「多額の補正となっており、建設業者等が対応できないことも想定される。発注の仕方等に工夫が必要と考えるが、どのように進めていくのか」との質疑があり、当局より、「事業を円滑に実施するため、各土木事務所において発注見通しを示すとともに、発注について関係機関等と意見交換をさせていただいている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「事業が円滑に実施され、経済効果が県内全域に十分行き渡るよう、地域や業者等の実情を考慮した発注に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県沿道修景美化基本計画についてであります。

このことについて委員より、「計画を実施するに当たり、予算の確保はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「予算の確保は重要であるが、厳しい財政状況を踏まえ、地域や専門家等の意見を聞きながら、維持管理のしやすい樹木への植えかえを行うなど、効率的でめり張りのある維持管理を行い、沿道修景美化を図ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、計画に示されている「観光地の魅力向上につながる沿道修景美化の推進」などは、地域経済発展等に資する重要な取り組みでありますことから、計画を実現するための予算の確保に努めていただくよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱

いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で32億1,500万円余、特別会計で6,100万円余の増額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は272億2,200万円余となります。

このうち、森林環境保全直接支援事業についてであります。

これは、森林の有する多面的機能を将来にわたって高度に発揮させていくため、林業事業者等が計画的に行う植栽や下刈りなどの森林整備に要する経費を支援するものであります。

このことについて委員より、「予算をきちんと執行していくためには、森林組合等の林業事業者で、現場の人員確保が厳しい状況にあることに十分留意していく必要がある」との意見がありました。

また、別の委員より、今後の適正な森林管理のあり方について質疑があり、当局より、「地域ごとに抱えている課題や状況は異なっているので、これから農林振興局単位で市町村や森林

組合と一緒に、地域の再造林対策をどのように進めていくかを十分に議論する場を設置していきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で116億4,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は572億1,900万円余となります。

このことについて複数の委員より、「今回の補正予算は、主に国の経済対策の実施に伴うものであるが、その中には、ことしの2月議会に提案されていた当初予算を大幅に増額した事業も見られた。国の経済対策に伴う補正予算額が114億円強に上るという予算規模のみならず、その充実した内容など、当局の予算獲得に向けた積極的な姿勢を高く評価したい」との意見がありました。

次に、中山間地域所得向上支援事業についてであります。

これは、収益性の高い農産物等を生産・販売することにより、中山間地域における所得向上を図るため、マーケティングの専門家等の協力を得るなどして、販売額の10%以上の向上や、生産・出荷コストの10%以上の低減など、実現に向けた計画を策定しようとする市町村を支援する事業であります。

このことについて委員より、「中山間地域で暮らす人々の所得がふえれば、人の流れは変わると考える。中山間地域対策の根幹は、地域で生活するために必要な所得の確保と考えており、この事業は大変重要であるので、実を結ぶようにしっかりと取り組んでいただきたい。また、当該事業は国の経済対策の実施に伴う補正予算であるが、今後もこのような事業が続くよ

うに、国へ働きかけていただきたい」との要望がありました。

次に、県立農業大学校の教育環境整備事業についてであります。

これは、同校と農業高校による新たな一貫教育の仕組みの構築により、多様な農業形態に対応できる経営感覚を備えた人材を育成するとともに、来年4月からのフードビジネス専攻の新設にあわせて施設機能を充実させるための経費を措置するものであります。

このことに関連して委員より、「海外戦略も含めて、フードビジネス振興を力強く推進されているが、その土台づくりとして、本県の就農人口をいかにふやしていくかが大事である。そのような中、本県農業の担い手育成の中核機関である同校は、入学者数が定員割れをしている状況にある。将来の担い手を確保する観点からも、就農に意欲と情熱を持った学生を1人でも多く確保できるよう、さまざまな取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第4号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で

決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴うものであり、公安委員会で1億3,500万円余、教育委員会で6億800万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の公安委員会の一般会計予算額は272億8,600万円余、教育委員会の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,093億8,100万円余となります。

次に、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、県土整備部執行の多目的ダム改良工事費の補正増に伴う企業局負担分の増額及び職員の給与改定等に伴うものであり、電気事業会計で2億4,500万円余、工業用水道事業会計で48万8,000円、地域振興事業会計で9,000円の、それぞれ資本的支出または事業費の増額補正を行うものであります。この結果、各会計ごとの補正後の事業費は、電気事業は48億400万円余、工業用水道事業は3億8,700万円余、地域振興事業は2,500万円余となります。

次に、議案第6号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、道路交通法の改正により、準中型自動車免許が新設され、また、高齢者講習制度が見直されたことから、関係の手数料を変更または新設するものであります。

このことについて委員より、「準中型自動車免許については、18歳から免許取得ができるようになるが、就職先の選択の幅が広がる一方で、初心者が技術を要する車両を反復して運転

することになり、交通事故の危険度も高まるため、事故に遭わないよう、自動車学校での教習・指導を徹底していただきたい」との意見がありました。

また、別の委員より、高齢者の交通事故が後を絶たない実態を踏まえ、認知症の検査の徹底や高齢者講習の充実などにより、さらに対策強化を図っていただくよう要望がありました。

次に、緑のダム造成事業についてであります。

このことについて委員より、「未植栽林地がふえている中、この事業は県土保全のために効果的な事業なので、森林組合等から情報収集をしながら、適地があれば積極的に山林取得及び森林造成に努めていただきたい」との意見がありました。

次に、平成28年度全国学力・学習状況調査の結果についてであります。

このことについて当局より、市町村別の平均正答率及び市町村間でその正答率にかなりの格差があることが報告されました。

また、同調査の分析結果や当委員会からの指摘を踏まえ、昨年度から各市町村教育委員会や校長会に出向いて対策を協議していることや、校長、指導教諭等のバランスを考慮しながら、各地域に人員配置をしていることなどの説明がありました。

当委員会といたしましては、市町村格差をなくし、どの地域でも十分な教育環境が確保されることが重要なので、教員の配置、指導力の強化など、さらなる取り組みの継続を強く要望いたします。

次に、県立都農高等学校の再編統合についてであります。

このことについて委員より、「これまで地元

都農町とはどの程度の協議を重ね、どのように方針を伝えてきたのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「平成18年度から定員割れが始まったため、支援プロジェクトを立ち上げるなどしてきた。平成26年度には都農町を3回訪問し、平成27年度には、東児湯地区5町のさまざまな関係者と、今後の児湯地区の県立高校のあり方について協議を進めてきた。都農高校の本年10月における志望状況を見ると、大変厳しい結果であったため、都農町は存続を望んでいたが、再編統合の方針を10月末に直接伝えるに至った」との説明がありました。

当委員会といたしましては、県立高等学校教育整備計画の今後の推進に当たっては、地理的な条件や地元の意向を考慮しながら、未来を担う高校生にとって、よりよい充実した教育環境を確保することを最優先に検討していただくよう要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表して、今議会に提案されました、議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」について、反対の立場から討論いたします。

今回の県の補正予算は、国の経済対策の実施に伴う経費が305億3,962万円、その他の経費と合わせて312億4,081万円という大型補正です。

今回、国は、28兆1,000億円の経済対策に基づき、約3兆3,000億円を計上しました。アベノミクスで経済の好循環が生まれていると言いながら、なぜ政権発足以降、最大規模の経済対策なのでしょう。日本経済の落ち込みは、消費税増税の影響などで、主要国と比べてもずっと長引いています。賃上げや社会保障の充実など、国民の懐を直接助ける予算を組むのが政治の道ではないでしょうか。

今回、県の補正予算では、確かに防災や安全対策など、必要な予算も盛り込まれています。しかし、一例を挙げれば、TPP対策と称する県営畑地帯総合整備事業などの公共土地改良事業に31億9,000万円余や、畜産競争力強化整備事業に20億円余など、ハード事業が主流を占めています。TPPは現在、事実上、発効は不可能な状況に立ち至っています。TPP対策以前に農業の立て直しを図ることが重要であることは、論をまちません。全ての農家が立ち行く農政に予算の転換を図ることが必要であることを、指摘しておきたいと思います。

また、マイナンバー制度施行に伴って、今予

算で障がい福祉課が所管する身体障害者手帳システムなど諸システムにおいて、平成29年度より情報連携が開始されることに伴い、総合運用テストを実施する経費が計上されていることについても、指摘をしたいと思います。

我が党はこれまでも、マイナンバー制度の導入については、その問題点を指摘し、反対の立場から中止を求めてまいりました。全ての国民に個人番号をつけて、税や社会保障の情報を国が管理するマイナンバー制度が施行されて、10月で1年が経過いたしました。カード発行を全国的に管理するシステムがたびたび停止し、発行に重大な支障が生じています。多くの税金を投じたシステムが開始早々不調に陥ったことは、個人情報扱う制度の安全性と信頼性を根本から疑わせるものです。

また、政府は、カード普及のために、コンビニで住民票がとれるとか、保育所の手続に使えるとか、利便性を強調し、さらに、買い物のポイントや図書館の貸し出し、健康保険証などとの連携も検討をしています。利用対象を広げれば広げるほど、個人情報は危険にさらされ、国民に負担増をもたらすものであることを問題視しなければなりません。

そもそもマイナンバー制度は、徴税強化と社会保障給付抑制を目的に、国が国民の情報を厳格に掌握することを狙った仕組みです。国民を監視する手段にされかねないことへの不安の声も強まっています。こうした仕組みを続けることは問題であり、多額の税金を投入して進めるマイナンバー制度が本当に国民にとって必要なものか、制度を見直し、中止へ踏み出すことが求められていると思います。本事業の補正予算は、この問題にかかわる予算として反対をするものです。

次に、請願についてです。

新規請願第18号及び第19号について不採択との委員長報告に反対し、採択を求めるものです。

まず、請願第18号「国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出についての請願」についてです。

国民健康保険は、他の協会けんぽなど公的医療保険に比べ、高齢者や低所得者層が多く加入しているという構造的な課題を抱え、結果、高過ぎる国保税や財政悪化を招いています。

政府は、昨年成立させた医療保険制度改革関連法によって、平成30年度から都道府県に財政運営の責任主体を移行させる「国民健康保険の都道府県化」を行うとしており、公費拡充による財政基盤の強化策の低所得者対策として、平成27年度から1,700億円、29年度から3,400億円を投入し、これで保険税負担の軽減や伸び幅の抑制が期待できるとしています。しかし、この国費投入も長期に続く保証はなく、逆に減額される可能性もあります。

国からのこの3,400億円と引きかえに、市町村の法定外繰入額が減らされれば、国保財政が逆に窮迫する事態も起こり得ます。しかも、高齢化や医療技術の進歩などにより、今後も医療費の増大は予測され、国庫負担を大幅にふやして国保の財政構造を抜本的に変えない限り、さらなる保険税高騰は避けられません。国保の高過ぎる保険税は、国民が必要な医療を受ける上で大きな障害になっています。保険税の引き下げは喫緊の課題であり、そのためには国庫負担の抜本的な引き上げこそ求められています。県民の命と健康、暮らしを守る上からも、本請願の採択を強く求めるものです。

次に、請願第19号「介護保険の給付縮小・負

担増を中止し、充実を求める意見書提出についての請願」についてです。

国民の納める介護保険料と公費の5割ずつの負担による介護保険制度は、介護の社会化を目指すとして、平成12年に始められました。しかし、現在、保険料や利用料の負担増が、「保険あって介護なし」を進める状況をつくっていません。昨年度から介護報酬がマイナス2.27%と大幅に引き下げられた影響で、介護事業所の運営に困難を生じさせています。

さらに、医療介護総合確保推進法による介護保険制度の見直しが進められ、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村が主体の地域支援事業（総合事業）に移す、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切りかえる、利用料2割負担の対象者を拡大するなど、さらなる給付の削減・負担増を強い内容が盛り込まれています。

介護保険の自己負担は、制度発足以来1割でしたが、昨年8月から、年金収入だけで280万円以上の人などは2割に引き上げられました。今度は、年金収入だけで383万円以上など現役並みとされる所得がある人から3割への引き上げとするなど、大幅な負担増が強いられることになります。

さらに、費用の削減・サービス抑制を図ることが検討されており、このことは「サービス抑制でかえって重度化が進み、介護費用をふやすだけだ」と、厚労省の介護保険部会の中からも指摘されるほどです。まさに、自己負担をふやし、給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し、「介護難民」をふやすことになりかねず、また、家族の介護負担をも増大させ、政府の掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものではないでしょうか。

今後、高齢化が一層進んでいく中で、何より、人としての尊厳が守られる行き届いた介護を保障することが、介護保険制度のあり方として求められているのではないのでしょうか。同時に、介護を担う職員が、専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備も喫緊の課題です。県議会は、こうした県民の願いをしっかりと受けとめ、介護保険制度の精神が全うされるよう、制度の充実・改善を求める本請願の採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第13号まで及び第18号から第25号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第13号まで及び第18号から第25号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第18号及び第19号採決

○星原 透議長 次に、請願第18号及び第19号について一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第17号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第20号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成28年12月13日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 黒木 正一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

新田原飛行場に係る騒音区域見直しに対する意見書

議員発議案第2号

骨髄移植ドナーに対する支援の充実についての意見書

議員発議案第3号

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

平成28年12月13日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃
井上紀代子
黒木 正一
河野 哲也
有岡 浩一
後藤 哲朗
島田 俊光

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書

平成28年12月13日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 丸山裕次郎
井本 英雄
田口 雄二
新見 昌安
松村 悟郎
後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで
追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第1号提案理由説明

○星原 透議長 まず、議員発議案第1号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。議会運営委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) それでは、発議者を代表して、「新田原飛行場に係る騒音区域見直しに対する意見書」の提案理由を説明させていただきます。

本県は、昭和32年に新田原基地が開設されて以来、基地周辺の新富町、西都市、宮崎市、高鍋町、木城町とともに今日まで、航空機の騒音問題という課題を抱えてきたところであります。

騒音問題は、基地周辺住民の日常生活への影響はもとより、健康面への悪影響など、航空機騒音に悩まされ続ける住民にとっては、深刻な問題であります。

また、平成19年からの米軍再編に係る新田原基地への訓練移転等に際し、国と2市3町との間で、「国は、訓練の移転等に伴う騒音について、地元要望を踏まえ、周辺住民の生活への影響に配慮し、騒音の実態調査を実施するなど、所要の措置を積極的に講ずる」との合意がなされているところであります。

今回、防衛省から基地周辺自治体に対して示された騒音度調査結果によると、第1種区域の

大幅な縮小が見込まれることから、住民の基地に対する不信と不安を大きく増幅させる事態となっております。

このような中、昨日12月12日に、2市3町で構成する「航空自衛隊新田原基地周辺協議会」から、議長に対して基地周辺自治体との連携を要望されたところであります。

県議会といたしましても、今回の見直しが基地周辺住民の不安や不利益とならないよう、地元の意向も十分に踏まえた上で検討し、国の責務として適切に基地周辺対策と民生安定に取り組むよう、国に対して強く要望する必要があることから、本日、騒音区域見直しに対する意見書を緊急に提出するものであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨と緊急性を十分に御理解いただき、全会一致で御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○星原 透議長 提出者の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○星原 透議長 次に、議員発議案第2号から第5号までの各号議案を一括議題といたしま

す。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。私は日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議員発議案第4号「資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

本意見書案は、我が国の森林・林業が果たす重要性を強調した上で、資源循環型林業の確立等のために4つの項目の実現を要望するものであります。

第1に、森林資源の循環利用を支える森林整備予算及び治山予算の確保、第2に、東京オリンピックを機に新たな木材需要を創出するための施策の推進、第3に、CLTの需要拡大を図るための施策の強化、以上の3点については何ら異議もなく同意できるものであります。

我が党が同意できないものは、第4項に、森林整備等の森林吸収源対策を推進するために、仮称「森林環境税」を創設し、国民に新たな負担を求めようとしていることにあります。本来、森林・林業を守り、振興させるための財源

は、租税・一般財源に求めるべきものであり、特別税に求めるべきではないと思います。

意見書が述べておりますように、都市、地方を問わず国民は森林の恩恵を受けております。しかし、これをもって森林環境税により国民に負担を求めるなら、政策的課題ごとに際限なく目的税を創設することになり、税そのものの根本が問われるものであります。また、その目的税の税収の範囲内に事業が限られ、さらに事業をしてほしいというなら、税率を上げ、税収を高めようということにもなりかねないなど、こうした重要な問題を含んでおります。なお、本県において、県民は既に森林環境税を納税していることを申し添えておきたいと思っております。

森林・林業をめぐる課題については、本議場においても多くの議論がされてまいりました。最大の課題は、再造林ができない原木価格の低迷にあります。どうしてこのような状況に陥っているのか、ここを直視することなしに打開策はないと私は思います。

平成26年の薪炭材とシイタケ原木を除く用材の自給率はわずか29.6%であります。ちなみに、昭和35年の用材の総需要量5,600万立方メートルのうち、国産は4,900万立方メートルで、自給率87%でありました。日本の政治の大もとのところで、林業を基幹産業として大きく位置づけ、林業が産業としてすばらしい潜在力を持っていることを認識し、本腰を入れた振興を図る立場を放棄して、外材に頼っているところにあると思っております。

ドイツでは、木材の自給率は100%を超え、林業が130万人の雇用を生み出しております。これは、自動車産業75万人の2倍近くになっているものであります。林業を地域経済を支える大きな柱の産業、低炭素社会を実現する不可欠な産

業として、国の政策の根幹にしっかり位置づけることではないでしょうか。具体的には、外材輸入拡大政策から国産材需要拡大政策への転換が必要であると確信します。

安倍首相は、TPPに関連して保護主義を批判しております。保護主義を批判する者は、国境に関係なく、ひたすら利潤を追い求める多国籍企業であり、安倍首相が多国籍企業の立場に身を置いていることは明白であると思っております。多国籍企業の利潤第一主義が貧富の格差を増大させることは、論をまちません。政治も経済も、そのよって立つところは民生の安定にあると思っております。したがって、それぞれの国の政府が、自国民の利益を守り、生活の向上を図るために、外国との関係で一定の条件のもとで規制を設けることは当然のことであります。経済主権の確立なしに、多国籍企業の利潤第一主義を野放しにして、日本の経済と国民の生活は守れないことは明白だと思っております。

TPPと木材について述べておきたいと思っております。御承知のように、丸太と製材品のベイマツ、ツガの関税はゼロであります。関税が辛うじて残っているのは、その他の製材品、合板、パーティクルボード、そして集成材であります。残っているといても、ほとんどが5%から6%、低いのでは3.9%、高いものでも10%であります。TPPによって、構造用集成材など4品目で関税は即時撤廃です。合板など残りのものも、11年目で全て撤廃になります。わずかに残っている関税を撤廃して、どうして森林・林業の振興を図れるのか、どうして自給率を高めることができるのか、どうして伐採、再造林のサイクルを確立することができるのか。私はできないと思っております。丘陵地域に森林を持つアメリカやカナダ、ロシアと、傾斜角度のきつい

森林の多い日本とでは、大きな違いがあると思います。

本気で森林・林業を守ろうとするなら、T P Pから離脱し、同時に、さきに申しあげましたように、基幹産業としてしっかり位置づけ、輸入拡大路線から転換を図り、森林を守り育てる担い手づくりと林業基盤の計画的な整備に、思い切って予算を振り向けることではないかと思えます。今日、林業関係者の限界を超えた努力によって森林が守られているのではないのでしょうか。今、森林環境税の創設ではなく、政府の森林・林業政策の転換ではないかと思えます。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員 [登壇] (拍手) 提出者を代表いたしまして、議員発議案第4号「資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書」に賛成の立場から、討論をいたします。

皆様御存じのとおり、森林は、国土の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等、多面的な機能の発揮によって、私たちの生活や経済に欠かせないさまざまな恩恵をもたらしています。

また、現在、我が国の森林は、これまでの先人の努力等により、戦後造成された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用することで林業の成長産業化を実現し、地方創生に貢献することが期待されています。

特に本県においては、森林が県土の約76%を占め、杉素材の生産量が25年連続で日本一となるなど、全国トップクラスの生産基盤を誇っており、この豊かな森林資源を最大限活用し、森林・林業の振興を図ることは、極めて重要な課題であります。

このような中、昨年、フランスで開催された

C O P 21において、2020年以降の国際的な温暖化対策についての法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

我が国ではこれに先立ち、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減することを目標とする約束草案を提出しております。この削減目標量のうち2%に当たる約2,780万CO₂トンについては、森林吸収源対策によって確保することとされており、改めて森林の重要性が認識されたところです。

目標を達成するためには、再造林等の森林整備や木材の利用促進等の森林吸収源対策を着実に実施していくことが必要ですが、林業を基幹産業とする中山間地域においては、過疎化・高齢化の進行により、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった長年にわたる課題が山積しており、こうした課題を解決するための施策とあわせて、継続的に森林整備を実施するための財源を確保することが大きな課題となっております。

今回提出させていただいた意見書では、森林の循環利用を支えるために必要な森林整備予算の確保とあわせて、森林吸収源対策を推進するために、全国版の、仮称ですが、森林環境税の早期実現による安定的な財源確保を要望しております。これによって、地球温暖化対策だけでなく、中山間地域を取り巻くさまざまな課題の解決に向けた取り組みが大きく前進することが期待されるものです。

なお、全国版の森林環境税の実現に当たっては、国民への負担や各府県で導入されている独自課税との関係などの課題もありますが、国において、地方の意見を踏まえて、しっかりと検討が進められるものと考えております。

議員各位におかれましては、申し上げてまい

りました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますよう、どうかよろしくお願ひ申し上げ、賛成討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第4号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第4号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号、第3号
及び第5号採決

○星原 透議長 次に、議員発議案第2号、第3号及び第5号について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○星原 透議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○星原 透議長 次に、選挙管理委員及び同補充員の任期が本年12月27日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会の決定どおり、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、議長において指名いたします。

まず、選挙管理委員を指名いたします。

熱田潮氏、米良政美氏、吉瀬和明氏、町元真也氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

宮脇和寛氏、山口哲雄氏、小川真弓氏、日高勝弘氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人とし、補充員の順位は、指名の順位とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと18日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成28年11月定例県議会を閉会いたします。

午前11時8分閉会

資

料

平成28年11月定例県議会日程

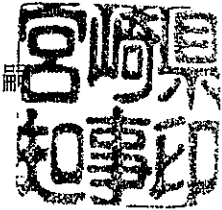
19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考		
11. 25	金	本会議	開会 議席の一部変更 新議員紹介 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告（常任委員会委員及び特別委員会委員の選任） 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
26	土	休 会	(閉 庁 日)			
27	日					
28	月					
29	火		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00		
30	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30		
12. 1	木					
2	金			請願締切 16:00		
3	土	休 会	(閉 庁 日)			
4	日					
5	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
6	火		一 般 質 問 質疑、討論、採決（人事案件） 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30		
7	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)		
8	木					
9	金				特 別 委 員 会	議会運営委員会
10	土				(閉 庁 日)	
11	日					
12	月					
13	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 選挙管理委員及び同補充員の選挙 閉会	議会運営委員会 9:30		

2 1 5 - 1 2 6 5
平成28年11月25日

宮崎県議会議長 星原透 殿

宮崎県知事 河野俊 麻



議案の送付について

平成28年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第2号 平成28年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第5号 平成28年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 職員の退職手当に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第12号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
- 議案第13号 当せん金付証票の発売について
- 議案第14号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第15号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第16号 収用委員会予備委員の任命の同意について
- 議案第17号 収用委員会予備委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 1 2 7 2
平成28年11月30日

宮崎県議会議長 星 原 透 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



議案の送付について

平成28年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第18号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第19号 平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）
- 議案第20号 平成28年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）
- 議案第21号 平成28年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）
- 議案第22号 平成28年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

11月30日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	丸山裕次郎	10:00~11:00	
2	自由民主党	島田 俊光	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	野崎 幸士	13:00~14:00	
4	自由民主党	黒木 正一	14:00~15:00	

12月1日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	公 明 党	新見 昌安	10:00~11:00	
6	県 民 の 声	井上紀代子	11:00~12:00	休憩
7	日 本 共 産 党	前屋敷恵美	13:00~14:00	
8	自由民主党 青の国	西村 賢	14:00~15:00	

12月2日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	日高 陽一	10:00~11:00	
10	自由民主党	二見 康之	11:00~12:00	休憩
11	県民連合宮崎	岩切 達哉	13:00~14:00	
12	公 明 党	河野 哲也	14:00~15:00	

12月5日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00～11:00	
14	愛みやざき	有岡 浩一	11:00～12:00	休憩
15	県民連合宮崎	高橋 透	13:00～14:00	
16	自由民主党	井本 英雄	14:00～15:00	

12月6日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	自由民主党	中野 廣明	10:00～11:00	
18	自由民主党	坂口 博美	11:00～12:00	休憩
19	県民連合宮崎	太田 清海	13:00～14:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内（質問取扱要領）

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	平成28年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第3号	平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第4号	平成28年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)					可決
第5号	平成28年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)		可決			
第6号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第7号	職員の退職手当に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決			可決	
第9号	公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例					可決
第10号	工事請負契約の締結について					可決
第11号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第12号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第13号	当せん金付証票の発売について	可決				
第18号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)	可決	可決	可決	可決	可決
第19号	平成28年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)					可決
第20号	平成28年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)					可決
第21号	平成28年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)					可決
第22号	平成28年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)		可決			
第23号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第24号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第25号	議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	可決				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第17号	子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願		継続			
第18号	国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出についての請願		不採択			
第19号	介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出についての請願		不採択			
第20号	受動喫煙防止対策強化処置についての請願		継続			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成28年11月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第17号 子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げを求める請願 請願第20号 受動喫煙防止対策強化処置についての請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	12月13日・可 決
〃 第2号	平成28年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第4号	平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第5号	平成28年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
〃 第6号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	職員の退職手当に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第11号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第12号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃 第13号	当せん金付証券の発売について	〃
〃 第14号	収用委員会委員の任命の同意について	12月6日・同 意
〃 第15号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第16号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第17号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第18号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	12月13日・可 決
〃 第19号	平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第20号	平成28年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）	12月13日・可決
〃 第21号	平成28年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第22号	平成28年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
〃 第23号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
議員発議案 第1号	新田原飛行場に係る騒音区域見直しに対する意見書	12月13日・可決
〃 第2号	骨髄移植ドナーに対する支援の充実についての意見書	〃
〃 第3号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	〃
〃 第4号	資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書	〃
〃 第5号	北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

新田原飛行場に係る騒音区域見直しに対する意見書

本県は、昭和32年に新田原基地が開設されて以来、基地周辺2市3町とともに今日まで、騒音問題という課題を抱えてきた。

騒音問題については、平成19年からの米軍再編に係る新田原基地への訓練移転等の際し、国と基地周辺2市3町との間で、「国は、訓練の移転等に伴う騒音について、地元要望を踏まえ、周辺住民の生活への影響に配慮し、騒音の実態調査を実施するなど所要の措置を積極的に講ずる」との合意がなされている。

しかし、今回、防衛省から基地周辺自治体に対し、第一種区域の大幅な縮小が見込まれる騒音度調査結果が示され、住民の基地に対する不信と不安を大きく増幅させる事態となっている。

よって、国においては、騒音区域の見直しに当たっては、基地周辺住民への不安や不利益とならないよう、地元の意向も十分に踏まえた上で検討し、国の責務として適切に基地周辺対策と民生安定に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
防 衛 大 臣	稲 田 朋 美 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

骨髄移植ドナーに対する支援の充実についての意見書

骨髄移植や末梢血管細胞移植は、白血病などの難治性血液疾患に対する有効な治療法である。

骨髄等の提供を広く国民に呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

平成28年9月末時点のドナー登録者数は46万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えているにもかかわらず、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっている。

同事業では、骨髄等の提供に必要な検査・入院等の費用について、ドナー側の負担はなく、万が一健康障害を生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われているが、ドナーが検査や入院等で休業した場合の補償については、現在行われておらず、ドナーが多くの人に安心して骨髄等を提供できるような仕組みづくりが早急に求められている。

よって、国におかれては、骨髄移植ドナーに対する支援の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中で、ドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
- 2 ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙では、道府県議会議員選挙の平均投票率が過去最低となったほか、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が大きな問題となった。

こうした中、選挙権年齢の引下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、サラリーマンの議員立候補、議員のサラリーマンへの復帰が行われやすいように、議員の年金制度を時代に相応しいものとするのが、人材の確保につながっていくと考える。

よって、国におかれては、国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書

我が国の森林は、国土の約3分の2を占め、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の供給等多面的な機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「伐って、使って、すぐ植える」という森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、我が国の森林は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源の循環利用により林業の成長産業化を図ることは、山村地域に雇用と所得を創出し、地方創生に大きく貢献するものである。

本県においても、複数の木質バイオマス発電施設の本格稼働や東アジアへの木材輸出の増大など、新たな木材需要の創出に向けた動きが加速化する一方で、林業を基幹産業とする中山間地域においては、依然として過疎化・高齢化の進行による担い手不足や間伐・再造林などの森林整備が適切に行われず、森林の持つ多面的機能が損なわれる懸念もあるなど危機的な状況が続いている。

よって、国におかれては、森林の果たす役割の重要性を踏まえ、資源循環型林業を確立し、林業の成長産業化による地方創生を実現するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 造林・間伐等、森林資源の循環利用を支えるために必要な森林整備予算及び防災・減災のために必要な治山予算を十分に確保すること。
- 2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機として、新たな木材需要を創出するための施策を強力に推進すること。
- 3 CLT（直交集成板）を活用した建築物の整備促進など需要拡大を図るための対策を強化すること。
- 4 森林整備等の森林吸収源対策を推進するため、都市・地方を通じて、森林の恩恵を受けている個人や企業等に等しく負担を求める「森林環境税(仮称)」を早期に実現し、安定的な財源を確保するとともに地方財政措置の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月13日

宮崎県議会

衆議院議長	大伊山	島達倍	理忠晋	森一三郎	殿殿殿殿殿
参議院議長	安麻高山菅山	倍生市本	晋太早有義	郎苗二偉	
内閣総務大臣					
財務大臣					
総務大臣					
農林水産大臣					
内閣府特命担当大臣					
(地方創生)					

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

北朝鮮は、我が国の排他的経済水域に繰り返し弾道ミサイルを発射し、9月には5回目の核実験を強行した。国連安全保障理事会決議の明白な違反であり、我が国と北東アジア地域の平和と安定を脅かす暴挙であり断じて容認することはできない。

加えて、北朝鮮は今も拉致した多数の我が国国民を不法に抑留し続けている。数十年も自由を奪われている被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐はもはや限界を超えており、重大な人権と主権の侵害である。

我が国政府は、全ての被害者の安全確保と早急な帰国を最優先課題としている。核実験暴挙があった現時点でも、政府はあらゆる方策を講じて拉致被害者を取り戻す努力を続け、全員の早急な帰国を実現させなければならない。

よって、国会及び政府は、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、あらゆる手段を講じて日本人拉致問題の早急な完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
総務大臣	高市	早苗	殿
外務大臣	岸田	文雄	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿
拉致問題担当大臣	加藤	勝信	殿

議 員 派 遣

平成28年12月13日

次のとおり、議員を派遣する。

1 九州・沖縄未来創造会議 第2回P T会議

- (1) 目 的 九州・沖縄が抱える課題等についての検討・協議
- (2) 派遣場所 長崎市
- (3) 期 間 平成29年1月16日(月)
- (4) 派遣議員 野崎 幸士 渡辺 創

議 員 派 遣

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

次のとおり、議員を派遣する。

1 平成 2 8 年度九州各県議会議員交流セミナー

(1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす。

(2) 派遣場所 鹿児島市

(3) 期 間 平成 2 9 年 1 月 3 0 日 (月) から
平成 2 9 年 1 月 3 1 日 (火) まで

(4) 派遣議員 緒嶋 雅晃 丸山裕次郎 外山 衛 山下 博三
後藤 哲朗 二見 康之 島田 俊光 日高 博之
野崎 幸士 太田 清海 渡辺 創 岩切 達哉
河野 哲也 重松幸次郎 前屋敷恵美

請 願 一 覽 表

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第18号	受理年月日	平成28年12月2日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25-1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田 秀一		
請願の件名	<p>国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出についての請願</p> <p>(要旨) 国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書を提出すること。</p> <p>(理由) 平成27年5月に成立した医療保険制度改革関連法によって、平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県に移管し、都道府県と市町村が両方、国保の保険者となり、共同で管理運営にあたる体制となります。</p> <p>ただ、都道府県が保険者となっても、国保の財政は引き続き、①市町村が住民から徴収する保険料、②健保・共済など他の医療保険からの拠出金、③国・都道府県からの公費によって運営され、給付費に対する国庫負担や都道府県負担の割合も現行制度と基本的には変わらないとされています。</p> <p>いま、国民健康保険制度の改革に求められていることは、所得水準の低い自治体ほど、わずかでも収入のある加入者の保険料負担が重くなり、低所得者が多く加入する医療保険でありながら保険料が高すぎるという制度の構造的矛盾を解決することです。低所得のため納税の義務を免除される非課税世帯でも相当の保険料負担となるばかりか、生活保護における最低生活費基準以下の所得状況でも保険料法定軽減の対象とならない世帯もあるなど、国民健康保険料の負担が加入世帯の家計に重い負担となり、貧困と格差を拡大する要因のひとつとなっています。</p> <p>政府は、平成27年度に1700億円の公費を市町村国保の低所得者対策に投入し、平成30年度をめどに毎年3400億円の公費投入を図ることで「保険料負担の軽減や伸び幅の抑制が期待できる」と説明しています。しかし、内閣府の試算では、現在年間9.1万円である国保の一人当たり保険料が2025年度には年間11.2万円に引き上がる予測を示しており、国保の財政構造を根本的に変えない限り、さらなる保険料の高騰は避けられないことが明らかになっています。全国知事会も、国保料(税)の軽減をはかるために「1兆円の国庫負担増」を要望してきました。</p>		

こうしたことから、国民健康保険制度が「社会保障及び国民保健の向上に寄与する（国民健康保険法第1条）」という本来の役割を果たすためには、定率国庫負担の引き上げが必要不可欠となっています。

よって、国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げ強く求めるとともに、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出されますよう請願致します。

以上のとおり、地方自治法第124条により請願書を提出します。

紹介議員

前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第19号	受理年月日	平成28年12月2日
請願者住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25-1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田 秀一		
請願の件名	<p>介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出についての請願</p> <p>(要旨) 介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実・改善を求める意見書を国に提出すること。</p> <p>(理由) 平成12年に「介護の社会化」をめざし制定された介護保険制度は高齢化が進む中で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための制度とするために充実・改善をすることが求められています。</p> <p>現在、政府内で、平成29年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1・2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」、「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する不安の声が多数寄せられています。</p> <p>介護保険の目的は高齢者の介護を社会全体で支え、自立支援につなげることと同時に、家族の介護負担を軽減し、誰もが安心して生活できる社会をつくることにあります。給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し、「介護難民」を増やしてしまうことになりかねません。また、家族の介護負担を増大させる、こうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも反するものです。</p> <p>これから高齢化がいつそう進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件の整備こそ求められています。</p> <p>よって、介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実・改善することを強く要望するとともに、</p>		

地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出されますよう請願致します。

以上のとおり、地方自治法第124条により請願書を提出します。

紹介議員

前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第20号	受理年月日	平成28年12月2日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市高千穂通1丁目6番21号 宮崎県たばこ耕作組合 組合長 郡 利夫 鹿児島県鹿児島市荒田1丁目2番3号 九州南部たばこ販売協同組合連合会 会長 福島 洋一 宮崎市別府町3-1 宮崎日赤会館1階 宮崎県飲食業生活衛生同業組合 理事長 代口 修 宮崎市別府町3-1 宮崎日赤会館1階 宮崎県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 函師 義孝		
請願の件名	受動喫煙防止対策強化処置についての請願 (要旨) 受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願 (理由) たばこ事業は、たばこ事業法等に基づき運営されており、たばこ税については、国や地方自治体の重要な一般財源であることは周知の事実です。しかし、2016年10月に厚生労働省より公表され、次期通常国会に法案として提出されようとしている「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)(以下、“たたき台”という)」における受動喫煙防止対策は、業界がこれまで推進してきた取組みが無駄になるような厳格な規制を設定しており、大きな懸念を抱いております。 宮崎県の葉たばこ耕作については、農家数336戸、面積671ha、販売高27億円を誇る一大産地であると共に、地域農業を支える重要な基幹作物の一つと位置付けられており、たばこ農家は葉たばこ生産に自信と誇りをもって良質葉生産に取り組んでおります。 また、零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店では、販売を通じて財政に多大な寄与をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行っているところです(平成26年度の宮崎県のたばこ税は、県税13.7億円、市町村税83.5億円)。 また、たばこ耕作組合とたばこ販売組合は、喫煙者のために喫煙場所の設置を要望する署名に取り組み、全国で64万筆の署名を集めるなど、喫煙環境の維持・向上に努めております。 成人の減少、喫煙率の低下などにより、たばこの消費が減少する中、前述のたたき台による措置により、更なる喫煙機会の減少、		

結果として消費本数の減少が進むことは明らかであり、たばこ販売店、及びたばこ農家の経営にも多大な影響があるものと考えております。

一方で、飲食業においては、その業種や店舗・施設によって喫煙を望むお客様が多い状況も観られるところ、受動喫煙防止対策の重要性を十分に認識し、分煙措置に努める他、お客様の意図しない受動喫煙への接触を防止するため、店舗内の喫煙環境をステッカー等を用いて店頭に表示する取組等、実態に応じた様々な対策を自主的に進めております。

サービス業界では、たたき台による「原則禁煙」という措置がお客様ニーズへの対応を著しく損ない、客数や客単価の減少に伴う売り上げの減少を懸念しています。また、多くの事業者は、いわゆる家族経営といった中小企業であり、店舗の面積や構造といった物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ず、経営への影響は避けられません。なお、諸外国と異なり日本においては、駅周辺や繁華街等において、路上喫煙規制条例等により屋外での喫煙が厳しく制限されていることも多く、お客様に店外での喫煙を求めることが出来ず、その影響は諸外国と比して甚大なものとなることが懸念されます。加えて、効果的とされる分煙措置を取っている店舗・施設であっても、改めて撤去・改作のための追加費用が生じるおそれがあります。

以上の通り、たたき台が求める措置には大きな問題があり、多方面にわたって甚大な影響を与えるおそれがあることから、私どもは、以下について、国に意見書を提出するようお願いいたします。

● 請願事項

1. 飲食業等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
2. 喫煙者に十分な喫煙機会が与えられるよう、喫煙環境の整備にも配慮すること。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願書を提出いたします。

紹介議員

緒嶋 雅晃 中野 廣明

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第17号	受理年月日	平成28年9月9日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 平野 千恵子		
請願の件名	<p>子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める 請願書</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも6人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は19.5%と全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子も等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。</p> <p>子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成28年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが7自治体で、通院でも、中学校卒業までが10自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、中学校卒業までの医療費を無料にさせていただきたく、請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすること</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月25日	金	本 会 議	議長挨拶 開 会 議席の一部変更 新議員紹介（濱砂 守議員） 会議録署名議員指名（黒木正一議員、田口雄二議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告（常任委員会委員及び特別委員会委員の選任） 議案第1号～第17号上程 知事提案理由説明
11月26日	土	休 会	(閉庁日)
11月27日	日		
11月28日	月		
11月29日	火		
11月30日	水	本 会 議	議案第18号～第25号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（丸山裕次郎議員、島田俊光議員、野崎幸士議員、 黒木正一議員）
12月1日	木		一般質問（新見昌安議員、井上紀代子議員、前屋敷恵美議員、 西村 賢議員）
12月2日	金		一般質問（日高陽一議員、二見康之議員、岩切達哉議員、 河野哲也議員）
12月3日	土	休 会	(閉庁日)
12月4日	日		
12月5日	月	本 会 議	一般質問（田口雄二議員、有岡浩一議員、高橋 透議員、 井本英雄議員）
12月6日	火		一般質問（中野廣明議員、坂口博美議員、太田清海議員） 採決（議案第14号～第17号）（同意） 議案・請願委員会付託
12月7日	水	休 会	常任委員会
12月8日	木		
12月9日	金		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月10日	土	休 会	(閉庁日)
12月11日	日		
12月12日	月		(議事整理)
12月13日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論 (議案第1号に反対、請願第18号、第19号不採択に反対) (前屋敷恵美議員) 採決 (議案第1号) (可決) 採決 (議案第2号～第13号、第18号～第25号) (可決) 採決 (請願第18号、第19号) (不採択) 採決 (継続審査・調査案件) (委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第5号追加上程 議員発議案第1号提案理由説明 (黒木正一議会運営委員会委員長) 採決 (議員発議案第1号) (可決) 討論 (議員発議案第4号に反対) (来住一人議員) 討論 (議員発議案第4号に賛成) (後藤哲朗議員) 採決 (議員発議案第4号) (可決) 採決 (議員発議案第2号、第3号、第5号) (可決) 議員派遣の件 選挙管理委員及び同補充員の選挙 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 副 議 長 宮 原 義 久

宮 崎 県 議 会 議 員 黒 木 正 一

宮 崎 県 議 会 議 員 田 口 雄 二